

水俣市議会会議録

平成21年9月第4回定例会（8月28日招集）

水俣市議会事務局

平成21年9月第4回定例会（8月28日招集）会期日程表

（会期 8月28日から9月16日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月28日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	29日	土		休 会	議案調査
3	30日	日			議案調査
4	31日	月			議案調査
5	9月1日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	2日	水			議案調査
7	3日	木			議案調査
8	4日	金			議案調査
9	5日	土			市の休日（土曜日）
10	6日	日			市の休日（日曜日）
11	7日	月			議案調査
12	8日	火			午前9時30分
13	9日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（野中重男君・高岡利治君・中原泰子君）
14	10日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（西田弘志君・田中 功君） 議案質疑 委員会付託
15	11日	金	——	委員会	委員会
16	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	13日	日			市の休日（日曜日）
18	14日	月	——	委員会	委員会
19	15日	火		休 会	議事整理日
20	16日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成21年9月第4回水俣市議会定例会会議録目次

平成21年8月28日（金） ——— 1日目 ———

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表(1)	2
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	4
日程第3 議第81号 専決処分の報告及び承認について	5
専第6号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	
日程第4 議第82号 水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について	6
日程第5 議第83号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第6 議第84号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第7 議第85号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第8 議第86号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第9 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第10 議第88号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	9
日程第11 議第89号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	12
日程第12 議第90号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	12
日程第13 議第91号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	13
日程第14 議第92号 平成21年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	14
日程第15 議第93号 平成20年度水俣市病院事業会計決算認定について	15
日程第16 議第94号 平成20年度水俣市水道事業会計決算認定について	19

市長の提案理由説明	1～21
散 会	24

平成21年9月8日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 議席の一部変更について	2
日程第2 一般質問	3
○真野頼隆君の質問	3
1 水俣市総合計画について	3
2 企業誘致と雇用問題について	4
3 新型インフルエンザ対策について	4
4 ふるさと納税について	4
市長の答弁	5
○真野頼隆君の再質問	7
市長の答弁	9
○真野頼隆君の発言	11
産業建設部長の答弁	11
○真野頼隆君の再質問	12
産業建設部長の答弁	14
○真野頼隆君の発言	15
福祉環境部長の答弁	15
○真野頼隆君の再質問	16
総合医療センター事務部長の答弁	17
福祉環境部長の答弁	18
○真野頼隆君の再々質問	19
福祉環境部長の答弁	20

総務企画部長の答弁	2～20
○真野頼隆君の再質問	21
総務企画部長の答弁	21
○真野頼隆君の発言	22
休憩・開議	22
○岩阪雅文君の質問	22
1 第5次総合計画の策定への具体的取り組みについて	22
2 自主財源の収納強化対策について	23
3 新幹線全線開通に向けた観光施策の具体的取り組みについて	23
市長の答弁	24
○岩阪雅文君の再質問	25
市長の答弁	26
○岩阪雅文君の再々質問	27
市長の答弁	28
総務企画部長の答弁	29
○岩阪雅文君の再質問	30
総務企画部長の答弁	30
○岩阪雅文君の発言	31
副市長の答弁	31
○岩阪雅文君の再質問	32
副市長の答弁	34
○岩阪雅文君の発言	35
休憩・開議	36
○谷口眞次君の質問	36
1 任期後の市長選再出馬について	37
2 環境モデル都市推進について	37
3 風力発電について	37
4 桜ヶ丘・大戸口線について	37
5 住宅プランについて	37
市長の答弁	38
○谷口眞次君の発言	39
副市長の答弁	39

○谷口眞次君の再質問	2～41
副市長の答弁	44
産業建設部長の答弁	45
○谷口眞次君の再質問	46
産業建設部長の答弁	47
○谷口眞次君の発言	47
産業建設部長の答弁	47
○谷口眞次君の再質問	48
産業建設部長の答弁	50
産業建設部長の答弁	51
○谷口眞次君の再質問	52
産業建設部長の答弁	53
○谷口眞次君の発言	54
散 会	54

平成21年9月9日（水）　　—— 3日目 ——

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○野中重男君の質問	3
1 水俣病について	3
2 風力発電について	4
3 山間部の高齢者の交通手段の確保について	4
市長の答弁	4
○野中重男君の再質問	6
市長の答弁	7
○野中重男君の再々質問	8

市長の答弁	3～12
産業建設部長の答弁	13
○野中重男君の再質問	15
産業建設部長の答弁	18
総務企画部長の答弁	19
○野中重男君の発言	20
休憩・開議	20
○高岡利治君の質問	20
1 衆議院議員選挙について	21
2 医療センターについて	21
3 水俣病問題について	21
4 風力発電建設について	21
5 市長マニフェスト検証大会について	21
6 一般廃棄物について	21
市長の答弁	22
○高岡利治君の再質問	22
市長の答弁	23
○高岡利治君の再々質問	23
市長の答弁	23
総合医療センター事務部長の答弁	24
○高岡利治君の再質問	24
総合医療センター事務部長の答弁	25
○高岡利治君の発言	26
福祉環境部長の答弁	26
○高岡利治君の再質問	27
福祉環境部長の答弁	28
市長の答弁	28
○高岡利治君の再々質問	29
市長の答弁	30
産業建設部長の答弁	30
○高岡利治君の再質問	31
産業建設部長の答弁	32

○高岡利治君の再々質問	3～32
産業建設部長の答弁	32
市長の答弁	33
市長の答弁	33
○高岡利治君の再質問	34
市長の答弁	35
○高岡利治君の発言	35
福祉環境部長の答弁	36
○高岡利治君の再質問	36
福祉環境部長の答弁	37
市長の答弁	37
○高岡利治君の再々質問	37
福祉環境部長の答弁	38
休憩・開議	38
○中原泰子君の質問	38
1 学童児バス通学者への補助金について	38
2 総合医療センターについて	38
3 不適切経理について	39
4 観光施策について	39
市長の答弁	39
教育次長の答弁	39
○中原泰子君の再質問	40
教育次長の答弁	41
○中原泰子君の再々質問	41
教育次長の答弁	41
総合医療センター院長の答弁	42
○中原泰子君の再質問	44
総合医療センター院長の答弁	46
総合医療センター事務部長の答弁	47
○中原泰子君の再々質問	47
市長の答弁	48
総務企画部長の答弁	49

○中原泰子君の再質問	3～50
総務企画部長の答弁	51
○中原泰子君の再々質問	52
総務企画部長の答弁	52
市長の答弁	53
○中原泰子君の再質問	55
市長の答弁	56
○中原泰子君の発言	56
散 会	57

平成21年9月10日（木）　　—— 4 日 目 ——

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
陳情文書表(2)	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	4
○西田弘志君の質問	4
1 商店街振興について	5
2 観光施策について	5
3 環境施策について	5
4 みなまた未来コンサートについて	5
5 新型インフルエンザについて	6
6 経済対策について	6
市長の答弁	6
産業建設部長の答弁	6
○西田弘志君の再質問	7
産業建設部長の答弁	8
○西田弘志君の発言	9

市長の答弁	4～10
○西田弘志君の再質問	11
市長の答弁	12
○西田弘志君の発言	13
福祉環境部長の答弁	13
○西田弘志君の再質問	15
福祉環境部長の答弁	16
○西田弘志君の発言	16
副市長の答弁	17
○西田弘志君の再質問	17
副市長の答弁	18
○西田弘志君の発言	18
教育次長の答弁	19
○西田弘志君の再質問	20
福祉環境部長の答弁	21
○西田弘志君の発言	21
総務企画部長の答弁	22
○西田弘志君の発言	22
休憩・開議	23
○田中功君の質問	23
1 第4次水俣市総合計画の中の商工業の振興の検証と継続について	23
2 第4次水俣市総合計画の中の水俣型観光の振興と交流の推進の検証と継続について	23
3 水俣市第4次行財政改革の取り組みについて	24
4 市長のマニフェストについて	24
市長の答弁	24
産業建設部長の答弁	25
○田中功君の再質問	27
産業建設部長の答弁	27
産業建設部長の答弁	27
○田中功君の再質問	28
市長の答弁	29

総務企画部長の答弁	4～29
○田中功君の再質問	31
総務企画部長の答弁	33
○田中功君の再々質問	35
総務企画部長の答弁	36
市長の答弁	37
○田中功君の発言	37
休憩・開議	39
質　　疑	39
日程第2 議第81号 専決処分 ¹ の報告及び承認について	39
専第6号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	
日程第3 議第82号 水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について	39
日程第4 議第83号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39
日程第5 議第84号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	40
日程第6 議第85号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	40
日程第7 議第86号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	40
日程第8 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	40
日程第9 議第88号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	41
日程第10 議第89号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	41
日程第11 議第90号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	41
日程第12 議第91号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	41
日程第13 議第92号 平成21年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	42
日程第14 議第93号 平成20年度水俣市病院事業会計決算認定について	42
日程第15 議第94号 平成20年度水俣市水道事業会計決算認定について	42
議案上程	42
日程第16 議第95号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	43
日程第17 議第96号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	43
日程第18 議第97号 和解及び損害賠償の額の決定について	44

日程第19 議第98号	平成20年度水俣市一般会計決算認定について……………	4～44
日程第20 議第99号	平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について……………	49
日程第21 議第100号	平成20年度水俣市老人保健特別会計決算認定について……………	51
日程第22 議第101号	平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について……………	52
日程第23 議第102号	平成20年度水俣市介護保険特別会計決算認定について……………	54
日程第24 議第103号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について……………	56
	市長の提案理由説明……………	57
	休憩・開議……………	59
	質 疑……………	59
	委員会付託……………	59
日程第25	特別委員会の設置について……………	60
	休憩・開議……………	60
	正副委員長互選結果の報告……………	61
	散 会……………	61

平成21年9月16日（水） —— 5日目 ——

出欠席議員……………	5～1	
事務局職員出席者……………	1	
説明のため出席した者……………	1	
議事日程第5号……………	2	
開 議……………	4	
諸般の報告……………	4	
日程第1 議第81号	専決処分等の報告及び承認についてから日程第17 陳第10号 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する陳情についてまで17件に関する委員会の審査報告……………	4
	○総務文教委員長の報告……………	5
	○厚生委員長の報告……………	7
	○産業建設委員長の報告……………	9
	委員会審査報告書……………	10
	委員長報告に対する質疑……………	11
	討 論……………	12

採 決	5～12
日程第18 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	13
○平松辰弘君の発言	14
採 決	15
閉会中継続審査・調査申出書	15
議案上程	17
日程第19 議第104号 人権擁護委員候補者の推薦について	17
日程第20 議第105号 人権擁護委員候補者の推薦について	17
市長の提案理由説明（議第104号及び議第105号）	18
質 疑	18
討 論	18
採 決	18
日程第21 議員派遣について	19
閉 会	19

平成21年8月28日

平成21年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成21年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成21年8月28日水俣市長第4回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成21年8月28日午前10時0分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成21年9月16日午前10時29分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成21年8月28日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時13分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	岩阪雅文君	平松辰弘君
田中功君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長（牛迫秀基君）	局長（松永伸二君）
議事係長（栄永尚子君）	総務係長（岡本広志君）
書記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 12人

市長（宮本勝彬君）	副市長（森近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	福祉環境部長（吉本哲裕君）
産業建設部長（田上和俊君）	総合医療センター事務部長（桑畑達美君）
産業建設部産業づくり総室長（上村彰君）	水道局長（盛下修一君）
教育次長（坂本彰君）	総務企画部総務課長（本山祐二君）
総務企画部企画課長（栄永徳博君）	総務企画部財政課長（淵上茂樹君）

○議事日程 第1号

平成21年8月28日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第81号 専決処分の報告及び承認について
専第6号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 第4 議第82号 水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について
- 第5 議第83号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第84号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第85号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第86号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第88号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 第11 議第89号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議第90号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議第91号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議第92号 平成21年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 議第93号 平成20年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 第16 議第94号 平成20年度水俣市水道事業会計決算認定について

平成21年9月第4回水俣市議会定例会陳情文書表(1)

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第8号	地域産木材利用拡大の陳情について	葦北郡津奈木町 大字小津奈木2120-23 小崎 修市		産業建設
陳第9号	J Aあしきた果樹選果場施設統合整備事業に伴う補助金に関する陳情について	葦北郡芦北町佐敷424 高峰 博美		産業建設

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（松本和幸君） ただいまから平成21年第4回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（松本和幸君） これから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情2件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、産業建設委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成21年6月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森副市長、葦浦総務企画部長、吉本福祉環境部長、田上産業建設部長、桑畑総合医療センター事務部長、上村産業建設部産業づくり総室長、盛下水道局長、本山総務課長、栄永企画課長、淵上財政課長、大淵教育長、坂本教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松本和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において福田斉議員、平松辰弘議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成21年9月第4回定例会（8月28日招集）会期日程表

（会期 8月28日から9月16日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月28日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	29日	土			議案調査
3	30日	日			議案調査

4	31日	月			議案調査
5	9月1日	火		休 会	議案調査（一般質問通告正午まで）
6	2日	水			議案調査
7	3日	木			議案調査
8	4日	金			議案調査
9	5日	土			市の休日（土曜日）
10	6日	日			市の休日（日曜日）
11	7日	月			議案調査
12	8日	火	午前9時30分		本会議
13	9日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	10日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	11日	金	——	委員会	委員会
16	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	13日	日			市の休日（日曜日）
18	14日	月	——	委員会	委員会
19	15日	火		休 会	議事整理日
20	16日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（松本和幸君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月16日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

日程第3 議第81号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

日程第4 議第82号 水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について

日程第5 議第83号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 6 議第84号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第85号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第86号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第88号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第11 議第89号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第12 議第90号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第13 議第91号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第14 議第92号 平成21年度水俣市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第15 議第93号 平成20年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 日程第16 議第94号 平成20年度水俣市水道事業会計決算認定について
- 議長（松本和幸君） 日程第 3、議第81号専決処分の報告及び承認についてから、日程第16、議第94号平成20年度水俣市水道事業会計決算認定についてまで、14件を一括して議題とします。

議第81号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成21年 8 月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第 6 号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第 5 号）
専第 6 号

専 決 処 分 書

平成21年度水俣市の一般会計補正予算（第 5 号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成21年 8 月12日専決

水俣市長 宮 本 勝 彬

（専決処分を必要とする理由）

法人市民税の還付及び小水力発電調査事業の実施につき、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成21年度水俣市一般会計補正予算（第 5 号）

平成21年度水俣市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ47,432千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

14,119,482千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (第5号)

歳 入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14. 国 庫 支 出 金		2,449,260	5,950	2,455,210
	3. 委 託 金	7,146	5,950	13,096
19. 繰 越 金		35,819	41,482	77,301
	1. 繰 越 金	35,819	41,482	77,301
補正されなかった款に係る額		11,586,971		11,586,971
歳 入 合 計		14,072,050	47,432	14,119,482

歳 出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		2,115,686	47,432	2,163,118
	1. 総 務 管 理 費	1,577,300	5,950	1,583,250
	2. 徴 税 費	181,719	41,482	223,201
補正されなかった款に係る額		11,956,364		11,956,364
歳 出 合 計		14,072,050	47,432	14,119,482

議第82号

水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について

水俣市長の給与の減額に関する条例を次のように制定することとする。

平成21年8月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市長の給与の減額に関する条例

市長の平成21年10月1日から同年10月31日までの期間における給料月額は、水俣市長等の給与に関する条例（昭和26年告示第18号）第3条及び水俣市長等の給与の特例に関する条例（平成18年条例第46号）第1条の規定にかかわらず、同条の規定による額から、その額の10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成21年10月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

この度、予算執行に係る不適切処理に関して職員に矯正措置を行ったことから、市長として総括的な管理監督責任があるものと判断し、本案のように制定しようとするものである。

議第83号

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定

することとする。

平成21年8月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第16条中「第45条、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「第45条及び第46条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受けるときには、当該者には同条例の規定による補償は行わない。

（提案理由）

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第84号

水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年8月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「環境水俣賞委員会委員（知経）」を「環境水俣賞委員会委員（一般）」に、

「

都市計画審議会委員	”	4,500円	を
-----------	---	--------	---

「

都市計画審議会委員	”	4,500円	に
まちづくり交付金評価委員会委員（学識）	”	20,000円	
まちづくり交付金評価委員会委員（一般）	”	4,500円	

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

まちづくり交付金評価委員会の設置に伴い、非常勤の特別職としてまちづくり交付金評価委員会委員の報酬額に関して整備を図る等の必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第85号

水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年8月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例
水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例（平成18年条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

地域生活支援事業負担金

事業名	負担金		
	被保護者	市町村民税世帯非課税者	市町村民税世帯課税者
移動支援事業	0円	0円	サービス等に要した費用の5%に相当する額
日常生活用具給付事業	0円	0円	サービス等に要した費用の5%に相当する額
訪問入浴サービス事業	0円	0円	サービス等に要した費用の5%に相当する額
日中一時支援事業	0円	0円	サービス等に要した費用の5%に相当する額
生活サポート事業	0円	0円	サービス等に要した費用の5%に相当する額
備考	1 「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。 2 「市町村民税世帯非課税者」とは、事業によるサービス利用者及び当該サービス利用者と同一の世帯に属する者（障害者については、配偶者に限る。）が、サービスの利用申請があった月の属する年度（サービスの利用申請があった月が1月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者をいう。 3 「市町村民税世帯課税者」とは、前2項以外の者をいう。 4 サービス等に要した費用は、法に基づく障害福祉サービス等に要した費用の額等を考慮した別に定める額とする。		

附則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(提案理由)

平成21年9月30日で経過措置期間が終了するのに伴い、利用者負担金を見直し、本案のように制定しようとするものである。

議第86号

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年8月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例
水俣市国民健康保険条例（昭和34年告示第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)

- 2 被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(提案理由)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成21年10月1日から施行されることに伴い、本市においても同等の額を支給するため、本案のように制定しようとするものである。

議第87号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年8月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

月浦団地	平成12年度	水俣市月浦字村上269番10	中層耐火3階	15	を
------	--------	----------------	--------	----	---

」

「

月浦団地	平成12年度 平成21年度	水俣市月浦字村上269番10 水俣市月浦字新開168番地63	中層耐火3階 低層耐火2階	40	に
------	------------------	-----------------------------------	------------------	----	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

月浦団地4・5号棟の建設による住宅の供用開始に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第88号

平成21年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

平成21年度水俣市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269,741千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,389,223千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」による。

平成21年8月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第6号)

歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
12. 分担金及び負担金		164,705	2,270	166,975
	1. 分 担 金	6,040	2,270	8,310
14. 国庫支出金		2,455,210	52,500	2,507,710
	1. 国庫負担金	1,179,291	1,382	1,180,673
	2. 国庫補助金	1,262,823	51,088	1,313,911
	3. 委託金	13,096	30	13,126
15. 県支出金		949,240	134,791	1,084,031
	2. 県補助金	396,203	130,070	526,273
	3. 委託金	85,619	4,721	90,340
18. 繰入金		254,577	3,815	258,392
	1. 基金繰入金	254,577	3,523	258,100
	2. 特別会計繰入金	0	292	292
19. 繰越金		77,301	52,057	129,358
	1. 繰越金	77,301	52,057	129,358
20. 諸収入		749,312	3,593	752,905
	4. 雑入	601,491	3,593	605,084
21. 市債		1,027,600	20,715	1,048,315
	1. 市債	1,027,600	20,715	1,048,315
補正されなかった款に係る額		8,441,537		8,441,537
歳入合計		14,119,482	269,741	14,389,223

歳出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総務費		2,163,118	15,690	2,178,808
	1. 総務管理費	1,583,250	15,624	1,598,874
	3. 戸籍住民基本台帳費	77,052	66	77,118
3. 民生費		4,160,140	76,100	4,236,240
	1. 社会福祉費	2,060,294	50,267	2,110,561
	2. 児童福祉費	1,318,306	23,990	1,342,296
	3. 生活保護費	781,540	1,843	783,383
4. 衛生費		1,693,180	6,711	1,699,891
	2. 清掃費	814,584	4,666	819,250
	4. 環境対策費	138,100	2,045	140,145
5. 農林水産業費		361,904	138,156	500,060
	1. 農業費	287,469	17,840	305,309
	2. 林業費	46,974	120,211	167,185
	3. 水産業費	27,461	105	27,566
6. 商工費		274,865	18,529	293,394

	1. 商 工 費	274,865	18,529	293,394
7. 土 木 費		1,760,861	7,686	1,768,547
	2. 道 路 橋 り よ う 費	364,151	19	364,170
	3. 河 川 費	12,090	7,667	19,757
8. 消 防 費		414,077	238	414,315
	1. 消 防 費	414,077	238	414,315
9. 教 育 費		1,638,883	6,631	1,645,514
	1. 教 育 総 務 費	937,787	541	938,328
	2. 小 学 校 費	120,027	2,837	122,864
	4. 社 会 教 育 費	209,112	3,253	212,365
補正されなかった款に係る額		1,652,454		1,652,454
歳 出 合 計		14,119,482	269,741	14,389,223

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
勤 労 青 少 年 ホ ー ム 管 理 委 託 料 (商 工 観 光 振 興 室)	自 平成21年度 至 平成22年度	千円 5,973

第3表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地 方 道 路 等 整 備 事 業	千円 50,200	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	4.0% 以 内 (た だ し、 利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 政 府 資 金 等 に つ い て、 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、 当 該 見 直 し 後 の 利 率。)	政 府 資 金 に つ い て は、 そ の 融 資 条 件 に よ り、 銀 行 そ の 他 の 場 合 に は そ の 債 権 者 と 協 定 す る も の に よ る。 た だ し、 市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 及 び 償 還 期 限 を 短 縮 し、 又 は、 繰 上 償 還 若 し く は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る。
計	50,200			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一 般 公 共 事 業 (農 業 農 村 事 業)	千円 8,000				千円 3,500			
一 般 公 共 事 業 (災 害 関 連 事 業)	2,900				5,100			
一 般 公 共 事 業 (水 産 基 盤 事 業)	3,600				0			
自 然 災 害 防 止 事 業	6,300				11,300			
臨 時 地 方 道 整 備 事 業	33,600				0			
過 疎 対 策 事 業	191,500				200,500			
県 道 路 整 備 事 業	17,300				0			

臨時財政対策債	383,400			396,715		
補正されなかった事業に係る額	381,000			381,000		
計	1,027,600			998,115		

議第89号

平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,253千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,355,027千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年8月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,288,195	779	1,288,974
	2. 国庫補助金	562,950	779	563,729
9. 繰入金		384,752	△2,212	382,540
	2. 基金繰入金	99,910	△2,212	97,698
10. 繰越金		1	1,474	1,475
	1. 繰越金	1	1,474	1,475
11. 諸収入		5,655	2,212	7,867
	3. 雑収入	4,276	2,212	6,488
補正されなかった款に係る額		2,674,171		2,674,171
歳入合計		4,352,774	2,253	4,355,027

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		82,003	279	82,282
	5. 国民健康保険特別対策費	4,017	279	4,296
6. 介護納付金		134,547	0	134,547
	1. 介護納付金	134,547	0	134,547
11. 諸支出金		6,968	1,974	8,942
	1. 償還金及び還付加算金	1,425	1,974	3,399
補正されなかった款に係る額		4,129,256		4,129,256
歳出合計		4,352,774	2,253	4,355,027

議第90号

平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成21年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ386,281千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年8月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰越金		2	425	427
	1. 繰越金	2	425	427
5. 諸収入		435	△200	235
	2. 償還金及び還付加算金	330	△200	130
補正されなかった款に係る額		385,619		385,619
歳入合計		386,056	225	386,281

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2. 諸支出金		330	225	555
	1. 償還金及び還付加算金	330	225	555
補正されなかった款に係る額		385,726		385,726
歳出合計		386,056	225	386,281

議第91号

平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成21年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,306千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,698,871千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年8月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
6. 県支出金		383,479	5,981	389,460
	1. 県負担金	373,929	5,981	379,910
7. 繰入金		408,272	7,286	415,558
	2. 基金繰入金	0	7,286	7,286
8. 繰越金		1	26,039	26,040
	1. 繰越金	1	26,039	26,040
補正されなかった款に係る額		1,867,813		1,867,813
歳入合計		2,659,565	39,306	2,698,871

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		81,921	961	82,882
	4. 趣 旨 普 及 費	28	961	989
6. 諸 支 出 金		201	38,345	38,546
	1. 償還金及び還付加算金	201	38,345	38,546
補正されなかった款に係る額		2,577,443		2,577,443
歳 出 合 計		2,659,565	39,306	2,698,871

議第92号

平成21年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成21年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成21年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水 道 事 業 費	411,897千円	1,033千円	412,930千円
第1項 営 業 費 用	356,513千円	1,033千円	357,546千円
第2項 営 業 外 費 用	54,283千円	0千円	54,283千円
第3項 特 別 損 失	101千円	0千円	101千円
第4項 予 備 費	1,000千円	0千円	1,000千円

平成21年8月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

議第93号

平成20年度水俣市病院事業会計決算認定について

平成20年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成21年8月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成20年度水俣市病院事業会計決算

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター事業収益	6,097,491,000	2,539,000	0
第1項 医 業 収 益	5,880,564,000	0	0
第2項 医 業 外 収 益	208,526,000	2,539,000	0
第3項 特 別 利 益	8,401,000	0	0
第2款 診療所事業収益	22,733,000	0	0
第1項 医 業 収 益	21,887,000	0	0
第2項 医 業 外 収 益	844,000	0	0
第3項 特 別 利 益	2,000	0	0
収益的収入合計	6,120,224,000	2,539,000	0

支出

区 分	予 算				
	当初予算額	補正予算額	予 備 費 支 出 額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額
第1款 総合医療センター事業費	6,120,326,000	83,166,000	0	0	0
第1項 医 業 費 用	5,887,780,000	83,166,000	0	0	0
第2項 医 業 外 費 用	195,745,000	0	0	0	0
第3項 特 別 損 失	36,801,000	0	0	0	0
第2款 診療所事業費	26,837,000	0	0	0	0
第1項 医 業 費 用	26,733,000	0	0	0	0
第2項 医 業 外 費 用	3,000	0	0	0	0
第3項 特 別 損 失	101,000	0	0	0	0
第3款 予 備 費	2,000,000	0	0	0	0
第1項 予 備 費	2,000,000	0	0	0	0
収益的支出合計	6,149,163,000	83,166,000	0	0	0

(単位：円)

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
6,100,030,000	6,239,697,978	139,667,978	
5,880,564,000	6,003,490,360	122,926,360	内仮受消費税及び地方消費税 12,717,875
211,065,000	215,506,743	4,441,743	" 3,537,566
8,401,000	20,700,875	12,299,875	" 13,524
22,733,000	21,295,938	△1,437,062	
21,887,000	20,453,938	△1,433,062	内仮受消費税及び地方消費税 4,581
844,000	842,000	△2,000	
2,000	0	△2,000	
6,122,763,000	6,260,993,916	138,230,916	内仮受消費税及び地方消費税 16,273,546

(単位：円)

額			決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考
小 計	地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計				
6,203,492,000	0	6,203,492,000	5,989,063,280	0	214,428,720	
5,970,946,000	0	5,970,946,000	5,763,309,577	0	207,636,423	内仮払消費税及び地方消費税 90,299,769
195,745,000	0	195,745,000	165,929,343	0	29,815,657	" 37,883 納付消費税等 10,242,100
36,801,000	0	36,801,000	59,824,360	0	△23,023,360	内現金を伴わない額 56,709,054 " 5,073
26,837,000	0	26,837,000	20,266,181	0	6,570,819	
26,733,000	0	26,733,000	20,251,924	0	6,481,076	内仮払消費税及び地方消費税 633,598
3,000	0	3,000	0	0	3,000	" 0
101,000	0	101,000	14,257	0	86,743	内現金を伴わない額 14,257 " 0
2,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000	
2,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000	
6,232,329,000	0	6,232,329,000	6,009,329,461	0	222,999,539	内仮払消費税及び地方消費税 90,976,323

(2) 資本的収入及び支出

収入

区 分	予 算			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当初予算額	補正予算額	小 計	
第1款 総合医療センター資本的収入	570,904,000	15,941,000	586,845,000	0
第1項 企業債	424,400,000	800,000	425,200,000	0
第2項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0
第3項 補助金	31,502,000	10,942,000	42,444,000	0
第4項 負担金	115,000,000	0	115,000,000	0
第5項 繰入金	1,000	4,199,000	4,200,000	0
資本的収入合計	570,904,000	15,941,000	586,845,000	0

支出

区 分	予 算				地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費 通次 繰越額
	当初予算額	補正予算額	流用 増減額	小 計		
第1款 総合医療センター資本的支出	846,883,000	16,007,000	0	862,890,000	0	0
第1項 建設改良費	455,957,000	16,007,000	0	471,964,000	0	0
第2項 企業債償還金	390,926,000	0	0	390,926,000	0	0
第2款 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
第1項 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
資本的支出合計	847,883,000	16,007,000	0	863,890,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額289,131,543円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,529,380円、過年度分損益勘定留保資金268,602,163円で補てんした。

(単位：円)

継続費通次繰越額 に係る財源充当額	額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	合計				
0	586,845,000		533,726,000	△53,119,000	
0	425,200,000		368,000,000	△57,200,000	
0	1,000		0	△1,000	
0	42,444,000		46,526,000	4,082,000	
0	115,000,000		115,000,000	0	
0	4,200,000		4,200,000	0	
0	586,845,000		533,726,000	△53,119,000	

(単位：円)

合計	決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合計		
862,890,000	822,857,543	0	0	0	40,032,457	
471,964,000	431,932,011	0	0	0	40,031,989	内仮払消費税及び地方消費税 20,529,380
390,926,000	390,925,532	0	0	0	468	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
863,890,000	822,857,543	0	0	0	41,032,457	内仮払消費税及び地方消費税 20,529,380

議第94号

平成20年度水俣市水道事業会計決算認定について

平成20年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成21年8月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成20年度水俣市水道事業会計決算

(1) 収益的収入及び支出
収入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	472,001,000	0	0
第1項 営業収益	468,741,000	0	0
第2項 営業外収益	3,258,000	0	0
第3項 特別利益	2,000	0	0

支出

区 分	予 算				
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額
第1款 水道事業費	389,893,000	411,000	0	0	0
第1項 営業費用	331,423,000	411,000	0	0	0
第2項 営業外費用	57,369,000	0	0	0	0
第3項 特別損失	101,000	0	0	0	0
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0

営業収益のうち雑収益（庁舎共用経費負担金）35,889円は、全額課税支出に充当した。

(2) 資本的収入及び支出
収入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	12,199,000	0	12,199,000	0
第1項 負担金	12,198,000	0	12,198,000	0
第2項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0

支出

区 分	予 算 額						
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費次繰越額
第1款 資本的支出	202,174,000	0	0	0	202,174,000	1,082,500	0
第1項 建設改良費	145,886,000	0	0	0	145,886,000	1,082,500	0
第2項 企業債償還金	55,288,000	0	0	0	55,288,000	0	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額177,134,693円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支額金3,333,262円で補てんした。

負担金（消火栓設置等負担金）2,726,575円は、全額課税支出に充当した。

(単位：円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計				
	472,001,000	474,249,023	2,248,023	
	468,741,000	469,864,343	1,123,343	うち仮受消費税及び地方消費税 22,315,561
	3,258,000	4,382,330	1,124,330	
	2,000	2,350	350	うち仮受消費税及び地方消費税 111

(単位：円)

額			決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の 規定による 繰越額	不 用 額	備 考
小 計	地方公営企 業法第26条第 2項の規定によ る繰越額	合 計				
390,304,000	0	390,304,000	357,678,278	0	32,625,722	
331,834,000	0	331,834,000	302,191,425	0	29,642,575	うち仮払消費税及び地方消費税 3,197,495
57,369,000	0	57,369,000	55,445,173	0	1,923,827	消費税及び地方消費税 13,512,500
101,000	0	101,000	41,680	0	59,320	
1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(単位：円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
0	12,199,000	2,726,575	△9,472,425	
0	12,198,000	2,726,575	△9,471,425	
0	1,000	0	△1,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継 続 費 次 繰 越 額	合 計		
203,256,500	179,861,268	0	0	0	23,395,232	
146,968,500	124,574,857	0	0	0	22,393,643	うち仮払消費税及び地方消費税 5,597,488
55,288,000	55,286,411	0	0	0	1,589	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

整額5,597,488円、減債積立金55,000,000円、過年度分損益勘定留保資金113,203,943円及び当年度分損益勘定留保資

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に提案いたしました議案について、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第81号専決処分の報告及び承認について、専第6号平成21年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

本案は、法人市民税の還付及び小水力発電調査事業の実施につき、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,743万2,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ141億1,948万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に、市税還付金、小水力発電調査事業を計上いたしております。

その財源といたしましては、第14款国庫支出金、第19款繰越金を充当いたしております。

次に、議第82号水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、予算執行に係る不適切処理に関して職員に矯正措置を行ったことから、市長として総合的な管理監督責任があるものと判断し、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第83号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第84号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、まちづくり交付金評価委員会の設置に伴い、非常勤の特別職としてまちづくり交付金評価委員会委員の報酬額に関して整備を図る等の必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第85号水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

平成21年9月30日で減免の経過措置期間が終了するのに伴い、利用者負担金を見直し、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第86号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするもの

であります。

次に、議第87号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

第2期月浦団地建設により月浦団地4・5号棟計25戸を建設し、供用開始することに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第88号平成21年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億6,974万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ143億8,922万3,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、庁舎管理事業、第3款民生費に、子育て応援特別手当事業、第4款衛生費に、岡山不燃物理立地整備事業、第5款農林水産業費に、森林整備加速化・林業再生基金事業、第6款商工費に、商店街活性化支援事業、第7款土木費に、湯の児海岸高潮対策事業負担金、第8款消防費に、消防団活動費、第9款教育費に、小学校施設維持管理費等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整いたしております。

また、債務負担行為補正として、勤労青少年ホーム管理委託料を計上いたしております。

このほか、地方債の補正として、地方道路整備事業を追加し、過疎対策事業外7件の限度額を変更いたしております。

次に、議第89号平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ225万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ43億5,502万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出の第1款総務費に、医療費適正化特別対策事業、第11款諸支出金に、高額療養費特別支援金等を計上いたしております。

また、歳入の第11款諸収入に、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を計上するとともに、第3款国庫支出金、第9款繰入金及び第10款繰越金をもって財源調整いたしております。

次に、議第90号平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ22万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,628万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款諸支出金で保険料還付金を増額いたしております。

この財源といたしましては、第4款繰越金、第5款諸収入で調整いたしております。

次に、議第91号平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,930万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億9,887万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、趣旨普及費、第6款諸支出金に、国県支出金等返還金等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第6款県支出金、第7款繰入金及び第8款繰越金で調整いたしております。

次に、議第92号平成21年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成21年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を103万3,000円増額し、補正後の収益的支出の額を4億1,293万円とするものであります。

補正の内容としましては、庁舎耐震診断調査の実施に伴い、一般会計負担金の額を増額いたしております。

次に、議第93号平成20年度水俣市病院事業会計決算認定について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入62億6,099万円、収益的支出60億933万円となり、差し引き2億5,166万円の利益となりますが、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益は2億3,113万円で、当年度未処理欠損金は11億5,822万円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入5億3,372万円、資本的支出8億2,285万円となり、差し引き不足額2億8,913万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額2,053万円、過年度分損益勘定留保資金2億6,860万円で補てんいたしております。

次に、議第94号平成20年度水俣市水道事業会計決算認定について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益4億7,425万円、事業費用3億5,768万円で、差し引き1億1,657万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益は1億1,096万円で、当年度未処分利益剰余金は1億1,096万円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入273万円、資本的支出1億7,986万円となり、差し引き不足額1億7,713万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額560万円、減債積立金5,500万円、過年度分損益勘定留保資金1億1,320万円及び当年度分損益勘定留保資金333万円で補てんいたしております。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第81号から議第94号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決及び御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明29日から9月7日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、9月8日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により9月8日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は9月1日正午まで、議案質疑の通告は9月8日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時13分 散会

平成21年9月8日

平成21年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成21年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成21年9月8日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時40分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	平松辰弘君	田中功君
岩阪雅文君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（牛迫秀基君）	次長	（松永伸二君）
議事係長	（栄永尚子君）	総務係長	（岡本広志君）
書記	（淵上大輔君）		

（説明のため出席した者） 12人

市長	（宮本勝彬君）	副市長	（森近君）
総務企画部長	（葦浦博行君）	福祉環境部長	（吉本哲裕君）
産業建設部長	（田上和俊君）	総合医療センター事務部長	（桑畑達美君）
産業建設部産業づくり総室長	（上村彰君）	水道局長	（盛下修一君）
教育次長	（坂本彰君）	総務企画部総務課長	（本山祐二君）
総務企画部企画課長	（栄永徳博君）	総務企画部財政課長	（淵上茂樹君）

○議事日程 第2号

平成21年9月8日 午前9時30分開議

第1 議席の一部変更について

第2 一般質問

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 1 真野 頼隆君 | 1 水俣市総合計画について |
| | 2 企業誘致と雇用問題について |
| | 3 新型インフルエンザ対策について |
| | 4 ふるさと納税について |
| 2 岩阪 雅文君 | 1 第5次総合計画の策定への具体的取り組みについて |
| | 2 自主財源の収納強化対策について |
| | 3 新幹線全線開通に向けた観光施策の具体的取り組みについて |
| 3 谷口 眞次君 | 1 任期後の市長選再出馬について |
| | 2 環境モデル都市推進について |
| | 3 風力発電について |
| | 4 桜ヶ丘・大戸口線について |
| | 5 住宅プランについて |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 議席の一部変更について

○議長（松本和幸君） 日程第1、議席の一部変更についてを議題とします。

議席の一部変更については、会議規則第4条第3項の規定により、議長において指定します。

岩阪雅文議員の議席番号14番を16番に、平松辰弘議員の議席番号15番を14番に、田中功議員の議席番号16番を15番に、それぞれ変更します。

したがって、岩阪雅文議員、平松辰弘議員及び田中功議員は、ただいま指定した議席に御着席願います。

(岩阪雅文君、平松辰弘君、田中功議員 新議席に着く)

日程第2 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第2、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

(真野頼隆君登壇)

○真野頼隆君 おはようございます。

自民党議員団の真野頼隆です。

このたび、会派の事情により、自民党の議員団長となりました。前任者にも増して、保守系市議団の先頭に立ち、微力ではありますが、水俣の発展のために全力を尽くす所存です。

さて、ことしの夏も暑い夏となりました。そんな中、私にとって2つの大きな出来事がありました。

1つは、水俣高校と水俣工業高校が全国高等学校野球選手権熊本大会において、ベスト8を駆け43年ぶりに対決したことです。5年前の水俣高校のベスト4のときは、保護者として応援に行きましたが、ことしは水俣高校の同窓会長として、藤崎台へ5回応援に行きました。水高対水工の対決は、2日間降雨ノーゲームの後、3日目の試合は皆既日食と重なり、記憶に残る一戦となりました。両校の選手に心より拍手を送りたいと思います。お互い地元の選手ばかり、3年後の学校統廃合により、甲子園も夢ではなくなることを期待しています。

もう1つは、衆議院選です。結果は、民主圧勝、自民大敗に終わりましたが、5区では何とか現有議席を確保できました。水俣でも、金子代議員は9,000を超える票を獲得し、これまでの実績に対し、市民の厚い信頼を得ることができました。このことは、水俣病の早期解決と水俣の発展を願う市民のマジョリティーの声のあらわれではないでしょうか。政権は民主党へ移りましたが、自民党としては、またいつかわってもいいよう、捲土重来を期したいと思います。

それでは、さきの通告に従い、順次質問してまいりますので、執行部の明快なる答弁よろしくお願ひします。

1、水俣市総合計画について。

総合計画は、これから水俣をどうするのか、また、市民が水俣に暮らして本当によかったと思えるようなまちづくりをするための指針になる大切なものです。

そこで、以下、4点について質問します。

①、第4次水俣市総合計画の取り組みを総括をすると、どのような成果と課題が挙げられる

か。

②、第3次水俣市総合計画の将来の都市像が、環境・健康・福祉を大切にする産業都市、第4次が、「エコポリスみなまた～人・環境・経済がもやい輝くまち～」であったが、第5次の将来の都市像はどのようになるのか。

③、市民アンケートをとったと聞かすが、その結果をどう反映するのか。

④、総合計画の中に、産業振興の意味でチツソ支援を入れるべきであると思うがどうか。

2、企業誘致と雇用問題について。

まちを歩いていると、何か仕事はなかるか、企業は来んとなといった声をよく耳にします。また、先日行われた市制60周年の記念式典でも、ある方が、若者の雇用の場の確保を訴えられました。2009年7月の有効求人倍率が0.22、つまり1つの職を5人で争い、1人が就職でき、4人が職につけない。働き盛りの世代にとっては、まさに死活問題であります。

そこで、以下、2点について質問します。

①、エコタウン企業の事業停止や倒産が続く中、新たな企業の誘致はあるのか。

②、経済不況により職を失う人が多い中、雇用の確保をどう考えているのか。

3、新型インフルエンザ対策について。

現在、毎日のようにテレビ、新聞等で新型インフルエンザ問題が報じられていますが、既に冬を終えた南半球では、かなりの死者が出ています。西田議員の報告によると、昭和32年以前に生まれた人は免疫があつてかかりにくいそうですが、現在の水俣市の人口が約2万8,000人、昭和32年以前に生まれた人が約1万4,400人、昭和32年以降に生まれた人が約1万3,700人で、約半数の人はかかる可能性が高いわけでありまして。かからないためには、うがい、手洗い等の予防やマスクの使用、予防接種を受ける必要があります。

そこで、以下、2点について質問します。

①、県内で既に500人を超える感染者が出ている。また、国内では10人を超える死亡者も出ているが、水俣ではどうか。

②、厚生労働省は先月28日、今回の新型インフルエンザによる国内の患者数は年内に約2,500万人に達するとの予測を発表したが、これに水俣はどう対処するのか。

4、ふるさと納税について。

人口減による市民税の減収、不況による法人税の減収、そして三位一体改革による地方交付税の減収により、市は財政規模の縮小を余儀なくされています。そんな中、ふるさと水俣を思う人たちが、水俣のために役立つならということでふるさと納税をしていただけるなら、水俣にとってこんなにありがたいことはないわけでありまして。

そこで、以下、2点について質問します。

①、市長は、関東水俣同郷会や関東水高会へ行って、ふるさと納税を呼びかけているが、その成果はどうか。

②、ふるさと納税で集まった金をどう使うのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 真野議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市総合計画については私から、企業誘致と雇用問題については産業建設部長から、新型インフルエンザ対策については福祉環境部長から、ふるさと納税については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

それでは、第4次総合計画の取り組みを総括すると、どのような成果と課題が挙げられるかについてお答えします。

総合計画については、重要政策事業の部分は、水俣市政策事業評価管理システムの中で、毎月その進捗状況を管理し、毎年、市民監査やパブリックコメント手続など4段階の評価を加えております。また、重要政策事業以外の事務事業につきましては、毎年、ローリングを実施し、スクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の精査と管理を行っております。

第4次総合計画の成果と課題については、重点戦略ごとに申し上げます。

まず、重点戦略1、環境首都への挑戦プログラムについて申し上げます。

環境首都コンテストでは、首位に返り咲き、環境首都の称号を取るまであと一步のところまで来ております。さらに、本市が国の環境モデル都市の認定を受けたことが成果であると考えております。

今後は、それぞれの事業で、これまでの取り組みを再度見直ししながら、新たな水俣にふさわしい具体的な取り組みを推進していく必要があり、国から選ばれた環境モデル都市としてのプライドを持ち、市全体の取り組みとして広げていかなければならないと考えております。

次に、重点戦略2、元気なみなまづくりプログラムについて申し上げます。

自治会の本格スタート、村丸ごと生活博物館の訪問者増、バラ園や道の駅の設置、NPO法人も12団体立ち上がり、障がい者を中心とした雇用の場の創出が図られたことなどが成果として挙げられます。

しかし、一方で、観光入り込み客数の減少や企業の倒産が相次ぎ失業者が出たことは、世界的な不況により景気低迷の中ではありますが、反省をいたしているところであります。

今後は、持続可能な取り組みとなる仕組みづくりを支援するとともに、後継者育成、観光資

源、生産資源としての新たな価値の創出を図ることが課題であります。

次に、重点戦略3、暮らしを支える社会基盤充実プログラムについて申し上げます。

安全で快適な交通の確保は、地域振興にも大変重要であり、そのための道路新設や整備を行ってまいりました。今後も、地元や関係機関と協議を進めていかなければならないと考えております。

また、住宅政策につきましては、月浦福祉ニュータウン整備や白浜市営住宅が完成することとなりました。今後は、公共事業の指針となる新たな都市再生整備計画の策定を進めることが今後の課題であります。

次に、重点戦略4、健康で安心安全な暮らしづくりプログラムについて申し上げます。

子どもからお年寄り、障がいのある人ない人がともに助け合い、安心して暮らしていけるまちづくりが必要であり、水俣市ふれあいセンターの設置、ふれあいネットワークや健康出前講座、年間800回以上のまちかど健康塾の実施、総合医療センターの医療スタッフの確保、給食センターの建てかえ等を行いました。

健康づくりや食育の推進は、各世代のステージに合った事業が必要であり、今後は、それらを充実させるため、各事業の連携を図ることが課題であると考えております。

次に、重点戦略5、子育て支援プログラムについて申し上げます。

安心して楽しく子育てができる仕組みづくりやサポート体制の充実のため、児童館や子育て支援センターの整備、妊婦健診の公費負担を最高14回分までにふやしたり、多子世帯の3歳児未満の保育料を無料にするなどの施策を展開してまいりました。

児童館や子育て支援センターなど利用が年々増加しているため、今後はボランティアや地域住民等の協力を図り、受け入れ側の人材育成をすることが課題であります。

次に、重点戦略6、学力向上、人づくり推進プログラムについて申し上げます。

各小・中学校に学力向上の研究指定校を設け、小・中学生の学力偏差値も小学校で53.8、中学校で52.5と、全国平均をはるかに上回るようになりました。さらには、学力だけでなく、水俣の子どもたちは全国大会レベルの発表や、環境を初め数々の表彰を受け、大きな自信を持ったものと考えております。また、環境大学やみなまた環境塾など、多岐にわたる人材育成のための事業が展開されるようになりました。今後は、市全体の取り組みとして事業が広がっていくようにすることが課題であります。

次に、第5次総合計画の将来の都市像はどのようになるのかについてお答えします。

これにつきましては、新たに策定する総合計画の全体を貫く統一的な考え方になる部分となりますので、多くの市民の皆様あるいは総合計画策定審議会委員の皆様のお考えや御意見を伺う過程で明らかになってくると考えております。

私の考えといたしましては、水俣市が持っている地域資源を活用し、環境と経済の両立を図るとともに、だれもが安心して暮らせる地域を想定しております。

次に、市民アンケートをとったと聞くが、その結果をどう反映するのかについてお答えいたします。

今後、策定を進めてまいります総合計画において示されるまちづくりの方向性や実施すべき施策の優先順位を決める際の基礎資料として活用してまいりたいと考えております。

次に、総合計画の中に産業振興の意味でチッソ支援を入れるべきであると思うがどうかについてお答えいたします。

チッソは、従来から本市の経済を支えてきた中核的企業であり、今後もその位置づけは変わることなく、必要不可欠な企業であると考えております。ただし、今回策定をいたします総合計画は行政計画でございますので、この中においては、地場企業の振興支援を図っていくという枠組みの中でとらえていくべきものだと考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 今答弁をいただきましたので、2回目の質問をしたいと思いますが、第4次の水俣市総合計画の成果と課題について市長の方からいろいろ答弁がありましたが、第4次の将来の都市像が、「エコポリスみなまた～人・環境・経済がもやい輝くまち～」ということでありました。

それで、昨年7月に水俣市も環境モデル都市の指定を受けたと、そういうことで、私一定の評価をしたいなというふうには思っております。そしてまた、市民による水俣市が行っておる施策の外部評価というの、ある程度数値化をしてそういう評価をされておるということで、評価にこれは値するのではないかなというふうには思っております。

いろんな成果と課題については、我々もやっぱり時間をかけていろいろ検証する必要があるのかなと思いますが、ここでこれがこうだというような形では非常に難しいのかなと思います。

その中で、今度は第5次の将来の都市像を、市長として、水俣市が持っている地域資源を活用し、環境と経済の両立を図るとともに、だれもが安心して暮らせる地域、そういうものを想定をしているということでしたが、次の質問で企業誘致を挙げているんですけども、エコタウン企業も非常に厳しいという、そういう状況の中で、本当に環境と経済の両立というのが図られるかどうか、それが図られるのであれば、具体的にどういった方針で図っていくのかということをお尋ねをしたいというふうに思います。

それと、アンケートの結果の反映なんですけれども、まずこのアンケートの回収率が、1,000人中426人、42.6%なんですね。ちょっと低いかなという私は思いがあるものですから、もっと市民の意見を本当に集約するのであれば、回答率をやっぱり高める手だてというのが必要ではなかったのかなという思いがあります。

それで、今回はもう間に合わないんですけども、次回からでも、こういういろんなアンケートをされるときは回答率を高く望めるように、例えば、行政協力員さんをこの中に必ず入れていれば、私はもっと回答率が高まったんじゃないかと、水俣市全体で多分300名近い行政協力員さんがいらっしゃると思うんですよね。その方たちというのは、非常にまちづくりに関してというか、1年間、いろんな市の行政とのかかわりが深いわけですから、そういう意味では非常にまちづくりに対する関心というのが高いと思うんですよ。

ですから、そういう方をまず入れて、あとの残りを、700人ぐらいを住民基本台帳から無作為に抽出してやったということですけども、だから700名の方をそうしていただければ、非常に高い回答率が得られたのではないかなと思いますので、これは次回からはそういった形をしていただきたいと思います。

そして、このアンケート、あなたの声をお聞かせくださいという形でアンケートをとられたわけなんですけども、問い26に、この質問、私は非常に興味を持っているんですけども、このアンケートの結果というのが非常に興味を抱いているんですけども、問い26は、今後の行政サービスのあり方や方向性について、1から2の各項目についてあなたの考えに当てはまるものを選び、それぞれ番号を1つを選んで丸をつけてくださいということなんですけども、どんな設問かというと、サービス水準が低くなっても構わないので市民の負担を軽くしてほしいと思うのか、その逆に、市民の負担が増加してもいいのでサービスをさらに充実してほしいと思うのか。この結果というの、これからの水俣市が歩む方向に物すごく市民の思いがわかって、参考になるというふうに私は感じているんですよね。

もし、こういうアンケートの結果がわかっていけば教えていただきたいというのと、もしわからなければ、こういう結果をどのように受けとめるのかと、受けとめてまちづくりに反映していると考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、チッソ支援のことなんですけども、今、日本経済というのは未曾有の経済危機にあるわけなんです。そういう中で、物をつくってもなかなか売れないというよりも、多分人々が、国民が買わなくなったと思うんです。買い控えといいますか、そういうこともあります。そして、為替レートというものの関係で、やはり安い労働力に支えられている新興国、中国とか東南アジア、そういうところの製品に比べて日本の製品が太刀打ちできなくなってきていると、そういう厳しい状況の中で、日本がこれから生き延びていくためには、やはり付加価値の高い、ほかの国がまねできないような、そういう高度な技術を持った製品が求められているんだろうと思います。そういう意味では、チッソというのは、まさしくそれを地でいっているのが私はチッソであらうと思うんです。

そういう意味においても、もっともこのチッソというのを、やっぱり水俣市全体で支援を

していくべきじゃないかというふうに思います。それで、何らかの形で私は入れてほしいということを第1回目の質問で言ったんですけども、もし、そういう一企業を入れるということが難しいのであればですよ、やはり本来ならば市長がいつも、だから常日ごろからやはりこのチッソを支援していくんだという、そういう気持ちがチッソに伝わるような、そういう言動をしていただければ、私はここで言う必要もないんですけども、ちょっと何かそういうニュアンスが物すごく弱いかなというふうに思いますので、市長の、チッソとともに水俣は今後これから歩いていくんだというような、そういう姿勢の何か発言がいただけたらなというふうに思います。

以上です、2回目。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますけれども、第1点は、経済と環境が両立するというのは具体的にどういうことかというようなことでございます。

環境モデル都市の認定を今回受けました。環境モデル都市の認定を受けたから、ただ認定をもらったというだけでは全く意味がないわけございまして、環境を進めることによって水俣市民が潤わなければ、別に環境、環境と言っても意味がないということは、しっかり押さえているつもりでございます。したがって、環境に取り組むことによって水俣市民にそれがはね返り、水俣市民が潤っていく、そのためにどうしていくのかということが基本的なスタンスでございます。

今回、環境モデル都市の認定を受けましたけれども、環境モデル都市の認定を受けることによりまして、例えば太陽光設置の補助ができました。そのことによって、つい先日でございましてけれども、ある電気屋さんから、実はこういう工事が出てきたんだと、大変ありがたいというような感謝の言葉も聞いておりますし、また今回、国の方から水力発電の可能かどうかという調査の補助も全額出ております。今、水力発電ができるかどうかということで調査を始めているところなんですけれども、もしこれができるのであれば、こういったことも通して、地元の企業さんへその仕事がいたりできるのではないかなというようなことも考えておりますし、先日はエコハウスの、これも1億円ついておりますけれども、そういったところでまたいろんな事業が生まれてくるのではないかなと思っておりますし、学校のエコ改修あたりもそうだと思っております。

したがって、この環境モデル都市の今回認定を受けたことによって、非常に優先的にこちらに力をかしていただいている部分もあるのではないかなと、そんなふうに受けとめているところでございます。

それから、また分別収集、今、リプラテックさんのお話もございました。確かに倒産したとこ

ろもあるし、非常に厳しい状況であると思いますが、その中でも田中商店さんあたりはアール瓶を出したりとか、あるいは海外からワイン瓶を持ち込んで、それにしょうちゅうを詰めて外に出すとか、いろんなビジネスも展開しておられますし、またその中で、障がい者の方々の雇用もそこで生まれてきているというような状況もございます。

今、レアメタルの方も分別でやっているんですが、これもまた事業化につながっていけばいいなと思いますし、竹からのエタノールということで今やっております。まだまだその事業化には結びついていないところでございますが、期待をしているところでございます。

それから、水俣は環境の学習の拠点ということでございますので、そういったところも含めまして、いろんなところから今おいでいただいて、交流が始まっているところでございますので、例えば全国の小学生あたりを何とか修学旅行あたりでこっちへ来てもらえないだろうかとか、そういった具体的な取り組みをすることによって、環境と経済が両立した、そして市民にそれがはね返っていくまちづくりになるのではないかなと思っております。

私が一番反省をしておりますのは、これまでそういった具体的な戦略が弱かったんじゃないかなという思いをしております。だから、そういった一つ一つに具体的な戦略を立てて、今後取り組んでいかなければならないのではないかなという反省も一つしておりますし、また、これまで広報でありますとか、外に向かったの周知でありますとか、いろんな形で出ているんですが、まだまだやっぱり足りない部分があるのではないかなと、そこら辺を強く反省をしているところでございますので、そういったところを今後考えながらやっていけば、きっと環境と経済が両立する、そういうまちになっていくのではないかなと、私はそういう期待をしております。

それから、アンケートのとり方について、もっと効果的にするために、行政協力員の方の回答もしたらどうかということでございます。

おっしゃるように、市政に精通した方々でございますので、機会を見てぜひ取り入れていただけらなと思っております。

それから、3つ目でございますが、市民アンケートの26の1、市民サービスのあり方というところでのアンケートでございましたけれども、これは議員御指摘のように、市民サービスのあり方については非常に大切なものだと、このアンケートの中で、議員のおっしゃるとおり、非常に重要な部分であると受けとめております。

基本的には、財政が厳しいから、それによって市民のサービスが低下するというところだけは避けなければならない、そのように思っておりますし、今現在、アンケートの結果につきましては集計中でございますので、まだ出てきておりません。もしそれがそろいましたならば、しっかり重く受けとめながらやっていきたいと思っております。

それから、チッソさんへのことでございますけれども、議員のお気持ちも十分理解できます

し、この総合計画は、先ほど申しあげましたように、行政計画の中のものでございますので、固有の名称を入れるのはどうかというような、なじまないのではないかなということ、今申しあげたところでございます。

これまでも何回も申しあげているところでございますけれども、チッソさんも我々も本当にお互いに助け合いながらやっていかなければならないと、そのように思っておりますので、精いっぱい頑張つて、チッソさんとも力をいただきながら、また、我々でできるところは精いっぱいやらせていただきながら、お互いに手をつなぎ合つて頑張つていかなければならないと思っております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 3回目はもう要望にかえますが、このアンケートの中で、問い18の施策の重要度について、市民が何を一番生活をしていく上で望んでいるのか、一番重要と考えているのかということなんです。その中で、物すごく重要度が高いのがリサイクル推進ごみ減量対策、50.5%、それと消防・救急体制が34.2%、そのほかに病院・医療施設の充実、45.2%、それと企業誘致・雇用機会の創出、35.1%と38.4%と、やはり若者が働く場所があつて、そして病院にもすぐかけられる。そしてやはりリサイクルを大切、そういうリサイクルを進めながら、環境に取り組むまちづくりというのを水俣が望んでいる、水俣市民が望んでいるのかなというふうに思うんですね。

ですから、重要度の高いものを第5次の重点戦略として入れて、その一つ一つを具体的にどうやっていくのかということ具体的に示して総合計画をつくってほしいということをお願いしまして、この質問は終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、企業誘致と雇用問題について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、企業誘致と雇用問題についてお答えします。

まず、新たな企業誘致につきましては、本年4月から商工観光振興室内に企業誘致対策係を2名体制として新設し、東京や大阪の展示会において出展企業に企業誘致パンフレットを配布するなど、企業誘致活動を進めているところです。また、6月21日に開催されました関西水高会におきましても、参加された本市出身の皆様へ企業誘致パンフレットを配布するなど情報提供を行っているところです。しかしながら、昨年からの世界的不況の影響もあり、各企業が新たな投資を控えているところから、本市のみならず、どこの自治体においても苦戦している状況にあります。

このような厳しい状況の中では、企業誘致活動とあわせて地場企業に対する支援活動も必要と考えており、今月より地場企業を順次訪問し、現状や今後の新事業、新商品開発などの取り組みを把握し、国・県・市の各種支援情報等の提供を行い、企業の設備投資や雇用創出につなげてい

ただけるような活動を展開したいと考えております。

また、環境省及び経済産業省が公募しておりました、平成21年度使用済み小型家電からのレアメタルリサイクルモデル事業に水俣市の提案が8月17日付で採択され、使用済み小型家電の回収実験が11月から開始される予定です。このように、使用済み小型家電からレアメタルリサイクルに向けた取り組みを進めることにより、新たなリサイクル企業の誘致や地場企業の設備投資につなげていきたいと考えております。

さらに、昨年7月に環境モデル都市の認定を受け、ことし3月に行動計画を策定し、温室効果ガス半減を目指し取り組みを始めていますが、環境にこだわったまち・環境モデル都市みなまをブランドとして、積極的に企業にアピールし、誘致につなげていきたいと考えております。

次に、雇用の確保についてお答えします。

本市においても、長引く不況の影響により雇用の確保が大変厳しい状況であります。雇用確保につきましては、本市においては、熊本県のふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出基金事業を活用し、現在までに29人を雇用しております。さらに、今年度中に15人の雇用に順次予定しております。次年度以降におきましても、緊急雇用創出基金事業を活用して、さらなる雇用確保に努めたいと考えております。

また、昨年度から水俣市、熊本県、水俣公共職業安定所、水俣商工会議所、熊本県建設協会芦北支部、水俣工業高校などをメンバーとして、水俣地域産業・雇用創出協議会を設立しておりますが、この協議会においても、県からの委託事業を実施し、産業・雇用創出に向けた各種取り組みによる雇用確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 2回目の質問をしたいと思います。

今、企業誘致、非常に難しいということをおっしゃいましたが、その中で、レアメタルとか、そういったもの、経済産業省と環境省の事業かと思いますが、アクトビーさんで多分やっていただけのものと、こういうふうに思っております。

やはりそういう、これがなぜできたかという、私が思うに、松村参議院議員が、今、経済産業省の方の何か役をしております。この前ちょっとお会いしまして、水俣がなぜできたのかというのは、私は、やはりそういう地元選出の国会議員の力というのが多分にあるんだろうというふうに思っております。といいますのが、ほとんどのほかの地域というのは、平成20年度でできたのが秋田県と茨城県、福岡県ですね。そして21年度に、今度、ことし新しく指定をされたのが東京都、愛知県、京都府、大都市なんですね、これは。東京は江東区と八王子、愛知県は名古屋と津島、京都府が京都市ですから。その中で、この水俣市というのは先進回収方法型ということで、水俣市が唯一そういう小都市にあって選ばれたということです。

こういうふう選ばれたというのは、やはり環境モデル都市というのに認定されたということもあるかと思いますが、やはり国会議員の力、地元選出の国会議員の力もやはり私は大であるというふうに思うんですよ。ですから、やはりこういう非常に企業誘致が厳しい中にあるのは、地元選出のそういう国会議員を使った政治力による企業誘致というものを真剣に考えていく必要があると思うんですよ。そういったことに関しまして、今の点に関してどう思われるのかということがまず1点。

それと、ハローワーク水俣の統計によりますと、有効求職者数が水俣市で約1,500人ぐらいいるそうなんです、仕事を求めている人が。年齢別に見ますと、一番多いのが50代なんです。50代が2割5分、その次が40代が2割、30代が2割弱、20代が2割強ですね。希望職種別に見ますと、生産工程・労務の職業を希望している人が45.1%で断トツなんです。やはりそういう製造業の仕事をしたいという人がいかに多いかということなんです。

一方、有効求人倍率を見ますと、1倍以上超えているのが医師・薬剤師、これ4倍、医療技術者、5.5倍、保安の職業、これ警備か何かだと思いますが、2倍、あとは全部0コマ幾つかなんです。そして、その第1希望職種の生産工程・労務の職業に至っては0.06なんです、有効求人倍率が。

ですから、いかに何かそういう製造業の仕事につきたいんだけど、そういう企業が来ない。であれば、何か水俣市がサポートをして、例えば遊休地を有効活用した農業法人の立ち上げのサポートとか、そういった新しい雇用の場の創出というのを市が真剣になって考えるときに来ているんじゃないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

それと、もう1つが、若者の雇用の場が欲しい、若者が水俣に定着するためには、何か仕事があれば、水俣に住んで、そして子どもも産めないし、やはり若者の雇用の場の確保、20代、30代の雇用の場の確保というのは私は一番大事だと思うんですよ。もちろん、50代、60代がそんな大事ではないということではないですよ。しかし、これから水俣が人口をある程度2万5,000以上をずっとキープしていくためには、若者が定着して、そこで子どもを産まない限りは絶対人口は減っていくばっかしですよ。高校を毎年300人ぐらい卒業していますけども、一体何人の人が今水俣に残ると思いますか、1割も残らないんですね。

そういう意味において、若者の雇用の場の確保をいかに真剣に考えてやるかということを考えるならば、例えば、現在、シルバー人材がやっている仕事もありますね。その中でも私は何か若者でもできるような仕事があると思うんですよ。ですから、そういう意味においては、ある程度の仕事のすみ分けというのが、こういった仕事は若者にやってもらおう、こういったものは高齢者で年期が入った人がやったらいいんじゃないか。やはり市が関係しているような、そういう関連の、今、シルバー人材と申しましたが、ほかにもあるかもしれませんが、そういったものに

関しては、ある程度の仕事のすみ分けを私はすべきではないかと思うんですが、その点についていかがお考えでしょうか。

これが2次質問としたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 真野議員の第2質問、3点ほどございましたけれども、まず企業誘致、地元国会議員等の活用が大きい力になっていろんなことが進んでいく、どうだろうかというお話でしたけれども、市におきましても、水俣、芦北が合同で、市長を初め要望活動を国会議員に年2回行っております。そういう形でいろんな水俣につきましても情報を提供して、さらに理解していただいて、そういういろんな面につなげていきたいということで、常にそういう形で情報交換もやるべきだなというふうに考えています。

ただ、今回の場合は、アクトビーと水俣市の環境対策課の中で、ずっとレアメタルに関しての取り組みを進めていまして、市内において実験した結果がかなり評価されたものと思っています。これが実用化されますと、議員おっしゃったような雇用につながっていくものというふうに期待しているところでございます。

2番目の質問でございますけれども、農業法人の立ち上げについてサポートする気はないかということでございますけれども、これにつきましても、国の緊急対策というか、いろんな農業施策の中にこの項目は入っておりますので、特に市としてもそういう対応をしていかなければいけないし、水俣市第一次産業を考える会ということで立ち上げまして、いろんな業界の中からそういう方々に一堂に集まってもらっていろんな話をすると。1回目は終わりました、今回9月16日に第2回目、さらにその第2回目の会議の中で分科会をしまして、いろんな業種のあり方、今後の未来、将来の水俣農業のあり方、そしてそういう企業のサポート体制とか、そういうのを含めて議論していただくという会議を行いたいと思っております。その中で、議員おっしゃったようなことも検討していきたいと思っております。

それと、仕事のすみ分けということで、若者と高齢者、特に市の事業の中においてもそういうことも考えるべきではないかという御指摘でございますけれども、いろんな状況の中で、先ほどもおっしゃいましたけれども、一番失業されている方が高齢者、特に子育てが終わりかけの方々が非常に多いと、50歳前後の方が多いということで、ただ、この方たちには一番お金の要る時期、どうしても毎月必要なお金があって、さらに雇用の場がないということで、なかなか年齢を定めることは難しいかなと思っています。それと、若年層については割といろんな、市では先ほどもありましたけど、0.22の有効求人倍率なんですけれども、全国的にはもう少し高うございますので、市から出ていくということは困るところもあるわけですが、雇用の機会の方は若者の

方が多いのかなと思いますので、なかなかそのバランスの中でやっていかなければいけない、非常に難しい問題だと思いますけれども、ただ、割と逼迫感があるのが高齢者の方が多いものですから、どちらかという、そういう方を現実採用していつているのが状況でございます。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 この問題はすぐすぐにはなかなか解決する、できる問題ではないと思うんですが、やはり執行部も、そして我々議員も、本当に市民のことを思うのであれば、一丸となってこの問題には取り組んでいかなければいけないと、私はそういうふうに思っております。

以前、私はヨーロッパに行ったときに、例えば北欧なんかでは若者の仕事がないときには、例えば市役所でしたけれども、市の職員が定年を前に自分が職をやめられて、そして若者に職を譲るといような、そういう形で北欧なんかは職を、ワーキングシェアをやっているわけなんです。既に、だからそういう仕事がないときには、いち早く、自分の身を削ってでも自分の子どものために職を譲ってやろうという、そういう互助の精神というのですかね、でも北欧は、それだけ高齢者福祉がしっかりしているからできるんですね。

だから、本当は日本も、60でやめて、後はゆっくり老後を生活できるようなシステムになれば、若者の雇用の場も私は確保できるんだらうと思うんです。こういうことは、国にもっともっと私も訴えていきたいと思いますが、いずれにしろこういう問題は一丸となってやっていかなければいけないということを申しまして、この問題を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、新型インフルエンザ対策について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 新型インフルエンザ対策についての御質問に順次お答えします。

まず、水俣市内での発生状況についてお答えします。

新型インフルエンザの発生状況については、5つのサーベイランスシステムが構築されております。その1つとして、県内の保健所では、医師、学校の設置者、社会福祉施設等の施設長からの連絡により、同一集団において新型インフルエンザの集団的な発生が疑われる事例を把握することになっております。また医師からの連絡は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察し、問診等により、患者の属する施設において新型インフルエンザが集団的に発生している疑いがあると判断した場合、最寄りの保健所に連絡することになっており、連絡の基準は、同一の集団に属するインフルエンザ患者を7日以内に2名以上診察した場合及び問診を行い、インフルエンザ様症状を呈する者が患者の周囲に1名以上いると判断した場合とされています。

水俣保健所の報告によると、水俣市内で新型インフルエンザの疑似症と診断をされた事例は今

まで2名ありましたが、いずれも本市に福岡県と鹿児島県から一時的に里帰りしたケースで、もともと市外で集団発生が確認されていた事例です。現在のところ、水俣保健所管内から端を発した集団発生は県内で唯一見られていない状況です。

次に、ふえ続ける新型インフルエンザ患者に水俣市はどう対処するのかの御質問にお答えいたします。

新型インフルエンザ対策については、保健所が中心となり、昨年からは医師会や感染症指定医療機関である水俣市立総合医療センター、自治体や各関係団体から構成する芦北地域新型インフルエンザ対策連絡会議の中で、発生段階別の医療体制や各関係機関の対応等について協議を重ねてまいりました。本市においても、それに並行し、ことし3月に鳥インフルエンザを想定した新型インフルエンザ対策行動計画を策定したところです。この行動計画をもとに5月の豚インフルエンザの流行を受け、庁内に対策本部を設置し、発生状況の情報収集や、市民に対して市報を通じ啓発活動等を実施してきたところです。

このような中、8月中旬から全国的に急激に感染患者が増加したため、新学期を迎える小・中学校への対応策の検討や社会福祉施設への説明会の開催、市民に対する意識啓発を目的に啓発チラシの配布、さらに先般行われた衆議院選挙の会場や庁舎内への消毒薬の設置等、感染拡大防止施策に力を入れているところです。

今後、国内外の発生状況や国や県の対応等、動向を見きわめながら、各関係機関との連携をさらに強化し、感染拡大防止を図るとともに、社会機能の維持、パニックの防止に努めていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 厚生労働省が発表したインフルエンザの発症率ですけれども、国の方は人口20%の発症を想定しているということで、約2,500万人、その中の1.5%、約38万人が入院を余儀なくされるということでもあります。県が一応発表したところによりますと、県の方は人口30%に当たる54万7,000人、熊日の発表ですと、その1.5%は5,500人というふうに載っていたんですけども、私の計算でいくと8,205人になるのかなと思っております。水俣市に当てはめてみますと、水俣市の人口が2万8,000人、その30%が8,400人と、またその8,400人の1.5%は126人ということなんです。この126の方がインフルエンザにかかって入院を余儀なくされるのではないかという想定される人数であります。発症時期は、皆さんが一緒ということはありませんから、一度に、1日に126人入院しますよということではないんですけども、ある程度、同じ時期に重なった場合に、果たして医療センター側の受け入れは大丈夫なのか、その辺のところを医療センターにお伺いをしたいと思います。

それと、新型インフルエンザ用のワクチン接種なんですけれども、優先順位が国の方から発表

されました。1番が医療従事者、これが100万人、それと2番目が妊婦さん、これが約100万人、それと基礎疾患のある方が同じく2番目で、これが900万人、それと1歳児から就学前の幼児、これが1歳につき100万人いるそうですから、約600万人、それとその1歳未満の乳児をお持ちの両親、これが100万人の2倍ですから200万人ですね、合計すると1,900万人です。

国内のワクチンが大体、千七、八百万人分かなというふうに言われているんですね。大体これで優先順位の方の場合は、それで補えるかなというふうに思っております。それ以外の小・中・高生とか65歳以上の高齢者、これが約3,500万人いるんですけども、これは輸入ワクチンを使わなければならないんじゃないかというふうに言われておりますよね。

しかし、この国内ワクチンが出回るのが10月の下旬なんですね。輸入ワクチンに至っては12月の下旬にならないと入ってこないということであれば、それ以前にかかる可能性が非常に高いわけですよね。だってもう今月の下旬から10月の初旬にはピークを迎えるんじゃないかと、だから既にかかってしまったときには、予防接種は何も意味をなさないんじゃないかなと逆に思うんですよね。

ですから、まずはかからないためにどうするのかということをも市民に徹底をして知らせるといふ、そのくらい、だから予防接種をすれば大丈夫なんですけれども、予防接種をするまではまだ時間がありますから、その前にうがいや手洗い、マスクの使用、そういう予防の徹底をしてくださいということをお願いしては訴えるべきではないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

それと、予防接種が後になるということなんですけれども、それまでにかからないようにしていればいいことかもしれませんが、万一かかるということもありますので、そうしておいて、ワクチンが届いたころには、予防接種をどんどん予防のために受けてもらうということも必要だと思いますが、その周知をどのように考えていらっしゃるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

桑畑総合医療センター事務部長。

○総合医療センター事務部長（桑畑達美君） 新型インフルエンザに対して総合医療センターの対策はどのようになっているのかということでございますけれども、現在、発熱外来については閉鎖をいたしているわけですのでございますけれども、これも感染拡大期になりますと常時開設いたしまして、感染者と非感染者の接触をできるだけ少なくするというような対応をとっていきたいというふうに思っております。

また、担当課は呼吸器科でございますけれども、その状況によっては、担当の課だけではなかなか対応をできないということもございまして、院内におきまして関連の課で連携をとりながら

対応していくということで準備をしているところでございます。

今後につきましては、今、議員おっしゃられるように、新型インフルエンザの動向と申しますか、これを注視しながら、どのように対応がとられるのかということを検討してまいりたいということでございます。

それから、入院ということでございますけれども、これにつきましては、陰圧室がございまして、今、4床がそれ用に確保してございますけれども、なかなか状況では、じゃ対応できるのかということになってきますと、なかなか状況としては難しゅうございますので、その段階では西の3病棟が大体呼吸器系の病棟でございますけれども、その中で病床をコントロールする中で、最大限の努力をしていきたいなというふうに思っております。

それと、これにつきましては、またあした、保健所の方で新型インフルエンザ対策会議が開催されることになっておりますので、今の現状と、それからこれからの方策について、また詰めた検討がされていくというふうに思います。

それと関連がございまして、ここで医療センター感染対策委員長が新型インフルエンザへの対応についてということでちょっと取りまとめてございますので、御紹介をしたいと思いますけれども、非常に多岐に及んでおりますが、ここで最後にというところがございまして、ここをちょっと読ませていただきますけれども、今回新型インフルエンザはH5N1、いわゆる鳥インフルエンザでございますけれども、ではなくて弱毒性の豚インフルエンザであったことが不幸中の幸いでした。しかし、インフルエンザウイルスは絶えず変化をし続け、いつ病原性を増すかわかりません。季節性インフルエンザでも、毎年約1,000万人の人が罹患していますが、今回新型インフルエンザは2,000万人から3,000万人の規模で罹患者が出る可能性があります。単純計算でも、例年の2倍から3倍の患者さんが病院を訪れてくるということはこれは容易に想定できるわけですが、こうなりますと、一部の医療機関だけではこれに対処する方法は到底不可能でございまして、全医療機関のみならず医師会、看護師、薬剤師会、行政、保健所、教育機関、警察、商工会議所との関係各所の協力がなければ、これには対応できないだろうということを記してあります。

このように地域を挙げて取り組む体制づくりというのが、今後必要になってくるだろうと、このように思っております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 予防ワクチンの摂取開始がおくれるとなると、予防を徹底するしかないんじゃないかというようなお尋ねだったかと思いますが、議員が申されましたように、国内の製造ワクチン、それによります予防接種というのは、今のところ10月下旬から始まる見込み

であります。

新型インフルエンザの発症のピークというのが9月下旬ぐらいからではないかというぐあいに国の方では発表されております。9月下旬から、今のところ10月にかけてということでございますけれども、その間、新型インフルエンザへの有効な予防ワクチンというのは当然接種できませんので、したがって個々人で予防を徹底すると、対策を講じていただくということが肝要になってくるかと思えます。

国が示しておられます新型インフルエンザ対策の要点というのはございますけれども、その幾つかの対策を組み合わせる総合的に実施すべきとされておりまして、ワクチン接種はそのさまざまな対策を補完しながら進めるものとされておりまして。

対策のポイントとしては、まずやっぱり学校や施設等における感染防止対策の徹底など、自治体と連携して適切な防止策を実施すること、さらに、重症化防止を最優先とする医療体制の整備を図る、そして重症化の防止を目的に、ワクチンの確保とそれから接種を順次実施していくということが挙げられております。特に広報の積極的な展開というのが極めて重要であるというぐあいにポイントを設けてございます。市としましては、市報やあらゆる機会をとらえまして、感染予防のための手洗いやうがいの励行、それから、せきエチケットなどの市民への基本メッセージ、これを積極的に伝達するとともに、基礎疾患等お持ちの方々への注意の喚起、これを継続して行ってまいりたいと、そのように考えております。

それから、予防接種の周知についてのお尋ねございましたが、新型インフルエンザの予防接種については、去る9月4日にその最終方針というのを国の方で発表されております。その優先順位につきましては、先ほど議員の方で御質問なられたとおりでございます。5,400万人を摂取対象者として案としてはまとまっております。ただ、今後においてワクチンの供給方法、これをどのようにしてメーカーから各医療機関等へ供給するのか確定されておられません。そういった供給方法や、今のところ10月下旬をめどとされておりますけれども、その接種の開始の時期あるいは料金等について詳細が決定するというのが9月末に見込まれております。正式な通知を待って、対象者に一人でも多く受けていただくために、関係機関と連携しながら積極的な対応を図ってまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 新型インフルエンザの予防接種の料金が、今回幾らに設定されるかはまだわかりませんが、以前と同じように、1回1,000円程度でできるよう、本当は国が全額補助をしてくれるのが一番いいんですけども、国の補助がたとえなくても、市の方で何とか1人1,000円で受けられるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、もう1つ、市の市役所の入り口にはちゃんと消毒液が置いてありますけれども、学校なんかは物すごい毎日のことですから、子どもたちの手洗いというのは、ちょっとあの消毒液も高いそうですから、やはり石けんとか、そういう徹底をできるところはいいですね。しかし、図書館なんかはそういうふうに手を洗ってくださいと言っても、なかなか皆さん手を洗ってからわざわざ図書館の中に入られないわけなんですね。そういったところには、やはり施設には消毒液を置くべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 料金については先ほど、正式な通知がないということもございますので、その正式な通知を待つてある程度設定していくことになろうかと思えます。ただ、議員の方で申されますように、極力御負担のないような、周辺の県下の状況とか、その辺を見た上でいろいろと、その辺のシステムを考えてまいりたいと思えます。

それから、公共施設とかいろんなところへの薬剤の配布ですけれども、これは可能な限りやっていきたいということにしていきたいと思えます。それと、薬剤の配布もですけれども、薬剤の使用についてもやはり細かい徹底というのを図っていくのが肝要かと思えますので、そのように努めさせていただきたいと思えます。

○議長（松本和幸君） 次に、ふるさと納税について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、ふるさと納税についてお答えいたします。

まず、ふるさと納税を呼びかけているが、その成果はどうかというお尋ねにお答えします。

ふるさと納税の額については、昨年度が11件の101万円となっております。本年度は、8月末現在で10件、15万円の納税をいただいております。小口ではありますが、ふるさと水俣に対して少しでもお役に立てればという気持ちで納税をされている方がふえてきております。

なお、昨年度から、のぼりやパンフレット、また独自のホームページを立ち上げ、PRに努めており、特に上京や出張の際には、関東水俣同郷会や関東水高会などへ納税や寄附のお願いをしているところです。

次に、ふるさと納税で集まった金をどう使うのかというお尋ねにお答えいたします。

いただいたお金は、元気づくりや環境モデル都市づくり、福祉、文化・スポーツ振興、読書のまちづくりの中から、納税をされた方にその用途を御指定いただいております。昨年度の納税金は、ふるさと創生基金に55万5,000円、産業技術開発基金に40万円、社会福祉振興基金に5万5,000円を積み立て、各関連事業の財源といたしております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 市長、それと議長も関東水俣同郷会とかよく行かれるわけなんですけれども、私も市長と一緒に関東水高会や関西水高会へ行って、そして市長の方が水俣のためにふるさと納税をというような呼びかけをされて、昨年度が101万円集まったということなんですけれども、もっともっと資金というか、納税をしてもらうためには、やはり何か具体的な戦略を考えて、このことに使いたいから皆さん寄附を、納税をしていただけませんかというような、そういう具体的な戦略は私は必要じゃないかと。ただ納税をしてください、集まったお金を水俣市のために役立てますよというのは、ちょっと弱いかなと。具体的に何をしたいから、ぜひよろしくお願ひしますという、そういう訴え方をすると、もっともっと、そういうことであればぜひ私も納税をさせていただきますという、そういう気持ちになるのが人間ではないかなと思うんですね。

そういう意味で、具体的なやりたいことをちゃんと明確にして、そういうふうに訴えていくということをするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それと、市長、議長、それと職員の方は公費でそういうところに出かけられるわけですね。民間人でそういうふうに行かれる方もあるわけですよ。そういった方には、ある程度市の方で補助をしてやって行ってもらう。そのかわり、行ってもらったかわりにこういう役割をしてくださいというような、そういう役を与えた中で一緒に行って、そういうPRをしてもらうというふうにするべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

この2点についてお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） ふるさと納税の共感を得るために、明確に打ち出してやった方がいいんじゃないかということでございますけれども、先ほど申しましたように、水俣は5つの項目に分けてお願ひをしているわけなんですけれども、真野議員おっしゃるように、具体的に1つに絞っていくということは非常にわかりやすいというふうに思いますし、テーマが絞れてくるのかなというふうに思っております。

例えば北海道の紋別市なんかは、オホーツクの流水と自然を守るというような名目で、1つでそういう募集をされているというところもございますけれども、それは少数派ですね、今のところ。ただ、納税者のいろんな選択もまた、言いましたように、5項目あれば選びやすいという部分も実はございますので、ふるさと納税はまだ昨年始まったばかりということで、1年ちょっとぐらいしかたっておりませんので、ふるさと納税の周知をまずやっていきたいなというふうにひとつ思っております。

それから、民間の方も一緒に行って助成していったらいいんじゃないかということでございましたけれども、今のところ市の方で助成というのは考えてはおりませんけれども、ただ同郷会と

市民の間の交流が盛んになるというのは非常にいいことかなというふうには思います。

今回も10月に同郷会を開かれるということでございまして、聞いたところによりますと、ある団体の方の有志がおいでになって交流を深められるというようなことも実は聞いております。

非常に自発的な活動で私ども注目をさせていただいておりますけれども、市で助成するということになりますと、事業の目的とか事業の効果というのを、精査あるいは検証する必要があるございまして、しばらく民間の交流、お互いの交流を見守らせていただきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 今の民間の方のそういう納税をしてもらうための訴え、やっぱりこれはよく考えていただきたい。そういう形で、だから市の職員、執行部だけが行くんじゃなくて、民間を巻き込んだ中でしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩阪雅文議員に許します。

（岩阪雅文君登壇）

○岩阪雅文君 私は、定例会で通告しております3つの問題、第1、第5次総合計画の策定への具体的取り組みについて、第2に、自主財源の収納強化策について、第3、新幹線全線開通に向けた観光施策の推進について、市長に質問をします。

市議会に席を与えられた議員として、当面の重要課題であり、市長の判断と責任、そして指示によって処理される質問でありますから、1回目の基本的な答弁は市長自身でされて、必要に応じて事務的事項、細部の事項については担当部課長に答弁させられるよう要請しておきます。

まず第1に、第5次総合計画の策定への具体的取り組みについて質問します。

地方自治法第2条第4項の規定によって、市町村は、基本構想を議会の議決を経て定め、これによって計画的な行政運営を進めることが義務づけられております。水俣市は、第4次総合計画が本年度で終了しますので、第5次基本構想の策定に着手されていると考えます。

本市の基本構想を見ますと、第1次振興計画が昭和46年、人口6万人を指標に、明るく豊かな工業観光都市を標榜し、スタートしています。次に、第2次振興計画が昭和59年、自然と人間と

産業が調和した豊かな活力ある工業観光都市、そして人口5万人を指標としています。第3次基本構想が平成8年、環境と健康と福祉を大切にする産業文化都市、そして第4次総合計画が、5年の基本計画として、「エコポリスみなまた～人・環境・経済が輝くまち～」、人口指標を2万9,500人と設定して、時代の変遷をかいま見る思いがします。

これらの基本構想は、少子高齢化、緊縮財政、経済不況等さまざまな課題を抱えながら、市民が夢と希望を持てる将来像をどう描くのか、極めて重要であります。

そこで、質問します。

第1点、今回の第5次基本構想に当たっての基本的な方針をどう立てているのか。

第2点は、市長は市民参加型の市政を目指すとしているが、計画の策定に当たって具体的にどう取り組む考えであるのか。

第3点は、基本計画の中の全体計画と地区計画をどのような視点に立って策定される考えであるのか伺いたいのであります。

第2の質問は、自主財源の収納強化対策についてであります。

地方自治体の財政の収入見込みには厳しいものがあります。地方財政全体が大きな転換時代に入ったと言われております。バブル経済の崩壊以後、国の低成長時代を迎え、公共事業等の抑制や環境問題、それに続く地域経済の衰退、加えて地方交付税の見直しや地方分権に沿いながらの自己責任、自己決定あるいは受益と負担の関係の明確化など、自治体は自己確保の方策を見出す努力がなければ、地域の格差はますます拡大します。

申すまでもありませんが、自主財源は貴重な財源であって、行政活動の自主性と安定性を確保できるかどうかの尺度であるとも言われております。御承知のとおり、自主財源は地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金等ですが、本市の場合、市税は平成19年度約31億円と歳入総額の中においても約31%を占めております。

そこで、質問します。

第1点、財政の柱である市税の確保は極めて重要であります。しかしながら、他市では最近税金の収納率の低下が見られるが、どのような具体策を講じているのですか。

第2点、自主財源の確保の具体的取り組みとして、最近インターネットを活用した差し押さえ物件等の購買が各自治体で実施されております。これについて、本市も積極的に取り組むべきではありませんか。

最後に、新幹線全線開通に向けた観光施策に対する具体的取り組みについて質問します。

水俣市の人口が減少する中で、固定人口の増加が見込めないなど、地域経済も衰退の一途をたどっております。そのような中、流入人口を増加する一つ的手段として観光振興が全国各地の産業の中心ともなっております。本市も同様ですが、さまざまな施策に取り組みながらも観光客の減少

は一向に歯どめがかからず、流入人口の増加どころか、目立った成果も見えない、そんな思いで常に質問に立っているのが現状ではないかと思えます。

観光入り込み客も、平成10年の71万人から平成20年には35万人に減少し、これまでの取り組みの問題点あるいは課題は何か、十分に検証し、施策の推進に努めなければなりません。平成18年11月には、水俣病50周年事業による影響でさらに打撃を受けるとして、関係者は県へ陳情もされました。残念ながら何ら対策は講じられませんでした。加えて平成19年5月には、水俣・本渡間の唯一有明海を横断していたフェリーの休止、御所浦に住む方々にとっては、経済の衰退とともに日々陸の孤島になるとして、悲痛な思いを持って再開へ向けた賢明な努力がされています。

もちろん水俣市にとっても、観光や人的交流は大きな役割を果たしてきました。新幹線全線開通に向けた施策はさまざまな意味を持って期待されています。3月定例会では質問に対する答弁で、新幹線開業目指した取り組みは、エコパーク、バラ園の充実など、当面の取り組みとしてアクションプログラムが見られるものの、中・長期的な取り組みについての指針が示されておられません。今こそ水俣市の目指すべき観光に対する基本理念や市民総参加の体制づくり、あるいは具体化するための推進計画、数値目標等を明確にされなければなりません。少なくとも中期5年程度の基本計画は必要であろうと思えます。

そこで、質問します。

第1点、平成23年4月、新幹線全線開通に向け、熊本県を初め関係自治体は観光振興に向け、具体的対策の推進に取り組んでおります。今回の基本構想策定に当たって、マスタープランの策定に取り組む考えはありませんか。

第2点、観光振興への具体的な取り組みの中で大事なことは、観光関連団体との密接な連絡調整であります。本市では、関係団体である商工会議所、観光物産エコみなまた、水俣旅行プランニング等との定期的な協議の場を設け、連絡調整、関係強化に努めるべきと思えます。これまでの取り組みと対策はどうでしたか、それを踏まえてこれからの対応をどうする考えであるのか質問します。

第3点に、さきに申し上げた、平成19年5月、本渡・水俣間のフェリー航路が廃止され、再開を期待する声が高いが、関係自治体、団体と協議し、再開に努めるべきと思いますが、どう対応する考えですか。

以上を申し上げて、市長の責任ある明確な答弁を求めて、第1回目の質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 岩阪議員の御質問に順次お答えします。

まず、第5次総合計画の策定への具体的取り組みについては私から、自主財源の収納強化対策については総務企画部長から、新幹線全線開通に向けた観光施策の具体的取り組みについては副市長から、それぞれお答えいたします。

初めに、第5次総合計画の策定への具体的な取り組みについてお答えをいたします。

まず、市長の基本的な方針についてお答えいたします。

水俣市の持っている特性を最大限に生かした地域経営を行っていくことを基本理念に位置づけたいと考えております。その上で、昨年7月、政府によって環境モデル都市に認定され、ことし3月には市民参加による第2次環境基本計画と環境基本条例が制定されました。これらに基づく環境を切り口とするまちづくりをより一層拡充、展開してまいりたいと考えております。

また、地域資源を活用した産業の振興、地場企業の支援、環境関連企業の誘致等により、雇用機会の拡充を図り、経済と環境の両立に努めてまいりたいと考えております。

さらに、高齢化、人口減少等に伴い多くの市民の皆様が抱えていらっしゃる健康・福祉面の不安の解消に取り組み、だれもが安心して暮らせる地域社会の構築を目指してまいりたいと考えております。

次に、市長はこれまで市民参加型の市政を目指すとしているが、計画の策定に当たって具体的にどう取り組むのかについてお答えします。

まず、7月中旬から7月末にかけて、16歳以上の市民を対象といたしました無作為抽出による意識調査を実施いたしました。このほかに参考意見として活用するために、子どもたちによるワークショップの実施、さらには市民会議やパブリックコメントを行う予定としております。

次に、水俣市の全体計画を策定した後に、地区別計画も必要だと思いがいかかについてお答えいたします。

今年度中に市議会による議決が必要とされます基本構想等を策定させていただいた後、具体的な施策が盛り込まれた実施計画を策定することになりますが、その作業と同時期あるいはその後に地区別計画の策定についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 きれいな作文といいますか、最高の作文ですけれども、基本構想は大枠とその方向性と基本理念をされるわけですけれども、大体こういった部分というのは、一般的に出てくる文言でしかないわけですけれども、過疎自立促進計画が平成21年度まで、それから熊本県の総合計画が22年度までであるわけですので、当然その辺もローリングしていかなければならないと思っております。

そして基本構想が10年、基本計画が5年なわけですが、第4次総合計画は1年前倒しして策定をされたという前例がございますし、実施期間を5年ということにしたわけですが、今回の場合

は大体何年を目標とされるのか、これが第1点ですね。

それから、市民の意見についてですけれども、策定方式には、先ほど言われましたように、アンケート方式あるいはワークショップ方式、それから市民との対話方式、その他いろいろあると思います。自治体によっては、1年、2年かけて策定をする自治体もごございます。かつて百人委員会という委員会をつくって、各部門別に分かれて諮問の議論をしながら策定された総合計画もごございます。そういった意味からしますと、今回の場合は少し期間的に短いのではないかと気が私はしております。

そういった中で、今後ワークショップ、それからパブリックコメントを進めていきたいということでごございますけれども、私は基本計画の中で、もっとこの辺、積極的に推進すべきではないかというふうに思っております。アンケートもございましたが、やはりアンケート等については、市民の要望を聞くというだけのものではなくて、市民が自立できるような今後の10年間でなければ、私は厳しいのではないかと、行政に要求あるいは要望、お願いばかりじゃなくて、市民がどう自立するかという考え方を植えつける10年間でもあると、市民の方々に理解していただく10年間ではないかと、そういうふうに、かつての基本計画の流れを見ますと、そういうふう感じてきております。

ですから、この辺は今後積極的に基本計画の中あるいは実施計画の中においても、市民参加というのを大いに促していただきたいというふうに思いますけれども、その辺についてももう1回お尋ねをしておきたいと思っております。

それから地区別計画についてですけれども、この地区別計画も非常に大切だと、先ほどのように、市民の意見を吸い上げる意味で、各地区を回って、そして生の意見を聞くということが一番大切であろうと、そして市民が、こういう政策の中にみずから参加をしていくということでもって、関心を持ち、そして自分たちの考え方を大いに反映させることでもってやりがいを感じるということではないかと思っておりますので、この基本計画の段階において、やはり市民参加を促していただきたいと、そういうふうに思っております。

構想の段階では、来年3月に議会に諮るわけで、期間がないとは思いますが、それ以後もチャンスというのは幾らでもございますので、それについて計画的なものを考え、構築していきたいというふうに思っておりますが、その辺についてもお考えをお尋ねしたいと思っております。

以上、3点、お願いします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第4次総合計画の期間が5年間だったけれども、今回の総合計画はどのくらい予定をしているかということでごございます。

総合計画の基本的なスタイルといいますと、一番上に基本構想があって、この部分は大体おお

むね10年ということになってございます。その下が、基本計画は前期と後期と大体分かれておるようで、最も下の部分というのが実施計画となるということで、大体3年間の計画を毎年ローリングしていくということになると思っております。

それで、今回の策定します総合計画も一応は一つの目安として10年をめぐりにしているということとでございます。10年をめぐりにしておりますけれども、非常に厳しく、変動する社会情勢もございますので、市長のマニフェスト等も考えながら、8年あたりはどうかのかなということも検討していかなければならないのではないかなと、そのように思っております。

それから、次に、基本計画の段階で市民の意見を取り入れるべきではないかということとでございます。議員御指摘のとおりでございます。できるだけ多くの機会をとらえながら、市民の皆さん方の御意見をちょうだいしながら決めていかなければならないと思っております。

パブリックコメントあたりも、先ほど申し上げましたけれども、予定をしておりますけれども、基本計画について素案の段階で、このパブリックコメントあたりも求めることができたならばいいなと思っております。この素案の段階で、例えば図書館でありますとか公民館でありますとか、あるいは山間部でありますとか、そういったところにその素案を出して、市民の皆さん方の意見をちょうだいするというようなことも考えていきたいと、そのように思っております。

いずれにいたしましても、今回、市民の参加を大いに期待しながら、そして市民の皆さん方の意見をお聞きしながら決定していきたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 今、地区別計画についてはどういうふうにするか言われませんでしたので、その点、この次の質問で答えていただきたいと思っております。

10年を一応目安とするということなんですが、これは今年の3月20日の熊日新聞だったか、日経新聞だったかと思うんですが、新聞には載りましたが、水俣・芦北地域が2030年で41.9%、人口がマイナスだというふうな記事がございます。第4次総合計画が17年に策定をされましたが、このときに3万985人、現在が2万8,000人弱ということになってきたわけですが、予想以上の早さで人口減が進んでいるということになります。

この新聞記事でいきますと、九州経済調査協会というのが調査しているんですけども、県内10地域のうち水俣芦北地域の場合は48%の減だと、これを仮に2万8,000で計算してしまうと1万6,240人という恐ろしい減少なんですね。こういった中で、これから先の10年間の構想を立てることが、果たしてどういう意味を持つんだろうかというふうに考えるわけですが、そういったときに、そのことの基礎的数字、つまり労働人口だとか高齢化、ごめんなさい、高齢化が48%です。済みません。人口が41.9%減ですね。ですので、高齢化が48%、約50%近くになるのですが、こういった基礎的数字を前提に考えた場合、今後10年間の構想というのが、果たしてど

うということになるのか、また前倒しの前倒しということになるのではないかという危機感を持つわけですが、この件について、やはり慎重に考えた上で、市民の方にもこういった基礎的數字の提供というのは必要ではないのだろうか。それを前提に水俣の今後10年間の構想というのを具体的に立てていかないと、まさに絵にかいたもちになるのではないかと。こういった現実を、ただし行政に頼るといふんじゃなくて、じゃ自分たちがみずからどうしたらいいのだろうかという10年間につくり上げていかななくちゃいけないだろうというふうな気がしております。

その点の感想をお聞きしたいのと、目安ということではなくて、やはりその辺を踏まえて期間を提示しないと、審議する側あるいは参加する側、地区別計画にしてもそうなのですが、地区においては、もう地区が存続の危機にさらされるという区がございます、山手の区になってきますと。校区の編成もしかり、そう遠くないうちにやってくるだろうというふうに仮定をするわけですが、そういうふうに考えますと、今回の総合計画というのは、相当慎重にすべての数字を前提につくっていかねばならないというふうに私は思っておりますけれど、2回目の質問を、その辺をもって質問としたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、地区の方に出ていって意見を聞いたりする必要があるんじゃないかということでございますので、ぜひ、それはやらせていただきたいなと思っております。といいますのが、前回、環境モデル都市の説明に26カ所回らさせていただきましたけれども、いろんな御意見もちょうだいいたしましたし、非常に我々の説明もしっかり聞いていただきましたので、そういう意味では非常に徹底したのではないかなと思っております。ぜひ、そういう形で、できるだけ先ほど申し上げましたように多くの意見を聞きたいと思っております。基本的には、一つ一つの自治体がこの計画に対してすべて合うかということ、そうでもない部分も出てくるのではないかと、そういうところで、今、岩阪議員おっしゃっていらっしゃるのではないかと思います。

それぞれの自治体のそれぞれの予算、それぞれの自治体に合った取り組み、そういった一つ一つの自治体が充実をして、それが寄り集まって水俣の一つの大きな自治体となるんだという考え方をしておりますので、そういう意味では、ぜひ山手部も含めまして、海の部であるとか、あるいはまちの部であるとか、それぞれ状況が違ってくると思いますので、その辺のところも具体的に考えていかなければならない、そのように思っております。

それから、おっしゃるとおり、人口が10年後は大体2万4,000ぐらいになるんじゃないかなとかというような調査も出てきているようでございます。おっしゃるように、非常に世の中急激に変わってきておりますし、非常に過疎化も進んでおりますし、高齢化も進んでおります。そういう意味におきましては、本当に1年1年ローリングをしながら、しっかり見詰めながら進めていかなければならないし、このことも今後審議会等でも提供させていただきながら、この数字から

くる構想、数字と構想との関係あたりもしっかり吟味させていただきながら進めさせていただければと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、自主財源の収納強化対策について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、自主財源の収納強化対策について申し上げます。

まず、他市では最近収納率の低下が見られるが、本市ではどのような具体策を講じているのかについてお答えいたします。

本市におきましては、毎年度、収納率向上対策事業計画を策定し、収納率の向上、自主納付の徹底、滞納処分の強化を基本方針として取り組んでいるところでございます。水俣市の市税現年課税分の収納率は、平成18年度97.35%、平成19年度97.41%、平成20年度97.37%となっております。平成20年度の市税収納率を県下14市で比較してみますと、6番目に位置しております。ただ、市税のうち、個人市民税につきましては98.37%と、県下でもトップクラスの高い収納率を維持しております。

収納率対策につきましては、昨今の景気後退に伴う失業者や収入減した滞納者が増加しておりますので、納税相談に応じるとともに、生活に困窮されている方には分納誓約書を提出していただき、分納で年度内に納税していただくようお願いをしております。さらに滞納の未然防止といたしまして、口座振替の推進や、督促状及び催告状発行前における納付指導を行っております。その後、誠意が見られない滞納者につきましては、やむなく不動産や預金、さらに給与や生命保険等の滞納処分を行い、収納率向上に取り組んでいるところでございます。

次に、インターネットを活用して差し押さえ物件等の購買が各自治体で実施されているが、本市も積極的に取り組むべきではないかについてお答えいたします。

先ほどお答えいたしました、納税に誠意が見られない滞納者や悪質滞納者に対しましては、預金や不動産等の差し押さえを積極的にいたしておりますが、預金や不動産を滞納処分することによって、滞納者が税を完納したり分納で納入するなど、滞納税の減少が見られ、一定の効果が見られております。実際、検索による自動車へのタイヤロックや、現金の差し押さえを県と合同で行っておりますが、家財道具や電気機器等の動産差し押さえは行っておりません。したがって、現在のところ、インターネットを活用した動産等の購買を実施する予定はございません。しかしながら、自主財源の確保につきましては、市政運営上非常に重要でございますので、インターネットで購買を実施している他市町村の成果等をよく研究してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 この手の質問というのは余りないと思うんですが、よく言われますように、歳入の確保の基本は税の徴収にありという言葉があるそうですけれども、まさに自主財源の確立というのは徴収にあるんだろうとっております。

茨城県では、県内すべての市町村で租税債権管理機構というのをつくりまして、広域でもって、一部組合でそういった徴収に取り組んでいる自治体もございます。そういうことを考えますと、関係自治体がどのような印象を持っているのかわかりませんが、そういった動きもあるということをお紹介しておきたいと思っております。

2009年度の法人税が、全国で約41%減の見込みだと、熊本県で43%の減少だというふうな記事を見ました。特に企業収益の悪化というのを見込んでみますと、ここ二、三年は特に厳しい時期が来るんじゃないかというふうに予想をしておりますので、これはただ単なる担当課に任せるということではなくて、全庁的にやはり真剣に取り組むべきではないかというふうに考えております。その考え方を1点ですね。

2番目に、インターネットの購買なんですけれども、現在、宇土市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、阿蘇市、人吉市、上天草市、8市が実施をしております。そのほか、ヤフーによるネット購買を利用している自治体が全国で680自治体、それから今年度8月末なんですけれども、全国自治体の約3分の1を超えております。ヤフーサイト等は4,000万人以上の人が閲覧をして買い手がつきやすいために年々利用する自治体がふえていると、去年は倍にふえたというふうな記事もございます。

そういうことを考えますと、研究をしていかれるということですが、大いに研究をしていただいて実施に向けていただきたいんですけれども、ちなみに、これは担当課に聞きますと、人員の増員だとか、あるいは新たな担当課増設とかというのも考えられますけれども、荒尾市が収納課整理係、それから菊池市が税務課管理係、人吉市が税務課整理係、玉名市が税務課、阿蘇市が税務課収納係というのが担当になって窓口でやっているようでございます。ですから、これらについてもやはり担当課がどうのこうのではなくて、あるいは担当課がやるということではなくて、これらについても先ほども申し上げましたように、全庁的に真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。

そういうことで、実施に無理があるとすれば、いろんなリスクがあるのかわかりませんが、かなり細かい部分のガイドラインも要りますけれども、そういったことで他市の状況を見ながら感想を、さっき言いましたようにお聞かせを願えればと思っております。

質問とします。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、要約いたしますと、全庁的な取り組みをやったらどうかとい

うことだと思えます。それにつきまして、我々の市の場合は税務課の収納対策室で徴収をやっとるわけなんですけれども、非常に熱心な職員が数多くおりまして、水俣市の場合は、非常に税の徴収率がずっと高い位置を占めてきてるんですけれども、水俣市の税の特徴といいますと、法人にかなり頼っている部分がございます。特に法人市民税あるいは固定資産もそうなんですけれども、企業におんぶされている部分が結構ございます。ですから、今、景気が悪い状況の中で法人が、ことしも予算の中でお願いしましたが、還付がございましたけれども、そういう非常に景気に左右されていくという部分がございます。法人あるいは固定資産の部分に関しては、かなり努力しているにもかかわらず率的には上がってこないと。ただ、先ほども申しましたように、個人の市民税あるいは個人の固定資産税につきましては、もうほぼ100%に近いような状況の中でやってきているということで、今、収納の我々の徴収の制度も非常にうまく機能してきているというふうに今思っております。ですから、景気の回復に期待をしていけば、かなり非常に高い収納率をまた回復するんじゃないかというふうに思っております。

それから、インターネットの件につきましては、動産の差し押さえがございません、先ほど言いましたように。そういう状況の中で、ただ、不動産の差し押さえ物件というのは当然出てまいります。まだ、県下どこもやっておりませんが、この辺のそのインターネットの活用とかも含めて十分検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 ぜひ努力していただきたいと思えます。

質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、新幹線全線開通に向けた観光施策の具体的取り組みについて答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、新幹線全線開通に向けた観光施策の具体的取り組みについて順次お答えします。

まず、新幹線全線開通の機会に観光振興に関する基本構想、いわゆるマスタープランの策定に取り組む考えはないかとの御質問にお答えします。

観光振興は、湯の児温泉、湯の鶴温泉を有する本市にとっては、重要な課題と認識しております。本市におきましては、昨年度から、九州新幹線全線開通に係るアクションプロジェクトとして観光PR用DVDの制作や水俣市出身の漫画家江口寿史氏による観光ポスターの作成、福岡での観光マーケットへの参加、エコパーク水俣・バラ園パンフレット等の作成、湯の児観月橋のライトアップ・リニューアル工事、観光雑誌への記事掲載、おもてなし現状調査、観光案内版の修

正などを行い、観光客・宿泊者増に努めているところであります。

以上のように、現在さまざまな取り組みを行っており、これらを踏まえて、しっかりと市の重要な施策としての観光振興を位置づける必要があると考えております。

そこで、現在、第5次水俣市総合計画の策定を進めているところでありますので、この総合計画の中に観光振興に関する基本構想を十分に盛り込んでいきたいと考えております。

このほか、現在、観光振興の計画として2つの整備計画づくりに着手をしております。1つは、策定中であり水俣市都市再生整備計画の中で湯の児温泉等の活性化策について検討しております。また、湯の鶴温泉につきましても、整備計画の年度内策定を目指しており、来年度からこれらの整備計画に沿って計画的に整備に取り組んでいきたいと考えております。

次に、関係団体と定期的な協議の場を設け、連絡調整、関係強化に努めるべきと思うが、これまでの取り組みと対策はどうかとの御質問にお答えします。

まず、県では平成17年に新幹線熊本づくりプロジェクト推進本部を設置し、各地域振興局単位で地域推進本部を設置しており、水俣芦北地域でも水俣市、芦北町、津奈木町や各市町の観光協会、水俣芦北地域観光推進協議会、商工会議所などが構成員となり地域推進本部が組織され、さまざまな取り組みをしているところであります。しかし、市として各種団体と新幹線全線開通についての協議は、全線開通に係るアクションプロジェクトの推進段階で個別には行ってまいりましたが、全体的な検討協議の場は設けていませんでした。本市といたしましても、新幹線全線開通は観光振興や地域活性化にとって絶好の機会と考えておりますので、県の取り組みと歩調を合わせながら、市全体で取り組んでいくための市独自の協議の場が必要であると思っておりますので、早急に設置をしたいと考えております。

次に、本渡・水俣間のフェリーが休止され再開を期待する声が高いが、関係自治体や団体等と協議し、再開に努めるべきと思うがどうかとの御質問にお答えします。

本渡・水俣間フェリーは平成19年5月に休止され、本年5月に廃止となりました。これまで、天草市やフェリー業者などから本市に対して航路再開に向けた具体的なお話があっておりませんが、先週、天草市御所浦町の御所浦の明日を創る会から要望書が提出されましたので、今後、関係自治体等々から正式な協議の要請があれば検討してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 1番の基本構想マスタープランの件なんですが、アクションプログラムが20年に策定をされておりますけれども、中身を見てみますと、目指すとか、取り組んでいくとか、再生を図るとか、そういった検討していくとか、整備を整えるとか、取り組んでいく、こういった文言が最後に締めくくられているんですが、基本構想みたいな感じはもちろんしますけれども、要はこの下の部分、手足の部分、この辺が全然見えてこないというのがすべてです。ある程度の計画

の中には、そういった部分も感じるわけですね。

いろいろと例はあると思うんですけど、小樽市の場合を見ますと、昭和48年に小樽運河を埋め立てる、埋め立てないで小樽運河論争というのがあったそうです。そのときをきっかけに市民が関心を持ちまして、基本構想に取りかかったということでございます。やっぱり計画が、整備計画だとか観光ルートだとかいうことを整備目標にしたわけですけども、当時61年で273万人だったのが、ピーク時の平成11年には973万人、しかし、それでも平成18年には769万人に減少したということで、さらに18年には基本構想を策定して取り組んでいると、こういった例もございます。

それぞれたくさんあると思いますけど、やはり一点に集中しながらやっているということと、やはりそういう目指すものの目標があるということが大切だろうと、この辺がアクションプログラムではちょっと短過ぎるのと、目標だけで終わっているんだという印象がございます。

それから、豊後高田市で、昭和のまちづくりというのがございますけれど、これらも平成4年から一貫した取り組みをやってきているようでございます。そして職員を専門的に育てるということで、職員の異動を極力避けるということで5年から6年その職場に置いて、そして専門化させていくと、そして次に引き渡すというふうなことをやっているようです。水俣市の場合はどうなのかということで、職員が異動した場合は、次途切れるということがあるんじゃないかと思えます。

それから、平成17年には豊後高田市ですが、市、商工会議所、金融機関、企業、個人、出資するまちづくり観光株式会社というのをつくりまして、民間的手法でやっていくと、こういった例もございますので、今、言いました職員の異動等について、やはり短期間でどうなのかという問題、それから構想は、やっぱりしかるべき目標を定めてやると、先ほどの市の基本構想と違いまして、つくらなければつくらなくてもいいというふうな、これは行政努力でしかないわけですので、ぜひその辺も今回全線開通に向けて腰を据えて検討していただきたいという気がしておりますが、他市の例を出しましたけれども、いかがか質問をします。

それから、2番目の関係団体との連携ですけども、やはり定期的な協議についてはやっぱり必ず必要であろうというふうな気がしております。やっぱりアクションプランの推進体制の構築というのは、各関連団体がなければ市独自では進まないわけですので、これはまさに基本であるというふうに思っております。このアクションプランの中身の2ページには目標を書いております。ですから、こういったものを、本当目標ではなくて具体的に手足として進めていただきたいという思いを今しております。

そういうことで、ちょっと質問したいんですが、アクションプランの推進体制の構築というのを取り上げてありますけれども、環境大学あるいは水俣スイーツ、水俣芦北フィールドミュー

ジウム事業、あるいは村丸ごと生活博物館、こうした事業の取り組み等を持続的に進めるためには、窓口の一本化というのがどうしても私は必要な気がしております。関係団体との連携とともに、窓口の一本化についてどう考えておられるか質問します。

それから、3番目の、本渡・水俣間のフェリーですけれども、先ほどのように、19年5月に廃止になりましたけれども、その後、航路の事業者によりまして、国土交通省の出先機関、それから自治体関係者などによる航路改善協議会を設置し、国による再開に向けた動きが始まっているというふうなことで新聞記事もございます。そこで、また新たな動きとして、事業者が非常に意欲的に取り組みを始められたという経緯もございます。情報によりますと、今月中には熊本県交通対策室、陸運局との話し合いも持たれると、そして各協議会についての話があるんじゃないかというふうな話も聞き及んでおります。

先ほど言われましたように、3日には、先週には天草観光協会、御所浦商工関係者、町民の方10名の方が市長、議長に対して航路再開の陳情が提出されましたけれども、やはりこのように御所浦の方々は、既に新幹線全線開通を見越したフェリー再開に向けての活動が平成19年から始まっております。それを見ますときに、水俣市の場合は取り組みがおくれているというふうな印象がどうしても否めないような気はしております。

こういった協議会がもしできた場合、質問ですが、まず1番目に、国においても航路改善協議会の場所の設置を目指しているわけですがけれども、協議会ができた場合には、水俣市も積極的に参加すべきと思いますけれども、いかがか質問をします。

その点でよろしくお願いをいたします。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 岩阪議員の第2の質問にお答えいたします。

まず、観光施策の基本構想の件ですけれども、やはりアクションプランつくってありますけれども、やっぱり数値目標、入り込み客数あたりをどこにしていくなのか、そういった具体的な数値を設定しながら進めていく必要があるのかなと思っています。

おかげで、入り込み客につきましては、少し上向いてきております。ただ、なかなか宿泊に結びつかないということで、行政でできる部分というのなかなか厳しいのはあるんですけども、やはりこれまでやってきましたおもてなしとか、そういったものの向上に努めていたり、また修学旅行の誘致、そういったことについても、市としても積極的に取り組みをしていく必要があるのかなと思っています。

そういった中で、やはり関係団体との目標とか目的の共有化、そういうものはやっぱり必要なのかなと、みんな方向性を一つにして取り組んでいくということがないと、なかなかそれぞれがやっても、こういったものについては、今、いろんな事例を出されましたけれども、やはり目

指すべき観光の方向を示して、それにみんなが向かっていくというような体制をつくっていく必要があるのかなと思いますので、そういった面につきましても、構想づくりとあわせて、これから進めていきたいと思っております。

また、専門職の職員につきましても、御意見のとおりだと思います。これまで、エコみなまたでありますとか、そういったところで、まず民間でということではいろんなお願いをしてみましたけれども、結果としてなかなか、そこに人がいないと、やっぱりこういうものは進行していかないのかなと、だれが引っ張っていくのかと、民間でできない場合は、やっぱり行政が引っ張っていかなくゃならない部分もあるのかなと、そうしたときには、やっぱり専門的な職員が配置をされていかないと、ルーチンの業務と違ひまして、やっぱり人間関係とか、業者との関係とか、いろんなのも出てまいりますので、そういったことは、今、お話がありましたようなことを参考にこれから進めていきたいなと思っております。

窓口の一本化につきましては、担当課の縦割りとしてはそういう形ですけども、やっぱり交流人口をふやしていく、観光振興していくというのは観光振興推進室がありますので、そこを窓口これから連携を、庁内でとれる連携はとって一本化をしていきたいなと思っております。

また、本渡－水俣間のフェリーにつきましては、議員の御質問を受けたり、また要望を受けまして、本渡市の方の担当の方にも連絡をしてみました。本渡市の方にも、まだ正式な陳情・要望等は来ていないということでしたけれども、やはり本渡としても、今後そういったことを考えていく必要はあるのかなと、ただ、そういったのを受けて、これから対応しますということでしたので、関係する自治体は、水俣市と天草市になりますので、両市でそういったことになれば、また協議を進めながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 よろしくお願ひしますが、ぜひ、特に御所浦間のフェリーにつきましては、御所浦がジオパーク、地質遺産の申請を行って、きょうの熊日新聞にも載っていたそうですが、私見ていませんが、これについて、国内委員会の申請をしていると、ただ、団体客が来たときに方法がないんだというふうなお話もございました。特に御所浦の場合、水俣が起点になりますと、新幹線、それから鹿児島空港、鹿児島への交通については非常に期待をされているし、水俣市についても、御所浦へ水を毎日送っているということも申し上げていらっしゃいましたので、ぜひ、水俣市の経済圏として考えた場合、非常に私は経済効果も大きいだろうと思ひますし、これを利用した形での観光もまた考えられるだろうし、ということで、ぜひ、もう一回見直して、我々議会ももちろんそうなんです、行政としても積極的に取り組んでいただきたいなという思いがしております。

そういうことで、今度の目玉になれば幸いなんです、部分開通と違って全線開通というの

は意味が非常に大きいということを踏まえて、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

要望にして終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で岩阪雅文議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時44分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口眞次議員に許します。

（谷口眞次君登壇）

○谷口眞次君 こんにちは。

無限21議員団の谷口です。

昼食後の一番眠たい時間帯ですが、本日最後の一般質問となりますので、よろしく願いをいたします。

ことしの夏は、国民にとりまして4年前の小泉郵政選挙から安倍・福田・麻生内閣の自公政権、長く続いた官僚主導の利権政治の継続か、はたまた税金のむだ遣いをなくし、国民の手に政治を取り戻す政権交代かで、国民の民意を問う衆議院議員総選挙でありました。やはり国民はこれまでの政治に我慢の限界だったのかもしれませんが、国民に支持を得られなかった悪しき政治を払拭し、一刻も早く安心して任せられる希望の持てる政治の回復を望むものであります。

特に今回、この熊本5区において、新しい大きな国とのパイプも加わり、なお一層心のつながりも深まりました。県南地区の活性化に期待が膨らむところでございます。

政治が変われば、必ず国民の暮らしも変わります。歴史的な勝利に国民の大きな期待が課せられた新政権に、4年間、しっかりとぶれない政治に期待をエールを送りたいと思います。

さて、当市は市制施行60年の節目の年を迎えています。宮本市長は、8月30日の記念式典において、これからの20、30年の時が流れ移り変わっても、水俣に住んでいてよかったと思える魅力のあるまちであるためには、人々の交流を図り、環境、教育、観光、健康を初め、あらゆる分野で新たな価値の創造に向けて荒野を切り開くたくましさが求められています。そして、結びには、小さくても輝く、ほっと安心できるぬくもりのあるまちを目指し、夢と希望に満ちた安心・安全な水俣のさらなる飛躍を期すため、皆様の一層の御指導、御協力をお願いしますと決意を述べられました。

就任以来、未曾有の経済危機の中、さまざまな課題に取り組み、水俣市のトップリーダーと

して鋭意努力しておられる姿に心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

それでは、今回も市民の皆さんの小さな意見も交えながら、順次質問に入ります。

1、任期後の市長選再出馬についてであります。

宮本市長は、就任以来、まさしく光陰矢のごとし、無我夢中で過ぎ去った3年半であったのではないかと思います。本当に御苦勞さまでございます。宮本市長は、産廃阻止という水俣の未来にとって何事にもまさる偉業をなし遂げられました。多くの市民から再出馬を期待する声が聞こえてきますが、2期目に対する現在の市長の決意をお聞かせください。

②、水俣市民の多くが仕事や暮らしの再生、地域の活性化を願っているが、どのような構想を考えているのか、また宮本カラーをどう展開されるのかお尋ねをいたします。

次に、2、環境モデル都市推進についてであります。

昨年7月に環境モデル都市の称号をいただき、今年度より、いよいよ本格的に市民と一丸となって削減に向けて動き出しました。

そこで、お尋ねをいたします。

①、太陽光発電や太陽熱温水器などのエコ対策の普及状況をお尋ねいたします。

②、レジ袋削減に関する取り組みの進捗状況はどうかお尋ねいたします。

③、ごみの固形燃料化は考えられないのかお尋ねをいたします。

次に、3、風力発電についてであります。

クリーンエネルギーとして注目を浴びている風力発電ですが、その風力発電建設計画におきまして、市民の中で心配の声が上がっています。

そこで、お尋ねをいたします。

①、市民からの心配の声はどのようなことかお尋ねをいたします。

②、それに対する今後の市の対応についてお尋ねをいたします。

次に、4、桜ヶ丘・大戸口線についてであります。

9月1日より供用開始となりました。牧ノ内のあの狭い道路での離合や渋滞の解消ができて大変喜ばれています。

そこで、2点ほどお尋ねをいたします。

①、本体工事の完成・検査引き渡しはいつだったのか、供用開始おくれの原因は何だったのかお尋ねをいたします。

②、安全面での要望や、その対策と豪雨などの対策は万全かお尋ねをいたします。

最後に、5、住宅プランについてであります。

人口減少や高齢化が進む中、何とか住環境の整備を進めて、少しでも歯どめがかかればという思いで、以下、2点お尋ねをいたします。

①、現在の入居希望者状況と入居者の条件についてお尋ねをします。

②、今後の市営住宅建設計画と構想はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 谷口議員の御質問に順次お答えします。

まず、任期後の市長選再出馬については私から、環境モデル都市推進については副市長から、風力発電、桜ヶ丘・大戸口線及び住宅プランについては産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、任期後の市長選再出馬についてお答えします。

私は、市長就任に当たり、産業廃棄物最終処分場建設阻止を最大の公約といたしました。水俣の豊かな自然を守り、未来に残したいと願う市民を初め多くの皆様の努力と情熱で解決することができました。このことにつきましては、市民がその力と知恵を結集し、市民・議会・行政が一致団結してこの問題に取り組んだことが大きな力となったと思います。市民の皆様初め関係者に深く感謝をいたしております。ここで発揮された市民の知恵と力を今後の水俣の新たなまちづくりの展開に生かしていくべきであると考えております。

しかしながら、水俣病問題を初め、地域の再生振興はまだ途上であり、少なくとも、その再生振興の方向づけは私に与えられた責務であると受けとめています。市民の皆さんの審判により再び市政を負託していただくことになれば、一身を投げ打って水俣の明るい未来づくりに努力してまいりたいと思っております。

次に、市民が仕事や暮らしの再生、地域の活性化を願っているが、どのような構想を考えているのか、また、宮本カラーをどう展開するのかについてお答えいたします。

本市におきまして、市民の仕事や暮らしの再生、地域の活性化は最重要であると認識しております。そのためには、地場企業、商店街や観光振興など経済の活性化や元気な地域づくりが急務であります。

そこで、1つ目は、農林水産業の再生振興を図り、湯の児や湯の鶴、エコパーク水俣を中心とする地域資源を生かした観光で人々の交流をふやし、地域の産業を創出します。

2つ目は、高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちづくりのため、福祉と医療の充実を図ります。

3つ目は、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちのために、確かな学力、健康・体力、豊かな人間性を備えた、生きる力を養う人づくりなど教育の充実に努めてまいります。

そして、すべての施策の基本として、環境で一点突破を図り、まちづくりのすべてに環境をキーワードとして取り組み、世界に誇れる住民協働による環境モデル都市を目指し、地域全体の浮揚を図り、経済の活性化、元気なまちづくりにつなげてまいります。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁ありがとうございました。

大変力強い決意の言葉をいただきまして、多分多くの市民の皆さんも安心されたということと思います。

この3年半、本当に厳しい経済情勢の中で、さまざまな課題に取り組んで、職員一丸となって成果を上げてこられました。4月17日にはマニフェスト検証会ですか、ありましたけども、かなりの高得点や、また、いささか辛口の評価とか、いろいろありました。しかしながら、それを踏まえた上で、また残りの主な取り組みなども発表されておりました。何と云っても、市長におかれましては、産廃阻止という偉業をなし遂げたことは、本当に水俣市民にとって最大の出来事じゃなかったかなと思っております。

今、想像してみますと、普通ならば、そのとおり計画どおりいってれば、あの平の通りを産廃を積んだトラックが1日100台も、それ以上行ったり来たりで、本当、粉じんをまき散らして、道路を痛めつけながら回っているんだと思ったら、本当ぞっとするような思いでございます。本当にお疲れさまでした。

また、重要施策として、次の農林水産業の充実、あるいは観光、そして高齢者を中心にした福祉医療の充実、さらには子どもたちの教育の充実ということで、ぜひ、宮本カラーを発揮していただき、市長の職務というのは本当に大変だろうと思います。さまざまな式典に出たり、あるいは国への要望、そしてあらゆるイベント、それから講演会、または各種会議など、本当に激務を大変こなされて、これまでこられました。ぜひ、今後とも1期4年では、まだ仕事半ばじゃないかというふうに思っております。ぜひ、2期目、3期目とこれからも御尽力をいただきながら、小さくとも輝く、ほっと安心できるぬくもりのあるまち水俣を目指して御尽力をされることを切にお願いして、この件は終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、環境モデル都市推進について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、環境モデル都市推進についての御質問にお答えします。

まず、太陽光発電や太陽熱温水器などのエコ対策の普及状況についての御質問にお答えします。

本市では、地球温暖化防止対策の一つとして新エネルギー普及の観点から、一般家庭への太

太陽光発電と太陽熱温水器の両システム設置への補助を本年度から始めております。申請期間を年3回から4回設けておりました、現在のところ、太陽光発電システムでは21件の申請がっており、ほぼ見込みどおりであります。太陽熱温水器につきましては、以前から設置されているところもあることから、申請が少ない状況であります。

また、学校につきまして、本年度のスクールニューディール事業で、太陽光発電システムを第一小学校、第二小学校、第二中学校の3校に対して設置することとしております。

さらに、環境省から小水力発電に関する実現可能性調査の受託を予定しており、現在準備を進めているところであります。

そのほかの対策としましては、個人や家庭、地域等で新エネルギー普及も含め、省エネ・省資源などエコ活動全般への取り組みが推進されるよう、わかりやすく説明した映像やパンフレットを作成し、7月には市内全域で地域講座を開催して取り組みの啓発・促進を行ったところです。

また、毎月市民講座の開催、市報への特集記事の掲載を行っております。市民講座では、これまで太陽光発電システムの紹介、みなくるバスを利用したの村丸ごと博物館へのエコツアー、マイボトル推進のための給茶スポットの紹介などを行い、御参加いただいた市民の方々に理解を深め、取り組みを促しているところであります。10月には、JAFや水俣自動車学校の協力を得て、エコドライブ教室の開催も企画しております。また、市報では、地球温暖化、緑のカーテンのつくり方、家庭でのエコ対策ほかの記事をこれまで掲載しており、今後も紙面による啓発を継続してまいります。

さらに、11月には環境モデル都市フェスタを開催し、環境先進地の他市町の首長をお呼びしてのパネルディスカッションや講演、ごみゼロを目指すゼロ・ウェイスト宣言を行い、多くの市民の皆様へエコ活動への取り組みがさらに広がりますようお願いをしております。

これらのさまざまなエコ対策の普及につきましては、環境モデル都市推進委員会と、その作業部会として5月に発足した円卓会議のメンバーを中心に進めております。円卓会議には、各種団体、グループ、事業所から関係者が多数参加され、自由闊達な意見交換を行いながら、水俣市の環境モデル都市行動計画に基づき、CO₂削減のための具体化と活動の促進について検討しております。今後もこれらの方々を中心に、より多くの市民の皆様を巻き込みながら対策の普及に努めてまいります。

次に、レジ袋の削減に関する取り組みの進捗状況はどうかとの御質問にお答えします。

レジ袋の削減に関する取り組みについては、今年5月から、市内の事業者の皆さん及び消費者団体として水俣市ごみ減量女性連絡会議の皆さんと、レジ袋の無料配布廃止を中心にどのような取り組みができるか、協議を進めてまいりました。協議の中では、さまざまな御意見や御提案をいただくことができ、レジ袋の無料配布廃止を中心に、より多くの事業所の皆さんに御協力をい

ただける形での取り組み方法が決定したところです。

また、協議と並行しまして、水俣市ごみ減量女性連絡会議を中心に、市民の皆様に御理解をいただけるよう、マイバッグ宣言の募集などを行い、周知・啓発を図っております。今後、さらに多くの事業所の方々に御理解と御協力をいただけるよう働きかけていくとともに、10月の1カ月間は、キャンペーン活動による周知広報活動を実施するなどして、11月1日からレジ袋の無料配布廃止を中心とした具体的な取り組みを一斉に開始してまいります。

レジ袋の削減、マイバッグの持参は、市民一人一人がすぐに取り組むことができる環境行動です。環境モデル都市づくりを進める水俣市に暮らす一人として、日常の生活の中で、環境にいい暮らしづくりを考えるきっかけとしていただきたいと思います。

議員の皆様におかれましても、お買い物にはマイバッグで御協力をよろしくお願いいたします。

次に、ごみの固形燃料化は考えられないかについてお答えします。

家庭や事業所から排出されるごみを焼却せず、乾燥・圧縮して燃料に利用するRDF（ごみ固形燃料）の施設が全国に60カ所建設されております。このRDFプラントの処理方法は、可燃ごみを石灰、蒸気の熱で乾燥、固形化する設備であります。熊本県内では平成14年、阿蘇市に約31億円の工費で日量62トンの処理能力を持つRDF（ごみ固形燃料）化施設が建設され、阿蘇広域行政事務組合で運営されております。

この事務組合にお尋ねしましたところ、RDF化施設の運営費用は1トン当たり2万円、大牟田市のRDF発電所までの運搬費用が3,500円、RDF発電所の処理費用が9,500円で、合計で1トン当たり3万3,000円の処理費用を要しているとのことであります。また、RDF発電所は、RDFを燃料として発電し、九州電力への売電収益と処理委託料で運営されております。

近年、住民の減量化に対する意識が高まり、ごみ減量化されることにより、RDFの供給量が減少している。しかし、RDFを処理するための固定的な費用は変わらないため、高額な処理委託料になっており、ごみ減量が進めば処理費が高額となるという問題を抱えております。

本市の可燃物につきましては、平成14年から水俣芦北広域行政事務組合のクリーンセンターで処理しておりますが、現焼却施設にかえて巨額を投じてRDF化施設を建設しなければならない必要性や、処理費用を考えますと、現時点でのごみの固形燃料化は困難と思われませんが、今後、施設の老朽化が進み、改築する必要が生じた時点で選択肢の一つにはなろうと思っております。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 環境モデル都市について答弁をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今、太陽光発電の設備が21件、太陽熱温水器の方は全くないんでしょうかね。ちょっと残念な思いがするんですけども、実は、前回は26カ所で地域説明会をされて、太陽光発電と温水器あ

たりの説明をずっとされて、本当、かなり効果もあったし、大変だったなというふうに思っております。市民の方も一緒になって積極的に参加しようということで、私も参加して意見を聞きました。

その中で注目したいのが、太陽光発電については、かなり高額だし、それと設置条件も、私も我が家の電気をちょっとどうかなということで試算をしてみたんですけども、1.5ワットぐらいしか出力が足りないということで、できなかつたわけですけども、それに引きかえて、太陽熱温水器、これは今かなり少ないということで残念な思いをしたんですけども、実は、今、環境塾というところで私も誠也さんと一緒に環境塾で環境の勉強をしているんですけども、その中で、熊大の自然科学科の石原教授、この方の新エネルギーとはというところで勉強をさせていただいたんですけども、太陽熱温水器が80年代には80万台、99年になって7万台と激減しているんですね。省エネルギー量を調べてみますと、ガス暖房でしたら、冬場でも500から600メガカロリー、月ですね。そうすると、この太陽熱温水器を使うと、150から200ちょっとぐらいまでのエネルギーで使えるんですね。そうすると、値段的にも18万から20万程度ということで、水俣市も補助を出していますけども、年間節約料、一般的なガス料金の約半分ということで、約四、五万ということで、4年ぐらいで償却ができるという計算になります。

家庭用の光熱費の40%ぐらいが、お風呂とか台所とか、そういったエネルギーであって、そしてこれをもし太陽熱温水器に変えると20%ぐらいに圧縮してくれるということで、かなりこの太陽熱温水器というのを一家に1台勧めれば、必ずCO₂の削減になるんじゃないかという話もございました。残念ながら、今は全然ないということなんですけども、ここに、なぜ太陽熱温水器が今少ないかということで記事が1件載っております。

ちょっと読んでみますと、最近、太陽熱温水器が大量に捨てられていると聞いて耳を疑いました。壊れて使えないものではなく、まだ十分に使えるものを撤去費用と処理費用、数万円まで払って捨てるのだそうです。捨てる理由は、格好悪いから、太陽電池や風力発電機は格好よくて、太陽熱温水器は格好悪いのだそうです。統計データを調べてみると、99年に11.5%だった世帯普及率は、04年には7.3%ということで確かに下がっております。我慢して環境保護というかつてのつらいエコロジーとは異なり、最近の風潮は、楽しいエコライフ、おしゃれなエコロジー、この風潮時代は我が意を得たりと大変大歓迎なんですけども、十分に使える太陽熱温水器が産業廃棄物として捨て去られるのには、むなしさを覚えます。太陽熱温水器でふろをわかすというのはシンプルで理にかなった方法です。太陽熱温水器の普及率は日本が世界一だそうです。年間を通じて日照時間が長く、ふろ好きの日本人にはもってこいのエコロジーと誇りに思っていたのですが、この調子では、世界一の座を北米や北欧やドイツに奪われそうです。

ちなみに、太陽熱温水器の世界普及率日本一は何と宮崎県なんです。99年の普及率は何と

44.1%、2軒に1軒弱というすばらしい普及率でした。せめて宮崎ぐらいはと調べてみますと、04年には29.4%、残念ながら、低落傾向は全国一律だということです。

ふろのお湯をわかすためのエネルギーは膨大です。追いだきまで含めると、1世帯当たり1日おおよそ6,000から1万キロカロリー、約7キロから12キロワットを要します。しかし、たかが四十二、三度の温度にするだけですから、量は多くても質は極めて低いエネルギーです。ごみでもまきでも、もちろん太陽熱でもわかします。高質のエネルギーである電気でわかすのは論外、エコロジー派は怒り心頭なのですが、現在流行しているのは、まさにこれです。夜間電力は余りぎみなので、夜にわかすふろにはびったしという理屈もあるようです。太陽電池で発電した電力なら自然のエネルギーだからという話もよく耳にします。ちょっと怖い話ですという記事がありません。

太陽熱温水器がなぜ格好悪いかということには、一部の豪雨地帯を除くと、日本の屋根の勾配は緩やかです。勾配は雨水を流すためですが、勾配が滑らかなほど、建設は楽です。雨を流す最低限度の勾配に抑えるのが普通です。したがって、水が流れやすい屋根材料ほど勾配を緩やかにとります。したがって、東北・北海道の方は、太陽熱温水器の勾配を高く上げなきゃいけないんですね、要するに、しり上がり。こっちの九州地方は、割と屋根に沿ってつけられるわけですね。こういう格好とこういう格好ですから、かなり、やっぱり格好悪いということで、東北・北海道は、つける比率が少ないようです。鹿児島なら26度の角度でいいんですけども、札幌なら43度傾けなきゃいけないということで、やはりその格好悪さが今このような太陽熱温水器の利用が減っているということですので、九州は、宮崎県はトップだったんですので、ぜひ、これを我が家に、一家に1台運動を展開してくれれば、かなりのCO₂削減になるのではないかというふうに私も考えます。ですから、世界一の太陽熱温水器普及率を目指して、水俣もぜひ頑張っていたいただけないだろうかということをお願いをしたいと思います。

それと、レジ袋削減についてですが、熊本市も予定のとおり大体水俣と同じような推移で、11月に本格的にマイバッグ持参率50%を目指すということで、ぜひ、熊本市に負けないように、並行して、環境モデル都市ですので、水俣が後を追うわけにはいきませんので、ぜひ頑張っていたきたいなというふうに考えております。

ちなみに、イギリスあたりでは、国民の1人が生涯に消費するレジ袋は1万3,000枚に上り、2008年だけでも99億枚が配布されたといえます。99億枚のレジ袋を並べた距離にしますと、月まで7往復できる距離に相当するというふうにデータも出ておりますので、いろいろ、レジ袋がなくなると、今度はごみを出すのに、またそれを買わんといかんとかという話もありますし、また万引きあたりも非常に問題視されておりますので、そういった点を十分注意しながら、ぜひ11月に向けて進んでいただきたいというふうに思っております。

それと、3番目のRDFの話は今答弁でいただきました。実は、RDFの方は、まだまだいろいろ問題点がありまして、今、阿蘇の方でやっているということですが、これが、ペレット製造費が1キロ当たり20円程度、ごみが少なくなると、生産量の低下の傾向にあると、そういうことで、RDFは発電所で処分し、1キロ当たり9.5円の費用を払っている。月には約5,487万円の出費であるということ、いろいろな事件が起きたり、ダイオキシンの問題があったり、私が注目したいのは、RPFの制度なんですね。RPFは、設備費が約4億6,000万円が必要で、これは、ごみを肥料とペレットの燃料にするわけですね。高温でしますから、ダイオキシンの心配もないということで、これを仮に今62トンの阿蘇の答弁がありましたので、ちょっと計算をしますと、肥料を約1トン当たり1,000円で売って、ペレットを1キロ当たり15円で販売するとしますと、3,775万円の利益が出るわけです。そうすると、処分料も利益と差額が出ますので、かなり大きな税金の節約になると。今、水俣市でもたしか年間4,681トンですか、可燃ごみを燃やして、ごみの処理料が多分8,028万円ぐらい、これを計算しますと、五、六年で設備費というようものが解消できるわけですね。そしてさらに利益も出てくると、これを1キロ当たり15円で販売するには、ビニールハウスの農家とかホテルとか温泉とかスーパーなどの空調用燃料にまだ需要がどんどんあるということで、私も関係者の方からちょっとそういう話を聞きましたので、環境で飯は食えないと言うけども、まだ飯を食える道があるかもしれませんので、ぜひ、これは検討していただきたいなというふうに考えます。

やはりRPFの方は、石油から生まれた非塩素系のプラスチックと古紙によって構成されているため、燃焼によるダイオキシン発生懸念はありませんと、石炭と同等の熱量に調節されており、価格も石炭に比べコストメリットがあり、近年、工場のボイラー等に石炭の代替品として広く使われるようになりましたと、加えて、地球温暖化防止のため、CO₂削減効果もあり、まさに循環型社会構築に貢献する燃料ですというふうに注目をされています。

さらに、自治体からもいろいろ問い合わせ、見積もりとかも来ているということですので、ぜひ、今、検討委員会がされて、きょうも新聞に載っておりました。11月22日ですか、さっき答弁があった、同市は、有識者や市職員らを中心としてごみゼロの年度や具体的な事業の策定を急いでいるということですので、ぜひ、こういったことも、環境で飯が食える可能性も出てきているんじゃないかなということをぜひ念頭に置いていただいて、一つの策に考えていただければなというふうに思っております。

そういうことで、太陽熱温水器を積極的に進めてもらえないか、これをぜひやってほしいというものと、それと今のRPFの導入を検討していただけないか、これ2点をお願いします。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） それでは、環境モデル都市推進についての2回目の質問にお答えいたしま

す。

まず、温水器の普及についてですけども、先ほど少ないと言っていましたけども、1軒ほどあっております。基本的に温水器につきまして、私たちも熱効率からいくと、太陽光発電よりもいいと思って、これを幅広く普及できないかなと思っております。そういった意味で、まだ宣伝が足りないのかなと、格好悪いという話じゃなくて、実際、つけてみますと、やっぱり夏はもう全然灯油を使わなくて使えるという状況がありますし、水俣の場合でしたら、秋口までは十分そういう形でいけるのかなと思っておりますので、本当に普及率高めていくために、これからもまた広報とか宣伝、ちゃんとした形の成果をデータ化して行って、また皆さんの方にお伝えできればなと思っております。

また、RPFにつきましては、やはりごみゼロを目指すという形でやっていますけども、じゃどういう形でごみゼロにするのというのを、今回ちゃんとした形で皆さんに提示をしていく必要があるのかなと思っています。

そういった中で、資源化率を80%、90%上げるというのも、テーマとして掲げています。そういった中で、じゃどう具体的に進めていくのかというのが出てまいります。その中では、最終的にはやっぱり燃料化していくということも一つなのかなと。ただ、現実問題としまして、今、広域行政組合の焼却炉が動いておりますので、これが償還が終わるまでは、やはりこれをどうにかうまく使っていかなければならないのかなと思っておりますので、今回、今提案がありましたようなことも含めまして、皆さんの方にいろんな形で検討していただきながら、燃やさない、埋め立てないというようなごみ処理システムを目指して頑張っていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、風力発電について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、風力発電についてお答えします。

まず、市民からの心配の声はどのようなものがあるかについてお答えします。

去る6月24日に地域住民で組織される風力発電を考える会並びに水俣の暮らしを守るみんなの会より、水俣市・鬼岳麓の風力発電施設建設計画に関する意見と要望書が本市に提出されました。意見と要望書の中では、風力発電から発生する超低周波、低周波音について、人が低周波音を聞いた、あるいは感じたときに生じる不快感や圧迫感などの心身に係る影響や、低周波音が窓や戸を振動させることにより発生する建具の揺れ、がたつきなどの物的影響、建設時の工事による水源地の破壊や汚染、土砂崩れの危険性、農作業中の住民に対する超低周波音・低周波音被害や台風・強風による破損、倒壊の農作物に与える影響、亀嶺峠から眺める景観への影響、動植物の

生息に与える影響などが上がっております。

次に、心配の声に対する今後の市の対応につきましては、まずは心配の声があることを事業者である西日本プラント工業株式会社に伝えて、十分な環境影響調査を行っていただくようお願いしているところです。

事業者においては、環境影響評価方法書をもとに調査を実施し、環境影響評価書の作成後、地元説明会を開催されることとなっております。市としましては、独自の情報収集や他の風力発電事業の状況把握を行うとともに、環境影響評価書を精査し、専門家の方々や市民の皆様の御意見をお聞きし、総合的に判断してまいりたいと思っております。

また、市の体制につきましては、商工観光振興室、環境モデル都市推進課、環境対策課と連携をし、対応してまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入りたいと思います。

確かに風力発電は、火力発電や原子力発電に比べると、本当に安全でCO₂の削減にも効果があるのかなと、環境に優しいクリーンな発電方法かなというふうに私も当初はそうにしっかりと認識をしていましたけども、しかし、やはり規模や場所によっては、さまざまな悪影響が各地で報告されておりますし、自然環境の破壊ということもいろいろな問題になっているのも事実であります。資源可採年数といいますか、石油が40年、ウランが60年、天然ガスが60年あるいは石炭があと200年という中で、本当に風力の力もかりて、今後はしていかなければいけないのかなというふうに考えますけども、やはり住民の小さな意見、大きな意見にかかわらず、やはり市長が述べられる、小さくとも輝くほっと安心できるまち、これが果たして、この風力発電で、近くに風力発電がぐんぐん回って、あるいはそこら辺にちょっと被害が出たということになると、本当に安心できるまちになるのかなという懸念もあります。ぜひ、十分な検討をしていただいて、決して急ぐ必要はないと思いますので、十分な、市としても検討をしていただきたいというふうに思っております。

まず、予定地は県の水源涵養保安林になっておりますけども、水俣市の水道水源保護条例との整合性はどうか、これを1点お尋ねしたいと思います。

それと、水俣病の教訓といいますか、水俣病も、法律的には問題なく排出をしていたわけですが、今回も法的にはそんなに問題はないというふうに考えますけども、国策として、風力発電の推進を国がやってるから、なかなか市としても表立って反対というわけにはいかないだろうと思いますけども、水俣病との兼ね合い、これをどう考えられるか、この2点をお尋ねいたします。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君）　まず1点目の、水俣市の水道水源保護条例の関係でございますけれども、確かに当地は水源涵養保安林として指定されています。地域は非常に山間部にありまして、国有林が157.16ヘクタール、県有林が276.52ヘクタールで、大体433.68ヘクタールということになります。それと、同社の建設につきましては、大体3.5ヘクタールぐらいが一応事業としてされるということで、大体全体の、事業者の言うところによると100分の1ぐらいの面積になると、全体の中で、水道水源保護条例の中で、どれだけの影響をするかというのが、まだ詳細にこちらの方にも、規模も含めたところで、どれぐらいの森林を伐採して、どれぐらいの影響があるというのは出てきておりませんので、それについて詳しく出していただいて、その後、水道水源保護条例との関係については、整理しなければいけないと思っています。

水俣病との兼ね合いということですが、基本的に風力発電につきましては、いろんな国が進めている新エネルギーの事業でありまして、それが、ただ、議員おっしゃいましたように、非常に環境も含めて、健康も含めて影響があるというのが実例でございます。

ただ、今全国に1,600弱の風力発電が操業しているわけでございますけど、その中でやっぱり一部いろんな被害が出ているのは、新聞、またテレビでも放映されております。

当地におきまして、どれぐらいの影響があるかというのは、基本的に、いろんな地形とか場所とかロケーションというか、そういうので変わってきますので、十分水俣の鬼岳付近に、もし建設されるとなれば、どういう影響がするかというのは、やはり環境影響評価をきちんと精査した上で、いろんな意見を聞いて、いろんな専門家、また住民の皆さんの意見を聞いて、最終的にいろんないいとこ、メリットもありますし、デメリットもあるということで、最終的に判断する必要があるというふうに考えております。

○議長（松本和幸君）　谷口眞次議員。

○谷口眞次君　確かに場所や規模によっては被害が出るという懸念もされますので、来年の5月ぐらいが国の補助金の、予定からいけば申請時期となっておりますのでございますので、西日本プラントさんにも、ぜひ水俣の市民の気持ちを伝えながら、さまざまな市独自の調査も兼ねてやっていただいて、そして結果を決して急がないようにやっていただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君）　次に、桜ヶ丘・大戸口線について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君）　次に、桜ヶ丘・大戸口線について、本体工事の完成・検査引き渡しはいつだったのか、供用開始おくれの原因は何かについてお答えします。

桜ヶ丘・大戸口線は、平成14年度から本工事に着手し、一部暫定区間はありますが、本年度よ

うやく供用開始することができました。竣工検査及び引き渡しは9月1日に行い、検査後、当日の午後4時に供用開始を行いました。

供用開始おくれの原因ですが、本路線の起点となります桜ヶ丘の県道水俣田浦線との交差点において、道路法に基づく熊本県公安委員会との協議が思うように進まなかったことが主な原因です。交差点協議は、所轄警察署を窓口として、熊本県警察本部、県道の管理者である熊本県と協議を重ねながら、最終的には熊本県公安委員会が承認するということとなりますが、協議の最終段階で、熊本県警察本部、熊本県と歩行者及び通行車両の安全を最優先し、十分な安全施設を整備してから供用開始をするということで確認はしたものの、その改善策がなかなかまとまらず、最終的には一部用地買収が必要になったり、当初の計画に対して、安全施設を増設することになったため、時間を要したことでございます。

交差点協議には時間がかかること、そのために早くから準備を進め、内容を整理しながら効率よく進めることが重要であったと反省するとともに、大変御心配をおかけしましたことにおわびを申し上げます。

次に、安全面での要望や、その対策と豪雨などの対策は万全かについてお答えします。

今回の新しい交差点付近に関しては、水俣警察署の意見を聞いた上で整備しましたが、近くの県道の一部区間で、歩道がなく歩行者の通行に危険であり、改善を要望する声をお聞きしております。当場所は、県道でもあり、本市だけの対応は困難ですので、熊本県にも相談し、短期的または長期的な対応を検討したいと考えております。

雨水対策につきましても、本線右側の排水溝が以前より小さくなったと指摘されましたが、地域に状況を聞き、通常の道路用側溝で可能と判断し、設置しました。また、道路左側の水量が多いとの情報は聞いていますが、桜ヶ丘2号線の側溝を鋼製ぶたにかえる工事を行っており、以前より雨水の処理能力は向上していると思われまます。

また、桜ヶ丘観音の上部の雨水については、雨水が桜ヶ丘観音の建物にいかないような処理を今回の工事で行ったところです。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

まず、9月1日に供用開始できたことを本当に感謝申し上げたいと思います。19年度の完成予定が2年ほどおくれて完成になったのかなというふうに思っております。また、開通時には、学校関係者あるいは役所の方、そして警察の方なども3日、4日ぐらい、現地に朝から来られて、安全確認をされて、子どもたちの誘導をされておられました。逆に、それだけ関心があったということは、安全面でちょっと心配なのかなという感じもいたしまして、私もずっと今まで大橋のところにおったんですけども、こっちの方に来て、子どもたちを誘導している状況ですけども、

たしか9月1日に引き渡しがされたということですが、本体の道路の関係は、たしか3月ぐらいじゃなかったかなと私聞いていたんですけどね。3月に検査が済んで、今、6カ月ぐらい多分かかって、いろいろされたんじゃないかなというふうに思っております。

私は17年6月に、この接続地点の問題点については安全面をぜひ考えてやってほしいということで一般質問をしました。その際に、住民の方も二、三十人、自治会の方々が朝早くからあそこで交通の量をチェックして、かなり混雑するぞということで、ずっとこれまで、私も4年前に一般質問してから、安全面の確認をしてきました。しかし、たしか3月ごろに本体は完成したのに、住民の方からも再三、いつ開通になるのかと、最初は新年度からだろうと、そしてまた聞いたら、今度は次がゴールデンウィークのころだろうと、もう今度は盆明けだろうということで再三再四市民の方から言われまして、結果的に私もうそをついた形になりました。

一般質問は決してパフォーマンスじゃないんですから、ぜひ、こういうことのないように、住民の方から、お役所仕事だと、今はもうイノシシが運動会ばしよっばいというような、散歩をされる方から言われまして、本当にこういうことのないように、もう4年も5年も前から、この件については、安全面についても、また接続点についても十分検討してほしいということで、そのときの答弁書もございますけども、熊本県に改良を要望しているということで答弁をいただいております。よく役所から言われるのが、担当者がかわったからとか、あるいは予算の関係で金がないとかというふうに言われますけども、確かにこのときは部長がかわられていますけども、そういうことじゃないと思うんですね。やはりだれか一人、本当に真剣になって、一般質問が出た、住民の方が一生懸命交通チェックをしてくれた、これはちゃんとしとかんばいかんぞということになれば、やはりだれか一人、多分忙しいから、全部できないと思いますけども、だれか一人、一生懸命になって、こういう対応をしてくれたら、多分この小さい、これから短期的・長期的な検討をしていくということですが、多分短期的なやつは、この供用開始と同時にできたんじゃないかなというふうに私は思っております。ぜひ、こういうことのないようお願いをしたいんですが、住民の方から、いろいろな改善点、安全面をぜひお願いしたいということで聞いていますので、ぜひ、その点についてどうされるのかお尋ねをしたいと思います。

まず1つが、入り口のところに、すぐ2メートルぐらいのガードレールが、以前、溝があったところにあります。それが必要性があるのかどうなのか、もしなかったら、それを撤去していただきたい。

そして、その反対側のところに、道の向こう側に川松商店の近くですが、そこに雨水のためまがって、それに三角状に道から出ております。こっち側にガードレール、こっち側が三角状に段差が出ております。それをどうにかできないのか。

それと、河村電器の方からおりてきたところにカーブミラーが設置できないのか、これが3つ

目。

そして4つ目が、子どもたちが朝通学しますけども、たばこ屋の手前のところに倉庫があります。その倉庫と道の白線が1メートル弱なんですよ、そこに30センチの雨水のふたがあります。そして、その横に5センチぐらいの段差があって道路になっています。非常に危ないんです。子どもたちが通る、あるいは自転車が通る、非常に危険な箇所になっておりますので、これが五、六メートル続いています、通学道路です。ぜひ、これを改善してほしいこと。

それと、5つ目が、やはり横断歩道の手前が急な下り坂です、河村電器からずっと下り坂です。その下り坂に、「急な下り坂、スピードを落とせ」ぐらいの看板が立てられないのか、これをお願いしたい。

それと、今、ラップ状に交差点がなっていますが、接続点がですね。そこがかなり直角みたいに入るようになっていきます。河村電器には大型がかなり来ますので、右折する際に、河村電器の方からおりてきたら、大型車がかなり大回りしないと入れませんので、その側溝、段差がありますね、そこを何とか改良できないかということで、その6点、ぜひ何とかしてほしいなということをお願いをしたいと思います。

それと、豪雨対策については、ある程度やっていただいていると思いますので、これについては質問はありません。その安全面についてお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 先ほども申しましたけども、平成14年から始まりまして、大体7年ぐらい経過しておりますので、大変遅くなったということを改めておわび申し上げます。一生懸命、職員もやっておりますけど、なかなか安全面については、いろんな県の考え方、公安委員会のいろんな、警察本部の考え方がありまして、市としましても、いろんな事業量の問題とか財源問題等もありまして、かなり難航したということで、時間かかってしまったわけでございます。

今、議員おっしゃった6項目につきましては、供用開始前から、いろんな方面から要望なり意見なりも聞いております。大体のところは解決するような方向で今進んでおりますけれども、6番の入り口のラップ口については、我々もかなり警察の方には要望したところでございますけれども、なかなかそこをあけてしまうと、非常に通行の方が大曲がりや、ほかの車両もしてしまうということで、どうしてもああいう形で規制せざるを得ないという、それと歩行者を守る上でも、歩行者のたまりの部分の部分を広くしなきゃいけないというのがありまして、そう言いながら、できるだけ広げていただくように要望して、あの形にまで落ちついたということでございまして、ほかの5項目につきましても、できる限り早目の対応をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、住宅プランについて答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、市営住宅プランについて順次お答えします。

まず、現在の入居希望者状況と入居者の条件についてお答えします。

本市は、現在17団地869戸の市営住宅の管理をしており、入居者の募集を行っているのは10団地696戸でございます。7団地173戸につきましては、空き家が出ても、建てかえ及び廃止の計画があり、募集を行っていない状況です。

市営住宅への入居につきましては、毎年、空き家待ち入居者募集を行い、空き家が生じた際に順次住宅の紹介を行っています。入居待機者数は、毎年平均120件程度で、そのうち、50件程度の方へ住宅の紹介を行い、20から30件程度の方が入居され、残りの方は希望団地と紹介団地の相違等により入居を辞退されております。辞退数を除いた紹介倍率は3.7倍程度となっております。

入居希望者の状況につきましては、洗切、白浜、月浦団地といった新しい団地で、かつ利便性のいい団地は希望者が多くなっております。逆に他の団地では、先ほど述べたような好条件を満たしていないため、希望者は比較的少ないのが現状です。市営住宅への入居条件につきましては、公営住宅法並びに水俣市営住宅条例で、同居しようとする親族がいること、入居者全員の合算所得が月額15万8,000円以内であること、住宅に困窮していることが明らかなこと、市町村税を滞納していないこと、入居者全員が暴力団員ではないこととされております。これらすべての条件を満たさないと入居はできないこととなりますが、同居しようとする親族がいることという条件については、水俣市が過疎地域に指定されていることから、指定期間は条件から除外されることと定めてあります。

次に、今後の市営住宅建設計画と構想についてお答えします。

現在、本市が管理している市営住宅戸数について、水俣市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、平成35年以降の目標戸数を621戸として、老朽化した団地の建てかえ及び設備改修等を原則として整備を進めていきたいと考えております。

今後の計画としましては、第3期白浜団地建てかえに本年度着手し、平成24年度までに25戸の市営住宅を整備し、並行して牧ノ内団地建てかえ基本設計に着手し、計画を進めていきます。供給する住宅の広さにつきましては、入居者の家族構成を考慮した型別供給にて対応することとなります。建てかえに伴う既設集会所の建設、既設公園整備につきましても、住環境に配慮しながら計画を進めていきます。

団地の戸数管理につきましては、人口減少に伴い、現在募集停止をしている一部団地の用途廃止を図りながら、需要と供給のバランスのよい市営住宅運営を行っていききたいと考えておりま

す。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 それでは、住宅プランについて2回目の質問に入りたいと思います。

いろいろと詳しく答弁をいただきました。一部の団地の用途廃止も視野に入れながらということでございますけれども、中・長期的には、どの団地等を計画されているのか。また、用途廃止となると、住民の方が大変困惑されると思うんですけども、そのやり方とか方法をひとつ教えていただきたいというふうに思います。

また、今後は近いところでは白浜の29棟、それから同時に牧ノ内の基本設計に着手するということになっておりますけれども、熊本県の調査等によりますと、やはり少子・高齢化が進んで、高齢化人口は年々増加傾向であり、全国的にも高い伸びとなって、世帯主年齢が65歳以上の世帯数についても、平成37年には全世帯の41.1%に当たる27万7,000世帯に達するというところで、熊本県の調査が行われております。

それと、高齢者のいる世帯の住所の所有関係に見てみると、全体として65歳以上の世帯について、持ち家に居住する世帯が多いけれども、単身世帯、すなわち一人になった方々は3割以上が借家に居住しているということで、こういう小さい部屋でも十分借り手が多いという状況になっております。そして、手すりや段差解消等の高齢者向けの設備も熊本県は若干おけているんじゃないかという統計も出ております。

さらに、世帯構成の将来推計によりますと、今後、平成27年までに世帯数は増加を続ける一方、平均世帯人員は減少し続けると、世帯構成別に見ると、夫婦と子から成る世帯、そのほか一般世帯は減少するのに対し、単独世帯や公営住宅の優先入居世帯である一人親と子から成る世帯が増加傾向にあるというふうに出ております。

さらに、年収200万未満の方々が増加しているということで、特に公営住宅については、約半数が年収200万円未満の世帯となっているということで、こういうことをかんがみて、ぜひ今後の牧ノ内の基本計画については、1階は年配のあれで、車いすでも行けるようなバリアフリー化を進めるとか、あるいは2階、3階を単身向けとか、若者向けとか、そのニーズに合った、ぜひそういった方向性を考えていただきたいというふうに思っております。

そして、平成35年には621戸ということで、これは総世帯数に対して水俣の何%に当たるのか、それを1点ですね。それと、今言った牧ノ内のニーズに合った高齢者中心の検討をしていただきたいということ。それと、公園整備についても高齢化社会に配慮して、今、ほとんど市内の公園では、ブランコとか滑り台とか鉄棒とか、こういったのがほとんど公営住宅の中にもありますけれども、今後はやはり高齢者と一緒楽しめるような、屋外につけられる健康器具が今は注目をされております。腕立てボードとか、くるくるサイクルとか、わくわくステップとか、これも二、

三十万程度で値段も安価であります。ほとんど、この業者は日都という業者ですけども、ほとんど自治体の注文だということでございますので、ぜひ、こういった公園整備についても配慮をしていただきたいなというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 谷口議員の2回目の質問にお答えします。

どの団地を廃止するかということが第1点かと思えますけども、7団地ございまして、丸島団地、田平団地、河原団地、山神団地、東水俣団地、袋駅前団地ということでございまして、全体で78戸、それと、先ほど牧ノ内の部分がありますので、7団地とさせていただいております。

どういふ方法ですかと申しますと、まず、自主退去というのがございます。それと、かなり老朽化しております、一番老朽化しているのは丸島団地で、昭和25年から26年に建てられてまして、14戸あるんですけども、60年経過している。そういうことで、自主退去されるか、また他の市営団地の方に移転してもらうか、そういう形で全員が退去されたときに、基本的には用途廃止していくという方法をとっていきたいと思います。

また、牧ノ内団地の建てかえでございまして、これにつきましては、白浜団地のときにもいろいろ検討されてはいたけれども、1階部分には高齢者、そういう方たちに住んでいただくというような型別団地ですね、そういう形で対応したいと考えていますし、1階、2階、3階と、どの程度、今回、設計着手しますので、わかりませんが、そういう形で、上の方には若い人、下の方にはそういう高齢者の方々、身障者の方々に住まわれるような形で工夫をしなければならぬというふうに考えております。

それと、先ほどの将来計画、平成35年以降が目標621戸ということで考えておりますけども、基本的には、人口を2万3,500、世帯数を9,400世帯ということをして市の一応、そういう形で人口世帯数も推移していこうというふうに考えておまして、基本的には全体の世帯数の7%、県営住宅も少しありますので、県営住宅50戸ありますので、671戸が現存するというか、将来の水俣市内の戸数ということになります。

それと、公園整備の中でいろんな健康器具ということで、いろんな、今回の月浦の福祉ニュータウンの中にも少し健康器具的なものがあつたんですけども、現公営住宅のいろんな遊具等の施設については、そういうのは普通のブランコとか、そういうのは補助対象になってはいますけども、現在、そういう団地の中の健康器具につきましては、なかなか補助対象にならないということがございます。ただ、今後、そういうやはりニーズが出てくると、それも対象になるかとも考えますし、どうしてもそういう希望があれば、実施するかしないかも含めまして検討してまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 最後には、もう要望になりますけども、現在の公園も含んで、ぜひお年寄りと子どもたちの会話を深めていくためにも、ぜひそういった遊具が必要じゃないかというふうに考えておりますので、検討していただきたいと思います。

それと、猿郷団地の件が今は出ていなかったんですけども、あそこは急坂もありますし、高台にあります。みなくるバスも下の方にありまして、なかなか高齢者の方が大変、町に行くにも、何とか上にみなくるバスを上げてもらえんのかという要望も出ていましたので、ぜひ、今後はあそこはやはり外平市営住宅とまとめるとか、そういったことをぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

また、人口減少防止策として非常に住環境整備というのは重要になってくると思いますので、ぜひ、安価で利便性のいい住宅プランを立てていただきたいなと希望して終わりたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 以上で谷口眞次議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明9日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時40分 散会

平成21年9月9日

平成21年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成21年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成21年9月9日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時44分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	平松辰弘君	田中功君
岩阪雅文君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（牛迫秀基君）	（松永伸二君）
議事係長	（栄永尚子君）	総務係長（岡本広志君）
書記	（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 13人

市長	（宮本勝彬君）	副市長	（森近君）
総務企画部長	（葦浦博行君）	福祉環境部長	（吉本哲裕君）
産業建設部長	（田上和俊君）	総合医療センター院長	（坂本不出夫君）
総合医療センター事務部長	（桑畑達美君）	産業建設部産業づくり総室長	（上村彰君）
水道局長	（盛下修一君）	教育次長	（坂本彰君）
総務企画部総務課長	（本山祐二君）	総務企画部企画課長	（栄永徳博君）
総務企画部財政課長	（淵上茂樹君）		

○議事日程 第3号

平成21年9月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|-------|---|---------------------|
| 1 | 野中重男君 | 1 | 水俣病について |
| | | 2 | 風力発電について |
| | | 3 | 山間部の高齢者の交通手段の確保について |
| 2 | 高岡利治君 | 1 | 衆議院議員選挙について |
| | | 2 | 医療センターについて |
| | | 3 | 水俣病問題について |
| | | 4 | 風力発電建設について |
| | | 5 | 市長マニフェスト検証大会について |
| | | 6 | 一般廃棄物について |
| 3 | 中原泰子君 | 1 | 学童児バス通学者への補助金について |
| | | 2 | 総合医療センターについて |
| | | 3 | 不適切経理について |
| | | 4 | 観光施策について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

今期定例会に、地方自治法第121条の規定により、坂本総合医療センター院長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。
初めに、野中重男議員に許します。

(野中重男君登壇)

○野中重男君 おはようございます。

日本共産党の野中重男です。

市民の皆さんの生活の向上と市政の発展を望む立場から質問いたします。

昨日の一般質問で、市長は次の市長選挙に臨む立場を表明されました。市民の皆さんのお役に立つなら一身をなげうって貢献する、その決意に敬意を表したいと思えます。

さて、総選挙の結果、新しい内閣が誕生しようとしています。今回の選挙の結果は、暮らしを破壊してきた自公政治にかわって新しい政治を国民が選択した結果であり、私たちは日本の政治が一步前進したと考えています。新しい政権ができますが、これから国民生活を守る方向に日本をどのように変えていくのか。私たちは、よいものは大いに後押しし、悪いものにはブレーキをかける立場で臨みますが、いずれにしましても、日本において新しい政治の模索が始まったと思えます。

これは地方自治体にとっても歓迎すべきことだと考えています。水俣市議会でも小泉内閣の三位一体を初めとする新自由主義の構造改革路線を歓迎するかのような声がありました。これがどんなに国民生活を破壊してきたか、水俣でも失業された市民がたくさん出ておられることからよくわかります。製造業にも派遣できる労働者派遣法がつくられ、景気が後退すると共同通信が配信して熊日新聞などにも掲載されたように、大企業では30兆円を超す膨大な内部留保を持っていながら労働者を簡単に解雇する。近くでは、出水市のNECやパナソニックでこのようなことが行われた。失業者がたくさん出ていると報道されています。

地方自治体では、政府からの交付金が減らされ、自治体を窮地に追い込みました。公共事業が減り、県内でも市内でも建設業がなくなり失業者が出ました。農山村の疲弊も進みました。これらを見るだけで、この路線が破綻したことは一目瞭然ではないでしょうか。新自由主義的な経済運営は、今では世界じゅうで見直しがされています。マイクロソフト社の最高幹部が、新しい資本主義の模索をと述べているのは、そのあらわれだと思えます。

悪政を続ける政治勢力はいずれ国民の厳しい審判を受ける。これは歴史も証明しています。だからのために政治はあるのか、その原点に戻る、別の視点では、憲法を尊重し、地方自治体では地方自治法に基づく政治がされることを時代は要請しているように思えます。

以上のような立場から具体的な質問を行います。

1、水俣病について。

①、水俣病に関する特別措置法が成立しましたが、水俣市が要望されていた、被害者や地域住

民が納得する救済策とするため、幅広い救済対象者、救済範囲、検診、救済内容の明確化は実現されたのか。

②、同じく、要望されていた、被害者補償を担うチッソの水俣の地で将来にわたり事業を継続・拡大し、補償の完遂と地域経済・社会の安定に資するよう万全の措置は講じられたのか。

③、今回の法律で加害企業チッソに永続的に責任を全うさせる合理的な方法、汚染者負担原則と、汚染による加害を放置した行政の不作为の責任は明確にされたのか。

④、水俣病の被害者救済には行政認定、司法認定、政治救済と3つの制度が並立しています。これらは今回の法律で整理されたのか。

2、風力発電について。

私は6月議会においてこのことを取り上げました。そこで幾つかについて調査を提案し、答弁では資料を集めると言われました。

そこで、以下について調査されたのか質問いたします。

①、鹿児島県長島町の風力発電について、採算などの資料は集められ、その結果はどうだったのか。

②、日本や世界で既に設置されている風力発電の風車は、民家からどれくらい離されて建設されていたか。

③、これらの中で騒音、低周波、超低周波による人体被害の発生については報告されているか。

④、鳥類のバードストライクの例、あるいは鳥類及び希少猛禽類の生態についての調査報告はないのか。

⑤、2008年7月、テレビ朝日の「報道ステーション」が風車による人体被害を報道している。この内容はどのようなものだったか。

3、山間部の高齢者の交通手段の確保について。

①、水俣市の東部の山間地では公共交通機関がなく、交通空白地区が存在しています。医療機関に通院するにも多くの費用がかかっています。住民の負担軽減の方策は検討すべきではないでしょうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の質問に順次お答えします。

まず、水俣病については私から、風力発電については産業建設部長から、山間部の高齢者の交

通手段の確保については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

まず、水俣病に関する特別措置法が成立したが、水俣市が要望していた内容は実現されたのかの御質問にお答えします。

私は、与党と民主党が提出している水俣病被害者救済法案の修正協議が大詰めを迎えていた6月22日に上京し、民主党の岡崎トミ子議員や松野信夫議員、自民党の園田博之議員に直接お会いして要望活動を行ったり、直接お会いできませんでしたが、民主党の鳩山由紀夫代表や菅直人代表代行等にも要望書を提出してまいりました。

その要望書の中身としましては、1、被害者や地域住民が納得する救済策とするため、幅広い救済対象者、救済範囲、検診、救済内容などを明確にすること、2、与党法案に盛り込まれている地域指定解除の項目を削除すること、3、被害者補償を担うチッソが、水俣の地で将来にわたり事業を継続・拡大し、補償の完遂と地域経済・社会の安定に資するよう万全の措置を講ずること、4、水俣病被害者に係る医療費の国民健康保険市・町負担について、地元自治体に負担が生じないように財源措置を講じること、5、被害者救済とあわせて被害地域の将来を展望した地域経済や保健・医療・福祉など地域振興等についても特段の措置を講じること、以上5項目でした。

議員の御質問である被害者や地域住民が納得する救済策とするため、幅広い救済対象者、救済範囲、検診、救済内容の明確化は実現されたのかということにつきましては、要望はいたしました、法案の中にはいまだ明示されておりません。

次に、同じく要望していた被害者補償を担うチッソの水俣の地で将来にわたり事業を継続・拡大し、補償の完遂と地域経済・社会の安定に資するよう万全の措置は講じられたのかということに対しましては、現在のところは、それらの措置は講じられていません。しかし、事業会社が地元で事業を継続するということについては、当初与党案では入っていませんでしたが、本市が要望しました結果、与野党協議の中でこの条文を入れていただきました。

今回の法律では、地域振興等の条文において、国・県に対し、分社化後の事業会社が事業を地元で継続することにより、地域振興と雇用の確保が図られるよう努めることが規定されておりますが、具体的にどのような措置を講じられるか定かではありませんので、今後、明確な対応策を示していただくよう働きかけてまいりたいと思っております。

次に、今回の法律で加害企業チッソに永続的に責任を全うさせる合理的な方法、汚染者負担の原則と汚染による加害を放置した行政の不作为の責任は、今回の法律で明確にされたかという質問にお答えします。

まず、今回の水俣病被害者救済の特別措置法では、加害企業であるチッソは、事業再編計画を作成・申請し、裁判所の許可が出る子会社、つまり事業会社が設立され、その後、事業会社の株式譲渡の承認が環境大臣によってなされると株が譲渡され、その後、水俣病の原因企業である

チッソは消滅することになり、永続的に責任を全うしないことになると考えられます。

一方、行政の責任については、特別措置法の内容の見直しがされ、前文に平成16年の、いわゆる関西訴訟最高裁判所判決において、国及び熊本県が長期間にわたって適切な対応をなすことができず、水俣病の被害の拡大を防止できなかったことについて責任を認められたところであり、政府としてその責任を認め、おわびをしなければならないという文言がつけ加えられました。つまり、国や熊本県の責任について前文に記載され、明確にされたこととなります。

次に、水俣病被害者の救済には、行政認定、司法認定、政治救済と3つの制度が並立しているが、これらは今回の法律で整理されたのかという質問にお答えします。

水俣病の救済については、御指摘のとおり、行政認定と司法認定、そして政治救済の3つの制度が並立して存在する状態であり、現在、それぞれの制度で救済された被害者が存在する状態にあります。これらの3つの制度については、今回の法律である水俣病特別措置法では整理されておられません。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 御答弁いただいたように、救済の中身については明示されていないと、結局何も、救済法と言いながら、中身が決まっていないという実に不思議な法律が国会で成立したというふうに私は思っています。

それで、特措法では、チッソの新しい事業会社が水俣で事業を継続するよというふうになっていますが、これは民間企業がどの地域で事業をするかということを経営者が決めることはできないというのが原則になっていますので、この辺を踏まえた上での先ほどの答弁だろうというふうに思っています。具体的には不明というふうに言われたとおりだと思っています。

汚染者負担の原則も分社化で消滅すると、御答弁されたとおりです。

3つの制度の並立についても整理されていない。

結局、この法律で何が決まったのか。私は、チッソを分社化することだけが決まっています、ほかには具体的には何も決まっていないというふうに言えるのではないかと、そのように思っています。患者さんにとっては、これは受け入れがたいというふうに言われるのは、私もそのとおりだと、論をまたないというふうに考えています。

それで、2回目の質問に入りますが、総選挙の結果、新しい内閣が来週中にも成立するというふうに言われています。市長はこれまで水俣市が要望してきたことについて、新内閣に対し、すぐにでも要望をしていくべきだというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

なお、そのときのことですけれども、特措法の所管官庁は環境省になっています。しかし、朝日新聞の記事等にもありますように、第一線の保健部長が原保健部長ですけれども、患者は診察のときにうそを言っているというふうに言っておりまして、謝罪にも来ました。環境大臣から甚だ

遺憾だということで叱責を受けて、現地にも原部長あるいは椎葉特殊対策疾病室長等が来て謝罪しています。しかし、発言は撤回しないという立場を貫いているようであります。

最初からこのような偏見の目で見ている官庁に、特措法の中身を詰めていく資格も資質もないというふうに私は思っています。それで、官僚ではなく国会議員、特に内閣、政治に要望をきちっとされるべきだというふうに私は思っていますが、いかがでしょうか。要望すべきだということ、要望するとしたら政治部門だと、新内閣の政治部門だというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

②、チッソが分社化された後、事業会社と加害責任のあるチッソが分社化されて、加害企業の方が消滅した後の話ですけれども、被害者が訴訟に訴えたとして、そのとき、加害企業はなくなっていると、このような場合、行政責任が確定している国と熊本県は加害責任の100%について請け負うのか、あるいは最高裁で認められた加害責任の範囲内でそれを負うのか、これはもう法律論の解釈になるかもしれませんが、どのように聞いておられるか。聞いておられるのであれば、答弁いただきたいと思います。

③、裁判所の判決で勝訴した原告が、その後、熊本県から行政認定になった。患者は行政認定に基づいて、患者団体とチッソとの間で結んだ補償協定に基づく補償をチッソに要求したが、チッソがこれに応じないという事態が起きています。補償協定は厳密に尊重されるべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

④、日本経済新聞は7月3日付の社説で、今回の特措法は司法判断を無視し続ける行政の認定基準をそのままにしている。政治として一步踏み込むべきではなかったか。この矛盾を解決しないと、1995年の政治解決、そして今回の政治解決に続いて、三たびの政治救済を遠くない将来に練ることになるかもしれないというふうに言っています。このような指摘についてはどのようにお考えでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、新内閣ができた場合には、新内閣にすぐにも要望するべきだと考えるが、いかがかということでございますけれども、私も、これまで必要に応じまして、今答弁で申し上げましたとおり、上京して環境省あるいは関係の国会議員の先生方にも要望書を提出したりお願いをしてまいりました。今回、新たに新大臣が決定すると思いますので、速やかに上京して、大臣あるいは国会議員の先生方にもまたお願いをすることになるのではないかなと、できるだけ早い機会にやりたいと思っております。

それから、チッソが分社化されることによって、加害企業がなくなってくると。このような

場合に、国と県が加害責任をすべて請け負うことになるがどのように聞いているかということでございますけれども、この件につきましては、国及び熊本県から具体的な説明は聞いておりません。ただ、特措法では株式譲渡につきましては、かなりの縛りが出てきているのではないかなと思っておりますし、具体的な中身につきましては、市況が好転するまで暫時凍結となっております。また、株式譲渡の時点においても、総務大臣あるいは財務大臣と協議をして、環境大臣が承認するというような仕組みもなっておりますし、また、そういった時点においては、慎重に判断がなされていくのではないかなと思っております。

また、会社法におきましても、訴訟などの争いがある場合、あるいは債務がある場合は、会社を清算することはできないというようなこともございますので、仮にチッソの本体がなくなった場合には、一般論といたしましては、国と県が責任を負わざるを得ない状況になると、そのように思っております。

それから、補償協定は厳密に尊重されるべきではないかということでございますけれども、新聞紙上にもいろんなコメントが出ておりましたようですが、このことにつきましては、認定された方とチッソとの民事上の関係であると、市として、このことについて意見を述べる立場ではないのではないかなと思っております。

それから、今回の特措法は、司法判断を無視し続ける行政の認定基準をそのままにしていると、このような指摘についてはどう考えるかということでございますけれども、認定の基準につきましては、私の方からこれは言及はできませんけれども、今後、救済方針などが明らかになってくると思いますので、その救済範囲とか、あるいは受け付け期間等については、多くの人が納得し、そして救済されるように、三たびの政治救済とならないように、引き続き国や国会議員の方々に対して誠意を持ってお願いをしていかなければならない、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 議会が終わってからでもいいと思いますが、早期に新内閣に要望される必要があると思います。私は、この問題は環境省で解決できる問題ではないと思っています。それこそ、内閣のトップを中心に、財務、それから経済産業省、厚生労働省がかまないと、環境省単独で判断できるようなものではないというふうに思っていますので、しかも官僚に任せていては、これは前に進まないというふうに思っていますので、その辺を御配慮いただいた上で要請をしていただきたいと思っています。

それから、御答弁いただいた②番目のところですが、清算された後、行政の方で100%持つのかということですが、100%になると思うという話でありました。また、訴訟等が継続している場合は、株等の譲渡はないというようなことも法案に書いてあるという話でした。私が申し上げたのは、今継続している訴訟も含めて、一回みんな終わったとして、その後に裁判

所の許可のもとに分社化されて株式譲渡をされるわけですね。その時点で、時期を見て、チッソは消滅するというふうになるわけですね。認定患者さん等に払うもの、あるいは継続的に払わなきゃいけないものについては、一部それは留保するという、借金返済に回すだけじゃなくて、留保するという形になってますから、その分は残すんでしょう、想定されるものについては。しかし、新たに訴訟が発生したときにはどうなるのかという議論があるんです、別の議論としてあるんです。ですから、日経新聞が95年と09年で政治決着した後、その後、胎児性患者さんたちの世代の人たちが新たに訴訟等を起こした場合は、加害責任はどこがとるのかという想定でもあります。

それで、市長おっしゃったように、100%国・県がとるというふうになれば、直接被害者にとっては、請求できない部分がないわけですから、それはそれでいいと思うんですけども、一民間企業が起こしたことを、全部国民の税金で100%負うという仕組みが本当に合理的なものであるのかどうかということは吟味が要ると思います。私は、不合理だというふうに思っています。

ところで、もう1つ例を申し上げますと、かつて炭鉱等で働いていた方がいらっしゃいました。炭鉱労働者がじん肺等になったと、炭鉱は相次いで経営難で倒産してしまっていて、そういう場合、炭鉱のじん肺訴訟というのがありますが、最近の判例で、国・県の加害責任の分だけしか訴訟では請求できないという例があります。結局、今の法律の流れでは、国・県の加害責任分だけ、つまり25%ぐらいしか請求できないという例が出ているんです、現実的に。ということになると、ますます被害者は不利益をこうむってしまうというような中身が、この特措法の中身なんだということだと私は理解しています。そこは改めて、担当部局との間で話を詰めていただきたいというふうに思います。今回は、そういう課題があるんだということだけ指摘しておきたいと思います。

それで、特措法についてなんですけども、これから、御答弁あったように、紆余曲折が多分あると思います。例えば民間診断書で判断していくのか、被害者であるか被害者でないかを民間診断書で特定していくのか、あるいはそのときの要件は何なのか。それから公的診断で判断していく場合、約3万人の人たちを、これからもっと出てくるかもしれません。希望者を診察できる医師は確保できるのか。例えば医療センターには神経内科医はいません。熊本大学にだって神経内科は少数しかいません。あるいはそのほかの医師で、今の慢性化した、しかも高齢化した被害者の人たちを診たお医者さんたちが公的機関にはいない、大学だっていない、医療センターだっていない。じゃどこが判断するのかという課題だってあります。

それから、被害補償の中身はどうするのか、これも明確ではありません。裁判がそのまま継続したらどうなるのか。今、幾つかの裁判がありますけれども、それから裁判所の判決が出たと

して、その判決との整合性はどうするのか、あるいは特措法に基づく救済の受け付け期間をどうするのか。おおむね3年という話がありますけれども、本当に3年で終わるのか。そういうのがいっぱい課題としてはありますし、私は紆余曲折があるというふうに考えています。

それで、3回目の質問に入りますけれども、その1番目です。ある胎児性患者さんが私にこういう話をされました。私たちは一生涯まで水俣病を背負って生きていく。チッソは自分の都合で加害責任から逃れる。こんなことは許せないというふうに言われました。これらの患者さんの叫びをどのように聞かれますか。

2番目です。汚染の全体像がわからないのに、またどれぐらいの潜在的な患者がいるかわからないのに、現時点では私は終わりが見えないというふうに思います。9月20日と21日に原田正純先生、藤野紘先生、高岡滋先生らの呼びかけで自主的な健康調査がされると、きょうの熊日にも載っております。聞いてみますと、全国から121人の医師が参加して、看護師などスタッフを入れると総計600人を超えると、地元からは神経内科の開業医のお医者さんたちも参加されると、受診希望者は、きのう現在で1,500人を超えたんだそうです。さらにまたふえつつある。

それで、一つだけ紹介しますと、これは7月9日付の熊日の社説ですけれども、こういうふうには書いています。

問題が繰り返される最大の原因は、不知火海一帯の被害調査が行われていないからだ。健康被害がどれぐらいの規模で起きたのかもわからないのに、目前の事態だけに対処してきたのが政治・行政であり、チッソだった。問題意識の射程の何という短さだろうか。最終全面解決とうたった95年の政府解決策の矛盾が現在の事態を生んでいるのだが、その反省もないというふうには、特措法に絡めた、これ批判ですけれども、こういう事態をしないために、私は健康調査が要るんだらうというふうに思います。

中には、水俣病を終わらせたくない人たちがたくさんいるんだと、騒ぎをそのまま続けることで、もやい直しも崩れてしまったというような議論をされる方もいらっしゃると思いますが、私はそれは違うというふうに思います。すべて健康調査されて、例えば弁当を食って食中毒が起きたら、だれだれが弁当を食べたのか、どういう被害が出ているのか、保健所は全部調査するではありませんか。その調査がされないままに、小手先だけで対策をとろうとしているところに、これまでの混乱があると私も思っています。

それで、121人もお医者さんが来て、そんな正確に診れるのかという疑問をお持ちかもしれませんが、聞いたところをちょっと紹介しますと、裁判所に出す診断書を書いているお医者さんたちが、それぞれの会場に複数いまして、全国から来たお医者さんたちが診て、ダブルチェックとして、そのお医者さんたちがもう一回診直すというダブルチェック体制で診断の正確さを競うというところまで配置してるんだというふうに言っていました。それから、このダブル

チェックするお医者さんは、原田正純先生と藤野先生が熊本大学の医局の同門会に入っていますので、熊大でこれらをずっと診てきたベテランの先生たちもこの中の2次研修をするお医者さんたちのところで配置するというような話でありました。

それで、私は繰り返しになりますけども、行政は住民の健康調査をすべきだというふうに思います。今からでも遅くないと思います。環境省は、今からやってもわからないというふうに言っていますが、今度、この検診を見に椎葉特殊疾病対策室長が来るんだそうです。この検診の会場に来るんだそうです。原田先生なり藤野先生なり高岡先生が診察する現場に立ち会ってもらおうという話になっていると言っていました。自分で患者さんの診察してみればいいんです。椎葉さんはお医者さんですから、やっていいんですから。そうすれば、事の実態がわかるのではないかなというふうに思っています。新しい内閣の政治分野にぜひ調査すべきだということを私は働きかけていただきたい、そのように思います。これが2点目です。

3点目です。昭和44年以降に生まれた人たちについては、特措法でも、あるいは保険手帳の交付でも、認定申請者に交付されている治療研究事業の手帳でも対象外にされています。根拠は、環境省が、それは認めないというふうに言ってるからだというふうに熊本県などは言っておられるようです。

それで、この答申とはそもそも何なのか、紹介したいと思います。

これは7月7日付の朝日新聞の記事ですけれども、環境省が根拠にしているのは中央公害審議会が答申を出しているんですよね。その答申の中で、へその緒のメチル水銀値で総水銀濃度——これは湿重量ですけれども——は、正常な乳児で0.044プラス・マイナス0.026ppm、72年の調査では、水俣では68年以降、最大でも0.074ppmを超えないと、正常な乳児等、水俣ではかったときは、これくらいの濃度だったから、ほとんど正常値と変わらないから、もう対象外にしていいんだと。つまり昭和43年以降はチッソの排出、外に出ていないから、生産も終わっているから、もう44年1月1日以降は、特措法でもほかの2つでも対象外にされているわけです。しかし、本当にこれでいいのだろうか。

国立水俣病総合研究センター、湯の児にありますよね。そこの衛藤光明元所長がこういうふうに言っています。これは同じく朝日新聞の7月7日付です。

1968年度、汚染が一気に低くなるわけがない。当時、環境省から聞かれたので、おかしいと言った。75年ごろまでは胎児性水俣病があってもおかしくないと思う。これが環境省の国水総研の所長の話ですよ。

もう1つ資料を紹介します。これも7月7日付朝日新聞ですけれども、熊本学園大学の原田正純教授と岡山大学大学院医歯薬学総合研究科の助教授がことしの6月に、水俣病多発地域で生まれた278人分のへその緒のデータを発表しています。この中に、68年、つまり昭和43年7月生ま

れで1.05ppm、71年5月生まれで0.83ppm、68年9月生まれで0.62ppmなど、通常より1倍以上、つまり1けた、2けた違うということ、10倍、100倍のメチル水銀濃度を持った子どもたちが現に生まれているというのを、データが出ているんです。

あるいは、もう1つ言いましょう。私がかつて勤めておりました水俣協立病院の技師で元村永氏が残したデータですけれども、76年に鹿児島県出水市の男性で41.70ppm、同じく75年に出水市桂島の男性が37.44ppm、これ髪の毛の水銀です。このようにアセトアルデヒドの生産が終わったのを境にして、すべての対象から外してしまう、救済の対象から外してしまうというのは、いかに科学的な根拠がないかということを、私は事実をずっと確認していけば確認していただければ明確になるというふうに思います。

ですから、結論なんですけれども、幾つか申し上げましたが、44年以降に生まれた人たちについても、環境省は中公審答申でも健康調査していないんです。だろうということで外しているんです。汚染は終わったということで外しているんです。人体被害については調査されていないんです。ですから、ちゃんと調査すべきだというふうに思っておりますけれども、これについても新内閣に対して、この間、出されている事実をきちっと水俣市でもそろえて、新内閣に要望されるべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

以上。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点は、チッソは自分の都合で加害責任から逃れる、こんなことは許せないという患者の叫びをどう聞くかという、どう受けとめるかということでございます。もちろんチッソは最後まで加害企業としての責任を負っております。今回のチッソの分社化は、補償債務の財源確保策の一つとして考えられたものと、そういうぐあいに理解しております。したがって、加害責任を逃れるための制度であってはならないと、そのように受けとめております。チッソは最後まで責任を全うしていただきたいと、そのように思っております。

それから、新しい内閣の政治分野に健康調査を働きかけていただきたいということでございますけれども、今回の特措法には、健康に係る調査研究を行うこととされております。その中身はまだはっきりしておりませんが、健康調査につきましても検討されると思いますので、状況を見ていきたいと思っております。

それから、健康調査が必要ではないかと、そう思うんだけど、どうかということでございますけれども、今後明らかになっていくんだろうと思っておりますけれども、健康調査が必要かどうかということも含めまして、当面は状況の推移を見守っていききたいと思っておりますけれども、声があることは伝えていきたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、風力発電について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、風力発電についてお答えします。

鹿児島県長島町の風力発電について、採算などの資料は集められたのか、その結果はどうだったのかにつきましては、去る6月26日、長島町を視察し、町営長島町風力発電所について、平成20年度の資料を入手しております。

長島町風力発電所の概要としましては、平成13年3月に操業開始され、台数1基、ロータ直径40.3メートル、最高到達点66メートル、出力600キロワット、年間発電量115キロワット時、約350世帯の一般家庭相当の発電が行われております。

平成20年度の風力発電の年間の売電状況につきましては、九電へ460万円、国民宿舎サンセット長島へ370万円、合計830万円となっております。九電への売電は、町営施設B&G海洋センター体育館、歴史民俗資料館、文化ホールで使用した後の余剰電力となっております。

支出につきましては、風力発電施設保守点検委託料189万円、工作物保安管理委託料139万円、風力発電用地賃借料6万円、危機管理電話料28万円、機器の定期交換料及び修理・故障等部品交換料349万円、合計711万円となっており、差し引き119万円の黒字となっております。

民間事業者の資料につきましては、長島町にお尋ねしましたところ、ございませんでした。

次に、日本や世界に既に設置されている風力発電の風車は民家からどれくらい離れて建設されていたかについてお答えします。

国内では、愛媛県伊方町においては民家から約250メートル離れたところに風車が建設されており、愛知県田原市では民家から約350メートル離れたところに風車が建設されているとのことです。また、海外では、ポルトガルにおいては民家から約300メートル離れたところに風車が建設されており、イギリスでも同様に民家から約300メートル離れたところに風車が建設されているということがございます。

次に、これらの中で、騒音、低周波、超低周波による人体被害の発生について報告されているかについてお答えします。

愛媛県伊方町では、民家のガラス戸が揺れたり、住民が就寝中に無意識に腕が動き出すなどの被害が報告されています。愛知県田原市では、住民が不眠のために自宅とは別のアパートを借りて眠っていることが報告されています。ポルトガルでは、風車の近くに住む住人が不眠等の健康被害を訴えていることが報告されています。イギリスでは、疲労、不眠、頭痛等の健康被害を訴えていることが報告されております。

次に、鳥類のバードストライクの例あるいは鳥類及び希少猛禽類の生態についての調査報告は

ないかについてお答えします。

環境省において、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究を実施するため、環境影響評価制度総合研究会が平成20年6月に設置され、検討されておりますが、平成20年11月に開催された第4回研究会では、風力発電における環境影響評価に関して、日本野鳥の会から鳥類への影響が報告されております。その報告を見ますと、ヨーロッパでは、鳥類への影響はバードストライクだけではなく、間接的な影響として、風車や送電線などの附帯設備を建設することにより、生息地の消失、減少、生息の放棄、移動の妨害という影響が考えられています。

外国での風車1基当たりの年間平均衝突率は、調査報告書によって、0.01から23羽ととても幅広く、死亡率は、カリフォルニア州のアルタモント峠やスペインのタリフで、風車1基当たりの死亡数は0.02から0.015羽と低い報告がされていますが、アルタモント峠では5,000基を超える風車数で、全体の死亡数は多く、少なくとも年間75羽のイヌワシが死亡していると推定されております。

国内における鳥類の衝突事故は、2002年以降、オジロワシ13例、イヌワシ1例、そのほかにミサゴ1例、トビ9例、ヤマドリ、ヒヨドリ、ホオジロ、カラス類の事例が見られており、影響が報告されております。

そのほか、間接的な影響である生育の妨害による場所転換の事例として、長崎県で、ナベヅル、マナヅルの渡りの途中の休息地として使用されていた場所が、建設後、使用されなくなったり、飛行コースが風車上空を避けるようになったことが報告されています。三重県では、風車から200メートル以内の樹林地では、850メートル離れた対象区に比べ、鳥類の生息密度、種類数、また越冬期の生息密度、種類数がともに低いことが調査により示されております。愛知県では、タカ類の飛行コースが風車の上空を避けるようなコースに変更され、旋回上昇が見られなくなったとの報告がされております。このように、生息地、越冬地、渡りの経路についての影響が懸念されているとの報告がなされております。

なお、長島町では、衝突事故について、視察時点では聞いていないとのことでしたが、風車の設置予定場所がツルの北帰行のルートとなっていたことから、風車4基の設置位置を移動したとのことあります。

次に、2008年7月放送のテレビ朝日「報道ステーション」が風車による人体被害を報道した内容につきましてお答えします。

まず、愛媛県伊方町において、民家のガラス戸が揺れていることや、住民が夜中に無意識に動き出すなどが報じられております。次に、愛知県田原市において、住民が不眠のため、別のアパートを借りて眠っていることが報じられています。これらの被害について、低周波音を研究し

ている医師は、風車から発生する低周波音による空気振動により家をはたつかせることが考えられ、家の中でも空気振動を浴び続けることで健康被害を起こすことがあるとしてあります。

実際に被害を受けたとされる家屋において低周波音を測定したところ、環境省が低周波音による被害の目安とする参照値を下回っているものの、参照値は15分間低周波音を聞き、9割の人が不快と感じた数値であり、被害を訴える住民のように、長期間にわたり低周波を浴び続ける実験データは存在しないとしています。

また、先ほどの医師は、風車が動いているときは、とまっているときよりも20倍から30倍の空気振動が起こっており、この空気振動が耳や頭蓋骨を揺らし、健康被害を出していると推測しています。

一方、伊方町の担当者は、風車の周辺の低周波音の最大値と、いろんな環境の中のレベルを比べると全く問題のないレベルであり、耳に聞こえない部分の影響はないととらえていると説明しています。しかしながら、環境省の担当者は、参照値を下回っているから大丈夫だとは言えないと説明したとしています。一方、伊方町の住民説明会において、風力発電事業者側は防音対策などをして共存を図りたいとしたものの、住民からは、眠れない、風車のために地獄になった、どうかしてください等の声が上がリ、住民側との話し合いは平行線をたどっているとしています。

同様に、風車の先駆的地域であるヨーロッパでも被害が報告されており、ポルトガルにおいては、ある牧場経営者の家に一番近い風車がとまっている。これは、ポルトガル経済省が稼働停止すべきと判断したためであり、また、風車の近くに住む住人は不眠等の健康被害を訴えているとのことをございます。

低周波の健康被害を研究している研究者は、ラットを使った実験結果から、人が低周波を浴び続けると、呼吸障害や血圧上昇などの障害が出ることもあると説明しています。また、環境先進国ドイツにおいては、健康被害を避けるため、地域ごとに風車と民家の距離を定めており、1キロメートル以上離す地域もあるとしています。

日本では、クリーンエネルギーとして、2010年度までに現在の風力発電の約2倍を目標としているが、風車と住宅の距離に対する国の規制はまだないと報じています。取材担当の記者によれば、非常に難しいのは低周波であり、個人差が物すごく大きくて、同じ家に住んでいても、住んでいられないほど苦しんでいる人がいる一方で、ほとんど感じない人もいるとのことをございました。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 かなり詳しく答弁いただきました。

風力発電については、一般論として二酸化炭素を削減する、地球温暖化を防ぐ上で太陽光発

電とともに自然エネルギーであって有効だと、また、地方自治体には固定資産税が入る、こういうような主張があります。一方、これに対し、風力発電は電気の供給が不安定で、火力発電所は減っていない、二酸化炭素の削減にもさほど役に立っていない、また、人体や動物への被害も発生している、大型開発による水源汚染なども考えられると、期待される効果は余りなく有害な点も多いと、あるいは固定資産税は入ってくるけれども、金額の75%は交付税が減額されると、地方自治体には25%しか残らない、しかも減価償却は17年で、毎年その額は減っていくというような意見もあります。

私は、これらの言われているメリット・デメリットについて、きのうも答弁ありましたけれども、今も答弁いただいたように、かなり詳細な資料が蓄積されてきつつあるなというふうな印象を持ちましたけれども、一つ一つ丁寧に精査をして、その上で判断をされるべきだというふうに考えています。

私がこの間調査したことについて紹介しながら、答弁をいただきたいというふうに思っています。

まず、火力発電所が減って、二酸化炭素が減っているのかという話です。デンマークでは、電力会社のエルサムというところが2004年に風力エネルギー協会とデンマークエネルギー省、政府との会合で、これ以上風力の設備をふやしても、二酸化炭素の削減効果は得られないというふうに述べています。なぜなのか、私も不思議でした。風力発電で電気を発電するのに、何で効果が得られないというふうになってしまうのか、幾つかずっと調べてみますと、風力の発電はいつも一定して発電できるわけではないと、発電できるときもあれば、できないときもある。つまり不安定で、バックアップのために幾つもの火力発電所を待機させなければならない、こういう仕組みになっているんだそうです。バックアップのために待機している発電所は、発電できるまでに多くのむだな燃料を使わなければならない。つまり非効率な燃料の消費が続くんだということなんだそうです。デンマークでは、火力発電所を廃止とか減少していません。2006年には発電所での石炭の消費がふえたために、CO₂排出量が前年比で16%ふえたというふうになっているんだそうです。

風力発電の設置が早かったデンマーク以外のEU諸国ではどうなのか。また、日本でも盛んに風力発電施設が建っていますが、二酸化炭素の削減は進んでいるのか、これは風力が建ったからほかが減ったというのは、全体の電気の需要量との関係がありますから、幾つか精密な計算が要るのではないかなと思いますけれども、いずれにしても、風力が建って火力発電所は少なくなった、あるいはもう減らしていいというふうになっているのか、この辺の調査は要るのではないかなと思います。資料を集めていらっしゃるんであれば紹介していただきたい。なければ、これから調査をしていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。これが1点

目です。

それから、人体への被害については今答弁でありました。先日、住民団体の方が静岡県東伊豆町の町会議員の方をお呼びになって、私もその講演を聞かせていただきました。ここは自治会で被害発生を調査されて町議会に陳情等をされて、町議会でも、その請願を採択して、関係省庁あるいは静岡県等に意見書等も出しておられるようです。

報道ステーションの例は今紹介されたとおりです。ポルトガルの例も先ほど紹介されました。それで、紹介されなかったところで、イギリスでの健康被害はどうかということですが、アマンダさんというお医者さんが、発電施設から300メートルから2,000メートルの住民について健康被害を調査し、発表しています。その結果、被害を受けている人については、疲労、不眠、頭痛、ストレス、不安、偏頭痛、抑うつなどがあらわれ、風車は住宅から2.4キロ以上離すべきだというふうにこの医師は主張されています。原因はいずれも低周波、超低周波だそうです。これはどんなものかよくわからなくて調べたんですが、人間の耳には聞こえないというのが低周波、超低周波だそうです。この200ヘルツ以下の音で、20ヘルツ以下のものを超低周波というんだそうです。高い低周波に比べて、この低周波は遠くまで伝わって、エネルギーが弱まりにくくて、壁なども突き抜けてしまう、こういう特徴があるんだそうです。

この低周波・超低周波が人体に影響を与えたのが、今ちょっと紹介した東伊豆町であり、答弁であったポルトガルの例だというふうに思いますけれども、人体被害についてたくさん例、ほかにも収集されているのがあれば、それを紹介していただきたい。また、これからも資料収集を続けていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

3点目です。鳥類など動物への影響についても答弁をされました。三重県伊賀市の歯科医師で武田先生という報告についても今部長の方から報告されたので、それは2008年の多分報告だと思いますが、先生が2009年、ことしの9月に日本野鳥学会が北海道大学であるそうですけれども、そこで発表される資料をある方からいただきました。それをちょっと紹介しますと、鳥類の生息密度は風車の200メートル以内では、繁殖期においては4分の1に減っている。越冬期においては20分の1に減っている。稼働中の風車周辺の個体数は2.8プラス・マイナス1.5羽、故障して停止中の風車では7.6プラス・マイナス3.1羽、明らかに停止しているところの方が鳥の個体数が多いというのがわかると思います。ソングポスト、鳥の鳴きですね、鳴き声、稼働しているところでは、風車から117.5プラス・マイナス42.3メートル、故障して停止中のときは21.3プラス・マイナス11.8メートルだそうです。稼働しているところでは鳥は鳴かないと、100メートル以上離れないと鳴かない、停止していると20メートルくらいのところでも鳴くということが報告です。

私、先日、鬼岳に行ってきました。住民の方から、キジに似ていて、腰のあたりが白い珍しい

鳥がいるというふうに聞きました。この鳥はクマタカ調査グループ、私も参加しておりますけれども、ここでも話題になっていまして、ここには、こういうヤマドリがいるぞと、これは珍しいという話になっていました。何とか撮影できないものかという話になっていたんですけども、この鳥はコシジロヤマドリという鳥なんだそうです。鳥の図鑑にも載っていません。私、600種類が載っている鳥の図鑑を持っておりますけれども、それにも載っていない珍しい鳥です。これは調査の仲間の1人が、この鳥の撮影に成功しました。市長にもちょっと後で写真届けたいと思いますが、この鳥は実は鬼岳の集落の近くに生息しています。ちなみに鬼岳は風車から約500メートルですね。クマタカはどうか、頭石の方のクマタカの営巣木は風車から約500メートルのところにあります。

質問です。鳥類を初め研究者の資料をもっといろいろと集めていただきたい。2009年の三重県の歯科医師の先生の資料は質問終わったら差し上げます。私も努力しますけれども、武田先生のところももっと詳しい調査をするということも含めて、あちこちの調査にも行っていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。これが3点目です。

それから、4点目、風車の寿命は17年くらいというふうに聞いております。どんな構造物になるのか、高さが約100メートルですから、くいを深く打ち込まないと支え切れないのではないかとこのように思っております。もし建ったとして、稼働寿命が来たら業者は撤去するのか、そのまま放置するのか、この辺についてはどのように聞いておられますか。

以上、4点です。簡潔に御答弁いただければと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 野中議員の2回目の質問にお答えします。

まず、日本で盛んに風車が建てられているけれども、二酸化炭素の削減は進んでいるのかということでございますけれども、基本的に新エネルギーというのは枯渇が懸念されている化石燃料の代替もありますし、CO₂の削減という目的で新エネルギー、そういうクリーンエネルギーの開発が進んでると思いますけれども、実は風車につきましても、やはりCO₂が出ます。大体10から20ということでございますけれども、最近は大型になっておまして、かなり、10グラムから以下の換算したCO₂が出る。ほかに比べますと、例えば石炭につきましては900ぐらいと、石油については700ぐらいということでございますので、その差がCO₂削減の量ということになりますと思いますけれども、今回建設予定のところでは、基本的に年間に3,480万キロワットということでございますので、日本全体のことはちょっと資料はなかなか詳しいもののございませんけれども、業者の示された資料によりますと、1万1,000から1万2,000トンぐらいのCO₂の削減につながるということが示されております。

それと、今、人体被害の報告でどれくらいの資料が集められているか、またこれからも資料を収集続けてほしいという御質問でございますけれども、現在のところ、愛媛県の、先ほど答弁しました愛媛県の伊方町、愛知県の田原市、静岡県東伊豆町、愛知県豊橋市、兵庫県南あわじ市においても健康被害が報告されておりますので、これらにつきましては収集しておりますし、さらに調査もしたいと考えております。

それと、3番目でございますけれども、鳥類を初め研究者の資料も集めてほしい。また、先ほど御紹介ありました武田先生のところを調査したり、行って話を聞いてほしいということでございますけれども、風力発電施設に関する鳥類の報告についても、できるだけ資料があれば参考にしたいと考えております。また、武田先生につきましても、必要が生じた場合は、ぜひ、そちらの方のお話もお聞きしたいというふうに考えております。

それと、4番目でございますけれども、風車の寿命は17年、これは耐用年数でありまして、さらに必要があれば、1年ごとの更新で更新していくと。電力会社との契約期間が15年から17年に延びたと、一括で契約するときにはですね。そういう形で17年、それと耐用年数17年ということで17年と定められておりますけれども、基礎部分と上部の部分がありまして、非常に基礎部分は長い期間使用できるということも報告されております。こちらについて、西日本プラント工業にもお尋ねしましたところ、そういう使用が終わった場合は、基礎部分から撤去するというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 次に、山間部の高齢者の交通手段の確保について答弁を求めます。

葦浦博行総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、山間部の高齢者の交通手段の確保についてお答えいたします。

自家用車等の利用ができない高齢者の方々は、主に、みなくるバスを初めとする路線バスを生活交通の手段とされています。しかしながら、議員御指摘のとおり、市内にはバス等の公共交通が運行していない交通空白地区がございます。今年度水俣市におきましては、国土交通省所管の地域公共交通活性化再生総合事業が採択をされており、今年度内に各公共交通機関の利用状況、公共交通に関するアンケート等の調査を実施した上で、市内の公共交通計画を策定することとしております。さらに、来年度以降、計画に基づく実証運行等を実施し、地域の実情に応じた交通体系を構築するよう計画してまいります。

今後、交通空白地区における公共交通の導入につきましても、バスのみならず、乗り合いタクシーの導入など、あらゆる交通の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 時間がありませんので、今御答弁いただいたように、この交通空白地区の方たちは、こういう高齢の女性でしたけれども、国民年金だと、少ない年金で往復でタクシー使うと7,000円かかるんですよとおっしゃるんです。それは大変ですねと、1カ月に1回行って7,000円で、1カ月に2回行かなきゃいけないときは、1万4,000円かかってしまう。子どもが近くにいるかというといない。また、来れないことだってあるしという話をしていただいた方もいらっしゃいました。

バス路線があったところは、みなくるバスだとか、そういう代替措置でいろんなのができているんだと思いますけれども、そもそもバス路線がなかったところ、東部地区で空白地区などについては、今答弁いただいたように、国交省関係でいろんな調査をして、今後どうするか検討するという、今年度中に資料をつくるということです。バスじゃなくてもいいと思うんです。今おっしゃったように、乗り合いタクシーでもいいし、あるタクシー会社に委託して、1週間に1回、行かせてもらうとか、2週間に1回だとかでもいいんじゃないかなと思うんですね。そういう何か本当にこういう人たちの話を聞いて、もう身につまされました。ぜひ、いろんな検討をしていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

以上、終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡利治議員に許します。

（高岡利治君登壇）

○高岡利治君 おはようございます。

自民党議員団の高岡でございます。

今回の衆議院選挙は、民主党の圧勝で政権交代の流れとなりました。大物と言われる自民党の議員の多くが議席を落としたことで野党となった自民党も、今回の結果を真摯に受けとめ、再び国民の信頼に足る政党になるための努力と改革をするチャンスではないかと思えます。しかし、今回308議席を獲得した民主党の実に143人は新人議員であり、中には比例区の名簿に載る議員で、公示の3日前に頭数が足りないからと数合わせのために名前だけをかりて載せた候補者まで当選するという現象が起きております。果たして、いかがなものかと考えさせられます。

また、自分たちの党の会合に日の丸の旗を切り裂いて党の旗を掲げるなど、少なくとも私の理解を超える行動を平然ととれる政党に、本当に国民の痛みのわかる政治ができるのか不安に思うのは私だけでしょうか。

民主、社民、国民新党の3党連立を組むと言って、昨日も首脳クラスの会談を行っていましたが、国の根幹をなす大事な外交、安全保障の問題一つとっても、全く意見の合わない政党同士が一つの方向に向かって進んでいけるのか甚だ疑問です。世界は時々刻々と動いております。いつときの停滞も許されないということをしっかり考えていただきたい。

ここで、私のような一地方議員が声を大にして訴えても何ら影響はないのかもしれませんが、耳ざわりのいいことだけを並べ立てて、実現できなかったときに、一番にあおりをくうのは私たち地方の人間だということだけは十分肝に銘じて、責任与党としての行動をするよう一言申し上げて、以下、質問いたします。

1、衆議院議員選挙について。

①、今回の衆議院議員選挙の結果を、市長はどのように考えるか。

②、第5選挙区に2人の代議士がいるが、今後、国への要望活動等はどのように考えているか。

2、医療センターについて。

①、平成22年度からの全部適用を予定しているが、状況はどうなっているか。

3、水俣病問題について。

①、水俣病被害者救済の特別措置法案が成立したが、市長は、このことについてどう考えるか。

②、水俣病問題の早期解決とチッソの分社化は多くの市民の願いだと思うが、今後、市長はどのように取り組んでいく考えか。

4、風力発電建設について。

①、現在の状況はどのように把握しているか。

②、反対する団体もあるようだが、市としての考え、基本姿勢は。

5、市長マニフェスト検証大会について。

①、市民アンケートの結果をどのように受けとめているか。

6、一般廃棄物について。

①、市の一般廃棄物処理許可業者について。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、衆議院議員選挙については私から、医療センターについては総合医療センター事務部長から、水俣病問題については福祉環境部長から、風力発電建設については産業建設部長から、市長マニフェスト検証大会については私から、一般廃棄物については福祉環境部長から、それぞれお答えをいたします。

まず、衆議院議員選挙について、今回の衆議院議員選挙の結果をどのように考えるかの御質問にお答えをいたします。

先般行われました衆議院選挙は、投票率がアップした中で行われたこともあり、民意がより反映されたのではないかと考えております。結果として政権交代が行われることとなりましたが、今後、政権移行により、国民の生活や我々地方に対してどのような政策をとっていかれるのかを見守っていきたいと考えております。

次に、第5選挙区に2人の代議士がいるが、今後、国への要望活動等はどのように考えているかの御質問にお答えします。

熊本第5選挙区に2人の代議士が誕生したことは、大変おめでたく、心よりお喜びを申し上げます。お2人とも、これまで水俣の地域振興や水俣病問題に関心を持ってくださっており、今後ますます大きな力になっていただけるものと期待しております。特に西回り自動車道の早期実現や水俣の地域振興計画の実現、水俣病問題の早期解決や環境モデル都市関係など、必要に応じて国政への陳情も、お2人のお力添えを得て実施してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今、市長の方の答弁にもありましたように、水俣病の問題、それから西回り自動車道の問題等、今後継続をしていかなきゃいけない問題というのが水俣にはございます。そこで、我々地方が抱える問題として、今申し上げたことに関しては、国への要望活動も今後積極的に進めていかなければならないということで今答弁にもありました。

水俣病問題は後の項目で質問しますので、ここで省きますけれども、西回りに関して、今まで地元経済界と行政が一体となって行ってきたこの要望活動、ただ、今回政権がかわって、民主党はこの問題といいますか、暫定税率の廃止や公共事業の半減というようなことを打ち出しております。こういうものに関して、この西回り要望活動を市長は今後も継続して続けていくというふうに今おっしゃられたんですが、今、民主党が掲げるマニフェストというものが実行されたときに、果たして今まで同様に、この西回り自動車道に関して順調に進んでいくのかどうか、その辺はどうお考えなのかをまず1点、質問、お願いいたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 西回り自動車道の要望活動はどうするのかと、民主党の政権交代によって順調に進んでいくのかというようなお尋ねでございます。

私は基本的には国政は変化をするけれども、水俣市の課題は変化はしないと思っております。水俣だけでできるものでもございませんし、これまで同様お願いすべきところは、やっぱりしっかりお願いをしていかなければならない、そのように思っております。現時点でどのようにそのことが変わっていくのか予測がつかない状況でございますけれども、この西回り自動車道につきましては、私も再三要望活動に行かせていただいております。これまでも、この西回り自動車道は、3号線代替の、いわゆる命の道路として、あるいは産業振興の道路として強く要望してきたところでございます。政権が変わったからということ、そういうこと関係なく、必要な道路については、これまで同様、要望を強くしていきたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 当然、地元の市長として今後継続して要望活動をしていただくというのは当然わかるんですけども、今、先ほど2回目の質問で私が申し上げたように、もともとの政党の考え方というものが変わってきておるというのも事実ですね。民主党はよく、地方にむだな道路は要らないと、その西回りがむだな道路かどうかというのは、それはそれぞれの判断ではあるんでしょうけれども、今、市長の方が申されたように、これは経済の活性化も含め、やはりライフラインとして、どうしてもこれは水俣にとって必要な道路であるということは、ほとんどの方が認識をされているというふうに思っております。ただ、国の予算がつかなければ、なかなかこういう事業も進んでいかないというのも事実ですね。そういった中で、やはり市長としては、今答弁ありましたように、引き続きやっていくということなんですけれども、具体的に、今までと同じような要望活動で終始をするのか、政権が変わったことによって何か違う形の要望活動というものも考えておられるのか、その辺も含めて、3回目の質問をさせていただきます。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 政権交代になったということで、これからが新たなスタートだろうと思っておりますし、何が待っているかわかりませんし、これも今後次第だし、かといって、あすからの日本の政治が根本的に変わるということでもないだろうと私は思っております。今御指摘ございましたように、高齢化もありますし、地域間の不均衡が増す日本社会にとって、今後示されていく方向性を厳しく見詰めていかなければならないと思っております。

今後は、その状況をしっかり見定めながら、もちろん、むだなことはむだだと言うし、だめな

ものはだめでしょうし、必要なものはやはり必要でございますので、そういったところはきちっと精査をされると思いますし、また我々も精査していかなければならないと思っております。そういう今後の状況をしっかり見定めながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、医療センターについて答弁を求めます。

桑畑総合医療センター事務部長。

（総合医療センター事務部長 桑畑達美君登壇）

○総合医療センター事務部長（桑畑達美君） 次に、医療センターについての御質問で、平成22年度からの全部適用を予定しているが、状況はどのようになっているかについてお答えいたします。

医療センターでは、地方公営企業法の全部適用につきまして、平成22年4月からの導入を目途に鋭意準備作業に取り組んでいるところです。現在の進捗状況といたしましては、7月に先進地であります出水総合医療センターの視察を行い、全適に向けての問題点や導入日程等の確認を行っております。その後、全適導入に当たって改正が必要な条例や規定の整備、条文の新旧比較表の作成作業等関係事務を行っている段階です。

今後のスケジュールといたしましては、9月中に院内に全適委員会を設置し、内容の協議や職員への周知、組合との調整等を行ってまいります。また、条例等の改正案を市と協議しながら策定し、水俣市病院事業の設置等に関する条例を12月議会へ提出後、全適で運営するために必要な使用料及び手数料に関する条例や給与に関する条例等を平成22年3月議会へ提出の予定です。

御承知のように、全適は採算性と公共性を同時に確保する有益な手段と言われ、昨年策定された公立病院改革プランの経営形態見直しの中で最も多い手段であります。これまでとの大きな違いは、病院に事業管理者を設置することであり、事業管理者は経営に必要な権限を掌握すると同時に、経営責任を負うこととなります。あわせて経営責任の明確化や機動性の発揮、職員の経営意識の向上、業績に応じた給与体系の導入などが挙げられます。

いずれにいたしましても、全適のメリットを最大限に生かしながら、全適に移行してよかったと言えるような病院経営を職員一丸となって目指してまいります。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 今、桑畑事務部長の方の答弁にありましたように、一応今のところ順調に全適へ向けての作業は進んでいるというふうに理解してよろしいのかなというふうに思っております。

大きなメリットといたしますか、これは病院の方に事業管理者を設置すると、院長ということで、いろんなそういう権限が移譲されて、病院経営の中でそういうものが進んでいくんだろうというふうに思うんですけども、昨年の調査あたりでは、病院の大体7割ぐらい、自治体の病院に至っては、大体9割ぐらいが赤字経営というふうに聞いております。先ほど事務部長の方から

答弁にありました全適にしてよかったというふうに最終的に言われるような病院経営にならなければいけないというふうに思うんですけども、その健全経営というものをを行うために、経営の効率化というものが今後喫緊の課題ではないのかなというふうに思います。

その課題に向けて取り組むべき課題といたしますか、どういったものが必要なのかというのを2回目の質問にさせていただきます。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

桑畑総合医療センター事務部長。

○総合医療センター事務部長（桑畑達美君） それでは、高岡議員の第2の御質問にお答えいたします。

まず、今お話がございましたように、非常に自治体病院については経営状況が厳しいということで、まさに9割が赤字だと、赤字決算を余儀なくされているという状況でございます。当センターにつきましても、御承知のように、黒字基調といたしますか、20年度決算におきましては、2億3,000万円余の黒字を計上することができました。これは議員の皆さんの御理解と御協力、それから関係の皆様のご協力があったものだと思いますけれども、今言われるように、今後、経営の効率化というのは避けて通れないだろうということでございまして、まさに私たちが今現在考えるところは、今までも課題でございましたけれども、常勤医の確保というのがまず当面の課題でございます。これにつきましては、現在、熊大医局の方と連携を密にしながらやっているとございまして、現段階でも4つの診療科が非常勤で対応しているということでございまして、これについては、これから医師のみならず、医療スタッフの確保について体制を整えて対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

それと、次に、委託業務の見直しというのがございます。これは見直しといたしますか、検討と言った方がいいかもしれませんが、医療センターの方では、大体年間おおむね80件の委託業務をやっているわけでございますけれども、これについても、見直しを含めて検討をやりたいなということです。

それと、非常に医療センターについては物品の購入が多いわけでございますけれども、特に医療機器、それから薬品、診療材料等でございますけれども、これについてもコスト削減に向けて取り組んでまいりたいということがございます。

それと、もう1つは、弾力的な病床管理を行うということで、病床の利用率を上げていくと、要するに回転を上げていくということでございます。医療センターは急性期の病院でございますので、基本的には大体在院期間が20日くらいという中でやっておりますけれども、そういうところを、病棟によって大体のあれは決まっているわけですが、例えば呼吸器系統であるとか、心療系統であるとか、そういうのがございますけれども、そういうところも余り枠をきっちりとは

めずに、そのときの状況に応じた対応をしてまいりたいということがございます。

それと、これは地元医師会も含めたところでございますけれども、出水、阿久根、それから伊佐市、そういうところとのやっぱり連携をうまくとり合いながら、また補完し合いながら地域医療をやっていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上のようなことが当面の課題として考えておりますけれども、全般的にやっぱりコスト意識を職員全体が持って、一丸となって取り組んでいくということは、先ほど5点目で申し上げたとおりでございますけれども、そういうことで、そういうコスト意識を持ちながら、やっぱり自治体病院の使命と役割というのがあるわけでございますので、そういうのに努めてまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 今、いろいろと今後の課題と申しますか、取り組むべきものというものを答弁いただいたんですけれども、来年4月、一応予定ということになっております。ただ、いろいろ今後の詰めていかなければいけない課題というものもあると思いますので、きちっと、その4月に無理して全適に移行するということでもないのかなというふうには感じますけれども、とにかく、先ほども申し上げたように、全適にしてよかったと言われるような形をとっていただければというふうに思います。

それから、特にやはり職員一人一人が経営者の意識というものをやはり共有していただかなければいけないというものも大事ななというふうに思っておりますし、まず一番大切なことは、やはりそこを使う市民の方々というものに対して、やはり信頼をされて、期待をされ、選ばれる病院経営というものを目指して、今後しっかり努力をしていただきたいということを申し上げて、この質問は終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣病問題について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、水俣病問題についての御質問にお答えします。

まず、水俣病被害者救済の特別措置法案が成立したが、このことについてどう考えるかとの御質問にお答えします。

水俣病被害者救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法については、ことし7月8日の参議院本会議において、自民、民主、公明など賛成多数で可決されました。しかし、この特別措置法は、救済の内容の大枠が示されただけであり、一時金や療養手当の額、救済の対象範囲、判定方法など今後詰めなくてはならない課題が山積しており、被害者救済の核心については、これが

らが非常に重要な局面になるものと思われます。したがって、今後救済方針を初め、中身が決められていくと思いますが、ぜひ、その前に被害者団体を初め、地元住民の意見を聞いていただき、多くの被害者、市民が納得できる内容にしていきたいと考えております。

次に、水俣病問題の早期解決とチッソの分社化は多くの市民の願いだと思うが、今後、どのように取り組んでいく考えかとの御質問にお答えします。

水俣病は、公式確認から53年という長い年月が経過していますが、現在では多くの被害者がその病気によって苦しんでいます。現在3万人ほどの被害者がそれぞれの団体・個人で司法救済や政治救済を求め取り組みを進めていますが、救済を求めている人の多くが高齢者であり、生きていくうちに救済を、一日も早い救済をとということで早期救済を願う被害者が多数いることは間違いありません。また、一般市民の中にも、水俣病の早期解決を求める人が多く、水俣病問題の解決が市民の願いだと受けとめております。しかし、今回の特措法の内容を見ると、補償や療養手当の額を初め、救済範囲、救済内容など救済に関する重要な部分が決まっていないため、その中身を一日も早く詰めていただき、水俣病被害者を初め、市民に公表し、多くの意見を聞いて、納得のいく内容にしていきたいと思っております。

一方、チッソの分社化につきましては、政治解決のスキームからチッソを抜きに考えられない措置であったと思っておりますが、分社化後の事業会社の地元での事業継続、親会社チッソの加害者責任の問題などについては、今後も患者、被害者、市民が納得できるような措置がとられるよう、法案の運用について要望していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

いろいろ紆余曲折ありながらも、自民、公明、民主、この3党合意の中で今回の救済法というのが成立をしたわけですけれども、残念ながら、社民党は棄権、共産党は反対ということだったと思っております。

今、吉本部長の答弁にもありましたように、中身については今後詰めていかなきゃいけないということなんですけれども、この中身の問題に関して、地元の市長としてはどういう意見を言うていくのか、すべて国任せでいいのか、やはり地元としての声も当然あるかと思っております。そういうものをどのように、この法案に関して、かかわっていくおつもりなのかというのが1点ですね。

それから、この早期解決に関しましては、当然被害者の救済というのは第一ですけれども、それと、この質問にもありましたように、チッソの分社化、それから水俣の地域振興、この3つの要素が私はあるのじゃないかというふうに思っております。市長は、その点についてどうお考えか。

一応その2点をまず2回目の質問とします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 第2回目、市長へのお尋ねでございましたけれども、私の方から、ちょっと御答弁させていただきたいと思いますが、中身は今後確かに詰めていかれるという作業が入ってくると思うんですけれども、それにつきましては、広くやっぱり救済していただきたいと常々申しておりますとおり、できるだけ多くの方々がこの法案によって救済され、法案でも示されておりますように、可能な限り救済するという意思がございますので、その法案に従って多くの方が救済されるということを第一に、できるだけそのための、例えばどういう手法で救済していくのかも含めても、地元市としては必要な要望・意見等を関係方面に積極的に申し上げていきたいというぐあいに考えております。ぜひ、そういう機会をつくっていただきたいと、国の方にも県にも求めていきたいと思っております。

それから、チッソの分社化、それと地域振興、被害者救済は第一でございますけれども、その3点についてどうかということでございます。

水俣病問題の解決はもとより、議員おっしゃいますように、被害者を救済ということが第一でございます。それとあわせて、将来にわたりチッソの存立というのを前提に、地域社会の安定に資するということが大きな要件になっております。このことは30年前、チッソへの金融支援が国あるいは県において特別に措置が講じられましたけれども、その時点からの懸案となっておりますし、私どももチッソがそういった意味で地域経済、地域社会に存立するということを望みながら要望を重ねてまいっております。その意味で今回救済法にあえて事業所が所在する地域、いわゆる水俣市でございますけれども、その地域において事業会社が事業を継続することによって地域の振興及び雇用の確保が図られると、そのように努めなさいということも規定してございます。したがって、引き続き地域社会の安定を図るという意味からも、この救済法の実行を求めていくということは極めて大きな意味を持つと、そういうぐあいに理解しております。

したがって、さきの質問でも、野中議員の質問等でもお答えいたしましたとおり、関係方面に対して、特に救済法の成立にかかわっていただいた関係国会議員の皆様方に対しても、地域振興を含めた地域社会の安定、それ等について強く要望してまいりたいと、そういうぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、高岡議員から第2の質問がございましたので、私なりのちょっと思いをお話しさせていただきたいと思うんですけれども、今、議員の方から御発言ございましたように、私も議員も全く一日も早い早期解決に向けてということは同じでございますし、ぜひ、その

方向に向けて頑張っていかなければならないと思いますし、今回が最後の解決というんですかね、最後の、これでぜひ最後になるように努力をしていかなければならないという思いもございます。

私、漠然とした言い方で大変恐縮なんですけれども、この水俣病問題に関しまして、今、議員がおっしゃいましたように、地域の、もちろん患者の補償というものが一番ですし、またそれに対して地域振興もあわせてということで、もう1つ、やっぱり私たちも少し欠けていたと思うのが、やっぱり心のケアというんですか、ちょっと漠然とした言い方で恐縮なんですけれども、その心のケアというものが足りなかったのではないかと、今でも足りないのではないかなという思いがしております。補償と地域振興と、そして我々が心を寄せる、何とかみんなで解決していこうという、その心のケアといいますか、患者さん方に対する心のケアもそうなんですけれども、それが不足していたのではないかと、この3点セットで今回は向かっていかなければならないのではないかなと、頑張っていかなければならないのではないかな、そういう強い今思いをしているところでございます。

今、部長の答弁でもございましたように、幅広い救済を求めながら、そして患者さん方の意見ももう一回しっかり聞かせていただきながら、今後対応していかなければならないと思っております。ぜひ、みんなで協力し合って、この問題は解決していくべき問題と思っておりますので、今後とも御支援をお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今、吉本部長の方からもありました。広い救済というものとチッソの存続というようなことがございました。ただ、私がよく耳にするのは、この水俣病問題に関して、今市長が言われたように、早期に解決をしてくれという声が大変よく聞こえます。当然、広い救済の中での早期解決というのが一番の理想なんだろうけれども、線引きではないんですけれども、それをすべて100%クリアすることができるのか、できれば一番問題はないんでしょうけれども、ある程度のところでやはり市長としての決断もしなければいけない時期も来るのではないかなというふうに思いますし、今おっしゃられた、今回が最後の解決のタイミングというふうにも当然認識をしておられるようですので、その辺のところもやはり地元市長、首長として、しっかりした方向性を出していただいて、この解決に向けて取り組んでいただきたいというのが1点ですね。

それで、よくチッソの分社化の問題が出たときに、市長の方から、分社化をすればチッソが出ていくのではないかなというような答弁も何回か聞いたことがございます。その中で、担保が欲しいというようなことをよくおっしゃっておりました。当然、一民間企業ですから、法の縛りをかけるといことは難しいのしょうけれども、ただ、担保が欲しいと、受け身の態勢でずっと発

言をされているだけではなくして、大もとであるチッソの後藤会長あたりと直接お会いされて、じかに話をして、この水俣にとってチッソはなくてはならない存在なんだと、多くの従業員を抱え、多くの家族を養っているこの地域の経済にとって必要不可欠なんだということを切実に訴えるような機会が今まであったのかどうか、その国への要望も当然大事ですけれども、やはりチッソとのそういうかかわりというものも今後もやはり継続してやっていかなければいけない問題だというふうに私は思うんですが、今までそういうふうな取り組みをなされたのか、また、今後もどういうふうにされるのかというのを3回目の質問にさせていただきます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、後藤会長とのそういうやりとりがあったかということでございますけれども、数回にわたってしております。東京に参りましたときにも、分社化のことにつきましてはお話をさせていただきましたし、そのときには、後藤会長は後藤会長の御意見を述べられるということで、私は私の思いを伝えるということで平行線であったということでございます。そのことにつきましては、後藤会長にもお願いを申し上げてきているところでございます。

この分社化の問題につきましては、再三申し上げておりますけれども、もう繰り返しになりますから申し上げませんけれども、いずれにいたしましても、水俣市民が安心するために、その安心を得るための方向でありますし、そういう意味で担保というようなことも申し上げてきたつもりでございます。したがって、やっぱりチッソさんには、これまでも申し上げましたように、本当に元気になっていただいて、そして補償が完全になされるようにと、そういう思いで申し上げておりますので、何もチッソが出ていくとか逃げるとか、そういうことを言っているのではなくて、水俣市民がそのことによって本当に安心して生活ができる、患者さん方が安心してできるためには、やっぱりきちとした形で、今回の法案にも縛りがなかったというのは、そういうことだろうと思っておりますし、今後もそれを見詰めていかなければならないとは思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、風力発電建設について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、風力発電建設についてお答えします。

まず、現在の状況はどのように把握しているのかにつきましてお答えします。

ことし2月27日、市議会全員協議会において、西日本プラント工業株式会社の開発計画を説明し、御意見をいただき、これまでの3月議会、6月議会の一般質問においても御質問いただいております。4月13日には、九州電力株式会社が同社と電力購入の契約を締結したとの発表があり、その後、5月に石飛地区及び鬼岳・葛渡地区の住民の皆様に対して、事業概要と環境影響調

査についての説明会が本市も同席し開催されております。5月21日の石飛地区で実施された説明会におきまして、事業内容及び環境影響調査について、再度詳しく説明するようにとの要望があり、今月下旬ごろ、再度説明会が実施される予定となっております。また、8月4日から9月3日までの1カ月間の環境影響調査方法書の縦覧が行われ、今月17日まで意見書の受け付けとなっております。

環境影響調査については、昨年10月からクマタカなど猛禽類の調査などは事前に行われておりますが、今後、環境影響調査方法書に基づき、騒音、低周波音、電波障害、動植物、景観の項目について調査を実施される予定と聞いております。

環境影響調査実施後は、調査結果をもとに地元住民の方々に説明会を開催し、地元及び水俣市の合意を得た後に、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会に対して補助金申請を行われる予定であるとお聞きしております。

次に、反対する団体もあるようだが、市としての考え、基本姿勢についてお答えします。

今回、西日本プラント工業株式会社が本市で検討されている風力発電事業は、CO₂を排出しないクリーンな発電方式であることから、低炭素社会の実現に向けた環境モデル都市づくりの行動計画に一致しております。しかし、風力発電がもたらす健康被害などの報告、または健康被害等を心配されている団体がおられますので、市としては、事業者にきちんと環境影響調査をしていただくよう要望しており、調査後は、作成された環境影響評価書を精査し、専門家の方々や市民の皆様の御意見をお聞きし、他の地域の風力発電の状況等も参考にし、最終的に判断したいと考えております。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 私は、以前、水俣以外の方からこのようなことを言われました。水俣というところは、何かやろうとすればすぐ反対運動が起きるんだと、非常に残念で仕方がありませんでした。この今回の風力発電の建設においても、環境モデル都市に認定をされた水俣に合致したのだから、市長もいろいろなところで昨年からはクリーンエネルギーということで前向きに推進をしたいという発言ではなかったのかなというふうに思っております。そういう中で、私以外にもいろいろ議員の方がこの風力発電に関しては質問がなされておりますけれども、昨年9月、12月ぐらいの議員さん方の発言の中では、今、私が申し上げたように、前向きな取り組みでぜひやってほしいというような質問が多かったんじゃないかというふうに感じておるんですけども、ちょっと最近は何か雲行きがトーンダウンしているのか何か、よくわからないんですが、それはもうそれぞれ議員さんの個人個人の考え方があるので、別にどうこうという問題じゃないんですけども、今申し上げたように、当初、環境モデル都市という中で、それに合致したものだということが進められているというふうに感じてるんですが、その考え方というのは、今現在も変わらない

のかどうか、それちょっとまず1つ、質問したいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 風力発電が環境モデル都市に合致しているかどうか、今でもその考えがあるかという御質問でございますけれども、基本的には、低炭素社会の実現に向けた環境モデル都市づくりという水俣市の大きな方針があります。ということで、この風力発電は、御存じのように、非常にクリーンなエネルギーということで、基本的には進めていただきたいということを考えておりますけれども、ただ、いろんな各市、実際の設置された状況、それと健康被害、そしていろんな当地が非常に山林が多い、水源涵養保安林、いろんな問題ございます。そういう問題が個々にありますので、それを基本的にきちんと調査していただいて、それがクリアして、問題ないということであれば、非常にありがたいことなんですけれども、いろんなそういう状況を判断した上で、最終的にそれを導入に合意するかしないかという形で判断すべきだというふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 よく、ちょっとわからないんですけどね。今言われたように、いろいろ健康被害の報告等もあるというふうなことでありますけれども、そういう問題点があるのであれば、そういうものも改善をしながら前向きに取り組んでいくということも大事なのではないかとこのように考えます。きのうからの執行部の皆さんの答弁を聞いていると、建設をするのは当然企業だから、行政は、ただその推移を見守っていきますよというような、何か人ごとのような答弁に私には聞こえてならないんですけれども、今申し上げたように、もう少しそういう行政としても、せっかく水俣でそういう事業を展開しようという企業があらわれたのであれば、そういうものに対してかかわりを持って、何も被害があって、反対があって、それを無理に押し切ってやれということではなくして、今言ったように、そういう原因をクリアして、環境モデル都市としての名に恥じないような風力発電の建設というのをやっていくぐらいの姿勢がないと、今後、水俣に進出してくる、また来たいという企業というのは、私は出てこないんじゃないかなというふうに思っております。

とにかく、当然、健康被害とか、そういうものに関して不安を持っておられる方もいらっしゃると思います。そういうものに対して、市としては、そういうある程度の結果が出るまでは静観をするのか、ある程度のところで行政としても何らかの形で関与していきながら、そういうクリーンなエネルギー建設に向けての前向きに検討していくのかということをもう一度確認をしたいので、その点を答弁いただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 先ほども申しましたように、風力発電というのは、本市の環境

モデル都市に合致した事業であるということは、もう十分認識しておりますし、推進することが可能であれば進めていきたいということでございますけれども、ただ、今言われた健康被害については非常に問題ございまして、国としても、なかなかきちっとした指針が示されていないというのがあります。先ほど野中議員の質問にもありましたけれども、低周波・超低周波については、なかなかまだきちっとしたものがあらわれておりません。それが風力発電を設置したことにより、住民の皆様にとどのような影響があるかというのは、まだまだ十分調査しないと、現段階では、なかなかそれを推進するか反対するかという結論までは至っていない。まだ決定までは、同意するかしないかにつきましては、来年、平成22年の4月が一応そういう同意の是非を問われるときでございますので、我々としては、十分調査や、実際、そういうところに行って調査するとか、いろんな人の意見を聞いたり専門家の意見を聞きながら、その時点までには最終的に市の方針を決定すべきじゃないかというふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、高岡議員の御意見に対しましては、今部長が申し上げたのは、全く私も同じ意見でございます。今議員がおっしゃったように、押し切ってまでやれとは言わないけれどもということでございますけれども、まさに基本的にはそういう考えをしております。これまでも申し上げましたように、環境モデル都市づくりの行動計画にまさに合致するというので、積極的に取り組んできたところでございますので、今後、いろんな場所、例えば計画しておりますのは、静岡県の東伊豆町、それから現在大規模風力発電所が計画・着工されております福島県の川内村というのがございますけれども、そこでありまして、被害が発生している状況の場所には直接、今月中には行ってまいりたいと思っております。そして、いろいろ状況を調査しながら、慎重に判断をしてまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、市長マニフェスト検証大会について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、市長マニフェスト検証大会での市民アンケートの結果についてお答えします。

マニフェストについては、水俣市政策事業評価管理システムの中で重要政策として位置づけ、毎月、その進捗状況を管理し、毎年、担当課による評価、庁内政策評価委員会の評価、市民監査、パブリックコメントの手続等4段階の評価を加え、マニフェストの確実な進捗管理を行っております。その中で、進捗率も昨年度末で93%と上がってきているのがマニフェストの取り組みの現状であります。

ことし4月にJ C水俣青年会議所主催で開催されましたマニフェスト検証会では、実施された

市民アンケートの結果を見させていただきましたが、市民監査等も加えたマニフェスト評価と開きがある部分がありました。本来アンケート調査は、無作為に、その対象者を抽出して行うことが原則であります。今回のJCが行いましたアンケートでは、知り合いの方163名に調査をされたということでございました。市民の一部の方の御意見ではございますけれども、同じ市民の意見として真摯に受けとめ、マニフェストの残りの期間を頑張りたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 高井岡利治議員。

○高岡利治君 私もそのJCが行った検証大会の資料をいただいて、ちょっと目を通しておるんですけども、評価の高いところも当然ございますね。これは、マニフェストに掲げられている以上は、達成へ向けて実行するということが当然のことかというふうに思います。問題は、評価の低いところ、それから達成度の薄いところを残り任期中にどう取り組んでいくのかということが重要ではないかというふうに思うんですが、特にこのデータにあります地域経済活性化の問題、雇用ですとか企業誘致に関しては、私が見るところ、大変厳しい評価が出ているのではないかとこのように思うんですが、これに関して市長はどう思われるかというのがまず1点ですね。

それと、この水俣の重要課題と思うことということに関するアンケートの中に、特に多かったものから申し上げますと、雇用対策という問題がやはり他を引き離してトップに出ております。続いて観光問題、医療の問題、企業誘致の対策、少子・高齢化の問題、このどれをとっても今の水俣にとって最重要課題ということになるんですけども、その中で、先ほど申し上げた企業誘致、それから地域経済の活性化という問題は、私もたびたび一般質問の中で取り上げておりますけれども、市長が就任されてこの3年の間に、企業誘致どころか、建設業、それからエコタウンにありますリプラテックを初め8社の企業が倒産をしているわけですね。こういう現状を市長としてどのように考えておられるのか、単に、ただ企業努力が足りないからしょうがないんだよとかという問題だけじゃないと思うんです。国の施策が悪いから、経済が疲弊したからしょうがないんだよということでもないかと思うんですね。

こういうものに対して、きのうの谷口議員の、2期目の出馬についてどうかという質問がありましたけれども、その中で、水俣病問題の解決と地域の再生振興の方向づけというのは自分の責務であると、一身をなげうち、水俣の明るい未来づくりに努力したいというふうに答弁をされておられます。今申し上げた、この3年で8社企業が倒産した。8社、かなり大きな企業ばかりですね。倒産した企業の、そういう法人税等が、税収が市にとってどれだけマイナスになっているのか、また、それで職を失った従業員の方がどの程度いらっしゃるのかというのは把握をされているのかどうかですね。

一応この2点、答弁をお願いします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、マニフェストの検証会で厳しい評価があったのについてはどう思うかというようなことでございますけれども、マニフェストで厳しい評価が出ました部分は、市民監査等でやりました部分と大体合致しております。したがって、この部分につきましては、本当に私の課題として、しっかり反省をしていかなければならないものだと思っております。今後、昨日も申し上げましたけれども、こういった経済の振興あるいは雇用の問題につきましては、今後真剣に、本当に一生懸命取り組まなければならないと思っているところでございます。

それから、企業等も8社倒産をしたんだということで、その結果、どのような状況になっているのかということは、数字等につきましては詳しくは今つかめておりませんが、きのうもちょっと申し上げましたけれども、もちろんその部分が今後の市政を運営していく中で重要になってくる部分だろうと思っております。基本的には、昨日申し上げましたように、やっぱり水俣というのは公害のまちから、それからそれを頑張って、市民の皆さん方が懸命に頑張っていただいて環境のまちへと変わったと、要するに、日本の中では環境のまちとして今定着をきていると、そう思っておりますし、環境については日本一のまちにしていかなければならないと思っておりますし、本物のまちにつくり上げていかなければならないと、今はそんな強い思いを持っているところでございますけれども、私、よく見ますと、今議員からも御指摘ありましたように、まだまだ道半ばですし、まだまだ足りない部分もたくさんございます。要は、今回モデル都市の認定も受けましたし、環境モデル都市をしっかりと、これを切り口として取り組んでいくことによって、昨日も真野議員から御指摘をいただきました環境と経済の両立するまちを目指していきたいと、そのように思っているところでございます。

ぜひ、今後とも引き続き頑張らなければならないと思っておりますし、これには議員さん方も御協力いただかねば、私一人ではどうにもならない部分でございますので、ぜひ、今後ともお力をおかしいただければと思います。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 数字の部分は、またわかれば後からでも教えていただければというふうに思います。

こういう経済が疲弊して大変な状況である中でも、玉名あたりでは、トヨタの部品メーカーあたりが来年1月に操業を開始するとか、きのうおとといあたりからも新聞に出ております、宮崎県あたりでは太陽光の昭和シェル石油ですか、大手の。これは市とか県単位でそれぞれ違うかとは思いますが、そういうやはり明るい話も聞こえておりますので、やはり今おっしゃった環境ということを大事にするまちであれば、そういうものを、きのうもおっしゃられた、環境一点突破というふうにおっしゃっていらっしゃったので、そういうものをしっかりと踏まえた中で、

やはりいろんなそういう経済に対する振興というようなものも取り組んでいただきたいというふうに、これは要望といたしますか、お願いとして終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、一般廃棄物について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 続きまして、一般廃棄物処理許可業者についてお答えします。

議員御指摘の処理業者は、本市が行わない粗大ごみ等の個別引き取り及び処理困難な一般廃棄物を処理することと、一般廃棄物収集運搬業及び処理業を許可いたしております。また、アルミ缶やスチール缶、ダンボール等の市民が分別した資源物も買い取っていただいております。この業者は、引き取った廃棄物を中間処理業者に引き渡すまでの仮置き場を市内に4カ所保有しており、その一つが議員が指摘される祇園神社の上の仮置き場であります。

先月、この仮置き場から油が漏れているとの苦情があり、8月17日に保健所及び本市職員が確認したところ、既に片づけが始まっており、9月1日はほとんど片づけられておりました。また、その業者に聞き取りを行ったところ、できる限り早く、4カ所すべて片づけたいとのことであり、実際にその作業を実施されていることから、今後の経過を見守っていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 ちょっと通告の中でも漠然と一般廃棄物についてということでの質問しか項目がなかったもので、傍聴に来ておられる皆さん方もよく、何のことかわからないという部分があるかと思しますので、ここに、その市民の方から寄せられた投書がございますので、ちょっと、全部は時間の関係で読めないんですが、かいつまんでちょっと御紹介したいと思います。

地元に住む住民ですが、丸島神社の隣の空き地に何年にもわたり水俣市と書いたトラックが入りしておりました。今現在、ごみの山となっており、悪臭・異臭、さらには危険な液体なども流れ出ております。近隣に住む住民としては心配でなりません。環境モデル都市みなまたと市役所にも看板を出しておられますが、空き地は最終処分場なのでしょうか。今回のごみの山は、行政が行った行為なののでしょうか。私は、行政、議員の管理不行き届き、怠慢によって今回のようなごみの山（不法投棄）があると思われまます。早急な調査、対処・対応をお願いしますというような文章が寄せられております。写真もこのように添付されてきておるんですね。

今、部長が答弁にあった、有価物として市のいろんなものを引き取ったりされておって、一時保管ということでの認識で今答弁があったんですけれども、私が見る限り、一時保管というよりも、最終処分場というか、いろんなものが置いてあります。土の中に埋まって、もう何年もそのまま放置されているような状況ですね。廃タイヤがあったり、コンテナがあったり、電化製品

等があったり、当然ペットボトルが袋に入れて山積みになったりと、いろいろあるんですね。何も私は業者をいじめるためにこの質問をしてるわけではなく、こういう市民からの投書があるまで、私も地元の議員として、こういう状況を見逃していたということに対して大変深く反省して、申しわけなく思っておるんです。こういうものが市長のところにも来ておるのかどうか、報告をされておるのかどうかというのがまず1つ。

今、吉本部長からありました、業者さんが自主的に片づけをされているということで、私もちょっと1週間ほど前、現場を見に行きましたら、かなりきれいにはなっておりました。大きな熊本市内あたりから来ている業者のトレーラーが来ておりまして、相当数のごみが搬出をされておりました。それ以外にも入れて4カ所ということですけども、これも随時やっていくというふうに今答弁ありましたので、最初に申し上げた、こういうものが市長のところにも来ているのか、認識をされているのかということをご答弁をお願いします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 住民の方からの投書ということで、市の方に投書があっているのかと、また、そういった内容の報告はあっているのかということでございますけれども、今議員御指摘になるまでは、私の方にそういった報告は今のところあっておりませんし、私は知らなかったということもございますでしょうけども、8月に、先ほど申しましたとおり、そういった苦情があって、確認したという次第でございます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私の方にも、今部長が申し上げたとおりでございます。初めて今度確認したということでございます。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、最後の質問になるんですけども、私は、ことし3月議会でも県立自然公園内の土砂搬入の件について質問しました。そのときは、田上産業建設部長の方から、環境モデル都市に指定されている本市が自然公園内であるとの認識がなく云々という答弁がありましたけれども、内容こそ違え、問題としては同じようなことなのかなと、このような現状を放置していて、外からの環境に関する視察ですとか、環境学習に来る子どもたちに、本当に環境モデル都市みなまたなどというふうにして胸を張って言っているのかどうか、私は説得力がないように感じるんですけども、どうお考えですかね。

少なくとも市と契約をしている取り引きのある業者に関しては、そういう取り扱う品物ですとか、仕事の内容に応じて、その業者の現場などを含めた現状の把握ですとか、そういう場所があるのであれば、定期的に立ち入りをして現状を見るとか、何らかのやはり指導をするべきではないかと思うんですけども、いかがか、これが1点。

今、この問題になっておる丸島の場所に関してですけども、今までそういう状況把握というものはやってこなかったのか、全く知らなかったのかということ、この2点、質問いたします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 丸島における仮置き場の件でございますけれども、市の方の有価物の取り扱いも行っていただいておりますし、そういった意味で善良なる管理ということでお願いしておりましたし、業者の方にそのような信頼を置いていたという部分もございますけれども、そういった意味で、今回不足を来していたというのであれば、大変おしかりを受けるとおりでございます。私の方でも、その把握に不足していたということについては、今後改めていきたいと思っておりますし、指導についても、適宜適切に指導を行えるような管理・監視を行ってまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 以上で高岡利治議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩をします。

午前11時56分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中原泰子議員に許します。

（中原泰子君登壇）

○中原泰子君 こんにちは。

私は7月に、行政の業務改善・グッジョブショーで注目された豊明市を視察してまいりました。さまざまなことを感じてまいりましたが、今までのトップダウンの業務遂行から、ボトムアップで仕事をする姿勢がとても印象的で、その担当課の風格は、一企業の営業マンのようでもあり、活力を感じてまいりました。本市にもぜひボトムアップの姿勢がどんどん生まれてほしいと思います。

それでは、質問に入ります。

1、学童児バス通学者への補助金について。

①、3月議会においてバス通学者への補助金が議決されたが、保護者への案内や周知はあったのか。

②、そのスケジュールがおくれているように思えるが、何か問題があったのか。

2、総合医療センターについて。

これまで医師・看護師確保については何度か聞いてまいりました。その後、成果も出てきていると伺っておりますが、今回は、また一つ進んだ視点で質問をいたします。

①、看護師確保への取り組みについて、具体的にどういったことがなされているのか。

②、医療センターの特色・得意分野は何か。また、そのPRは市民に安心感を与え、さらには、医師確保にもつながると考えるがいかがか。

③、糖尿病内分泌センターについて、昨年度開設されているが、その状況はどうか。

3、不適切経理について。

①、7月に不適切経理の報告を聞いたが、他市に見られるような不用物品ではないと思うが、なぜ差しかえとなってしまったのか。

②、業務に必要な物品であるのに、こういった不適切経理となってあらわれるのは、業務や事業のやりにくさを感じるがどうか。

③、予算残に対し、本来はよしとみなされなければならないところが、なぜか、余り残してはいけないという認識は矛盾がある。それはなぜか。

4、観光施策について。

①、道の駅周辺の春・ゴールデンウイークのイベントの反省点は何か。また、改善するところは何か。

②、秋の取り組みはどう考えているのか。

③、水俣の特産品の売り込み等はどうか。

これで本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中原議員の御質問に順次お答えします。

まず、学童児バス通学者への補助金については教育次長から、総合医療センターについては総合医療センター院長から、不適切経理については総務企画部長から、観光施策については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 学童児バス通学者への補助金について答弁を求めます。

坂本教育次長。

（教育次長 坂本彰君登壇）

○教育次長（坂本 彰君） 学童児バス通学者への補助金についての御質問にお答えします。

まず、ことし3月議会において、バス通学者への補助金についての予算議決後、保護者への案内や周知はあったのかという御質問にお答えします。

予算の成立後、補助金の交付に関する関係規定として、水俣市立小・中学校通学費助成金交付要綱を制定いたしました。この要綱では、遠距離通学助成金の交付対象者を、小学校において

は、片道の通学距離が4キロメートル以上の児童の保護者、中学校においては、片道の通学距離が6キロメートル以上の生徒の保護者とし、助成金の額は、みなくるバス等の公共交通機関を利用した場合、通学乗車区間の1カ月定期乗車券の額の2分の1に10カ月を乗じた額としております。

ちなみに、みなくるバス片道2区間以内利用の場合は、1人年額1万1,450円の補助となります。また、自転車その他の交通手段により通学する場合は、1人年額5,000円の補助となっております。

今年度になり、各学校の助成金の交付対象者を調査しましたところ、小学校では、公共交通機関利用の遠距離通学児童は16人、その他の交通手段による遠距離通学児童は19人となっており、中学校では、公共交通機関利用の遠距離通学生徒はなく、その他の交通手段等による遠距離通学生徒は4人となっております。

保護者への案内や周知はあったのかというお尋ねですが、助成金交付の初年度ということで、関係規定整備や児童・生徒の通学状況調査に手間取っておりましたが、新学期も始まりましたので、早速、学校を通じて、関係の保護者の皆さんへ助成金交付申請手続等の用紙配布を行ったところでした。

次に、スケジュールがおくれているように思えるが、何か問題があったのかについてお答えします。

先ほど述べましたように、助成金交付の初年度ということで、関係規定の整備や通学状況の実態を把握していたところ、学校が夏休みになりましたので、新学期を待って、案内、周知を行ったところでした。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 2学期に入り周知を行ったということですね。また、助成金交付の初年度ということで時間を要してしまったという答弁だったと思います。しかしながら、この要望は、私だけが聞いて要望してきたことではないと思います。ほかの先輩議員さんも何度も足を運び、取り組まれてきたことではなかったのでしょうか。その積み重ねがあって、3月にようやく議決されたこの助成金です。当初から申し入れやお願いをしていた方は、もう卒業しましたとおっしゃいます。それだけ時間のかかった案だったのですから、予算を上げるときには、ある程度の調査は済んでいたはずですよ。

今、保護者に周知の連絡等がいったとすれば、いつごろ支払いになるのでしょうか。

周知が今からであれば、これまで支払った通学費の証明は何でチェックするのでしょうか。

また、11月になってきますと、来年度のことも準備しなければならないはずですよ。これが民間の仕事であれば考えにくいことです。民間の企業であれば、予算案を計上する際、事業計画書と

予算案のプレゼンなど事前の作業が綿密にあるのが当たり前であって、決まれば即実行に移るのが仕事の流れです。

先ほど答弁にありましたように、いろいろな取り決めに時間がかかったということですが、問題と思われることがあったにしても、周知に5カ月かかるのはどうかと思われます。業務の遂行について、予算案計上の際、どこまで調査して提出しているのか、また、どうやって支払い時に支出確認をするのかと、今後のスケジュールについて質問します。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

坂本教育次長。

○教育次長（坂本 彰君） 今後のスケジュールについてということと、それから、その交付についてはどのような手続というんでしょうか、チェックをするのかということであったかなというふうに思いますが、まず、スケジュールとしましては、今学期になりまして、9月になりまして、すぐ関係の保護者の方々へは交付申請の手続の用紙等を配布したところですが、今後、関係の保護者の方におかれましては、今月中に提出をしていただくようお願いをしておりますので、10月中には交付できるのではないかなというふうに思っているところでございます。

それから、金額については何でチェックするのかということでしたが、基本的には、バス等の公共交通機関を利用させていただいている方につきましては、定期券というんでしょうか、定期券のコピーを出していただければ、金額が確定すると思います。それから自家用車であるとか、それから自転車ですか、の方々については一律に5,000円を支払うというような方向でっておりますので、10月には交付できるのではないかなというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 先日の国民健康保険税の誤査定のおわび状は、全協での説明の翌日には届いており、納付書もその後届いております。定額給付金の準備も、他市とはおくれをとることなく遂行されました。市民の役に立つところなのであれば、もう少し業務遂行の偏りはないようにしていただきたいと思います。

このことについてどう思われるのか質問して終わります。

○議長（松本和幸君） 坂本教育次長。

○教育次長（坂本 彰君） 業務遂行のおくれについてどのように思うのかという御質問だったと思いますが、先ほど申されたように、対象となる児童・生徒につきましては、前年度予算を要求するときに調べましたので、ある程度人数はわかっておりましたが、また、新入生ということで、また通学状況等も少し変わりましたので、その点についても調べておりましたし、また、関係規定というんでしょうか、関係規定を整備するのに、担当の私どものところと、総務、それから財政とのやりとりが長引きましたので、関係規定の整備をするのに長引きましたので、このように

おくれてしまったというふうな状況でございます。

○議長（松本和幸君） 次に、総合医療センターについて答弁を求めます。

坂本総合医療センター院長。

（総合医療センター院長 坂本不出夫君登壇）

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 次に、総合医療センターについての御質問に順次お答えします。

まず、看護師確保への具体的取り組みについてお答えします。

看護師につきましては、全国的な医師不足とともに看護師も不足しているのが現状でございます。特に地方におきまして顕著な状況であります。当センターでは、ここ2年、3年は団塊の世代の退職者があり、毎年10名以上の看護師の募集を行ってききましたが、1回の募集では集まらず、複数回の採用試験を行っているのが現状です。

現在、当センターの看護師数は9月1日現在で215名となっており、10対1看護に対する人員は確保しております。看護師確保対策につきましては、これまで研修を受け入れている教育機関への積極的な働きかけや、院内保育所などの職場環境整備に努めてきたところです。今年度の職員採用試験に先立ち、大学や専門学校を訪問したり、近隣の専門学校に対しても事あるごとに学生の受験をお願いしました結果、9名の採用予定に対しまして15名の応募がありました。これからも教育機関等や関係機関との連携を密にしながら、人材の確保に向けてさらなる努力を行ってまいります。

次に、医療センターの特色、得意分野及びそのPRについてお答えします。

当センターは、現在17診療科を標榜し、417床の許可病床を有しており、43名の常勤の医師が在籍し、熊本大学医学部附属病院の協力型臨床研修病院として、現在4名の臨床研修医が当院で研修を受けております。平成20年度の1日平均患者数は、外来が860人、入院が318人であり、その約2割が鹿児島県からの患者であります。年間7,000人を超える救急患者を受け入れ、24時間体制の救急医療を担っており、また年間の手術件数は約2,000件であり、地域の急性期病院として機能しております。このように水俣芦北医療圏のみならず、鹿児島県の北薩地域を含めた急性期中核的医療機関として、その役割を果たしているところであります。

一方、当センターにおいては、CT、MRI、アンギオ装置、高気圧酸素治療装置、結石破碎装置など高度な医療機器を多数年次計画で設置しており、9月にはRI装置を更新し、さらなる充実を図っているところであります。また7月には、九州にはほかに2カ所しかない脳の活動そのものを見る脳磁計を国立水俣病総合研究センターが当センターに設置し、メグセンターとして開設するなど、他機関との連携を積極的に行い、地域の医療の充実に努めております。

このような当院の診療状況や取り組みなどについて、現在、ホームページや広報紙ふれあい、

病診連携だよりを通じてPRを行っておりますが、今後さらに広報活動を充実させる必要があると認識しております。

具体的な取り組みとしては、今年度中にホームページをリニューアルして、よりわかりやすく医療センターの情報を発信してまいります。また、ことし5月に水俣芦北医療圏及び北薩地区の開業医を対象に地域医療連携懇話会を開催し、地域の開業医との連携体制の構築に努めたほか、9月5日には、総合もやい直しセンターにおいて市民公開フォーラムを開催し、地域医療について地域住民とともに討論する機会を設けたところであります。

今後こうした取り組みを通じて、医療センターの活動をアピールし、地域住民の理解を得て、市民へ安心感を与える病院として地域医療のさらなる充実を図る所存であります。

また、医師確保につきましても、当センターの地域医療に対する役割などが評価されて、現在の43名の医師数が確保できていると認識しており、今後も大学医局等へ当センターの取り組みを引き続きアピールして、医師確保に努めていく所存であります。

次に、糖尿病内分泌センターの状況についての御質問にお答えします。

糖尿病につきましては、患者数が近年急激に増加しており、2007年の統計では、糖尿病が強く疑われる人は約890万人、糖尿病の可能性を否定できない人は約1,320万人、合わせて約2,210万人が推定されており、1997年から2002年の5年間に250万人の増加、2002年から2007年の5年間に約590万人の増加となっています。また、専門医が少なく、合併症が多いのが問題となっていることから、その病態もさまざまであり、治療も日常生活と深くかかわっている疾病です。

糖尿病内分泌センターは、そのような状況の中で、糖尿病、高脂血症、甲状腺疾患などをより専門的に診察するため、平成20年7月に医師2名体制で開所し、平成21年4月からは、治療をより充実させるため、管理栄養士を常駐させております。さらに、10月1日付で熊本大学医学部附属病院から、医師が1名新たに派遣されることが決まり、糖尿病の地域医療に対し、さらなる充実が図られることとなります。

患者数の実績につきましては、開所しました平成20年7月から平成21年3月までの期間において、延べ人数で入院患者2,756名、外来患者9,563名となっております。地域別の内訳は、概算の延べ人数で、水俣市の入院1,300名、外来4,400名です。市外地域は、葦北郡の入院500名、外来が1,500名、鹿児島県が入院900名、外来が3,400名となっております。また、平成21年の4月から7月までの患者数は、概算の延べ人数で入院が1,500名、外来が4,700名となっております。

糖尿病内分泌センターは、糖尿病の治療に対し、多面的な取り組みを実施しています。まず、糖尿病の予防及び学習への取り組みがあり、糖尿病について学びたい方々を対象とした栄養指導、糖尿病学習、フットケアなどの糖尿病に関係する教室を定期的で開催するとともに、患者会であるコスモス会には、年間計画に基づいた糖尿病学習、調理教室も開催しております。

次に、地域医療の連携への取り組みについては、糖尿病医療の地域連携を目的として開業されている医師や看護師などの医療関係者と糖尿病治療の情報交換や勉強会を開催するなど、積極的な活動が実施されております。一方、糖尿病に関するイベントにも積極的に参加しております。11月14日は糖尿病の予防などを啓発する世界糖尿病デーに指定されており、医療センターにおきましても、入り口の本に、シンボルマークであるブルーサークルを取りつけ、ブルーライトアップを行うとともに、水俣市役所入り口にも懸垂幕を設置しておりました。また、熊本県の小児糖尿病サマーキャンプ、糖尿病患者会ウォークラリーへも参加しております。

このように、糖尿病内分泌センターは、開所して1年で多くの実績を上げておりますが、今後も地域の医療に大きく貢献してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 まず、①についてですが、近隣の看護学校への案内等が行われているということでした。現在、社会情勢の影響で、学費を払えない学生がふえているそうです。医療従事者を目指して頑張っても、家に苦労や心配をかけたくないと断念してしまう学生もふえてきています。また、医療関係への道は学費が高いのも事実です。それを受けてか、他市では、医師や看護師を目指す方向けへの奨学金制度を導入し、維持確保につなげているようです。私が調べた中では、どうしても医師に対しての奨学金制度はさまざまな異論があり、多少の縛り感に私が納得いきませんので、ここでは看護師向けの奨学金の提案をします。

本市においても、近隣の看護学生の実習の受け入れ等もしているところですから、そういった奨学金の導入の検討をしていただけないか質問します。

また、出産やそのほかの事情で一たん医療業務から離れた方への復帰への不安は、業務についていけるだろうか、急な子どもの病気のときは皆さんどうして対応しているんだろうかということが多くようです。気軽に現場の声を聞いてみたい、質問してみたいなと思っている方のために、ホームページに実際に働いている方の体験談や現在の状況、院内保育を利用されている方の声なども載せてみるのはいかがでしょうか。

①については、奨学金の導入の検討はどうか、ホームページへの体験談等の掲載についていかがか質問します。

次に、②についてですが、今の答弁を聞きますと、PRできることが本当に多いなと感じました。また、その中でも、全協で脳磁計メグの説明を受けましたときに、私、本当に感動いたしました。この検査を受けて、少しでも不自由であったことが改善されれば、こんなにうれしいことはないと思います。それは本人のみならず、家族も同様な思いだと思います。また、今、先生話されなかったようすけども、とても波形がきれいに見えるということを知りました。また、波形が都会ではきれいにとれないそうで、水俣の立地だからこそ鮮明にとれるということなんだそ

うです。検査を受けられる方にはとても安心でき、信頼できることであります。また、この専門を目指す方にとっては、本当によい環境にあると思われれます。

7月に、千葉県にあります東金病院の院長先生の話をお伺いしました。その東金病院は、平成16年は医師21名の確保ができていたが、そのわずか2年後、18年には10名だけとなってしまったそうです。以前より、院長がなぜ医師が減ってしまったのかという説明のとおり、ほかのところでも全く同じようなことが起こっており、その東金病院は閉鎖目前だったそうです。医師供給システムの激変となってしまったことにどう対応していくべきかに苦慮され、現在では独自採用がふえ、15名の確保と、たくさんの研修医が集まるようになってきたとのことでした。

本市の公立病院改革プランの中にもあるように、その東金病院が力を入れたところが研究・研修を整備すること、また、その指導する力をつけることでした。そうしたところ、研修医が集まり出したということです。

本市の医療センターのホームページにも案内がっております初期研修プログラムなどがとても重要なPRになるということです。医師を大学から派遣してもらう時代から、医師を病院で育てる時代へということで、臨床研修病院として教育機能を充実させることが、地域中核病院としての必須の条件となってきたそうです。本市の医療センターもこういった整備に力を入れていかれるお考えがあるかと思いますが、いかがでしょうか。

また、これは私の飛躍した考えかもしれませんが、この脳磁計のメグというものを利用して、立地条件のよさとかを生かして、研修医がどんどん集まって研修してもらえる場としていったらどうかと思うのです。今後こういったことに向けていくとき、環境整備などにおいて、こういったことが必要になってくるのか質問します。

次に、③についてですが、昭和63年から20年間で虚血性心疾患は微増ながらも糖尿病の患者数は3倍増と推移しております。また、調べたところによると、この糖尿病の合併症による疾病は重症化しやすく、とても医療費がかかります。透析でいいますと、年間500万の医療費負担、国保に重くのしかかってきます。合併症を起こさないための血糖コントロールや生活指導はとても重要なことです。また、糖尿病専門医は、その患者数に対して少ないということも今答弁にありましたが、幸い医療センターにはその専門医がいらっしゃるということ、とても心強く思います。しかしながら、これからは、もっと糖尿病予備軍も含めて増加傾向と思われる。来院者もふえるのではないのでしょうか。それらを考えますと、やはり日ごろのコントロールはかかりつけ医で診ていただき、合併症の疑いがあるときや、コントロール不良の際には、すぐに医療センターにかかっていたり連携を少しずつ理解を深めてとっていかれてはどうかと思いますが、いかがか。もし、もう既にそういったことが進んでいるようであれば、進捗状況をお聞きします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

坂本総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） まず、奨学金の問題ですけども、議員さん、もうわかっておられると思いますけど、医師不足に悩んでいる病院といいますか、熊本県内、山鹿、荒尾、近いところでは出水市立ですけども、そういう中で補助金を出したり、研修費名目ですという、ホームページも出ましたけども、うちのドクターもかなり動揺があったんですけども、縛りと言われましたけど、そのとおりなんです。奨学金を出して6年間、そして2年間の研修、そして認定まで最低10年かかるわけですよ。そして、学生さんの勉強している間に自分のやりたい方向性というのが、これで縛るんじゃないかという形で、検討はしましたけども、それより何よりも、我々としては、協力病院であります大学の医局との連携を強化したいということで、検討段階で今終わっています。

看護師さんの方ですけども、徐々にうちの活動をわかっただいて、募集がふえてきていくところなんですけども、そういう学資の面の補助という意味であれば、これは行政とまた検討しながら、そういう具体化にもっていきたいと思っております。

それと、医療センターのPRですけども、まず、ホームページを今度リニューアルすること、それとこの前、土曜日に市民公開フォーラムを開催させていただきましたけども、一住民の方から非常にやはり感動するようなお言葉をいただきました。我々もやはり市民の皆様方に病院の広報が少し足りなかったという反省をしておりますので、定期的な病院と住民の皆様方の懇談会形式のPRをやっていきたいと思っております。そういう提言をしていただいたこと自体、ありがとうございます。

それと、メグセンターですけども、これ、議員さんももう大分詳しいみたいですけども、病院の下に地下水が流れておりまして、異常な電波が、磁波が入ってこないということで、非常に波形がきれいで、精度管理がうまくできているという報告を受けています。ただ、まだ具体的に熊大の脳外科とか神経内科から、ある意味、オファーが来ていますけれども、まだ精度管理中ということで、これが実際に稼働し始めたときには、恐らく、非常にアピールできる存在だと思いますし、そういうのでプラス医師の確保ができればありがたいなと思っております。このデータが恐らく水俣発信で新しい論文、新しい治験として発表される日は遠くないと思っております。

それと、あとは、初期研修プログラムは熊大の12のうちに、うちは今3つ受けているんですけども、ただ、管理型でできない、そして、やはりスタッフの関係で、やはり研修がなかなか1年間にわたってできないというところで、これも今からの検討段階ですけども、平井院長の話をされましたけれども、あそこは東金病院は県立病院ですね。あの地域というのは大学がいっぱいあるんです。あそこは、院長は厚労省の勤務医の健康問題に対する検討委員会の委員もされて

いますので、私も少し知ってるんですけども、千葉大学の出身であったけども、ほかの大学をすべて集められたと。ただ、うちの場合は、周りにある大学というのは、鹿児島大学、熊大しかないわけですね。そういう意味では、やはり我々も研修医プログラムは大学の方針にのっとってやっていくということで、大学の各医局との連携を強化しながら、求められる環境整備をやっていくということが一番大事だと思います。

そういう中で、一昨日は医学部長、病院長とお話ししてきましたけども、我々の地域医療に取り組む姿勢は非常に評価していただきました。代謝内科の荒木教授の方にも行って、完全に1人常勤として送ると。ことしからなくなった眼科の方にも、きのう、ちょっと教授の方に行きましたけども、大学の事情もわかってやらにゃいかんと、来年、また5名の医局員が開業するというので、向こうも四苦八苦です。そういう中で、教授が言われるのは、そういう評価をしているから、スタッフがそろった時点では、また常勤医として送りたいと、申しわけないという言葉を書いていただいた。今後もそういう連携につなげていきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 桑畑総合医療センター事務部長。

○総合医療センター事務部長（桑畑達美君） かわりましてお答えします。

確かに看護師不足ということで、最近徐々に応募者はふえつつあるというのが現状でございますけれども、どうしてもやっぱり突発的に不足が出た場合に、なかなか対応できないという部分もございますので、看護助手という形をお願いしたりしているわけですが、あと、ホームページ関係で、今の病院の状況とか、そういうものをホームページで伝えていくというのは非常に有効な手段であるというふうにも思いますので、これは検討をさせていただきたいというふうに思います。

それと、もう1つ、糖尿病内分泌センターについて、やはり今後、状況としてはふえていく状況でございますけれども、これもやはり病院だけの問題じゃなくて、行政、保健関係とか、あと地域の医師会とも連携をしながら、やはり連携を組みながら、その中で糖尿病の解決に向けてやっていくということも非常に有効なことでございますので、これについては、今、うちの方の専門医が主体的に取り組んでおられますので、これはもう実際取りかかっているというふうに理解していただいているのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 ①の看護師確保については、これまでより一層興味を持っていただける看護師さんがふえますように、よろしく願いいたします。

②についてですが、本当に医療の現場は変化のときにいるのだなと感じます。また、それに対応したところだけが残っていく時代だとも感じます。本市の現場はどうかそれについていける

ように努力をしているのが見えてきます。

あるところでは、医師確保の環境づくりは病院の確立につながり、地域の活性化になると位置づけて、一般会計から研修プログラムの一部を事業費として別に計上しているところがあるそうです。しかしながら、本市は財政が厳しい中の取り組み、県境にあるということで、実際の生活圏において、行政が考える医療圏の違いや取り決め等の不合理さがあります。こういったことを、私は、地域活性化を思うのならば、地域医療の現実を、どこの市町村よりも強く訴えてサポートしていただくようお願いしなければならないと思います。

去る3月議会におきまして、私は、市長に対して、地域で守っていただけるように県に対して強く要望してほしいということをお願いしたと思います。その後、そういった話を県に要望していただけたのか、協議をされたのか、お聞きしたいところなのですが、どうでしょうか。

また、東金病院の院長先生からは、では、議員は何をやってほしいのかという話において、医師にとって魅力あるまちづくりに頑張してほしいとありました。実は一番反省したところなのですが、先生が提案していらっしゃる、医師にとって魅力あるまちになれる4つの条件とあるのです。それを参考にしますと、1、頼りになるチームメイトがいる、2、お医者さん、ありがとうと言ってくれる住民、3、医師をサポートする行政と議員がいる、4、医師が家族ぐるみで住んでみたいと思う魅力がその地域にあるとあります。その中で私が取り組んでいけそうなことは、2番目の、お医者さん、ありがとうと言ってくれる住民にするためへの啓発ができることかなと思っております。

コンビニ感覚の受診をしない住民、セルフケアに熱心な住民、医師に敬意を払ってくれる住民、このことへの啓発に努力していき、「先生、ありがとう」、「ありがとうございます」と飛び交う病院にしていきたいと考えます。医師確保ということから、病院をどうにか守って、水俣市を守ることに力になればと思います。

③につきましては、先日の市民フォーラムでも地域医療を育てる会の方から、とてもいいアドバイスを受けました。また、そのことを医師会の先生、医療センターの先生方、看護師、行政、患者さんと今後の課題等を皆さんで共有できたことは本当によかったと感じました。

3回目の質問としましては、②について、地域医療の活性化について、県との協議等はどういう状況かを市長に質問して終わります。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） この件につきましては、県の方には、まだ正式にお願いはしておりません。ただ、県の部長とはそういうやりとりはしておりまして、県の部長がおいでになったときあたりは、そういった水俣に対する支援をお願いはしているところでございますけれども、正式な形ではお願いしておりませんので、また今後、できる機会を設けながらやっていかなければなら

ないと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、不適切な経理について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、不適切経理について順次お答えいたします。

まず、7月に不適切経理の報告を聞いたが、他市に見られるような不用物品ではないと思うが、なぜ差しかえとなったのかとの御質問にお答えいたします。

今回の差しかえによる不適切経理につきましては、購入したほとんどの物品がおのこの業務に活用できるものでしたが、定められた事務手続を行わずに執行したことは不適切な行為であります。物品購入の経緯につきましては、財政状況が厳しい中、予算上新しい物品の購入を計上することが難しかったことなども考えられますが、職員の意識の中に、業務に必要な物品であれば、予算を有効に活用しているからいいのではないかといった安易な公金取り扱いに対する意識の希薄さがあったと思われまます。

次に、業務に必要な物品であるのに、こういった不適切経理となってあらわれるのは、業務や事業のやりにくさを感じるがどうかとの御質問にお答えいたします。

地方公共団体においては、業務に必要な経費については、すべて予算に計上しなければならず、支出に当たっては、当然、法令や規則等に定められた手順に従わなければなりません。事業執行に当たり、予算算定時に想定していなかった事由により想定外の経費を要したり、逆に経費が不要となったりして予算に過不足が生じることはよくあることです。このような場合は、補正予算によるほか、軽微な変更につきましては、予算流用等の事務処理を経て予算を執行することとなります。また、国や県の補助金を受けて行う事業については、事業費の使い方について事業ごとにルールが定められ、用途の決定・変更に当たり、用途協議等が必要となる場合もあります。これらの事務をやりにくさととらえる考え方もあると思いますが、公金の支出に一定のルールと手順を設け、不適切な支出を防ぐ体制もまた必要不可欠なものでございます。

さきに御報告いたしました、本市における不適切な経理につきましても、議員のおっしゃる、業務や事業のやりにくさに起因するというよりも、むしろ予算執行に当たって遵守しなければならないルールがおろそかにされたことが最大の問題であると考えております。

今後、予算執行に係る事務に限らず、市の業務全般について、根拠法令の確認、条例・規則の遵守という、公務員としての基本について意識の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、予算残について、本来はよしとみなさなければならないところが、なぜか、余り残してはいけないという認識は矛盾がある。それはなぜかとの御質問にお答えいたします。

本市においても、予算編成に当たっては、財源の確保等について十分に考慮しながら、限られ

た予算を効率的に活用し、さまざまな行政目的を達成するために、合理的かつ必要最小限の額を算定するよう努めているところです。しかし、事業の執行に際して、より効率的な手法を見出したり、不要と判断した経費を節減することにより、予算に残額が生じることは当然起こることでございます。財政逼迫の折から、このような、いわゆる経費節減につきましては、大いに歓迎すべきものであり、本市職員の間にも、予算を残してはならないというような考え方が存在するとすれば、それは不適切なものであり、直ちにこれを改めるよう、全職員に対し意識の徹底を図る必要があると考えております。

一方で、国・県の補助金を受けて実施する事業などでは、国・県における予算執行上の制約が加わり、補助対象事業費を一定の期限内に使い切ることを求められるような場合が往々にしてございます。事業費に対して一定割合の事務費が認められる場合など、事務担当者は、事業の進捗管理とあわせて事務費の執行管理にも留意しなければならず、このような場合に、議員御指摘のように、矛盾する考え方ではございますが、予算を残してはいけないとの認識が生じる余地があるのではないかと考えております。

補助事業の執行に係る制約につきましては、国・県における制度上の問題でありますので、国等における補助金・交付金改革等の動きを注視しながら、折に触れて事業執行の実情を国・県に訴えてまいりたいと考えております。また、どのような場合におきましても、公金の支出に係るルールは当然に遵守すべきものであり、必要最少限の経費で最大の効果を得るという観点から、各事業費の適正な執行と有効活用を図るよう努めてまいりたいと考えます。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 まず、①についてですが、他市においては、マッサージチェアやカラオケ器材など、一体いつ使われるのかと首をかしげてしまうのもありました。本市においても、不適切経理があったとの報告の際、定められた事務手続を行わずに執行されたものではありましたが、業務で使われるもの、必要なものばかりであったのに、なぜ不適切を起こしてまで、こういう買い方をしなければならなかったのかが私の疑問でした。どうしても、こういった物品からは悪意があってやったことではないと思われまして、財政状況が厳しい中、予算上、新しい物品の購入を計上することが難しかったなども想像が付きまします。しかし、このようなことで、日ごろ頑張っている職員の気質を問われるのは非常にもったいないことです。今後、このようなことがないようにしていただきたいのですが、改善策について質問します。

次に、②についてですが、確かに、公金の支出ですから、事務的にもきちんと手続を踏むことは当たり前です。今後、予算執行に当たって遵守しなければならないルールがおろそかにならないように、またそのルールがわかりやすいものなのか、もう一度確認していただき、速やかに事務手続ができるようにしていただきたいと思っております。

次に、③についてですが、答弁をいただきましたが、私自身、わかったようでわかっていないのが本音です。もし、その予算執行において経費節減がうまくいき、予算を残したとしたときに、次の予算案を上げる際、大幅減になるような影響はありませんか。また、事業費に対して一定割合の事務費が認められるということは、ある程度枠が決められていて、いわゆるひもつきということだと思うのですが、県下さまざまな市町村があり、体質もあると思うのです。すべての市町村の体質バランスには違いがあり、決められた基準や範囲にはめ込むことは無理があるように思えます。設備力、人材力、資源力、地域のボランティア力もさまざまで、それぞれ、どこにお金を使うかが違うはずですが、事業執行の実情を訴えていきたいとありましたが、その際には、そのところも強く訴えていただきたいと思います。その地域が、その事業を十分に生かすためですから、強い枠組みは動きにくいものです。

2回目の質問は、①についての改善策、②についてはルールの遵守、かつ事務的な手順・手続などのルールがわかりやすく、速やかに業務遂行していただけるよう要望しておきます。③については、予算を残したとしたときに、次の予算案を上げる際、大幅に減になるような影響はないのか質問します。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 不適切経理のその後の改善策ということでございますけども、これまで庁議あるいは課長会議等で、実はこの不正経理につきまして報告をいたしまして、それを部下職員に伝えていただくように周知しております。その方向としまして、まず第1に、本当は先ほども申しましたように、職員の意識というのがやっぱり大事なかなというふうに思っておりますので、やっぱり法とか規則をちゃんと守った事務執行をやっていくということが必要かというふうに思っておりますので、そういう倫理における研修、あるいは事務研修をきっちりやっていきたいというのが1つございます。

それと、今回の差しかえの問題につきましては、発注者と検収者が同一の場合が結構多いということで、チェック体制がなかなかできなかったということがございます。それで、発注者と検収者を分けるなど、チェック体制を行って責任の明確化を図っていくというふうにしたいと思っております。

それから、3番目に、職員から業者さんを通じて購入するわけですので、業者さんにそういう不適切な行為を働きかけないように、業者への協力依頼を行っていくというふうにしたいと思っております。

それから、もう1つは、やっぱりそれをきちんと制度というか、公益通報者といいますか、そういう不正を未然に防いでいくような、内通と言ったらおかしいことになるかもしれません。そういう通報を事前に寄せていただくような、そういう人を守るような制度をちゃんとつくって

くとか、あるいは懲戒処分をきちんとやっていくような、それを周知させるように制度をきちんとするというようなことも検討してまいりたいと思っております。

それから、これは先ほどありましたように、特にひもつきの事業ということで、国・県の関与がありますので、そういう制度とか、あるいはシステム、あるいは運用等について、使いやすいやっぱり事業執行ができるような形で、国等にはやっぱりそのたびにお願いをしていきたいということがございます。

それから、予算を残すことで、翌年度以降、予算減とかにつながるんじゃないかということでございましたけれども、毎年度必要な備品とか、あるいは物品に対しては、各課から予算要求を普通やっていくわけですね。財政当局でその査定をして予算化して、あるいは必要性が乏しいものについては、やっぱり計上しないという形でいくわけです。ですから、残したからといって、要求したものが不要かということにはつながらないということで、必要なものにはきちんとやっぱり対応していくということをやりたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 ①についての改善点は、答弁を聞きますと、細かい事務作業がふえる感があります。あくまでも、このことが主業務の妨げにならないようにしていただき、合理的に行っていただくよう要望します。

また、③については、次への予算に影響はないとの答弁をいただきましたが、影響は余りないという認識にしておきます。しかし、庁内のある課の支出負担行為一覧というのを見ると、どうしても目立つのが3月、しかも3月31日付の消耗品や一般事務用品が多いのです。詳細記入にも不十分点があります。これらのことから、トップの考えと職員の認識のギャップがまだあるように思うのですが、これについてはどう思われますか。これは③の質問にします。

また、こういった不適切経理の問題は、本市だけではない状況をそもそも県はどう思っているのかなと、県も問題があったわけですから、国はどう思っているのかなと聞いてみたいところです。極めて遺憾と言う前に、原因は何かを検証していただきたいと思います。補助金等を出していただくのは非常にありがたいのですが、使いにくさも感じるので、もっと使いやすくしていただくと、こういった問題も少なくなるような気がします。多方面からこのことは伝えていかなければならないと思います。

3回目の質問は、③について、認識の違いはないのか質問して終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 年度末に駆け込みで多分物品を買っているというお話だと思います。私どもも、実は何でそれが起こるのかというのは、多分皆様もお察しかなというふうには思

います。まず、事業をやったりするときには予算があるわけですが、当然必要な物品から購入をしていくというふうには実はなりません。ですが、特にそのひもつき、補助事業等につきましては、全体の予算額が決まっています、例えばハード事業ですと、例えば工事費に95%の事業費を充てる、残りで事務費ですと、事務費の中で人件費が幾らですと、何%というふうには、大体決められていて、たががはめられてきます。その中で、あと残りが例えば委託費だったり、あるいは旅費だったり、需用費だったり、役務費だったりということで、その都度必要なものに予算を振り分けていって予算を消化していくという形になるんですけども、最終的に、ある部分が残ってしまうというのがあります、どうしても最後に、事業が終わった時点でしか使えない部分があるというのがあります、多分年度末に消化するというのと、残せない部分というのが当然制約として補助事業はございますので、どうしてもそういう矛盾が出てくるというか、必要なものもさっさと買えばいいじゃないかと思うんですけども、やはり予算上、どうしてもそこにそごみたく残ってくる部分があるということで、今のところ、制度としては、実はやむを得ないというふうには思っているんですけども、ただ、使いやすい制度に、そういう制約をなくしていただければ、自由裁量で市町村が使っていいというようなことになれば、非常にありがたいと思うんですが、ただ、事業目的が決まっている関係で、どうしてもやっぱり制約が出てくるということで、今後、それに対しては国も十分、あるいは県も、今、負担金に対しては考えて、市町村から事務費は取らないよみたいなことも言ってもらっていますので、そういう改善も近々できるんじゃないかなというふうには期待をしております。

○議長（松本和幸君） 次に、観光施策について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、観光施策について順次お答えします。

まず、道の駅周辺の春・ゴールデンウィークのイベントの反省点及び改善点についてお答えします。

道の駅周辺の春・ゴールデンウィークのイベントといたしましては、道の駅みなまたの開駅記念式典、エコパーク水俣バラ園のグランドオープン、ローズフェスタ2009春など道の駅やバラ園を中心としたイベントが開催をされました。特にローズフェスタにおきましては、市民の皆さんが中心となり、ローズフェスタ実行委員会を立ち上げられ、最初の段階からイベントに参加していただき、市内の菓子店の特製スイーツが楽しめたり、音楽イベント等を実施するなど、バラ園に来ていただいた皆さんにも十分楽しんでいただけたものになったのではないかと考えております。

これらのイベントを含む道の駅やバラ園のことし5月の1カ月間の観光入り込み客数は3万

2,313人であり、昨年5月に比べ約5.5倍と大幅に増加し、隣接する観光物産館まつぼっくりの売り上げも1,160万円と、昨年5月に比べ約5.4倍に増加したと聞いております。

しかしながら、予想をはるかに超える利用客に対して受け入れ体制が十分であったとは言えず、観光物産館においては、施設内が混雑し、レジで長い時間お待たせするなど、利用客に御迷惑をおかけいたしました。そのほか、道の駅のインフォメーションセンターのトイレの案内がわかりづらい、あるいは情報案内看板が見つらいといったクレームも伺っておりますので、管理を委託している株式会社みなまと協議し、秋のイベントまでには改善していきたいと考えております。

次に、秋の取り組みについてですが、エコパーク水俣バラ園においては、秋バラの開花にあわせて、10月24日から11月15日までの期間にローズフェスタ2009秋として、各種イベントを実施する予定になっております。市内菓子店の自慢の逸品を楽しめるカフェや熊本在住のシンガーソングライター際田まみさんのコンサート、物産市といったイベントを現在企画中であり、春に引き続き魅力的なイベントになるのではないかと楽しみにしております。

このイベントにあわせて観光物産協会エコみなまにおいて、湯の児・湯の鶴温泉旅館においては、バラ園来場者を宿泊につなげるため、期間中宿泊した人にバラ関連グッズを提供する宿泊バックを企画していると伺っており、バラ園を核とした観光客の誘致が図られるものと期待しております。

また、11月1日には、ことしで3回目を迎えるスイーツスタンプラリーも市内菓子店の有志を中心に構成される、スイーツのまち水俣実行委員会が主催して開催されると伺っており、秋バラとスイーツのコラボレートによる相乗効果も見込まれるのではないかと期待しております。

次に、水俣特産品の売り込み等の考えについてお答えします。

本市の特産品としては、サラダタマネギやデコボンが有名ですが、それ以外にもスイーツプリングなどのかんきつ類、昆布やヒオウギ貝などの海産物、ケーキやまんじゅうなどのお菓子など、地元でこだわってつくっている産品が多く存在します。しかしながら、これらの産品は、現状としてはなかなか周知が図られておらず、売り上げにつながっていないものも多いため、まつぼっくりなどに協力していただき、水俣ブランド商品として情報を発信し、より多くの人に知ってもらって買ってもらえるように努めてまいりたいと考えております。また、商工会議所の取り組みとして、市内飲食店有志による、このまんまで委員会という組織を立ち上げ、地元産品の普及振興に寄与するために商品開発等の取り組みを行っていただいております。

このような取り組みにより、積極的に地元産品の売り込みを図っていききたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 ①についてですが、道の駅のオープン、満開のバラ、スイーツがよく重なり、想像以上にいいイベントになったと感じました。ある市民の方から、久しぶりに水俣のいい話題ができてよかった、うれしかったとの声も聞きました。しかし、思っていた以上の来客者ということで、対応ができなかった反省点が幾つかあったと思います。すぐできること、しなければならぬこと、検討できること、いろいろ検証されたと思いますが、やはり一番先にやらなければならないのは、お客様が困ったと思われることへの対応だと思うのです。残念ながら、その改善は余り見られておりません。私も、イベント前日の準備の手伝いに行きましたときに、夜間、トイレを探しておられる方を何人もおみかけしました。確かにまつぼっくりが閉まってしまうと、トイレがどこにあるのかわかりづらいのです。また、見やすい水俣市内の観光案内もまだのようです。

川上議員と案内係を試してみましたが、とっさには、どこをお勧めしてよいのか、説明もしにくい。既存のものでいいので、それをあわせて拡大コピーするだけでも当面よいのではないのでしょうか。全体的にとってもきれいにしていってほしいのですが、おもてなしは、まだ不十分に感じます。すぐやれることはすぐやる、なるべく早目の対処をお願いします。

②についてですが、秋バラを生かしたイベントがまたあるということで、少しスタイルが違うものと聞いております。同時期にスイーツのスタンプラリーの開催もあるということですが、こちらを目的にいらっしゃった方にもぜひ、水俣自慢のバラ園、湯の児・湯の鶴にも足を運んでほしいと思います。ただ、バラ園に向かう交通機関が不十分、駅からも直接ルートがない状況は不便さを感じます。市内の交通機関の応援を受けて、1日乗車フリーパス券の販売や観光地までの臨時運行、レンタサイクルなど検討策はいろいろあると思いますが、そのお客様の動線の移動手段はどう考えていってほしいのか質問します。

③についてですが、特産品もいろいろありますが、水俣の特産品って何て聞かれて、ぱっと答えるのがなかなか今まだ難しいところだと私は思います。まつぼっくりは、そういう特産品を売出すところですから、そういう検証をもうちょっとしていただきたいなと思います。

味覚の変化はつけられなくても、パッケージを工夫したり、ネーミングに一言添えたりするだけで、お客さんは手にとって見られることもあります。

また、このまんまで委員会というものがありますけども、商品化できるようなものもあったと聞きます。いい取り組みや情報があっても、それをどう売り込んでいくのか、PRしていくのかまでの誘導的な指導をしていかないと、やったまんまで終わってしまいませんか。委託しているから任せきりというのではなく、状況を見て、提案や助言、指導などはもう少し踏み込んでみてはいかがでしょうか。また、逆に、うまく軌道に乗せたイベントに関しては、主導を移行していくプランも大事かと思います。

ローズフェスタにおいても、あのイベントで一番成果を上げているのはまつぼっくりです。特に職員もいるわけですから、少しずつ、現場で主導してもらってはいかがですか。特に市としては、まつぼっくりに対してどのような期待をされているのか、これを2回目の質問にします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ます、今困ったところは、とにかく早く手を打てるように努力してまいりたいと思います。

それから、まずスイーツのスタンプラリーでバラ園から湯の児とか湯の鶴等への移動手段ですかね、につきましては、いろんな形で、そちらの方に行っていただくということも大変大切なことだと思いますので、この件につきましては、実行委員会等とも早く相談をいたしまして、積極的に対応していきたいと、そのように思います。

それから、いろんな特産品の開発を委託しているところには任せっきりではいかんとじゃないかと、もっと誘導的な指導はないのかというようなことだと思いますけれども、議員もこの前、第5次計画の審議会のときに御参加いただいていたと思いますが、その中で指摘をいただきましたのが、その第1番目の指摘が、水俣はたくさん資源があるのに、この前もちょっと申し上げましたけれども、資源があるのに、具体的な戦略が足りんのじゃないかという指摘もありましたし、それから、いろいろマスコミ等を通してPRをしていただいているんだけれども、やっぱり広報とか周知などは、まだ徹底してないんじゃないかと、そういったところは今後の反省点として考えていかなきゃならんんじゃないかというような指摘も受けました。そういうこともございますので、今お話をお聞きしながら、市のかかわりがこれまで薄かったのではないかなという反省をさせていただいております。

関係団体との協議の場を早急に立ち上げたいと思います。そして、その場で、いろんな関係、新幹線の関係のみならず、また今後、新商品の開発等も含めまして、市も一緒に入って、今後努力をしていきたいと、そのように思っておりますし、まつぼっくりもそれと同様に、我々も少し入り込んでいって、お互いに欠点を、今後直していかなければならないところは十分話し合いをしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 地域活性化のために集客をねらったイベントを各地で見られますが、成果を上げることが一番でしょうが、そのために動いた人のパワーそのものがまちを動かす原動力となるように感じます。庁内も人員削減、まちの人たちも同じ条件ですから、お互いにわかり合って、協力し合うイベントになるよう御尽力いただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で中原泰子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明10日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時44分 散会

平成21年9月10日

平成21年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成21年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成21年9月10日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後1時51分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	平松辰弘君	田中功君
岩阪雅文君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（牛迫秀基君）	次 長（松永伸二君）
議事係 長（栄永尚子君）	総務係 長（岡本広志君）
書 記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 12人

市 長（宮本勝彬君）	副 市 長（森 近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	福祉環境部長（吉本哲裕君）
産業建設部長（田上和俊君）	総合医療センター事務部長（桑畑達美君）
産業建設部産業づくり総室長（上村彰君）	水道局長（盛下修一君）
教育次長（坂本彰君）	総務企画部総務課長（本山祐二君）
総務企画部企画課長（栄永徳博君）	総務企画部財政課長（淵上茂樹君）

○議事日程 第4号

平成21年9月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 西田弘志君
- 1 商店街振興について
 - 2 観光施策について
 - 3 環境施策について
 - 4 みなまた未来コンサートについて
 - 5 新型インフルエンザについて
 - 6 経済対策について
- 2 田中功君
- 1 第4次水俣市総合計画の中の商工業の振興の検証と継続について
 - 2 第4次水俣市総合計画の中の水俣型観光の振興と交流の推進の検証と継続について
 - 3 水俣市第4次行財政改革の取り組みについて
 - 4 市長のマニフェストについて

(付託委員会)

第2 議第81号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第5号) (総務文教)

第3 議第82号 水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について (総務文教)

第4 議第83号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)

第5 議第84号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)

第6 議第85号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生)

第7 議第86号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (厚生)

第8 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設)

第9 議第88号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第6号) (各委)

第10 議第89号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (厚生)

第11 議第90号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (厚生)

第12 議第91号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号) (厚生)

第13 議第92号 平成21年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号) (産業建設)

第14 議第93号 平成20年度水俣市病院事業会計決算認定について (厚生)

- 第15 議第94号 平成20年度水俣市水道事業会計決算認定について (産業建設)
- 第16 議第95号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第17 議第96号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算 (第2号) (厚生)
- 第18 議第97号 和解及び損害賠償の額の決定について (厚生)
- 第19 議第98号 平成20年度水俣市一般会計決算認定について ()
- 第20 議第99号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について (厚生)
- 第21 議第100号 平成20年度水俣市老人保健特別会計決算認定について (厚生)
- 第22 議第101号 平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について (厚生)
- 第23 議第102号 平成20年度水俣市介護保険特別会計決算認定について (厚生)
- 第24 議第103号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について (産業建設)
- 第25 特別委員会の設置について

平成21年9月第4回水俣市議会定例会陳情文書表(2)

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第10号	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する陳情について	天草市御所浦町 御所浦2311-1 脇島 義純		総務文教
陳第11号	水俣風力発電の建設反対を求める陳情について	水俣市石坂川石飛 326-132 道家 哲實		産業建設

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案1件、補正予算1件、議決案1件、決算6件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日までに受理した陳情2件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成21年7月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計例月現金出納

検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、おはようございます。

朝日会西田です。

皆さん、限界集落という言葉を知っていますでしょうか。また、定義を御存じでしょうか。65歳以上の方が50%を超えた集落を限界集落と呼ぶそうです。年寄りが半分になると、その集落は限界を迎えるというふうには呼ぶそうですが、65歳、70歳の方で非常に元気な方もいっぱいいらっしゃいます。勝手に限界と決めるのは本当にいかがなものかというふうに思うところです。

水俣は高齢化率30%を超え、人口は2万8,000人、今のところ減り続けています。市民の方や一般質問の中で人口が減っていくことに危惧した発言を非常によく聞きます。5万人が4万、4万が3万、3万が2万8,000、目に見えて減っているのも非常にわかりやすいのだと思いますが、日本の人口は2006年がピーク、2007年は戦後初めて日本の人口は減少時代に入りました。死亡者数は出生者数を上回り、自然減となっております。

もともと地方は戦中の集団疎開で子ども、老人、女性が地方に移住し、昭和20年終戦を迎え、その後、第1次ベビーブームで団塊の世代が生まれ、地方は人口のバブルを迎えております。地方に子どもがあふれ、水俣だって隣の一小は3,000人いたというときがあったというふうに聞いております。その後経済復興をなして、団塊の世代がどんどん都会に金の卵で働きに行き、都会の人口はふえ、その反面、田舎、地方のまちは減り続けております。

何が言いたいかといいますと、日本の人口はどんどん今から減っていく、予想では2050年には1億人を割るという予想もあります。経済バブルと一緒に、地方の人口バブルもはじけて、しょせん泡だったわけですので、人口が減る、水俣が減っていく、だから水俣はだめだというふうに悲観的になる必要はないということを伝えたいわけです。

水俣の企業がよくなり、企業誘致が成功し、就労者がふえることは必要だと思いますが、人

口問題とは分けて考えるべきと思っております。人口の減少は日本全体の問題であり、もっと子どもを産みやすい環境を整えることが次の政権の課題であり、それがマニフェストにあった2万6,000円の子ども手当なのかもしれません。

水俣の人口は5万人にかえらなくても、今、水俣に住んでいる市民が水俣に住みやすいと言われる満足度の高いまちになるような施策を、2期目を表明された宮本市長には、積極的に打っていただきたいというふうに思います。

きのう、一般質問の中で、水俣は何でも反対するまちと人に言われたと、だから企業は出てきにくいんじゃないかということがありました。私は、水俣市民は過去に水俣病を経験したまちとして何が一番大事か、命、健康にかわるものはないと認識して、非常に良識のある人間が多いまちと思っております。何でも反対ではなく、本当に水俣に必要なか、人体に悪影響を及ぼさないか、しっかり見きわめているというふうに思っています。

今まで産廃問題、ダイオキシン問題、風力発電問題、どれをとっても将来の子どもたちに健康被害がないか、本気で心配しているのだと思います。そういった市民の意見を踏まえ、宮本市長は、産廃にしろ、ダイオキシン問題にしろ、適切な判断をされたというふうに私は思っております。この良識ある水俣市民のまちの発展的な議論ができればと思い、以下、質問をさせていただきます。

1、商店街振興について。

- ①、現在の商店街の空き店舗の状況をお尋ねします。
- ②、現在の商店街に対する施策をお尋ねします。
- ③、商店街の中心市街地としての必要性についてどうとらえているかお尋ねします。
- ④、今後の商店街振興策についてお尋ねします。

2、観光施策について。

- ①、水俣市の観光に対する施策の現状をお尋ねします。
- ②、今後の観光施策としてどういった展開をしていくのかお尋ねします。
- ③、水俣市の花火大会は、現在湯の児のみで行われているが、市の観光振興としてどうとらえているかお尋ねします。

3、環境施策について。

- ①、11月に予定されている環境モデル都市フェスタの内容及び進捗状況をお尋ねします。
- ②、今回の事業に期待するものは何かお尋ねします。
- ③、ゼロ・ウェイスト宣言を予定しているが、水俣市が宣言する必要性をお尋ねします。

4、みなまた未来コンサートについて。

- ①、5月に開催されたみなまた未来コンサート、同時に開催された物産展の動員数、収支につ

いてお尋ねします。

②、今回のコンサートは規模、内容が少し変わってきたが、どう評価しているかお尋ねします。

③、コンサートの来年の見通しについてお尋ねします。

5、新型インフルエンザについて。

①、全国で新型インフルエンザの発生が見られ、学級閉鎖・休校も報道されています。本市の児童・生徒の感染が確認された場合の学校・教育委員会への連絡体制をお尋ねします。

②、感染が確認された場合、学級閉鎖・休校の決定はどこで行うのか、基準は決まっているのかお尋ねします。

③、児童・生徒への新型インフルエンザへの予防対策は行っているかお尋ねします。

6、経済対策について。

①、プレミアム商品券の換金実績及び市民・商店の反応はどうだったか。

②、今後、経済動向を踏まえながら、第2弾の計画はあるのかお尋ねします。

本壇からは以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、商店街振興については産業建設部長から、観光施策については私から、環境施策については福祉環境部長から、みなまた未来コンサートについては副市長から、新型インフルエンザについては教育次長から、経済対策については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 商店街振興について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 商店街振興についての御質問に順次お答えします。

まず、現在の商店街の空き店舗の状況についてお答えします。

水俣市内の商店街の空き店舗数は、平成19年に18件、平成20年、21年はともに14件であり、空き店舗率は10%前後で推移しております。

次に、現在の商店街に対する施策についてお答えします。

本市では、平成15年度に水俣市いきいき商店街づくり事業等支援補助金制度を創設し、商店街が実施するイベントや町並み整備事業に対する補助、また、空き店舗入居者へ家賃の一部補助を行っております。空き店舗補助は、発足の平成15年度からこの8月までに、これまで14店舗に補

助しており、7店舗が現在も営業を継続されるなど、商店街の活性化を積極的に支援してまいりました。

また、今年度は水俣市商店会連合会が実施する商店街ポイントカードシステム導入事業等に対し補助を行うこととしており、今回、補正予算をお願いしているところです。これは、現在のスタンプ事業をカード化することで、消費者の利便性が増し、ポイントシステムをより多くの人に活用していただくきっかけとなります。また、これまでの金額に応じてたまるポイントだけではなく、学校のPTA活動などを通して集めることも応援券機能、マイバッグを持参された方にはポイントをつけるようなエコポイント機能を持たせることを検討されているとお聞きしております。これらの機能を追加させることで、消費者はさらに集める楽しさが増し、このポイントカードシステムが広く浸透していくのではないかと期待しております。

また、市としまして、このような事業を推進していくことで、消費者が地元商店街に買い物に行くきっかけになればと考えており、こういった事業の積み重ねが少しずつではありますが、着実に商店街振興に結びつくものと考えております。

次に、商店街の中心市街地としての必要性についてどうとらえているかについてお答えします。

近年、ロードサイド型大型店の進出が進み、若い世代の商店街離れに拍車をかけておりますが、商店街は個々の商店に個性や魅力があり、また、水俣の顔という存在でありますので、まちづくりには欠かせない場所ではないかと認識しております。特に高齢者にとっても徒歩圏内に買い物できる場所があるということは非常に心強いものであると考えます。また、現在、悪質商法などを行う業者は絶えず、新しい手口で高齢者等をねらっており、商店街の常に顔の見える安心した場所で買い物できることは、このような被害を最小限に食いとめることができるのではないかと考えております。こういった点からも、商店街は中心市街地に必要であると認識しております。

次に、今後の商店街振興策についてお答えします。

商店街の活性化においては、即効性のある対策というものは非常に難しい問題ではあります。が、これまでのように商店街がみずから考え、活性化に向けて行動する前向きな活動が活発になることで、にぎわいと潤いのある商店街づくりが着実に進展していくものと認識しております。そのため、市としまして、先ほど述べました補助制度等の活用を促進するとともに、市職員もできる限り商店街に出向き、商店街振興に向けて一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 商店街振興につきましては、今、①、②でありましたように、空き店舗対策、ここ

何年かやっていらっしゃって、それがだんだん成果が出てきているようにも思います。実際、お店自体は、貸すところ自体がちょっと少なくなってきたというところもありますけど、全体的には少なくはなっていますけど、こういった補助事業で新しくチャレンジされる方が出てきているというのは非常にいいことだというふうに思っております。

今度、カード化について補助をたしか市と県と出されると思うんですけど、このカード事業というか、スタンプ事業は水俣もかなり古くからやっていらっしゃって、なかなかそういうところに支援というのは余りなかったと思うんですけど、今度初めてカード化にするのには、やっぱりお金が要るので、そういったもので各お店でそういった利用頻度が高くなるように、利便性が上がればいいなと思っておりますし、そういうところに着目していただいたということ、非常に良かったというふうに思っております。

水俣の場合、地元の購買率は非常に前は強かったんです。水俣は生協が強いので、ここに買い物コードという、熊本県のが3年に1回あるんですけど、97年は熊本市が94.3で1位、2位が本渡、八代、水俣は4位です。2000年も同じ熊本、本渡、八代、水俣、3年も熊本、本渡、荒尾、水俣、6年になりますと、今度、ベストテンの中にも水俣は入っておりません。熊本、本渡は天草と合併して、八代とかは上がっていますが、これを見る限りでは、やはりかなり流出が厳しい。3年に1回なので、ことし、2009年、調査があると思うんですけど、感じとしては、もう流出に歯どめがかかっていないというふうに思います。これは数字できちっと出ると思うんですけど、やはりこういった部分があるので、ぜひ地元の、今言われた商店街の中心市街地に必要ということを認識していただきたいというふうに思います。

買い物難民という言葉があるんですが、都市部には郊外型のショッピングモールができて、町なかの商店街はどんどんつぶれていって、年寄りの年配の方が買い物に非常に困っている。バスとか、車がある人はいいんですけど、なかなかそういった手段がない、そういった方はタクシーを利用するしかないというふうになって、そういった方を買い物難民というふうに呼ぶということを知ったことがあります。ぜひ、そういうふうにならないためにも、水俣のこの中心市街地という部分に、ぜひ目を向けていただきたいというふうに思っております。

質問としては、今回はスタンプ事業に補助をやられるというのは非常に良かったと思います。今後、もっと活性化をするには、やっぱりいろんな形で水俣のイベントとか商店街単位でやられたり、町なかを使ってやられるイベントがあると思うんですけど、そういったものに積極的に助成というか、お手伝いができるか、その辺の考えをお聞きします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 町なかのイベント等に積極的に支援できるかということでござい

ますけれども、以前からいろんな商店街活動をしていただいております、できるだけそういう助成ができるような形で進めておるんですけれども、なかなか、今の制度ですと、1件に1回しか助成しないと、1つの事業というか、グレードアップすると、非常にまた次の補助対象になるということでやっておりますけれども、なかなか毎年同じことやっていかないと定着しない部分はあるんですけれども、ただ、やはり商店街の方たちも、事業を見直してグレードアップしていただければ、同じように助成ができるんじゃないかと考えております。

それと、我々市職員につきましても、今、商店街連合会で会議が月1回か2回ございますけれども、できるだけ市の職員も出かけていって、そういうことで、こういうふうにしたらどうかという提案をしながら一緒に考えて、そういうイベントに助成できるような形をとりながら、市の財政当局とも協議しながら、できるだけそういうイベントに助成していくようにしなければいけないと思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 先日、水俣の商店街の中で、よさこいのお祭りがありました。私も行かせていただいたんですけど、ふだん、余り若い人がワーワー歩くことがないところで、水俣にあんな派手な洋服を着て、町なかを歩かれて、非常に活気があったように思いました。その中の団体の方が、あおりという方があいさつされるんですけど、1人の方がよその商店街の方らしくて、せっかく、ここ水俣へこういう祭りに来ているのに、シャッターが閉まっている店が多いねということをおっしゃっておいりましたですね。やっぱり来年は、商店街が少しでもシャッターがあいて、一緒に祭りが盛り上がればなというふうな感想をおっしゃっておいりました。私も聞いていて、ああそうだなというふうに思いました。町なかのお店がある程度にぎわいがあると、まちの活気になるんじゃないかというふうに思います。

水俣は、前も言いましたけど、非常にコンパクトなまちというのが売りだと思います。病院、市役所、体育館、銀行、どこも近いところにありますし、今、東京オリンピックを誘致していますけど、このコンセプトは、世界一コンパクトな大会というのがコンセプトだと思います。コンパクトというのは一つの売りになると思いますので、水俣市もそういった観点から、中心市街地というものに目を向けていただきたいと思います。

この中心市街地活性化法というのが、御存じだと思いますけど、できておりますけど、まちづくり三法、中心市街地活性化法、大店立地法、都市計画法、この中心市街地活性化法というのもなかなか、基本計画は策定のみで、その後のフォローがうまくいっていないとか、市町村がもつとイニシアチブをとって、振興策を進めるべきじゃないかという意見も聞いております。また、逆に商売やっている人は、自分のことはやっぱり自分でやらんといかんという声もありますし、それはもう当然だというふうに思います。ぜひ一緒になってその辺のことをやっていただければ

なというふうに思います。

これはもう要望として伝えて終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、観光施策について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、観光施策についての御質問に順次お答えします。

まず、水俣市の観光に対する施策の現状についてお答えします。

現在、観光入り込み客数は年々減少傾向にあり、本市の代表的な観光地である湯の児・湯の鶴温泉についても同様であり、観光施策の振興が急務となっております。観光施策については、岩阪議員にも答弁いたしました。本市といたしましては、昨年度から九州新幹線全線開通に係るアクションプロジェクトとして、九州内から誘客するために観光雑誌に湯の児・湯の鶴温泉や、エコパーク・バラ園、スイーツなどのイベント情報の掲載や、水俣出身の漫画家江口寿史氏の原画を使った観光ポスター、湯の児・湯の鶴温泉の各旅館のおもてなし現状調査など、さまざまな取り組みを行っているところであります。その結果、昨年は日帰り観光客の数が下げどまり、一定の成果が出てきていると思います。

また、今年4月に道の駅みなまたやエコパーク水俣・バラ園がオープンし、ローズフェスタやみなまた土産物菓子博などのイベントとの相乗効果で入り込み客がふえております。また、観光案内を年中無休で対応するため、観光物産協会エコみなまたへ委託し、観光イベントの情報提供、宿泊先の紹介などを行っていただいております。さらに、民間主導で観光イベントを支援するため、エコみなまたが実施する湯の児海上花火大会や女だけのタチウオ釣り大会、湯の鶴ウオークや湯出七滝ライトアップなどへ助成し、誘客につなげております。

次に、今後の観光施策の展開についてお答えいたします。

まずは、平成23年春の九州新幹線開通を目指し、これまで進めてきております九州新幹線全線開通に係るアクションプロジェクトをさらに進めていきたいと考えております。その中でも、バラをテーマとしてイベント等を行うことで集客につなげていきたいと考えております。特に湯の児・湯の鶴温泉は、本市の重要な観光地であり、両温泉街の浮揚は最重要課題であります。

湯の児温泉につきましては、現在策定中の水俣市都市再生整備計画で活性化策について検討しているところであり、いやされ、楽しめる空間となれるように、例えば、カヌーやボート、スキューバダイビングなど海のレジャーとしての整備や湯の児島の整備、日本一の足湯の整備、高潮対策工事で完成された平場でのグラウンドゴルフ場や、蓄光石による公園整備などいろいろと考えられると思います。

また、湯の鶴温泉街におきましても、整備計画の策定に向け準備を進めているところでありま

す。ゆっくりとくつろげるいやしの空間として、例えば町並みの整備や空き旅館の活用、村丸ごと生活博物館の頭石地区との連携、料理の開発、湯出七滝や矢筈岳など地域資源の利活用など考えられると思います。

両温泉とも旅館関係者や地元住民などと十分に話し合いを行い、宿泊増につなげられるよう来年度から計画的に進めていきたいと考えております。

そのほか、市内のさまざまな観光イベントについても集約や連携を図り、内容を充実させることで、市内外に対してのPR効果を高め、県内はもとより、九州内からの入り込み客増につなげていきたいと考えております。

次に、湯の児の花火大会を市としてどうとらえているかについてお答えします。

この花火大会は、例年8月8日に実施され、市における夏の風物詩となっております。また、ことしからエコパーク・親水護岸沖で実施されていた花火大会が中止となったことや、8月8日が土曜日であったことにより、湯の児温泉の宿泊客のほか、市内外から多くの見物客の方に来ていただきました。私も見させていただきましたが、市民の方を初め多くの皆様が花火大会を非常に喜んでおられ、楽しんでおられる様子であり、水俣にはなくてはならないイベントであると思いました。

花火大会の実施に当たっては、エコみなまたの湯の児部会が中心となって組織された湯の児海上花火大会実行委員会が協賛金集めから大会運営までされており、不況や人手不足等により非常に御苦労されているとお聞きしております。先ほど申しましたように、市といたしましては、この花火大会は重要なイベントであり、特に湯の児温泉の宿泊誘客には欠かせないと考えておりますので、引き続き補助金等の支援をしまいたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 観光につきましては、答弁で今出ましたエコみなまた、何回も観光の質問のときには出てきておりますけど、ここを中心にやっていくということだと思うんですけど、お金は出していらっしゃいます。私も総会の資料を見させていただいて、500万ぐらい、519万が事業委託、200万ぐらいがイベントの助成で、700万以上毎年出されていると思うんですけど、エコみなまたを見て、いろんなところで話聞いたり、私も行って聞かせていただくと、やはりそこがなかなかうまく機能しているのかなというのを非常に、ずっと同じようにやっていらっしゃるんですけど、皆さんまじめにやっていらっしゃるんですけど、役員の方々は、やっぱり自分の仕事もあられますし、職員の方は毎日のルーチンワークをこなすだけで精いっぱい、各部会はいろんな形でやっていらっしゃいますけど、水俣市全体の観光の浮揚にはなかなかつながっていないというふうに見えております。

やっぱりこの観光全体をプロデュースする人がいない、育てていないということ、ここが一番

大事なんですけど、一番難しいところでもあると思います。やっぱり人を育てるといふか、やっぱりイニシアチブをとる人がなかなかいないということだと思います。ぜひ、水俣市ももうお金を出しているからというところで終わらずに、今後はやはり今までとは違って、人的な部分で、人材を育てるといふ部分で、もう少し入り込んでいかんと、観光というものはなかなか再生しないんじゃないかなというふうに思っております。

宮本市政になってから、いろんな形で中尾山も整備されてきました。コスモスも大分人が集まるようになりました。エコパークもバラ園で人が集まるようになって、道の駅の指定もあり、今までとは違う形で大分変わってきたというふうに思っております。

初日に岩阪議員が関係団体と定期的な協議が必要ではないかということも言われておりましたけど、それも必要だと思うんですけど、まず、エコみなまたのかかわりというところをぜひ見直していただきたいというふうに思っております。ですから、その辺について、エコみなまたのかかわりについて、1つ、質問させていただきたいと思います。

湯の児の花火については、今言われたように、実行委員会があって大変だっって自分も聞いております。この不況下というか、経済状況が厳しいときにお金集めるのは大変もう厳しかという話をよく聞いておりますけれども、それはそれなりに、やり方によって予算を削減してやられているということも聞いておりますので、助成をするのは大事だと思いますけど、別の部分で、人的な部分、また宣伝の部分、駐車場の問題等を含めて、市でももう少し支援していただきたいなというふうな思いがあります。その辺について考えをお聞きしたいと思います。

以上、2点です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、観光物産協会エコみなまたに対して、市がどのような援助が、どのように考えているのかということでございます。もう議員御案内のように、この観光物産協会エコみなまたは、現在観光案内業務と、それから特に観光イベント等の企画及びそういったものを実施されております。

私もいろいろお話を聞くんですけども、エコみなまたは、議員のおっしゃったように、本市の観光の窓口として非常に重要な役割を果たしていただいているところでございますけれども、運営体制といいますか、そういったところが非常に厳しいという話も伺っております。したがって、市といたしましても、早急にエコみなまたと十分協議をしながら、積極的にかかわっていかなければならないと思っております。

それから、湯の児の海上花火大会についてでございますけれども、私も見させていただきましてけれども、非常に多くの方が来られて、場所としても非常に見やすいし、非常に頭の上に花火がぱあっと出るというような感じで、非常に臨場感といいますか、そういうものもありますし、多

くの歓声も上がっていたということで、大変皆さん満足してお帰りになっていたんではないかなと、そんなふうを受けとめたところでした。

議員御指摘のように、これも非常に本市の活性化においても、あるいは湯の児の宿泊、そういった誘客においても非常に重要なイベントであると思っております。これは観光物産協会エコみなまたの湯の児観光部会がやっていらっしゃるということですがけれども、私もいろいろお聞きしますと、非常にこれもやっぱり厳しいと、非常に大変だということでございましたので、来年の開催に向けて市として何ができるのか、しっかり協議をさせていただきながら、できる部分については積極的に対応させていただきたいなと、ぜひ、来年も頑張ってもらいたいなと思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 新幹線ももう全線開通も非常に迫っております。湯の児・湯の鶴温泉については、今答弁ありましたように、いろんな形で準備をしているというふうに聞きました。今までも観光客がどんどん減り続けてとまったことはないわけですから、ぜひ視点を大きく変えて、観光産業に携わる方々と腹を割って議論して、どんな方向で水俣の観光は行くのかということも議論していただきたいなと。今、点でずっとある、少しずつ出てきておりますので、それを線でつないで、最終的にはこの地域を面で、観光という面でぜひつなげていただきたいというふうに思っております。

湯の児については、せっかく平場ができて、いろんな考えを今模索中だと思いますので、あそこをひとつ売りにして、花火大会が、水俣市内の花火もなくなって湯の児もなくなったということにいうと、どんどん寂れていく気がしますので、その辺は新しい考えを持って対外的にアピールしていただきたいなというふうに思って、終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、環境施策について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、環境施策についてお答えします。

まず、11月に開催予定の環境モデル都市フェスタについてお答えします。

環境モデル都市フェスタは、市制施行60周年記念事業の一環として、文化会館、もやい館周辺において、11月22日に開催するものであります。

主な内容としましては、環境モデル都市を目指す水俣の取り組みについての基調報告を皮切りに、環境ジャーナリストとして著名な枝廣淳子さんによる「環境モデル都市の実現に向けて—今、私たちにできること」という記念講演、午後からは、ごみゼロ推進フォーラムとして、徳島県上勝町、福岡県大木町、神奈川県葉山町の首長にお集まりいただき、「ごみを出さないまち

の実現を目指して」というテーマでパネルディスカッションを実施することとしております。また、最後には、当市の目指す環境モデル都市として重要であるごみ問題について、「ゼロ・ウェイスト宣言 ― ごみゼロ推進宣言」を行い、市民に対する周知啓発を行うとともに、国内外に発信するものとしています。

さらには、地球温暖化防止に関するパネル展やマイバッグ宣言ポスター展、給茶スポット体験コーナー、ベロタクシー乗車体験など、さまざまな周知啓発を行い、水俣の将来について考える場を創出していきたいと考えております。

現在、その進捗につきましては、環境モデル都市を推進するための円卓会議及び推進委員会等を活用し、フェスタの内容について御意見を伺っているという状況でありますので、今後詳細な内容が決定してから、市民の皆様を紹介し、参加を呼びかけてまいりたいと考えています。

次に、今回の事業に期待するものは何かについてお答えします。

この環境モデル都市フェスタを開催するに当たり、幾つかの目的があります。まずは、今、地球規模で問題となっている環境問題や地球温暖化防止の取り組みを考える契機とすること、次に、これまでの環境に関する取り組みとあわせ、これから私たち一人一人がどのようなことができるかを考え、行動する契機をつくること、さらには、ごみの分別など、リユースやリサイクルの取り組みをさらに進化させ、ごみを燃やさない、埋め立てないという、いわゆるゼロ・ウェイストを目指すごみゼロ都市への脱皮を図りたいということでもあります。以上のことを、市民みんなで考え行動し、実現していくこと、そのことが環境モデル都市、あるいは環境首都への確実な歩みを進めることにつながると考えています。

この環境モデル都市フェスタが、当市のこれからの環境に関する取り組みの起爆剤となり、市民はもとより、国内外への周知啓発につながることを大いに期待しているところであります。

次に、水俣市がゼロ・ウェイスト宣言をする必要性についてお答えします。

ゼロ・ウェイストとは、ごみの焼却処分や埋め立て処分をゼロにするということであり、ゼロ・ウェイスト宣言とは、自治体等がゼロ・ウェイストを目標とした取り組みを進めることを国内外に向けて広く宣言するものです。

このゼロ・ウェイスト宣言は、1996年にオーストラリアのキャンベラで宣言されたのを初めとし、カナダ、アメリカの一部の州及びニュージーランドにおきまして、宣言を行う自治体が次々と出てきています。

国内におきましては、平成15年に徳島県上勝町が最初のゼロ・ウェイスト宣言を行い、次いで、平成20年に福岡県大木町が国内2番目のゼロ・ウェイスト宣言を行いました。水俣市のゼロ・ウェイスト宣言は、この2つの町に続く国内3番目のゼロ・ウェイスト宣言となる見込みです。

水俣市におきましては、廃棄物により水俣病という甚大な健康被害を受け、ふるさとの海を汚されたという苦い経験があります。また、産業廃棄物最終処分場の建設を阻止し、ふるさとの山と川を廃棄物による汚染から守り抜いたという経験があります。これらの経験を踏まえると、水俣市内において排出されるごみを燃やしたり埋め立てたりしないことを目指すことは、ふるさとの海・山・川を守り、また、持続可能な低炭素社会を実現する上で必要不可欠のことであると思います。

水俣市は、これまでに住民と行政の協働により、ごみの22分別やエコシヨップ認定制度を初めとした取り組みを数多く実施し、ごみの減量やリサイクル率の向上といった成果を上げてきました。今後は、これらの取り組みをさらに進めることにより、ゼロ・ウェイストに限りなく近づけ、真の環境モデル都市を目指したいと考えています。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 この環境モデル都市フェスタについては、内容大分わかってきたように思います。

この講演の枝廣淳子さんですかね、私はほとんどよく知らずに、ネット等で見させていただいたら、翻訳家でもあり、ゴアが書いた「不都合な真実」というのもこの方が翻訳されたというふうに書いてありましたですね。あと、国の地球温暖化問題に関する懇談会のメンバーであったり、東京大学の客員研究員というふうに聞いておりますけれども、非常に内容が楽しみだなというふうに思っております。

それと、フォーラムの方では、上勝町、大木町、そして葉山町、葉山は水俣と同じようにゼロ・ウェイスト宣言を準備している、目指している町だと思いますけど、水俣と同じ感覚を持った首長の対談があるということで非常に期待するところですので、ぜひ、この環境モデル都市フェスタは成功していただきたいなというふうに思います。

③のゼロ・ウェイスト宣言については、今答弁ありましたように、このゼロ・ウェイスト宣言をする地域の思いがやっぱり必要だろうというふうに思います。水俣が宣言するのであれば、当然、過去に公害が発生したまちとして、それを教訓として私たちはごみの21分別、生ごみの堆肥化、環境問題を意識したライフスタイルにシフトしているわけですから、その延長線上にこのゼロ・ウェイスト宣言があるというふうに思います。宣言することで新しい目標ができて、日本じゅうにこのゼロ・ウェイストの考え方が広がっていくことが、水俣の役割でもあるんじゃないかなというふうに思います。

ごみを結局減らすという努力をしても、もとをやっぱり変えていかないと、やっぱりごみは減らないというふうに思います。出てくる水道の水を幾ら処理しても、やはり水道の蛇口を絞らないとごみは減らないということだと思いますので、メーカーあたりにも、こういったことでいろんな形で働きかけをすることがやっぱり水俣の役割というふうにも思います。

質問は、このゼロ・ウェイスト宣言というのは、やるのはどこでもやればよいと思うんですけど、ただ宣言しただけで終わるのは非常に残念なことになっておりますので、今後、市民に、ゼロ・ウェイスト宣言した後、周知啓発というところを、今からでしょうけど、少し考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） この11月にフェスタを通じて、ごみゼロ、ゼロ・ウェイスト宣言を行うということを申し上げたわけですが、今議員が申されましたように、単に宣言ということでは実態を伴わないと意味をなさないというぐあいに強く認識しておりますし、市としましては、平成4年に環境モデル都市宣言を行って、幾つかの市民協働のいろんな取り組みをやってきました。その成果が一定認められて、環境首都総合第1位を認定いただいたり、さきに国の環境モデル都市の認定をいただいたというその評価につながっておりますけれども、ただ、平成4年に宣言いたしました17年ほど経過いたしております。そういった大分評価が高くなってきましたものの、さらに一歩進めるには、どうしてもなかなかもう一歩が進まないという状況にあったのかなという感じがいたしております。

したがって、この11月に行うフェスタの中で、そういったゼロ・ウェイスト宣言を行い、さらに環境モデル都市をより実効を高めていくという市民あるいは市の意思としてそういった宣言を行いたいというぐあいに考えております。

そういった意味からも、当然、市行政だけではできません。もちろんこれまで同様市民の皆さんの御理解、それから行動につなげていかないと意味をなさないということでございますので、あらゆる機会、あらゆるメディアを通じて、行政が持っているメディアを通じて、そういった市民への啓発活動というのを高めてまいりたいと。まさにそういった意味で、このゼロ・ウェイスト宣言というのは、今後の水俣市の将来像をつくっていく一つの大きな意思を決定づけるものだというぐあいに認識しておりますので、どうぞ議員の皆様方におかれましても、その点十分御理解いただいて、市民ともども進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 今回のこの環境モデル都市フェスタが、ぜひ、今までの水俣の環境政策の次のステップになるような起爆剤にしていただきたいというふうに思います。市の意思として、そして市民に理解していただいて行動していただく、それを一緒にやっていくというのがやっぱり必要だと思っておりますので、この大きな目標を掲げて、次の一歩に進んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、みなまた未来コンサートについて答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） みなまた未来コンサートについての御質問に順次お答えします。

まず、5月に開催されましたみなまた未来コンサートの実績についてお答えします。

来場者数としましては、コンサートと前日に開催された恋路島フェスティバルを合わせて4,500人、物産展が1万8,000人、港フェスティバルが5,500人で合計2万8,000人でありました。昨年と比較しますと、コンサート入場者数は、日曜日や時間帯の変更により多少減少しております。また、新型インフルエンザの発生、世界同時不況などの影響も受けたのではないかと考えています。

コンサートの事業収支としましては、現在のところ最終的な数値は示されておりませんが、関係者の皆さんのチケット販売等への御協力及び経費削減等により、今年は改善されたと聞いております。

次に、コンサートの規模、内容が変わったことに対する評価についてお答えします。

今年度は、コンサートの前日に商工会議所青年部が中心となって恋路島フェスティバルを開催されました。初恋をテーマとしたオリジナルソングの募集を行い、全国各地から約50組の応募があり、当日は審査で選ばれた10組の方が熱唱されました。今年のコンサートは、昨年までと異なり、オーケストラの出演がないなど小規模になりましたが、来場された方から、すばらしかった、感動したなどの評価があっており、盛り上がったと感じました。

次に、コンサートの来年の見通しについてのお尋ねにお答えします。

市としましては、本コンサートが実施されることで市内外から多くの人が集まり、一定の経済効果もあったと考えております。また、物産展を同時に開催することにより産業振興にもつながる重要なイベントであると考えております。本市といたしましては、これまで4年間のコンサートの実績等を十分検証し、実行委員会の皆様の御意見を踏まえた上で、主催者であるRKK熊本放送と協議を行い、早急に方向性をつけていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 こういう地方都市に住む私たちにとりまして、生でコンサートを聞けるというものなかなかありませんし、すばらしい体験になるんじゃないかなというふうに思っております。コンサート自体、今言われたように、今までの形とは、服部克久さんがプロデュースした部分とは少し変わってきたというところですけど、それはもうその時代だったり予算にあわせていただければなというふうに思います。

自分が周りの人に聞くと、コンサート自体はよかったという意見が多かったというふうに思っております。やっぱり一番心配なのは、やって赤字ばかりで、RKKがいつ手引くと言うのかというのが心配なところなんですけれども、大分今回はやり方によって改善されたというふうに聞いておりますので、ぜひこのコンサートは、今4回、来年あれば5回ですけど、ぜひ、なるべく定着できるようにしていただきたい。それにはやっぱりいろんな形でみんながかかわっていくのが必要だと思いますけど、こういうふうに野外のコンサートが物産展と一緒にやるというのがやっぱり珍しいと思いますし、よそから来たお客さんもふえてほしいというふうに思います。

コンサートの場合は、出演者でかなり左右されるんじゃないかなとは思いますが、それは今からの課題として、水俣のイメージアップにつながっていくには間違いないので、このコンサートも行政としていろんな形でかかわっていただきたいなと思います。

1つ、質問なんですけど、私もことし行きましたですが、日程的なものは、その辺が調整がきくのかどうか、昼から夕方にかけてことしも日傘なしで見っていたんで、かなり厳しいというのがあって、結構年配の方は、もうという声もあったのも事実なので、その辺が出演者とかRKKの都合もあると思いますが、その辺は調整が少しできるのかどうか、その辺を1つ質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） コンサートの日程の件ですけども、確かに今回の場合は昼からということで、暑くて大変厳しい状況だったのかと思います。といいますのは、ことしは日曜日ということで、土曜日でしたら夜遅くまで、4時ごろ開演してということでしたけれども、出演者の関係とかいろんなことでそういうことになっております。

今、日程につきましても、どの時期がいいのか、もう一回きちっと考えようと。ただ、今、港フェスティバルと物産展とコンサートとセットでやっておられますので、こういったことにつきましても、関係の団体、実行委員会あたりと協議をしていきたいなと。ただ、やっぱり真っ昼間の暑い時期はちょっと厳しいのかなと、できたらもう少し時間帯をずらすとか、ですから土曜の開催が一番ベストなのかなと思いますので、そういったことも含めて、春なのか、秋なのか、そういう多方面に検討して、いい時期に実施ができればなと思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ぜひそういった反省点も踏まえながら、継続できるコンサートを目指していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、新型インフルエンザについて答弁を求めます。

坂本教育次長。

(教育次長 坂本彰君登壇)

○教育次長(坂本 彰君) 新型インフルエンザについて順次お答えいたします。

初めに、本市の児童・生徒の新型インフルエンザの感染が確認された場合の学校、教育委員会への連絡体制についてお答えします。

まず、熱があるなどのインフルエンザの症状がある児童・生徒については、早期の受診を指導しているところですが、児童・生徒が医療機関において新型インフルエンザの診断を受けた場合、基本的に児童・生徒の保護者から各学校に速やかに連絡をするようになっております。このことにつきましては、芦北教育事務所から各学校長に対して、保護者への連絡事項として指導が行われているところです。また、教育委員会としましては、夏季休業中の管理職研修会などで発生時の対応についてお願いをしてきたところですが、新学期を迎えるに当たり、各学校における情報収集の徹底を図ったところでございます。

各学校におきましては、在籍児童・生徒が新型インフルエンザに感染したとの報告を受けた場合、速やかに水俣市教育委員会、芦北教育事務所及び水俣保健所にファクス等で報告するようになっており、これらの連絡体制につきましては、季節性インフルエンザの場合とほぼ同じような体制となっております。

なお、8月24日に、本市におきまして、児童1名が新型インフルエンザと診断を受けましたが、夏季休業期間ということで、学校への連絡が症状回復後の8月31日となった事例がございました。現在、2学期も始まり、授業期間ということで、児童・生徒の感染状況につきましては一刻も早く把握する必要がございます。そこで、先日2日に行いました臨時校長会議におきまして、児童・生徒が新型インフルエンザと診断された場合の早期連絡を保護者に再度お願いするように依頼したところです。

教育委員会としましては、今後とも学校との連絡を密にしながら、本市の児童・生徒の新型インフルエンザの感染状況を的確に把握し、関係機関への連絡を確実かつ早急に行っていきたいと思っております。

次に、感染が確認された場合、学級閉鎖、休校の決定はどこですのか、基準は決めてあるのかというお尋ねにお答えします。

本市の小・中学校における新型インフルエンザに関する対応については、基本的に熊本県教育庁新型インフルエンザ対策部長からの連絡指示に基づき行動することとしております。この連絡指示には、各学校の臨時休業の判断基準例が定められており、臨時休業の決定は、この判断基準を基本に、学校医等の意見や保健所への相談も踏まえ、学校の実情に応じて学校長の判断により行われるものとなっております。この判断基準例につきましては、具体的には次のようになっております。

まず、学級閉鎖につきましては、新型インフルエンザがクラス内で2名以上発生し、かつその割合が10%を超えたとき、学年閉鎖については、学年内において複数クラスが学級閉鎖になったときであります。さらに休校については、複数学年における感染者の増加、または蔓延するおそれがあるときとなっております。なお、これらの臨時休業を実施する期間としては、原則として新型インフルエンザ患者との最終接触日を0日とし、4日目までと定められているところです。これは、臨時休業の基準例等は、7月初旬の感染の拡大前と現在では、その時々で異なって示されており、今後インフルエンザの感染拡大に伴い、さらに変更される可能性もあります。本市教育委員会としましては、熊本県教育庁新型インフルエンザ対策部長からの連絡指示を確実に学校に周知するとともに、臨時休業に関して適切な判断ができるように指導していきたいと考えております。

次に、児童・生徒の新型インフルエンザへの予防対策は行っているかというお尋ねについてお答えします。

本年5月に市教育委員会が提示した標準モデルを参考に、各学校において水俣市立小・中学校新型インフルエンザ対応行動計画が策定されたところです。この対応行動計画や新型インフルエンザ対策部長からの指示に基づき、新型インフルエンザの予防については、各学校、季節性のインフルエンザの予防と同様、うがい・手洗い・せきエチケット等の徹底を図っているところでございます。また、学校における健康観察を丁寧に実施し、インフルエンザ様症状が見られる児童・生徒がいた場合には、集会や行事等を取りやめるなどの措置も行い、感染の拡大を未然に防ぐようにしております。

さらに、各家庭における予防の徹底や、感染した児童・生徒あるいは感染の疑いがある児童・生徒の早期発見に努める必要もあります。そのためには保護者の協力が不可欠であると思っております。そこで、各学校においては、それぞれに文書を作成して配布しているところでございますが、教育委員会としましても、芦北教育事務所から出されました各家庭向けの予防対策に関する文書を配布するとともに、各家庭における検温等の健康観察に協力してもらうよう、各学校あて通知をしたところです。

今後、新型インフルエンザの拡大や長期化も想定されると思いますが、予防の重要性につきましては、今後とも適宜、研修会等の機会をとらえ、教職員に対し指導してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 厚生労働省の8日の発表によりますと、集団感染による学校、保育所、幼稚園、小・中・高、休校と学年・学級閉鎖、1週間で278校、8月30日から9月5日。それが8日の日の発表によると2.8倍の772校に上がったということなので、やはり広がっている。それも学校、

こういったところを中心に広がっているということですね。やはり今回のインフルエンザは、子どもの中で感染が広がりやすい傾向にあるというふうに出ております。

今心配しているのは、やはりインフルエンザが秋冬流行しないかと、予防接種が間に合うかというところだと思いますけど、学校の方は大体もう今のでわかりました。これに付随して水俣に学童保育、幼稚園、保育所というところがありますけど、その辺についての指導が、ちょっと管轄は違いますが、もし答えられたら部長の方で、お聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） それでは、保育園や学童クラブの対応についてお答え申し上げますが、保育園・学童クラブの対応につきましては、2学期が始業する前に、庁内の対策会議を開催し、その協議を経まして、各施設の代表者に9月3日に早速お集まりいただいたということでございます。

その中で、感染防止について、まず第1点、それと、第2点目に、乳幼児及び保育士等に、また学童クラブにおいては児童・生徒、指導者等に、新型インフルエンザ感染者が発生した場合ということで、施設や保護者、それと行政との連絡体制など対応等について具体的な説明を行っております。

まず各保育園につきましては、新型インフルエンザにかかった園児1名でも確認した場合には、施設長の方から保健所あるいは福祉課の方へ連絡を、まず第一報を入れていただくと、さらに2名以上確認があったときには、保健所の意見を踏まえて保育園の登園自粛をすると、そういった対応をすることにいたしております。なお、新型インフルエンザにかかった園児については、一定期間、自宅で療養するということになっております。

また、小学校に3カ所学童クラブがございますけれども、学童クラブでの対応につきましては、保育園と同様に、各学童クラブの指導員の方は、新型インフルエンザにかかった生徒が1名でも確認された場合には、保健所とそれから所属の小学校、そしてまた福祉課の方へ連絡をまず入れていただくと、その上で、学童クラブの閉鎖等につきましては、保健所の意見、そういったものを踏まえて、さきに教育委員会の方で申されました小学校等の判断基準に準じまして、市と保護者会で協議をし、学童クラブの閉鎖等についてはどうするか判断するというような形で決定をいたしております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 対応の方はかなりされているということなんで、出るのはもうどこかで出ると思いますので、ぜひその後の対応ということをしっかりしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、経済対策について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、経済対策について、プレミアムつき商品券に関する質問にお答えいたします。

今回の地域振興券交付事業は、地域経済活性化のため、10%のプレミアムをつけた地域限定の商品券を販売することによって、地域の商業振興を図っていくために実施をいたしました。

振興券の販売、使用状況につきましては、1,600人を超える方から御購入いただき、4月22日の販売開始からわずか4日間で1万冊を完売いたしました。また、券の使用状況につきましても、5月中における換金請求が全体の約70%を占めている状況から、一時的ではありますが、市民の消費を喚起することができたものと考えております。なお、取扱店の方からも、消費低迷なこの時期、いいタイミングで実施していただいた等の好意的な御意見もいただいております。

次に、今後、経済動向を踏まえながら、第2弾の計画はあるのかとの御質問にお答えいたします。

今回の地域振興券交付事業は、事業費1億1,490万4,000円で、その財源として券販売金1億円と残りの1,490万4,000円は、地域活性化・生活対策臨時交付金の一部を活用し実施することができましたが、今後の計画につきましては、現在のところ考えておりません。しかしながら、今回得たノウハウを何らかの形で市の経済活性化に生かしていければというふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 今回のプレミアムつき商品券につきましては、全国で半分ぐらいの自治体が行ったんじゃないかというふうに聞いております。私も買い物をされた方とかお店の方に聞くと、10%という割引があるので非常にその辺は助かったという意見が多かったというふうに思います。実際に大型商品、テレビ、クーラー買われる方が、よそで買う予定の方が地元の商店を使ったということも聞いております。このプレミアムつき商品券につきましては、消費の喚起を促すということと、やはり地元の買い物を定着させる呼び水にすることが必要だと思いますし、買ったお客さんをつなぎとめるのは、それはもうお店の努力だというふうに思います。

国の対策の特別交付金とはいえ、今まで土木とか建築に使われた部分からこういった形で市民に還元するのはイレギュラーなことだとは思いますが、非常によかったんじゃないかなというふうに思っております。今回は市の方で、企画・発売・換金、全部やられたわけだったです。よそに聞くと、商工会議所あたりに丸投げのところもあったとは思いますが、今回は、今言われたようにノウハウは水俣市に残ったということですので、今後、こういった政策が独自に打

てるということは、水俣市の財産にもなったんじゃないかなというふうに思います。

こういったものを市の単独の予算でやっていただきたいというふうには私も思いません。ばらまきにつながるのもよくないと思いますが、必要なときに必要な施策として、景気対策、また地元の消費対策が望まれたときには、ぜひ市としてまた考えていただきたいというふうに思っております。

これは要望として伝えて、これで終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中功議員に許します。

（田中功議員登壇）

○田中 功君 今議会最後の質問者になりました政風クラブの田中です。

質問が広範囲になっておりますので、また時間も限られておりますので、早速質問に入らせていただきます。

第4次水俣市総合計画の基本構想は、本市のこれまでの歴史を踏まえ、その特性と資源を生かした新たなまちづくりを基本理念とし、将来の都市像を「エコポリスみなまた～人・環境・経済がもやい輝くまち～」としてあります。いよいよ今年度が最終年度であります。当然検証して第5次総合計画に反映させることが必要ではないかというふうに考えておりますので、以下、質問をいたします。

第4次水俣市総合計画は、重点戦略として6つのプログラム、34の事業で構成されています。

今回は、その中の第2節豊かな暮らしの創造の中の「(2)拡がるエコタウン・賑わう商店街に」、いわゆる商工業の振興であります、その検証と継続についてお尋ねをいたします。

この施策は、①エコタウン事業の推進から⑧消費者保護対策まで計画してありますが、実施した事業内容とその成果は検証しているのか、また、その中で継続を要する事業は何なのかお尋ねします。

次に、同じく第4次水俣市総合計画の第2節豊かな暮らしの創造についての質問になりますが、答弁が幅広くなると思われましたので、あえて今回分けて質問をさせていただきます。

(4)の水俣型観光の振興と交流の推進であります。

①受け入れ体制の充実とサービス向上から⑨定住化の促進までを計画してあります。実施した

事業内容とその成果は検証しているのか、また、その中で継続を要する事業は何か。

次に、水俣市第4次行財政改革大綱が今年度策定されました。初めに、今日、我が国は少子・高齢化の進展、価値観の多様化に伴う行政ニーズの拡大など社会構造に大きな変化が続いている中、アメリカ発の金融危機は我が国にも大きな影響を与え、多くの企業が倒産、また、企業の縮小をせざるを得ない状況となり、経済情勢はますます悪くなってきています。

このような状況の中、本市におきましても、国からの交付税、補助金等の減少、経済状況の不安から来る市税収入の減少と、地方財政を取り巻く環境はますます厳しい状況になっていくものと予想されます。そのため、これまで以上に職員の削減や経費節減等の推進、給与の見直しなど、市職員みずから身を粉にして業務を遂行しなければ市民の理解は得られないということを肝に銘じ、行政のスリム化と健全な財政運営に取り組む必要があるというふうになっております。そのことを踏まえまして、以下、質問をいたします。

①、定員管理の適正化とありますが、現在の人口割りは他市と比較してどうなのか、また10年後の定員は何人が理想と予定しているのか。

②、組織・機構の適正化の具体的な取り組みとは何なのか、また、既に着手しているのか。

③、給与の見直しとありますが、他市との比較を検討することはあるのか、また、水俣市民の平均的な所得と比較することも含まれているのかお尋ねします。

④、市有財産の見直しの中で、学校統合により閉校した、また、今後閉校する校舎のその施設の有効的な活用は策定しているのか。

⑤、特別会計・公営企業等の経営健全化の中で、病院事業会計は隔年ごとに、下水道事業会計は毎年少しずつ減額されておりますが、ほかの会計は毎年増加傾向にあります。今後の見通しをどう見ているのか。

⑥、民間活用の推進の取り組みの中で、公共施設の統廃合や存続等を検討し、民間活力の導入に向けて見直しを検討するとありますが、その施設とは何か、また、どのように見直すのか。

最後に、市長のマニフェストについてお尋ねします。

宮本市長は、就任に向けて多くのマニフェストを市民に約束されました。3年半を経過して、客観的にどのようにとらえておられるのか、また、今後の課題は何なのか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 田中議員の御質問に順次お答えします。

まず、第4次水俣市総合計画の中の商工業の振興の検証と継続については産業建設部長から、

第4次水俣市総合計画の中の水俣型観光の振興と交流の推進の検証と継続については同じく産業建設部長から、水俣市第4次行財政改革の取り組みについては総務企画部長から、市長のマニフェストについては私から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 第4次水俣市総合計画の中の商工業振興の検証と継続について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 田中議員の御質問に順次お答えします。

第4次水俣市総合計画の中で、商工業の振興においては、「拡がるエコタウン・賑わう商店街に」を目指し、8つの項目を掲げ取り組んでいるところです。

まず、①エコタウン事業の推進につきましては、平成13年に水俣エコタウンプラン承認を受け、現在7社の環境・リサイクル企業が立地しており、地域経済の発展や雇用の創出に大きく寄与していると考えております。また、7社によるエコタウン協議会が組織され、各企業の情報交換を初め、エコタウンフェスタの開催や牛乳パックの回収によるリサイクルトイレットペーパー化などの活動がなされており、エコタウン企業として市内外に活動状況を発信されております。

次に、②企業誘致に推進につきましては、さきの真野議員の答弁でも申し上げましたが、本年4月から商工観光振興室内に企業誘致対策係を2名体制で新設し、東京や大阪の展示会において、出展企業に企業誘致パンフレットを配布するなど誘致活動を進めているところです。しかし、昨年からの世界的不況の影響もあり、各企業が新たな投資を控えていることから苦戦している状況にあります。また、使用済み小型家電からのレアメタルリサイクル構築に向けた取り組みによる新たなリサイクル企業の誘致や、環境にこだわったまち、環境モデル都市みなまたをブランドとして積極的に企業にアピールし、今後の誘致につなげていきたいと考えております。

次に、③地場企業の支援・育成につきましては、平成14年に水俣市産業技術開発基金を3,000万円造成し、水俣市産業技術開発・ものづくり補助金として、地場企業の新商品開発等に対して、平成20年度までに9件、2,400万円の補助金交付を実施しております。補助事業者の中には、補助金をもとに新商品を開発し、販路開拓に取り組んでいる企業も多数あり、一定の成果が得られたものと考えております。また、本年度につきましても、300万円の補助支出を予定しております。

次に、④環境ビジネスの創造につきましては、平成11年に株式会社みなまた環境テクノセンターを設立し、地場産業の持つ技術を活用した新事業創出の支援を実施しております。平成17年度から平成20年度にかけて、経済産業省の南九州環境・バイオネットワーク構築事業を受託し、南九州地域の環境・バイオ関連産業と化学・IT産業との技術融合を支援し、新たな環境・バイ

オマス関連の新事業創出に向けた取り組みを進めているところです。

成果としましては、水俣市内の企業と鹿児島県の企業が共同で、半導体工場などの高濃度窒素排水を基準値以下で排出するための窒素除去装置を開発するなど、一定の成果が得られております。

次に、⑤中心市街地の活性化及び⑥個性や特性を生かした魅力のある商店街の形成につきましては、さきの西田議員の答弁でもお答えしましたが、水俣市いきいき商店街づくり事業等支援補助金制度の活用により、商店街独自でさまざまなイベントや町並み整備事業を実施していただいたり、商店街にあります空き店舗に新規出店があった商店会に対して、家賃の一部補助を行ってきております。空き店舗活用につきましては、平成17年度からこの8月までにこの補助金を受けた9店舗のうち、現在も6店舗が各商店会の御支援のもと営業を続けておられ、一定の成果が得られたものと考えております。

また、平成19年度からは、水俣にお菓子屋さんが多いことに着目し、菓子店が中心となってスイーツのまちづくり実行委員会が立ち上がりました。そして、この春に開催されたローズフェスタでは、道の駅みなまたにて菓子博を開くとともに、オープンカフェで創作のスイーツを販売しております。また、秋にはスタンプラリー形式で実際にお菓子屋さんを歩いて回っていただく催しを行ったところ、一昨年は90人、昨年は約130人の方々が市外から水俣市へ来られ、各商店自慢のスイーツはもちろんのこと、水俣のまちそのものを味わっていただいたと思っております。

また、⑦特産品などの各種産物の開発と販路拡大につきましては、商工会議所内に事務局を置く飲食業活性化検討委員会—このまんまで委員会に委託して、平成20年度に水俣のしゅんの食材を活用した新商品の開発に取り組み、地のもんディナーショーで発表するとともに、料理の試食会を行いました。

また、⑧消費者保護対策につきましては、近年複雑・多様化しているさまざまな消費者トラブルに対応するため、国でも9月1日から消費者庁を立ち上げ、積極的に支援を行うこととしております。本市におきましては、以前より商工観光振興室内にて電話相談を受けており、ここで解決できない問題は、県の消費者生活センターへ取り次ぎ、アドバイスを受けており、市が月1回開催している無料弁護士相談会を活用していただくなど、問題の早期解決に向けた協力体制を整えてまいりました。

以上、主な実施事業とその成果について述べましたが、いずれも継続しながら、さらに企業誘致や地場産業支援に取り組むとともに、時代の変化や消費者ニーズに合った魅力ある商店づくりに向けた商店街独自のさまざまな取り組みに対する支援を行い、商工会議所初め各種団体と連携を密にし、水俣の商工業の活性化を目指してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 答弁ありがとうございました。

総合計画は基本的な構想を策定するものでありますし、今年度で終わるわけでありますので、細部にわたっての質問は特にありません。ただ、水俣の商工業界の現状を認識していただいて、成果が上がっていないというふうに検証されました方針につきましては、次の第5次総合計画の中でぜひ生かしてもらいたいというふうに要望したいと思えます。

1つだけ質問させていただきますが、これまで議会の答弁の中で、企業進出について何度となく市長から、幾つかの企業が進出をしたいというような打診があっているという答弁があったかと思えますが、その後、進出の気配が見えませんが、どうなったのか、断念されたのか、もし断念されたのであれば、その断念された理由がわかっておれば、それを答えていただきたいというふうに思えます。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 年度当初だったと思えますけれども、いろんな企業が今検討していると、7社か8社かという答弁だったかと思えますけれども、いずれにしても、今根気よく進めているところがございますけれども、特に年度末からの世界不況がありまして、なかなか設備投資をそれぞれ控えているという現状もございます。いろんな国内の設備投資の状況を見ても、全体の、一番いいときに比べているのかもしれませんが、大体80%ぐらい削減しているという状況も新聞等に載っております。

そういう中で、いろんな企業進出、企業誘致することは困難でございますけれども、環境モデル都市ということで7月から認定いただいて、そういう環境関連の、特にそういうことで誘致をすることとして、市長みずから、そういうところに出向いていただいているところなんですけれども、なかなか、今挙げた数社でございますけれども、現実的にはなかなか今難しいところがございます。ただ、今後とも根気よく進めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、第4次水俣市総合計画の中の水俣型観光の振興と交流の推進の検証と継続について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、第4次水俣市総合計画の中の水俣型観光の振興と交流の推進の検証と継続についての御質問にお答えします。

まず、総合計画の中の水俣型観光の振興と交流の推進の中に掲げる9項目についてお答えします。

①受け入れ体制の充実とサービスの向上については、現在、観光物産協会エコみなまたに観光

案内業務を委託し対応しているところであります。また、タクシーによる観光案内であるガイドライバーも設置し、受け入れ体制の充実を図っております。さらに、湯の児・湯の鶴の旅館を対象におもてなし現状調査等を行い、サービス向上に向け取り組んでいるところであります。

次に、②新たな観光商品の開発については、エコパーク水俣内のバラ園の整備や、市内菓子職人等によるスイーツのまちづくりによる新たな観光客層をつかんできているところであります。

次に、③観光資源の充実につきましては、湯の鶴七滝を生かしてライトアップをするなど、既存の観光資源についても改めて見直し、充実を図っているところであります。

次に、④誘客・PRの促進については、県内を初め九州内をターゲットに水俣市の観光PRを行っており、県外で開かれる観光マーケットや観光物産展などに積極的に参加し、水俣の観光地や特産物などのPRを行っております。また、観光情報誌や旅行雑誌等を活用し、今までと異なった客層である女性層や団塊の世代層にも範囲を拡大し、誘客を進めているところであります。さらには、水俣市出身の漫画家である江口寿史氏による観光ポスターを作成し、県内外の企業や店舗等に配布しております。

次に、⑤観光関連施設の整備についてですが、平成20年度に湯の児観月橋の塗りかえとライトアップ工事、湯の鶴温泉保健センターの改修、道の駅みなまた開駅に伴う施設整備などを行いました。

次に、⑥九州新幹線・新水俣駅の活用振興策の検討実施についてですが、駅構内にあります環境学習情報交流センターで、観光物産協会エコみなまたによる観光案内やイベント情報の発信などを行っているところであります。

次に、⑦広域連携による取り組みの推進についてですが、観光物産協会エコみなまたを通じ、県・周辺市町の情報収集に努めるなど、広域連携の仕組みをつくっております。毎年、水俣・芦北地域合同のイベントを開催しており、ことしは日本一早い新そば街道やえび色フェスタなどを行っております。

次に、⑧まちとむらとの交流支援体制や交流拠点の整備については、越小場分校、大川分校などの廃校の活用による交流拠点が整備できているところですが、⑨定住化の促進については、今後の検討課題と考えております。

以上、総合計画の中で示されております項目について、おおむね着手しておりますが、観光客の増加という一定の成果を得ているものの、宿泊者の増加につながっていないのが現状であります。今後とも観光客の増加のため、具体的施策は多少変更するものの、それぞれの項目については、継続して取り組んでいく必要があるものと考えております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 水俣の観光業界というのは非常に落ち込みがひどいというか、特に湯の鶴温泉にし

でも、湯の児温泉にしても、疲弊というのは目をみはるものがあるように感じております。このことについては市長も当然認識されていると思いますので、これも次の第5次総合計画では重点戦略の中に取り入れてもらいまして、強力に推進していただきたいと思いますが、これについて、市長どう考えておられるか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） さきの答弁の中でも何回か申し上げておりますけれども、私もこの観光の疲弊というのは非常に厳しく受けとめさせていただいております。せっかくの資源がございますので、具体的な戦略を立てながら今後進めていきたいと思っております。ぜひ、重点戦略の中にももちろん入れながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣市第4次行財政改革の取り組みについて答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、水俣市第4次行財政改革の取り組みについて順次お答えいたします。

まず、定員管理の適正化に関し、現在の人口割は他市と比較してどうなのか、10年後の定員は何人が理想と予定しているのかとの御質問にお答えいたします。

毎年度実施されます地方公共団体定員管理調査をもとに作成されます類似団体別職員数の状況によりますと、水俣市が属しています類型1-1で比較した場合、水俣市の平成20年度普通会計職員数の状況は、人口1万人当たり89.94人で、類型132団体中56番目で、おおむね中位に位置しております。

なお、県下14市中、合併をしていない他市の状況は、荒尾市で68.63人、宇土市で62.79人、人吉市で80.81人となっております。理想的な定員につきましては、平成21年4月1日現在の普通会計職員数255人に対しまして、修正値が232人でありますので、10年後、水俣市の推計人口約2万5,000人と推計いたしますと、おおむね203人というふうに想定をしております。

ただし、10年後の定員数につきましては、あくまでも現在の状況の推計でございますので、不確定要因であります将来の水俣市の人口がどうなるのか、それに見合う組織・機構はどうあるべきか、あるいは水俣市の置かれた特殊事情等を十分検討し、必要最小限の職員で効率のよい行政運営に努めるべきだと考えております。

次に、組織・機構の適正化の具体的な取り組みは何か、また、既に着手しているのかとの御質問にお答えします。

組織・機構の適正化につきましては、市勢に見合った組織・機構を整備し、簡素で効率的なものとするため、その取り組みを実施していきます。

第4次行財政改革大綱での取り組み項目としまして、①市の人口や予算規模に応じた組織体制のスリム化と部制廃止を含めた組織の統廃合の検討、②事務及び施設管理の効率性の向上を図るため、施設管理の一元化などについて挙げております。

具体的な取り組みにつきましては、今後検討していく予定ですが、最初の取り組みとしては、各課や係の事務分掌と業務内容を見直し、重複した業務や廃止すべき業務がないか精査を行いたいと考えております。あわせて、市の人口規模や財政力などの推移を見ながら、組織全体のスリム化のため統廃合を進めてまいります。また、施設管理の一元化につきましては、まず、公民館や図書館の一元化ができないか検討をしていきたいと考えております。

次に、給与の見直しの中で、他市との比較をすること、また、水俣市民の平均的な所得と比較することも含まれるのかとの御質問にお答えいたします。

第4次行財政改革の中の給与等の見直しでは、特殊勤務手当等を見直しを含む総人件費の抑制と、能力及び勤務実績に応じた給与制度の検討を主な取り組み項目としております。他市との比較につきましては、毎年度国家公務員給与と比較するラスパイレス指数が提示されますので、この指数で比較することになりますが、平成20年度のラスパイレス指数は、県下14市中下から4番目となっております。

なお、水俣市民の平均的な所得との比較につきましては、所得に関する公的統計が策定されておりませんので、比較に関しては難しいと思っております。

次に、学校再編成後の校舎等の活用計画策定についてお答えいたします。

既に閉校した2つの小学校については、小学校の体育館を社会体育施設として活用している場合を除き、現在のところ、具体的な活用案は決まっていない状況にあります。中学校につきましても、平成23年4月の再編成実施により、3つの学校が校舎を使用しなくなる予定ですので、今後の活用を検討していく必要があります。学校施設の活用については、地域の貴重な財産でもあると考えておまして、地域住民の意見も聞きながら、地域の活性化も含め、有効に活用できないか検討してまいりたいと考えております。なお、庁内におきましては、関係各課の部課長で組織する小・中学校再編プロジェクトチーム会議でも協議を行っているところです。

学校跡地の活用については、従来に比べ国の財産処分手続の弾力化が図られておりますので、民間活用なども視野に入れるなど、総合的に検討していきたいと考えております。

次に、特別会計・公営企業会計等の経営健全化及び繰出金の見通しについての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、水俣市の特別会計及び企業会計に対する繰出金の合計額は、病院事業、公共下水道事業への繰出金の減少により、平成18年度までは少しずつではありますが、減少の傾向で推移してまいりました。しかし、平成18年度決算額合計で約19億9,700万円、19年度は約20

億3,300万円、20年度は約21億7,000万円と、再び増加に転じている状況にあります。

この要因といたしましては、高齢化の進行に伴う医療給付費、介護給付費等の増加、老人保健医療制度から後期高齢者医療制度への制度変更に伴う支出などにより、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金が増加していること、また、公共下水道事業特別会計において、地方債の償還がピークを迎え、繰出金が増加に転じたことなどが挙げられると考えられます。

今後の見通しについて申し上げますと、水道事業につきましては、今後ともほぼ繰出金に頼らない経営を継続できるものと考えており、病院事業につきましては、平成21年度には旧湯之児病院解体費に係る繰出金が一時的に増加いたしますが、以後は平成20年度と同水準で推移するものと見込んでおります。

また、公共下水道事業特別会計につきましては、地方債の元利償還金額の推移に伴い、平成21年度をピークに徐々に減少していくものと見込んでおります。

国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計につきましては、高齢者人口の増加等に伴う医療費、介護給付費の増加等により、人口推計で水俣市の高齢者人口のピークと見込まれている平成27年ころまで増加傾向で推移するものと考えております。これらを総合いたしますと、いましばらく繰出金の増加傾向は続くものと思われま。

各企業会計、特別会計への繰出金は、一般会計決算額に大きな割合を占めております。財政健全化の推進に当たり、企業会計においては、その本分である独立性・経済性を存分に発揮できる体制づくりを進め、特別会計におきましては、各事業の抱える問題点を把握し、一般会計負担の低減につながる施策を着実に推進するとともに、事業の簡素化・合理化を進めていく必要があるものと考えております。

次に、民間活用の推進の取り組みについてお答えいたします。

これまで、市の主な施設でありました武道館や蘇峰記念館、文化会館などに指定管理者制度を導入しておりますが、今後は、図書館や公民館などの管理運営についても、指定管理者制度を含めまして民間活用も検討してまいりたいと考えております。

また、これまで行ってまいりました指定管理者制度については、今までの実績について評価を行い、問題点はないのか見直すとともに、新たな管理運営方法もないのか検討してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 2回目の質問をします。

現在の理想的な職員数については20名ほど多いものの、他市と比較してそんなに多いという認識はないとのことですね。これから10年間かけて効率のよい修正を図っていきたいということで

受けとめました。そういうことだろうと思います。

10年後の水俣の人口を2万5,000人で推定されたときに、普通会計の職員は203名ということで想定してありますが、ということは、これから10年間で50人程度の減をしなければならないと、そういうことになるかと思いますが、この10年間の定年退職者の見込み数をちょっと調べてみたら大体100人ぐらいいらっしゃるんですね、見込みですけど。そうしますと、その50人はそこで既に達成するわけですが、その減員数を新規採用にぜひ取り入れてもらいたい、これに越したことはありませんが、なかなか行財政の改革の上ではそういうわけにはいかないことかもしれません。それでも、単純に計算しまして、1年間に5人程度の採用は可能ということになりますので、数は少なくとも市民に雇用の場を提供すると、そういういい機会になると思いますので、職員の雇用については矛盾する点はあるかもしれませんが、積極的にというか、新規採用についてはそういう気持ちで取り組んでもらいたいというふうに思います。

ここで、職員の年代構成比率をちょっと調べてみたいんですが、20代、30代、40代、50代と4つの段階に分けたときに、20代の構成比率が10%割っているんです、8.何%ぐらいと思うんですが。これは人員構成上異常じゃないかなというふうに思うわけですが、将来の業務遂行に当たって支障はないのか、そう感じていないのか、これを質問させていただきます。

組織・機構の適正化については、そのときの市政の状況を踏まえて、今後も随時見直しを行ってもらえればいいと思いますが、先ほど部制廃止も取り上げてありました。ということは、現在の部長職というのも廃止ということを考えておられるか、それをお尋ねします。

給与の見直しについてですが、他市との比較をしてもそんなに高くないと、むしろ下の方に位置しているというふうに考えている。また、市民の平均所得との比較は数字が把握できないため比較できないということでしたが、市民は、給与所得者にしても、個人事業主にしても、確定申告とかという形で申告してあるわけですが、それが市民税と国保税、これの根拠になっていると思います。あれは当然、市民のいわゆる所得というのは把握できているのかなというふうに思っていましたもんですから、それと比較してもらえませんかというような形で質問しましたが、それはわからないということであれば、それはそれでいいと思います。

参考までに、そういうことで、これは2006年の市町村民所得の表を持ってまいりましたが、これによりますと、水俣市民の1人当たりの所得は、2006年度は212万7,000円と記してあります。ただ、この数字は、計算の根拠は雇用者報酬、それから財産所得、企業所得を人口で割ったものでありますので、純粋な市民の平均所得とは言えないと思いますが、ただ、おおむね近い数字じゃないかというふうに私は思っております。

そこで、質問になりますが、既に県内で給与削減を実施している自治体もあります。市民の所得を参考にしないまでも、水俣の財政状況に応じた見直しが必要だと思いますが、それについて答

弁をお願いします。

市有財産の見直しについてですが、既に廃校した学校、それから、これから廃校する学校の施設の具体的な活用は決まっていないということでしたが、それぞれその施設というのは、起債、借金を起こして建てた施設であり、あるいは改修した施設であります。多分まだ大分残高が残っているものも多いかと思いますが、いずれにしても、まだ見てみますと、十分活用ができるような建物であります。その活用については、いろんな制限もありましょうし、取りにくい部分もあるかもしれませんが、また、目的外使用ということになれば、これは繰り上げ償還などの弊害とも伴ってくるのかというふうにも思います。ただ、だからといってそのまま放置しておいても償還が免除をされるわけではありませので、また、湯之見病院は水天荘のように解体には相当な費用がかかるわけですから、これまでの限られた利用法にとらわれず、いろんな角度から、これにはもちろん民活も含めてですが、検討してもいいというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

以上、質問します。

次に、特別会計と、それから公営企業会計などの経営健全化及び繰出金の見直しについてですが、病院事業と下水道事業は先ほど申し上げましたように、これは経営努力の成果と思えますが、少しずつ減少しています。このまま推移していけばいいなというふうに思っておりますが、なかなか厳しいかなというふうにも思います。しかし、今後ともぜひ鋭意努力をしていただきたいというふうに願うところです。逆に国保特別会計、それから介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰り出しは、年々若干ずつですがふえております。ただ、今水俣の現状から考えますと、私もいたし方ないのではないかというふうには判断しております。といっても、経営努力は当然しなければ行革になりませので、答弁にもありましたように、人員の見直し、それから事務の簡素化・合理化等を今後進めていただくようお願いしたいと思えます。

2回目の質問は4点です。以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） まず1つ目は、職員の年齢構成が偏っているので業務に支障があるんじゃないかということでございましたけれども、本市の場合の年齢構成のいびつさというのは、過去の採用の時期とか、あるいは採用の人員の隔たりとかというのがございまして、そういう構成にいびつさが出てしまったというのが現状かというふうに思っておりますけれども、ここの1月1日現在で、実は50歳以上の方というのが3割いらっしゃいます。その方がこれからずっと定年を迎えていくということになります。来年度の、例えば22年度から27年度まで、大体6年間で見えますと、75名定年を迎えていくと、だから急激に世代交代が起こらざるを得な

い、実はそういう状況でございます。

もちろん職員採用というのも、議員がおっしゃるように、当然やっていかななくちゃいけないということで、定員管理の適正化計画というのが実はありまして、それによればずっと減らしていきなさいというふうなことで、これは国の指導を受けて集中改革というのがございまして、それをやってきたわけなんですけれども、それをやっちゃうと急激に足らなくなると、逆に。ということになりますので、前倒し、それを一応凍結しまして、前倒しで昨年あたりから雇用をまた再開したということを今やっております。ですから、これは継続的に雇用を、職員採用はやっていって、断層ができないような今後は仕組みをつくっていくべきかなというふうには実は思っております。

もちろん将来的な組織・機構の適正化というか、定員管理というものは計画に沿ってやっていくべきかなというふうには思っておりますけれども、先ほど申しました203人の理想形なんですけれども、かなり厳しい実は状況かなと、ハードな職員の仕事の状況になるのかなというふうには思っておりますけれども、ただ、職員採用しますと、実は非常に優秀な方が受けていただきます。すごい能力の高い人たちが入ってきますので、やはり市として少数精鋭を目指していく、なおかつ人材育成をきちんとやって、住民対応ができる職員あるいは政策形成ができる職員を、やはりちゃんと我々がつくっていくということに努めていきたいなというふうには思っております。

それから、2番目で、部長職の廃止というのがありましたけれども、当然行財政改革の中に、部長あるいは課の統廃合、これはもう必然でないかなというふうには考えております。水俣市の人口規模からいきますと、もうそういう時期ではないのかなということで、これについては早急に検討していきたいなというふうには思っております。

それから、給与削減についてでございますけれども、もちろん地方公務員の給与につきまして、これまで人事院勧告に伴って国と一緒にそれを実行してきたという経緯がございます。それから、平成14年以降、4回の給与の引き下げがあつてありますし、給与構造改革を含めますと5回ぐらい、実はここ七、八年のうちに給与の引き下げがあつております。ただ、民間ベース、地場の賃金と比較すると割高じゃないかと、こういうふうな感覚は市民の皆さんお持ちかなというふうには理解をしております。ただ、そういったときに、公務員の給与をどうやって民間と比較するかといったときに、公務員と同じような仕事をやっている同等レベルの企業とか、あるいはそういう人材のある企業と比較していくのか、あるいはすべての民間労働者の給与あたりと比較していくのかということで、かなり見方が違うのかなというふうには思っております。

ですから、ただ、今の給与制度のあり方もかなり問題でございまして、今は職員の給料というのは職務経験、いわゆる年功序列が主流です。ですから、かなり頑張っている職員、能力の高い職員については、公平・公正じゃない給与体系だというふうには実は考えておりますので、その辺

の年功序列からの脱却あるいは抜本の見直しを当然やっていくべきだというふうに思っております。ですから、給与が高いということを一般論でどういうふうに考えるかというのがありますけれども、ただ、市民あるいは納税者のやっぱり信頼を勝ち得ていくということにつきましては、我々も地域、民間の給与の実態、そういうものを的確にやっぱり反映していくような取り組みとか、それもやっぱり必要ではないのかなというふうに今思っております。

それから、学校跡地の利用につきましては、今、議員おっしゃいましたように、いろんな活用方法を考えていくと、実はこれまでも市有財産については相当処分をしてきておりまして、かなりインターネット、あるいは地場の民間の方にも買っていただいております。いろんな活用法はあると思います。企業誘致もありますし、あるいはいろんな研修用の合宿場の誘致だとか、あるいは社会福祉施設だとか、社会教育的な施設に利用すると、いろんな考え方があるというふうに思いますので、ぜひそういう利活用の提案あたりを公募したりして、インターネットなんかを使って積極的に今後もやっていきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 私はすぐ何でも計算してしまうんですが、例えば800万円年収もらっている職員の方が定年退職されたとしますと、250万円の職員の方2人雇っても300万円余るのかなというような計算をついついしてしまうんですが、それもだんだん10年、20年たっていけば、先ほど言いましたように、そこら辺のひずみが出てくるかもしれません。とはいっても、財政上の行革は進めなくてはなりませんので、人員削減は、ある意味ではいたし方ないかと思うところではありますが、非常勤職員の方もいらっしゃいますね。この方たちの業務内容についても見直して、そしてその行革の中に入れるのか、それについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、定年退職者の方は先ほどある程度見込み数がわかっておりますが、それとは別に、今後も早期退職の奨励、これを行っていくのか、それもちょうと答弁をお願いしたいと思います。

特殊勤務手当については見直したいが、給与削減についてはこれまで4回だったですか、5回ですかね、見直して削減したということで、今の財政状況、それから職員のモチベーション等を考えると予定していないというふうを受けとめました。モチベーションについては十分わかります。ただ、財政上のことを考えると果たしてそれでいいのかなというふうには思います。これはもう答弁は結構です。

私たち議員も、職員さんばかりに当てはめるのではなくて、他市町村の議員報酬の現状等も踏まえて、今後考えていかなければならないということは認識しております。

それから、閉校した、また閉校予定の学校関係の施設の活用についてですが、ことし3月廃校しました深川小学校、これをちょっと例に例えてみましょうか。将来消防署の移転が進められた

とき、これは消防署は広域行政事務組合の所管になりますので質問はしません。あくまでも例えということで聞いていただければいいんですが、深川小学校の校舎、それから体育館はそれほど古くない。たしか建てて10年くらいかというふうに思っておりますが、十分そのまま活用できるといふふうに思っております。

消防署に例えますと、校舎は若干の改造を加えましたら、事務所や仮眠室に、それから、体育館、プール、グラウンド等は隊員の訓練や、それから体力強化施設として、消防署にはうってつけじゃないかというふうに思うわけです。ただ、緊急時の出動に支障があると思われるかもしれませんが、この前、深川小学校からひばりヶ丘交差点まで時速50キロで走ってみました。2分50秒かかりました。緊急時には確かに1分1秒が大事と言われますが、そんなに大きな問題にならないんじゃないかというふうに思いました。それよりも財政負担が随分軽くなるんじゃないかというふうに思った次第です。

このようなことで、今までのような規格にとらわれないような発想が有効活用には絶対必要かというふうに思いますので、この点について再度答弁をいただきたいと思います。

消防署については当然答弁は要りません。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） まず、臨時雇用の方あるいは非常勤の雇用の職務でございますけれども、これにつきましては、本来は仕事は職員がすべき話です。臨時的に不測の事態があって、職員が足りなくなつて、臨時的に雇用するというのが通例でございます。恒常的な仕事については当然職員がやっていくということでございますけれども、ただ、予算の関係あるいは慢性的な人員不足のところもありまして、恒常的に雇っているところも若干ございます。ですから、これについては、仕事はなるべく職員でやっていくということですので、雇用を減らすという意味ではないですけれども、やっぱり適切な職務の中で、必要があれば雇用をするという考え方でいきたいというふうに思っております。

それから、早期退職の勧奨でございますけれども、これは、継続してやっていきたいなというふうに思っております。年齢構成が非常に高くなつて、高齢じゃないですけれども、年がいくつくとやっぱり労働意欲等もかわりが出てまいります。一生懸命頑張っていた方々は頑張っていたと、あるいは自宅に高齢者を抱えていたりとかいろいろな家庭の事情があったりしますと、そういう勧奨があつて、早く後進に道を譲っていただくということになれば、新規職員の採用につながっていくということになるのかなというふうに思っておりますので、これは続けてまいりますというふうに思っております。

それから深川小学校の件でございますけれども、議員がおっしゃるように、非常にもったいない話ですよね。非常にまだ新しく設備も整っております。消防署の問題については答えなくてい

ということでしたけれども、消防署は広域でやっていますんで、当然津奈木、芦北町あたりの考え方もあろうかと、あるいは消防自身の考え方もあろうかなというふうには思いますけども、ただ、施設としては非常にもったいないので、有効活用には本当にいいのかなと、それぞれ市の財政負担にも、新しい消防署をつくるとなれば要りますので、非常におもしろい考え方かなというふうに拝聴させていただきます。

とにかく、いずれにいたしましても、いろんな有効活用があるんだということをやっぱり我々も最良の方法を考えていくべきだというふうに思っています。

○議長（松本和幸君） 次に、市長マニフェストについて答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、3年半を経過して、市長マニフェストをどのようにとらえているのかについてお答えします。

マニフェストについては、水俣市政策事業評価管理システムの中で、毎月その進捗状況を管理し、毎年市民監査やパブリックコメント手続など4段階の評価を加え、進捗率も昨年度末で93%と上がってきております。

客観的という御質問でございますので、客観性を持って7つの公約の取り組み状況について端的に申し上げます。

公約の1、産廃問題については業者の撤退。公約の2、教育問題については、学力偏差値の向上、日本一の読書のまちづくりの推進。公約の3の経済産業振興については、中小企業経営安定資金融資制度、バラ園や道の駅の設置、環境に特化した事業や教育旅行の誘致などを行ってまいりましたが、まだ目に見える成果としては上がってきていないものがあります。次に、公約4の行財政改革については、2,000万円以上の報酬カットや部課の統廃合等を行いました。また、公約5の地域の活性化については、水俣元気づくり推進室の設置、自治会の本格スタート。公約の6、福祉・介護・医療問題については、ふれあいネットワークや健康出前講座、年800回以上のまちかど健康塾の実施、総合医療センターの医療スタッフの確保などに取り組んでおり、現在、成果が徐々にあらわれております。また、公約7の生ごみ袋については、価格が2割下がるなど一定の成果を得ております。

全体といたしましては、公約の残り期間に全力を尽くし、市民が目に見える成果として実感できるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 きのうの高岡議員の一般質問の中で、水俣青年会議所主催のマニフェスト検証の質問がありましたが、私もその中身を拝見させていただきましたが、なかなか厳しい評価だなとい

うふうに思いました。実は、私もこのマニフェスト作成のときは、たしか一緒になって作成に携わり、市長就任後の取り組みをずっと見てまいりましたが、まだ継続中のものを含めまして、決して市民の期待を裏切るものでもないし、むしろ実践されたことは十分評価できるというふうに思っております。

きのうの各社の新聞に、宮本市長が次の市長選への出馬を表明したというふうに記事が載っております。この記事を見て、市民の皆さんはいろいろな思いで受けとめられたことと思います。出馬となりますと、当然次のマニフェストを策定しなければならないわけですが、前は、産廃処分場計画の絶対阻止を大きく掲げまして、実現いたしました。市民の大きな協力があつたことも事実ですが、何と云っても、そのときの水俣のトップが先頭に立って行動したことが大きな結果を生んだというふうになったと私は思っております。次のマニフェストの大きな取り組みは、それからしますと、何と云っても水俣経済の再生ということになると思います。市民が次の指導者に強く求めている中に、企業誘致、雇用対策、観光振興、少子・高齢化等の問題がありますが、これはいずれも経済につながってくるのじゃないかというふうに思っております。

青年会議所のマニフェストの検証の中では、特にこの経済政策については厳しい宮本市長への採点がつけてありましたが、私は、市長のこれまでの行動を身近で見えていますし、先ほどの質問に取り上げましたように、総合計画・行財政改革など、財政上の数字もある程度把握できますので、先ほどの評価をいたしました。市民の皆さんが理解できないのもわかるような気がします。

実際、私も宮本市長については市民の声を聞きますが、個人としての評価は余り悪いということには耳にしません。ちょっと聞きにくいかもしれませんが、宮本市長は経済に弱かもんねという、こういう話は、失礼なんです。よく聞きます。ただ、どこがですかというふうに聞き直しても、その方から明快な答えは返ってきませんが、感情論的に水俣の今の経済の現状を見たときに、それはだれのせいかというふうになるんじゃないかと思つています。そうしますと、最後は市長が悪いと、こういうことになるのかなというふうに思つています。

ただ、水俣の経済が落ち込んでいるのは当然事実です。当然立ち向かっているかなければ水俣の将来は明るくありません。水俣の経済を考えると、チッソの存在というのは欠かすことができないわけですが、水俣病問題だけでチッソの方に足を運んどれとは言いませんが、積極的にチッソの方に訪問して、経済についても情報収集したり、あるいは意見交換などすることも必要不可欠なことじゃないかというふうにも考えております。

水俣のお年寄りの方にはチッソの退職者の方が多いのですが、厚生年金などの収入でそれなりの生活を送っている方もたくさんいらっしゃいます。これは一つのチッソの恩恵かもしれません。水俣病問題の早期解決も水俣市長の宿命ではございますが、将来にわたってチッソの事業所

が水俣に存続し、ともに発展するのが市民の願いであり、不可欠なことというふうに考えます。

とにかく、次も出馬されるのであれば、経済政策を第一に打ち出し、そして実践をしてもらいたいと強く思っております。前回、就任と同時に産業廃棄物対策課を設置されて功をなしたわけですが、次は、私のこれは仮称ではありますが、緊急経済対策課、こういうやつを設置してもいいんじゃないかというふうに思います。そのためには外部からの優秀な人物を招くこともいいですし、それにつけては予算も思い切りつけて活動してもらったらいんじゃないかというふうに考えております。

それぐらいの気持ちを持って次の市長選へ挑戦していただきたいと、そう一方的に申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（松本和幸君） 以上で田中功議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時59分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第81号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

○議長（松本和幸君） 日程第2、議第81号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第82号 水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第82号水俣市長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第83号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第4、議第83号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第84号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第5、議第84号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第85号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第6、議第85号水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第86号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第7、議第86号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第8、議第87号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につい

てを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第88号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第6号)

○議長(松本和幸君) 日程第9、議第88号平成21年度水俣市一般会計補正予算第6号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第89号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(松本和幸君) 日程第10、議第89号平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第90号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(松本和幸君) 日程第11、議第90号平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第12 議第91号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(松本和幸君) 日程第12、議第91号平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第13 議第92号 平成21年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第13、議第92号平成21年度水俣市水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第93号 平成20年度水俣市病院事業会計決算認定について

○議長（松本和幸君） 日程第14、議第93号平成20年度水俣市病院事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第94号 平成20年度水俣市水道事業会計決算認定について

○議長（松本和幸君） 日程第15、議第94号平成20年度水俣市水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第95号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議第96号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

日程第18 議第97号 和解及び損害賠償の額の決定について

日程第19 議第98号 平成20年度水俣市一般会計決算認定について

日程第20 議第99号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第21 議第100号 平成20年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

日程第22 議第101号 平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第23 議第102号 平成20年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第24 議第103号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（松本和幸君） 日程第16、議第95号水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第24、議第103号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算

認定についてまで、9件を一括して議題とします。

議第95号

水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
平成21年9月10日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

水俣市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第1号中「並びに次条第20項及び第21項の規定」を削り、同条第2号中「並びに次条第4項から第7項までの規定」を削り、同条第3号中「次条第8項から第14項まで」を「附則第3条第9項から第15項まで」に改め、同条第4号中「次条第15項から第19項まで」を「附則第3条第16項から第20項まで」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 附則第3条第4項から第8項まで、第21項及び第22項の規定 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成21年条例第 号）の施行の日

附則第3条第10項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同条第11項中「附則第2条第9項」を「附則第3条第10項」に改め、同条第12項中「第9項」を「第10項」に改め、同条第13項中「（次項及び第15項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削り、同条中第14項を削り、第15項を第14項とし、第16項を削り、第17項を第15項とし、第18項を第16項とし、同条第19項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成20年改正令附則第7条第11項」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を同条第17項とし、同条第20項中「附則第2条第18項」を「附則第3条第17項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第21項中「第18項」を「第17項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第22項中「第18項」を「第17項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第23項を同条第21項とし、同条第24項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を同条第22項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水俣市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う規定の整備のため、本案のように制定しようとするものである。

議第96号

平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成21年度水俣市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成21年度水俣市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入		
第1款 総合医療センター事業収益	6,253,959千円		26,300千円	6,280,259千円

第2項 医業外利益	231,611千円	26,300千円	257,911千円
収益的収入合計	6,277,480千円	26,300千円	6,303,780千円
支 出			
第1款 総合医療センター事業費	6,388,072千円	26,300千円	6,414,372千円
第2項 医業外費用	182,757千円	26,300千円	209,057千円
収益的支出合計	6,412,646千円	26,300千円	6,438,946千円

平成21年9月10日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第97号

和解及び損害賠償の額の決定について

平成20年12月12日に国保水俣市立総合医療センターにおいて行われた手術等の医療行為が原因で同年12月15日に患者が死亡した医療事故に関し、次の者と水俣市との間に次のとおり和解し、損害賠償の額を決定することとする。

平成21年9月10日提出

水俣市長 宮本勝彬

和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
1 患者の法定相続人 配偶者A 水俣市在住	26,300,000円	(1) 水俣市は、本件事故に関し、相手方に対し、損害賠償金として金2,630万円を支払うこと。 (2) 水俣市及び相手方は、和解成立後は、本件事故に関し、裁判又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。 (3) 相手方は、本件事故における医療行為に関与した医師、看護師等の水俣市の被用者に対して、本件に関し、今後一切の請求をしないこと。
2 患者の法定相続人 子B 水俣市外在住		
3 患者の法定相続人 子C 水俣市在住		

(提案理由)

水俣市病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

議第98号

平成20年度水俣市一般会計決算認定について

平成20年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成21年9月10日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成20年度水俣市一般会計決算

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 市税		3,076,902,000	3,385,774,000	3,081,019,543	4,912,671	299,841,786	△4,117,543
	1. 市民税	1,346,524,000	1,417,600,401	1,363,523,917	1,555,980	52,520,504	△16,999,917

	2. 固定資産税	1,517,879,000	1,746,670,899	1,503,822,282	2,923,951	239,924,666	14,056,718
	3. 軽自動車税	56,202,000	62,506,020	56,145,714	432,740	5,927,566	56,286
	4. たばこ税	149,629,000	150,876,930	150,876,930	0	0	△1,247,930
	5. 入湯税	6,668,000	8,119,750	6,650,700	0	1,469,050	17,300
2. 地方譲与税		138,000,000	135,657,722	135,657,722	0	0	2,342,278
	1. 自動車重量譲与税	98,000,000	101,059,000	101,059,000	0	0	△3,059,000
	2. 地方道路譲与税	36,000,000	32,473,000	32,473,000	0	0	3,527,000
	3. 特別とん譲与税	4,000,000	2,125,722	2,125,722	0	0	1,874,278
3. 利子割金交付金		10,000,000	11,100,000	11,100,000	0	0	△1,100,000
	1. 利子割金交付金	10,000,000	11,100,000	11,100,000	0	0	△1,100,000
4. 配当割金交付金		5,000,000	2,332,000	2,332,000	0	0	2,668,000
	1. 配当割金交付金	5,000,000	2,332,000	2,332,000	0	0	2,668,000
5. 株式等譲渡所得割金交付金		4,000,000	868,000	868,000	0	0	3,132,000
	1. 株式等譲渡所得割金交付金	4,000,000	868,000	868,000	0	0	3,132,000
6. 地方消費税交付金		290,000,000	272,478,000	272,478,000	0	0	17,522,000
	1. 地方消費税交付金	290,000,000	272,478,000	272,478,000	0	0	17,522,000
7. ゴルフ場利用税交付金		8,000,000	8,879,902	8,879,902	0	0	△879,902
	1. ゴルフ場利用税交付金	8,000,000	8,879,902	8,879,902	0	0	△879,902
8. 自動車取得税交付金		42,000,000	40,559,000	40,559,000	0	0	1,441,000
	1. 自動車取得税交付金	42,000,000	40,559,000	40,559,000	0	0	1,441,000
9. 地方特例交付金		18,000,000	27,846,000	27,846,000	0	0	△9,846,000
	1. 地方特例交付金	13,000,000	21,118,000	21,118,000	0	0	△8,118,000
	2. 特別交付金	5,000,000	5,122,000	5,122,000	0	0	△122,000
	3. 地方税等減収補てん臨時交付金	0	1,606,000	1,606,000	0	0	△1,606,000
10. 地方交付税		4,540,000,000	4,976,857,000	4,976,857,000	0	0	△436,857,000
	1. 地方交付税	4,540,000,000	4,976,857,000	4,976,857,000	0	0	△436,857,000
11. 交通安全別交付金		4,348,000	3,587,000	3,587,000	0	0	761,000
	1. 交通安全別交付金	4,348,000	3,587,000	3,587,000	0	0	761,000
12. 分担金及び負担金		171,095,000	200,554,413	176,131,952	0	24,422,461	△5,036,952

	1. 分担金	11,067,000	18,343,676	17,856,843	0	486,833	△6,789,843
	2. 負担金	160,028,000	182,210,737	158,275,109	0	23,935,628	1,752,891
13. 使用料及び 手数料		177,233,000	172,650,530	170,100,039	157,070	2,393,421	7,132,961
	1. 使用料	156,255,000	152,733,450	150,185,459	157,070	2,390,921	6,069,541
	2. 手数料	20,978,000	19,917,080	19,914,580	0	2,500	1,063,420
14. 国庫支出金		2,376,812,000	1,774,378,648	1,751,998,648	0	22,380,000	624,813,352
	1. 国庫負担金	1,227,462,000	1,235,755,153	1,235,755,153	0	0	△8,293,153
	2. 国庫補助金	1,130,745,000	520,267,193	497,887,193	0	22,380,000	632,857,807
	3. 委託金	18,605,000	18,356,302	18,356,302	0	0	248,698
15. 県支出金		899,916,000	858,828,192	858,828,192	0	0	41,087,808
	1. 県負担金	464,965,000	426,979,745	426,979,745	0	0	37,985,255
	2. 県補助金	348,236,000	350,044,417	350,044,417	0	0	△1,808,417
	3. 委託金	86,715,000	81,804,030	81,804,030	0	0	4,910,970
16. 財産収入		93,692,000	97,935,689	93,248,295	0	4,687,394	443,705
	1. 財産運用 収入	18,412,000	22,509,198	17,821,804	0	4,687,394	590,196
	2. 財産売却 収入	75,280,000	75,426,491	75,426,491	0	0	△146,491
17. 寄附金		1,032,000	1,263,694	1,263,694	0	0	△231,694
	1. 寄附金	1,032,000	1,263,694	1,263,694	0	0	△231,694
18. 繰入金		245,337,000	124,691,697	124,691,697	0	0	120,645,303
	1. 基金繰入金	241,734,000	121,088,697	121,088,697	0	0	120,645,303
	2. 特別会計 繰入金	3,603,000	3,603,000	3,603,000	0	0	0
19. 繰越金		144,804,685	154,745,942	154,745,942	0	0	△9,941,257
	1. 繰越金	144,804,685	154,745,942	154,745,942	0	0	△9,941,257
20. 諸収入		1,046,504,000	1,092,983,999	932,594,029	0	160,389,970	113,909,971
	1. 延滞金 加算金 及び過料	7,404,000	8,907,702	8,907,702	0	0	△1,503,702
	2. 市預金利子	1,000,000	1,741,180	1,741,180	0	0	△741,180
	3. 貸付金 元利収入	260,408,000	265,760,225	261,227,858	0	4,532,367	△819,858
	4. 雑収入	770,507,000	812,471,466	656,613,863	0	155,857,603	113,893,137
	5. 受託事業 収入	7,185,000	4,103,426	4,103,426	0	0	3,081,574

21. 市 債		1,183,610,000	1,102,110,000	1,102,110,000	0	0	81,500,000
	1. 市 債	1,183,610,000	1,102,110,000	1,102,110,000	0	0	81,500,000
歳 入 合 計		14,476,285,685	14,446,081,428	13,926,896,655	5,069,741	514,115,032	549,389,030

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1. 議 会 費		169,122,000	163,003,450	0	6,118,550	6,118,550
	1. 議 会 費	169,122,000	163,003,450	0	6,118,550	6,118,550
2. 総 務 費		2,634,600,091	1,993,152,728	610,545,479	30,901,884	641,447,363
	1. 総務管理費	2,088,208,091	1,452,029,251	610,545,479	25,633,361	636,178,840
	2. 徴 税 費	217,219,000	213,624,921	0	3,594,079	3,594,079
	3. 戸籍住民 基本台帳費	78,215,000	77,839,117	0	375,883	375,883
	4. 選 挙 費	25,095,000	24,999,418	0	95,582	95,582
	5. 統計調査費	191,837,000	190,700,414	0	1,136,586	1,136,586
	6. 監査委員費	34,026,000	33,959,607	0	66,393	66,393
3. 民 生 費		4,043,959,000	3,870,842,959	14,225,078	158,890,963	173,116,041
	1. 社会福祉費	1,982,879,000	1,876,626,018	0	106,252,982	106,252,982
	2. 児童福祉費	1,237,585,000	1,209,680,969	14,225,078	13,678,953	27,904,031
	3. 生活保護費	823,495,000	784,535,972	0	38,959,028	38,959,028
4. 衛 生 費		1,698,460,000	1,622,706,080	43,216,000	32,537,920	75,753,920
	1. 保健衛生費	404,464,000	362,794,336	22,146,000	19,523,664	41,669,664
	2. 清 掃 費	776,302,000	747,519,083	21,070,000	7,712,917	28,782,917
	3. 簡易水道 設 置 費	1,753,000	1,740,000	0	13,000	13,000
	4. 環境対策費	165,941,000	160,652,661	0	5,288,339	5,288,339
	5. 病 院 費	350,000,000	350,000,000	0	0	0
5. 農 林 水 産 業 費		373,451,000	360,347,426	5,600,000	7,503,574	13,103,574
	1. 農 業 費	288,850,000	276,967,681	5,000,000	6,882,319	11,882,319
	2. 林 業 費	55,398,000	54,366,483	600,000	431,517	1,031,517
	3. 水 産 業 費	29,203,000	29,013,262	0	189,738	189,738
6. 商 工 費		246,651,000	237,071,613	6,358,250	3,221,137	9,579,387

	1. 商工費	246,651,000	237,071,613	6,358,250	3,221,137	9,579,387
7. 土木費		1,840,054,244	1,662,916,281	163,353,685	13,784,278	177,137,963
	1. 土木管理費	4,470,000	4,325,158	0	144,842	144,842
	2. 道路橋りょう費	403,495,294	323,738,517	78,805,685	951,092	79,756,777
	3. 河川費	18,228,000	13,153,852	5,000,000	74,148	5,074,148
	4. 港湾費	27,233,000	27,181,400	0	51,600	51,600
	5. 都市計画費	1,292,192,000	1,202,178,787	79,548,000	10,465,213	90,013,213
	6. 住宅費	94,435,950	92,338,567	0	2,097,383	2,097,383
8. 消防費		375,535,000	368,702,921	0	6,832,079	6,832,079
	1. 消防費	375,535,000	368,702,921	0	6,832,079	6,832,079
9. 教育費		1,348,887,350	1,261,183,930	52,203,550	35,499,870	87,703,420
	1. 教育総務費	212,176,350	174,603,889	32,217,550	5,354,911	37,572,461
	2. 小学校費	118,973,000	112,488,952	0	6,484,048	6,484,048
	3. 中学校費	164,588,000	158,184,185	0	6,403,815	6,403,815
	4. 社会教育費	225,815,000	201,481,614	19,986,000	4,347,386	24,333,386
	5. 保健体育費	627,335,000	614,425,290	0	12,909,710	12,909,710
10. 災害復旧費		79,725,000	77,298,374	1,782,399	644,227	2,426,626
	1. 農林水産施設災害復旧費	26,486,000	24,446,652	1,782,399	256,949	2,039,348
	2. 公共土木施設災害復旧費	53,237,000	52,851,722	0	385,278	385,278
	3. 文教施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	4. その他公共施設・公用施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
11. 公債費		1,656,024,000	1,654,913,023	0	1,110,977	1,110,977
	1. 公債費	1,656,024,000	1,654,913,023	0	1,110,977	1,110,977
12. 予備費		9,817,000	0	0	9,817,000	9,817,000
	1. 予備費	9,817,000	0	0	9,817,000	9,817,000
歳出合計		14,476,285,685	13,272,138,785	897,284,441	306,862,459	1,204,146,900

歳入合計 13,926,896,655円
 歳出合計 13,272,138,785円
 歳入歳出差引残額 654,757,870円
 内
 基金繰入金 300,000,000円

議第99号

平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成21年9月10日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1.	国民健康保険税	535,854,000	763,815,792	540,794,153	17,945,753	205,075,886	△4,940,153
	1. 国民健康保険税	535,854,000	763,815,792	540,794,153	17,945,753	205,075,886	△4,940,153
2.	使用料及び手数料	539,000	526,104	526,204	0	△100	12,796
	1. 手数料	539,000	526,104	526,204	0	△100	12,796
3.	国庫支出金	1,209,095,000	1,256,056,910	1,256,056,910	0	0	△46,961,910
	1. 国庫負担金	718,621,000	688,085,910	688,085,910	0	0	30,535,090
	2. 国庫補助金	490,474,000	567,971,000	567,971,000	0	0	△77,497,000
4.	県支出金	219,214,000	196,443,499	196,443,499	0	0	22,770,501
	1. 県負担金	11,743,000	11,044,499	11,044,499	0	0	698,501
	2. 県補助金	207,471,000	185,399,000	185,399,000	0	0	22,072,000
5.	療養給付費等交付金	332,059,000	365,842,008	365,842,008	0	0	△33,783,008
	1. 療養給付費等交付金	332,059,000	365,842,008	365,842,008	0	0	△33,783,008
6.	前期高齢者交付金	949,241,000	949,241,252	949,241,252	0	0	△252
	1. 前期高齢者交付金	949,241,000	949,241,252	949,241,252	0	0	△252
7.	共同事業交付金	444,988,000	542,008,271	542,008,271	0	0	△97,020,271
	1. 共同事業交付金	444,988,000	542,008,271	542,008,271	0	0	△97,020,271
8.	財産収入	287,000	209,976	209,976	0	0	77,024
	1. 財産運用収入	287,000	209,976	209,976	0	0	77,024
9.	繰入金	299,240,000	236,592,445	236,592,445	0	0	62,647,555
	1. 他会計繰入金	285,331,000	236,592,445	236,592,445	0	0	48,738,555
	2. 基金繰入金	13,909,000	0	0	0	0	13,909,000
10.	繰越金	158,998,000	158,996,881	158,996,881	0	0	1,119
	1. 繰越金	158,998,000	158,996,881	158,996,881	0	0	1,119

11. 諸 収 入		5,440,000	5,442,584	5,442,584	0	0	△2,584
	1. 延滞金 加算及び過料	1,514,000	2,800,759	2,800,759	0	0	△1,286,759
	2. 市預金利子	1,000	202,616	202,616	0	0	△201,616
	3. 雑 入	3,924,000	2,439,209	2,439,209	0	0	1,484,791
	4. 受託事業 収 入	1,000	0	0	0	0	1,000
歳 入 合 計		4,154,955,000	4,475,175,722	4,252,154,183	17,945,753	205,075,786	△97,199,183

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1. 総 務 費		79,936,000	75,668,866	0	4,267,134	4,267,134
	1. 総務管理費	41,527,000	39,272,595	0	2,254,405	2,254,405
	2. 徴 税 費	32,762,000	32,279,180	0	482,820	482,820
	3. 運 営 協 議 会 費	110,000	72,600	0	37,400	37,400
	4. 趣旨普及費	60,000	0	0	60,000	60,000
	5. 国 民 健 康 保 険 特 別 対 策 費	5,477,000	4,044,491	0	1,432,509	1,432,509
2. 保険給付費		3,028,320,000	2,921,629,361	0	106,690,639	106,690,639
	1. 療養諸費	2,689,713,000	2,605,654,544	0	84,058,456	84,058,456
	2. 高額医療費	326,395,000	304,044,817	0	22,350,183	22,350,183
	3. 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4. 出産育児 諸 費	10,650,000	10,650,000	0	0	0
	5. 葬祭諸費	1,560,000	1,280,000	0	280,000	280,000
3. 後期高齢者 支 援 金 等		323,517,000	323,418,322	0	98,678	98,678
	1. 後期高齢者 支 援 金 等	323,517,000	323,418,322	0	98,678	98,678
4. 前期高齢者 納 付 金 等		533,000	435,484	0	97,516	97,516
	1. 前期高齢者 納 付 金 等	533,000	435,484	0	97,516	97,516
5. 老人保健 拠 出 金		58,509,000	58,508,482	0	518	518
	1. 老人保健 拠 出 金	58,509,000	58,508,482	0	518	518
6. 介護納付金		137,652,000	137,651,947	0	53	53
	1. 介護納付金	137,652,000	137,651,947	0	53	53
7. 共 同 事 業 拠 出 金		445,150,000	424,517,284	0	20,632,716	20,632,716

	1. 共同事業 拠出金	445,150,000	424,517,284	0	20,632,716	20,632,716
8. 保健事業費		28,822,000	19,544,322	0	9,277,678	9,277,678
	1. 保健事業費	9,754,000	6,760,585	0	2,993,415	2,993,415
	2. 特定 健康診査等 事業費	19,068,000	12,783,737	0	6,284,263	6,284,263
9. 基金積立金		287,000	209,976	0	77,024	77,024
	1. 基金積立金	287,000	209,976	0	77,024	77,024
10. 公債費		494,000	0	0	494,000	494,000
	1. 公債費	494,000	0	0	494,000	494,000
11. 諸支出金		13,366,000	12,741,210	0	624,790	624,790
	1. 償還金及び 還付加算金	3,623,000	2,999,210	0	623,790	623,790
	2. 繰出金	9,743,000	9,742,000	0	1,000	1,000
12. 予備費		38,369,000	0	0	38,369,000	38,369,000
	1. 予備費	38,369,000	0	0	38,369,000	38,369,000
歳出合計		4,154,955,000	3,974,325,254	0	180,629,746	180,629,746

歳入合計 4,252,154,183円
歳出合計 3,974,325,254円
歳入歳出差引残額 277,828,929円
内
基金繰入金 0円

議第100号

平成20年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

平成20年度水俣市老人保健特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成21年9月10日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成20年度水俣市老人保健特別会計決算

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
1. 支払基金 交付金		226,293,000	199,746,000	199,746,000	0	0	26,547,000
	1. 支払基金 交付金	226,293,000	199,746,000	199,746,000	0	0	26,547,000
2. 国庫支出金		142,983,000	153,880,000	153,880,000	0	0	△10,897,000
	1. 国庫負担金	142,983,000	153,880,000	153,880,000	0	0	△10,879,000
3. 県支出金		35,746,000	38,530,029	38,530,029	0	0	△2,784,029

	1. 県負担金	35,746,000	38,530,029	38,530,029	0	0	△2,784,029
4. 繰入金		37,540,000	29,716,439	29,716,439	0	0	7,823,561
	1. 一般会計繰入金	37,540,000	29,716,439	29,716,439	0	0	7,823,561
5. 繰越金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1. 繰越金	1,000	0	0	0	0	1,000
6. 諸収入		55,388,000	64,288,272	64,288,272	0	0	△8,900,272
	1. 市預金利子	1,000	84,536	84,536	0	0	△83,536
	2. 雑入	55,387,000	64,203,736	64,203,736	0	0	△8,816,736
歳入合計		497,951,000	486,160,740	486,160,740	0	0	11,790,260

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用品額	予算現額と支出済額との比較
1. 総務費		740,000	428,683	0	311,317	311,317
	1. 総務管理費	740,000	428,683	0	311,317	311,317
2. 医療諸費		440,826,000	384,232,728	0	56,593,272	56,593,272
	1. 医療諸費	440,826,000	384,232,728	0	56,593,272	56,593,272
3. 諸支出金		305,000	303,992	0	1,008	1,008
	1. 諸支出金	305,000	303,992	0	1,008	1,008
4. 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1. 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
5. 前年度繰上充用金		55,080,000	55,079,221	0	779	779
	1. 前年度繰上充用金	55,080,000	55,079,221	0	779	779
歳出合計		497,951,000	440,044,624	0	57,906,376	57,906,376

歳入合計 486,160,740円

歳出合計 440,044,624円

歳入歳出差引残額 46,116,116円

内

基金繰入金 0円

議第101号

平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成21年9月10日提出

平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
1. 保 険 料		288,598,000	253,261,900	252,679,650	0	582,250	35,918,350
	1. 後期高齢者 医療保険料	288,598,000	253,261,900	252,679,650	0	582,250	35,918,350
2. 使用料及び 手数料		26,000	95,500	95,700	0	△200	△69,700
	1. 手 数 料	26,000	95,500	95,700	0	△200	△69,700
3. 繰 入 金		119,550,000	112,577,049	112,577,049	0	0	6,972,951
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	119,550,000	112,577,049	112,577,049	0	0	6,972,951
4. 諸 収 入		164,000	233,027	235,927	0	△2,900	△71,927
	1. 延 滞 金 加 算 及 び 過 料	1,000	34,500	37,400	0	△2,900	△36,400
	2. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	20,000	0	0	0	0	20,000
	3. 預 金 利 子	1,000	41,492	41,492	0	0	△40,492
	4. 雑 入	142,000	157,035	157,035	0	0	△15,035
5. 国庫支出金		7,140,000	7,140,000	7,140,000	0	0	0
	1. 国庫補助金	7,140,000	7,140,000	7,140,000	0	0	0
歳 入 合 計		415,478,000	373,307,476	372,728,326	0	579,150	42,749,674

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1. 総 務 費		415,458,000	371,086,576	0	44,371,424	44,371,424
	1. 総務管理費	19,014,000	18,218,763	0	795,237	795,237
	2. 徴 収 費	17,667,000	16,800,915	0	866,085	866,085
	3. 後期高齢者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	378,777,000	336,066,898	0	42,710,102	42,710,102
2. 諸 支 出 金		20,000	0	0	20,000	20,000
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	20,000	0	0	20,000	20,000
歳 出 合 計		415,478,000	371,086,576	0	44,391,424	44,391,424

歳 入 合 計 372,728,326円

歳 出 合 計 371,086,576円

歳入歳出差引残額 1,641,750円

内

議第102号

平成20年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

平成20年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成21年9月10日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成20年度水俣市介護保険特別会計決算

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 保険料		395,952,000	432,991,355	422,077,536	708,371	10,205,448	△26,125,536
	1. 介護保険料	395,952,000	432,991,355	422,077,536	708,371	10,205,448	△26,125,536
2. 分担金及び負担金		4,776,000	2,548,000	2,548,000	0	0	2,228,000
	1. 負担金	4,776,000	2,548,000	2,548,000	0	0	2,228,000
3. 使用料及び手数料		110,000	108,400	108,400	0	0	1,600
	1. 手数料	110,000	108,400	108,400	0	0	1,600
4. 国庫支出金		686,799,000	697,301,281	697,301,281	0	0	△10,502,281
	1. 国庫負担金	434,417,000	444,548,000	444,548,000	0	0	△10,131,000
	2. 国庫補助金	252,382,000	252,753,281	252,753,281	0	0	△371,281
5. 支払基金交付金		778,424,000	764,742,482	764,742,482	0	0	13,681,518
	1. 支払基金交付金	778,424,000	764,742,482	764,742,482	0	0	13,681,518
6. 県支出金		378,423,000	370,680,456	370,680,456	0	0	7,742,544
	1. 県負担金	367,194,000	360,049,811	360,049,811	0	0	7,144,189
	2. 県補助金	11,229,000	10,630,645	10,630,645	0	0	598,355
7. 繰入金		396,177,000	383,316,781	383,089,383	0	227,398	13,087,617
	1. 一般会計繰入金	396,177,000	383,316,781	383,089,383	0	227,398	13,087,617
8. 繰越金		17,178,000	118,021,426	118,021,426	0	0	△100,843,426
	1. 繰越金	17,178,000	118,021,426	118,021,426	0	0	△100,843,426
9. 諸収入		4,000	376,064	376,064	0	0	△372,064
	1. 延滞金、加算金及び過料	1,000	128,100	128,100	0	0	△127,100
	2. 預金利子	1,000	247,964	247,964	0	0	△246,964

	3. 雑 入	2,000	0	0	0	0	2,000
歳 入 合 計		2,657,843,000	2,770,086,245	2,758,945,028	708,371	10,432,846	△101,102,028

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1. 総 務 費		74,851,000	73,185,490	0	1,665,510	1,665,510
	1. 総務管理費	37,074,000	36,598,113	0	475,887	475,887
	2. 徴 収 費	6,115,000	5,744,565	0	370,435	370,435
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	31,476,000	30,691,162	0	784,838	784,838
	4. 趣 旨 普 及 費	14,000	10,800	0	3,200	3,200
	5. 運 営 協 議 会 費	172,000	140,850	0	31,150	31,150
2. 保 険 給 付 費		2,463,127,000	2,413,032,064	0	50,094,936	50,094,936
	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	2,125,035,000	2,086,561,553	0	38,473,447	38,473,447
	2. 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	182,073,000	172,586,230	0	9,486,770	9,486,770
	3. そ の 他 諸 費	3,699,000	3,637,930	0	61,070	61,070
	4. 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	51,963,000	51,057,175	0	905,825	905,825
	5. 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	100,357,000	99,189,176	0	1,167,824	1,167,824
4. 地 域 支 援 事 業		66,808,000	54,435,699	0	12,372,301	12,372,301
	1. 介 護 予 防 事 業	29,690,000	19,352,819	0	10,337,181	10,337,181
	2. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業	37,118,000	35,082,880	0	2,035,120	2,035,120
5. 基 金 積 立 金		20,601,000	20,590,676	0	10,324	10,324
	1. 基 金 積 立 金	20,601,000	20,590,676	0	10,324	10,324
6. 公 債 費		5,180,000	5,178,666	0	1,334	1,334
	1. 公 債 費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2. 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金 償 還 金	5,179,000	5,178,666	0	334	334
7. 諸 支 出 金		25,276,000	25,152,623	0	123,377	123,377
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	25,276,000	25,152,623	0	123,377	123,377
8. 予 備 費		2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
	1. 予 備 費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
歳 出 合 計		2,657,843,000	2,591,575,218	0	66,267,782	66,267,782

歳 入 合 計	2,758,945,028円
歳 出 合 計	2,591,575,218円
歳入歳出差引残額	167,369,810円
内	
基金繰入金	0円

議第103号

平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成21年9月10日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
1. 分担金及び負担金		17,572,000	20,993,760	18,282,880	0	2,710,880	△710,880
	1. 負担金	17,572,000	20,993,760	18,282,880	0	2,710,880	△710,880
2. 使用料及び手数料		279,100,000	292,936,760	282,449,260	104,810	10,382,690	△3,349,260
	1. 使用料	279,089,000	292,880,860	282,393,360	104,810	10,382,690	△3,304,360
	2. 手数料	11,000	55,900	55,900	0	0	△44,900
3. 国庫支出金		96,700,000	96,700,000	96,700,000	0	0	0
	1. 国庫補助金	96,700,000	96,700,000	96,700,000	0	0	0
4. 繰入金		737,034,000	727,700,000	727,700,000	0	0	9,334,000
	1. 繰入金	737,034,000	727,700,000	727,700,000	0	0	9,334,000
5. 繰越金		1,000	119,749	119,749	0	0	△118,749
	1. 繰越金	1,000	119,749	119,749	0	0	△118,749
6. 諸収入		1,930,000	2,050,638	2,050,638	0	0	△120,638
	1. 延滞金加算金及び過料	1,000	40,900	40,900	0	0	△39,900
	2. 預金利子	1,000	80,876	80,876	0	0	△79,876
	3. 雑入	1,928,000	1,928,862	1,928,862	0	0	△862
7. 市債		806,800,000	806,700,000	806,700,000	0	0	100,000
	1. 市債	806,800,000	806,700,000	806,700,000	0	0	100,000
歳入合計		1,939,137,000	1,947,200,907	1,934,002,527	104,810	13,093,570	5,134,473

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1. 公共下水道 事業費		418,633,000	414,477,896	0	4,155,104	4,155,104
	1. 公共下水道 事業費	418,633,000	414,477,896	0	4,155,104	4,155,104
2. 公 債 費		1,519,504,000	1,519,406,182	0	97,818	97,818
	1. 公 債 費	1,519,504,000	1,519,406,182	0	97,818	97,818
3. 予 備 費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1. 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		1,939,137,000	1,933,884,078	0	5,252,922	5,252,922

歳 入 合 計 1,934,002,527円

歳 出 合 計 1,933,884,078円

歳入歳出差引残額 118,449円

内

基金繰入金 0円

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第95号水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う規定の整備のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第96号平成21年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を2,630万円、収益的支出の額を2,630万円それぞれ増額し、補正後の収益的収入の額を63億378万円、収益的支出の額を64億3,894万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、平成20年12月に総合医療センターにおいて発生しました医療事故により入院患者が死亡した事案について、患者遺族との和解交渉がまとまり、損害賠償額が確定したことから、必要となる損害賠償金2,630万円を医業外費用として収益的支出に計上するものであります。

なお、この賠償金の財源としましては、本市が加入しております病院賠償責任保険からの保険

金2,630万円を医業外収益として収益的収入に計上するものであります。

次に、議第97号和解及び損害賠償の額の決定について申し上げます。

平成20年12月12日に国保水俣市立総合医療センターにおいて行われた手術等の医療行為が原因で、同年12月15日に患者が死亡した医療事故に関し、遺族である当該患者の法定相続人3人と本市との間に和解が成立しましたので、水俣市病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を経る必要があることから、本案のように提案するものであります。

次に、平成20年度一般及び特別会計決算認定について順次提案理由の説明を申し上げます。

なお、説明の中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第98号平成20年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額139億2,690万円、歳出総額132億7,214万円、歳入歳出差し引き6億5,476万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源9,023万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金積立金として3億円を差し引いた2億6,453万円を翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入96.2%、歳出91.7%となっております。

次に、議第99号平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額42億5,215万円、歳出総額39億7,433万円、歳入歳出差し引き2億7,782万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入102.3%、歳出95.7%となっております。

次に、議第100号平成20年度水俣市老人保健特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額4億8,616万円、歳出総額4億4,004万円、歳入歳出差し引き4,612万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入97.6%、歳出88.4%となっております。

次に、議第101号平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額3億7,273万円、歳出総額3億7,109万円、歳入歳出差し引き164万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入89.7%、歳出89.3%となっております。

次に、議第102号平成20年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額27億5,895万円、歳出総額25億9,158万円、歳入歳出差し引き1億6,737万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入103.8%、歳出97.5%となっております。

次に、議第103号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額19億3,400万円、歳出総額19億3,388万円、歳入歳出差し引き12万円は全額

翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入99.7%、歳出99.7%となっております。

なお、議第98号から議第103号までの平成20年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査意見書、各会計の決算事項別明細書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書をあわせて提出をいたしております。

以上、本定例会市議会に追加提案いたしました議第95号から議第103号までについて順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決及び御認定をいただきますようお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後1時40分 休憩

午後1時41分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第95号水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第96号平成21年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第97号和解及び損害賠償の額の決定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第98号平成20年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第103号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、本6件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第98号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第25 特別委員会の設置について

○議長（松本和幸君） 日程第25、特別委員会の設置についてを議題とします。

特別委員会の設置について

- 1 名 称 一般会計決算特別委員会
- 2 構成人員 8人
- 3 審査事項 平成20年度水俣市一般会計決算認定について
- 4 審査権限 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。
- 5 審査期間 12月定例会まで

○議長（松本和幸君） お諮りします。

議第98号平成20年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員8人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、塩崎信介議員、川上紗智子議員、大川末長議員、牧下恭之議員、湊上道昭議員、平松辰弘議員、田中功議員、岩阪雅文議員、以上8人を指名したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました8人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午後1時43分 休憩

午後1時50分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 大川末長議員

副委員長 平松辰弘議員

以上のとおりであります。

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、16日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、15日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後1時51分 散会

平成21年9月16日

平成21年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成21年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成21年9月16日（水曜日）

午前10時0分 開議

午前10時29分 閉会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	平松辰弘君	田中功君
岩阪雅文君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長（牛迫秀基君）	局長（松永伸二君）
議事係長（栄永尚子君）	総務係長（岡本広志君）
書記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 12人

市長（宮本勝彬君）	副市長（森近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	福祉環境部長（吉本哲裕君）
産業建設部長（田上和俊君）	総合医療センター事務部長（桑畑達美君）
産業建設部産業づくり総室長（上村彰君）	水道局長（盛下修一君）
教育次長（坂本彰君）	総務企画部総務課長（本山祐二君）
総務企画部企画課長（栄永徳博君）	総務企画部財政課長（淵上茂樹君）

○議事日程 第5号

平成21年9月16日 午前10時開議

- 第1 議第81号 専決処分の報告及び承認について
 専第6号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 第2 議第82号 水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について
- 第3 議第83号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第84号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第85号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第86号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第88号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 第9 議第89号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議第90号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議第91号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議第92号 平成21年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議第95号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第96号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第15 議第97号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第16 陳第8号 地域産木材利用拡大の陳情について
- 第17 陳第10号 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する陳情について
- 第18 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 陳第4号 国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 議第93号 平成20年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 1 議第99号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

- 1 議第100号 平成20年度水俣市老人保健特別会計決算認定について
- 1 議第101号 平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第102号 平成20年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 陳第1号 水俣病問題の全面解決をすすめる決議を求める陳情について
- 1 陳第2号 水俣病問題を深く審議していただくため各被害者団体からの意見聴取を求める陳情について
- 1 陳第5号 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案決議を求める陳情について
- 1 陳第6号 気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について
- 1 陳第7号 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案を求める意見書の採択を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 議第94号 平成20年度水俣市水道事業会計決算認定について
- 1 議第103号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 陳第9号 J Aあしきた果樹選果場施設統合整備事業に伴う補助金に関する陳情について
- 1 陳第11号 水俣風力発電の建設反対を求める陳情について
- 1 陳第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情について（平成20年9月）
- 1 陳第3号 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について
- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第19 議第104号 人権擁護委員候補者の推薦について

第20 議第105号 人権擁護委員候補者の推薦について

第21 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

午前10時0分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案2件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣承認要求書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

- 日程第1 議第81号 専決処分の報告及び承認について
専第6号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 議第82号 水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について
- 日程第3 議第83号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第84号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第85号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第86号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第87号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第88号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第9 議第89号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第90号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第91号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第92号 平成21年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第95号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第96号 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第97号 和解及び損害賠償の額の決定について

日程第16 陳第8号 地域産木材利用拡大の陳情について

日程第17 陳第10号 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する陳情について

○議長（松本和幸君） 日程第1、議第81号専決処分の報告及び承認についてから、日程第17、陳第10号御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する陳情についてまで、17件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長平松辰弘議員。

（総務文教委員長 平松辰弘君登壇）

○総務文教委員長（平松辰弘君） ただいま議題となりました案件のうち、総務文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第81号平成21年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

本案は、法人市民税の還付及び小水力発電調査事業の実施に伴い、予算措置に急施を要し、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第2款総務費に、市税還付金及び小水力発電調査事業を計上し、これらの財源としては、第14款国庫支出金、第19款繰越金をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、小水力発電調査事業の内容についてただしたところ、発電に係る二酸化炭素排出量が非常に少ないクリーンなエネルギーである小水力発電の普及を図ることを目的とする。

本市の環境モデル都市行動計画にも掲げているクリーンエネルギー発電所の設置を具体化するため、小水力発電実現の可能性について、現地調査を踏まえ河川等の水力の現況や電力の利活用方法、維持管理体制など総合的に勘案し、事業の可能性のある場所を選定した上で、市民出資などの市民参画を伴う事業の実施可能性についての評価、検証を行う事業であるとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第82号水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、予算執行に係る不適切処理に関して職員に矯正措置を行ったことから、市長として総合的な管理監督責任があるものと判断したため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第83号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を

改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員災害補償法の一部改正に伴い制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第84号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、まちづくり交付金評価委員会の設置に伴い、非常勤の特別職としてまちづくり交付金評価委員会委員の報酬額に関して整備を図る等の必要があるため制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、まちづくり交付金評価委員会委員の学識と一般との報酬に差がある理由についてただしたところ、学識委員は学識経験のある有識者という形で大学とか高専等の教員などを対象にしている。また、今回の場合はかなり専門職の研修をしていただくことになるとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第88号平成21年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第2款総務費に、庁舎管理事業、第8款消防費に、消防団活動費、第9款教育費に、小学校施設維持管理費を計上し、これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、辺地協聴施設整備事業についてただしたところ、平成23年7月にアナログ放送がデジタル放送に切りかわることに伴い、越小場地区の7世帯で構成する中尾協聴組合がデジタル放送難視聴対策工事を実施するものである。組合が実施する事業費は約122万4,000円で、そのうち国庫補助金が78万3,000円、NHKの助成が39万2,000円で、1戸当たりの負担額は7,000円になるとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第95号水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う規定の整備のため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第10号御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を妥当として、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

なお、運航再開については、多くの課題が予想されますので、当委員会では、御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題について、継続的に調査を行っていくこととしました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、厚生委員長牧下恭之議員。

（厚生委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第85号水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成21年9月30日で減免の経過措置期間が終了するのに伴い、利用者負担金を見直すために制定するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第86号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い制定するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第88号平成21年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主なものとして、第3款民生費に、子育て応援特別手当事業、第4款衛生費に、岡山不燃物埋立地整備事業等を計上し、その財源として、第14款国庫支出金、第15款県支出金等をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、子育て応援特別手当の支給についてただしたのに対し、受付開始を来年1月に予定しており、子ども1人当たり3万6,000円を1回限り支給するとの答弁がありました。

また、岡山不燃物埋立地整備事業の内容についてただしたのに対し、埋立地の設置後25年以上を経過し、素掘りの側溝が埋まっており、雨水が流れ込むため、コンクリートのU字溝を設置し、処理施設への負担を減らすものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第89号平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げ

ます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ225万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ43億5,502万7,000円とするものであります。

補正の内容は、第1款総務費に、医療費適正化特別対策事業、第11款諸支出金に、高額療養費特別支援金等を計上し、これらの財源として、第11款諸収入に、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を計上するとともに第3款国庫支出金、第9款繰入金及び第10款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第90号平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ22万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,628万1,000円とするものであります。

補正の内容は、第2款諸支出金で保険料還付金を増額しており、その財源としては、第4款繰越金及び第5款諸収入で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第91号平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,930万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億9,887万1,000円とするものであります。

補正の内容は、第1款総務費に、趣旨普及費、第6款諸支出金に、国県支出金等返還金を計上しており、これらの財源としては、第6款県支出金、第7款繰入金及び第8款繰越金で調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護保険料の還付はどのような場合に発生するのかについてただしたのに対し、納付者が年度途中で死亡したり、所得の更正があったときなどであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第96号平成21年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を2,630万円、収益的支出の額を2,630万円それぞれ増額し、補正後の収益的収入の額を63億378万円、収益的支出の額を64億3,894万6,000円とするものであります。

補正の内容は、平成20年12月に総合医療センターにおいて発生した医療事故により入院患者が死亡した事案について、患者遺族との和解交渉がまとまり損害賠償額が決定したことから、必要

となる損害賠償金2,630万円を医業外費用として収益的支出に計上し、その財源として病院賠償責任保険からの保険金2,630万円を医業外収益として収益的収入に計上するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第97号和解及び損害賠償の額の決定について申し上げます。

平成20年12月12日に国保水俣市立総合医療センターにおいて行われた手術等の医療行為が原因で、同年12月15日に患者が死亡した医療事故に関し、遺族である当該患者の法定相続人3名と本市との間に和解が成立したので、水俣市病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案したものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、医療事故の内容についてただしたのに対し、消化器科において総胆管結石の内視鏡手術を行ったが、その際に十二指腸を傷つけ、開腹して修復手術を行ったが、急性膵炎により患者が死亡したものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長西田弘志議員。

（産業建設委員長 西田弘志君登壇）

○産業建設委員長（西田弘志君） ただいま議題となりました案件のうち、産業建設委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第87号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、第2期月浦団地建設により月浦団地4、5号棟25戸を供用開始することに伴い制定するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、市営住宅建設が民間アパート等の経営圧迫にならないかとただしたのに対し、今後市営住宅は老朽化したものの建てかえを主にやっていく、民間圧迫にならないよう配慮したいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第88号平成21年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第5款農林水産業費に、耕作放棄地解消緊急対策事業、森林整備加速化・林業再生基金事業、第6款商工費に、商店街活性化支援事業、第7款土木費に、湯の尻海岸高潮対策事業負担金等を計上しており、財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金及び第21款市債をもって調整している。

このほか債務負担行為の補正として、勤労青少年ホーム管理委託料の追加を計上している。

また、地方債の補正として、地方道路等整備事業の追加、一般公共事業ほかの限度額変更を行っているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、耕作放棄地の復旧に係る補助はだれに対して補助をするのかとただしたのに対し、実際に復旧作業を行う耕作者にするものであるとの答弁がありました。

また、湯の児海岸浮棧橋に係る計画について、市の単独負担での浮棧橋設置となるが、県の海岸保全事業の中で、初めから安全に乗り降りできるような計画はできなかったのかとただしたのに対し、県の事業は高潮対策を担い、漁業・観光振興に関しては市が担うべき事業であり、市単独で行うこととなったとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第92号平成21年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出の額を103万3,000円増額し、補正後の収益的支出の額を4億1,293万円とするものであり、補正の内容は、庁舎耐震診断調査の実施に伴う一般会計負担金の額を増額するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第8号地域産木材利用拡大の陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年9月11日

総務文教常任委員長 平松辰弘

水俣市議会議長 松本和幸様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第81号	専決処分報告及び承認について 専第6号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第5号)	承認	全員賛成
議第82号	水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第83号	水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第84号	水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第88号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分	原案可決	全員賛成
議第95号	水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
陳第10号	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する陳情について	採 択	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年9月11日

厚生常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第85号	水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第86号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第88号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分	原案可決	全員賛成
議第89号	平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第90号	平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第91号	平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第96号	平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第97号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年9月11日

産業建設常任委員長 西 田 弘 志

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第87号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第88号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分	原案可決	全員賛成
議第92号	平成21年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
陳第8号	地域産木材利用拡大の陳情について	採 択	全員賛成

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第81号専決処分報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

○議長(松本和幸君) 次に、議第82号水俣市長の給与の減額に関する条例の制定についてから、議第97号和解及び損害賠償の額の決定についてまで、14件を一括して採決します。

本14件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本14件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本14件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長(松本和幸君) 次に、陳第8号地域産木材利用拡大の陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長(松本和幸君) 次に、陳第10号御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第18 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 陳第4号 国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 議第93号 平成20年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 1 議第99号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第100号 平成20年度水俣市老人保健特別会計決算認定について
- 1 議第101号 平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第102号 平成20年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 陳第1号 水俣病問題の全面解決をすすめる決議を求める陳情について
- 1 陳第2号 水俣病問題を深く審議していただくため各被害者団体からの意見聴取を求める陳情について
- 1 陳第5号 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案決議を求める陳情について
- 1 陳第6号 気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について
- 1 陳第7号 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案を求める意見書の採択を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 議第94号 平成20年度水俣市水道事業会計決算認定について
- 1 議第103号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 陳第9号 J A あしきた果樹選果場施設統合整備事業に伴う補助金に関する陳情について

- 1 陳第11号 水俣風力発電の建設反対を求める陳情について
- 1 陳第3号 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について
- 1 陳第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情について（平成20年9月）
 - 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
議会運営委員会
 - 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
 - 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（松本和幸君） 日程第18、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 産業建設委員会に付託されました陳情、JAあしきた果樹選果場施設統合整備事業に伴う補助金に関する陳情についてが、委員会の継続審査になったことに対して異議がありません。

本陳情は、水俣・芦北地方に既存する3つの果樹選果場が1つに統合し、芦北町田浦に建設されようとするものであります。水俣の生産者にとっては、これまで本市にあったものが管内で最も遠い田浦に建設されること、今の施設も建設されてから日も浅く、更新は差し迫った問題ではなく、さほど緊急の課題とは言いがたいが、販売並びに経費、さらに将来のことを考慮しますと、田浦に施設の整備を了承する苦渋の選択をされたようであります。

すでに本計画は決定され、今、国の50%補助の事業に申請中で、10月内には国から許可され、直ちに建設、整備に取りかかる予定と聞いております。

そもそも選果場は独立採算制で運営し、施設費の償還も含むすべての経費は生産者のミカン等の売り上げ代金から支払っているゆえ、経費が少なければ少ないほど農家の手取りの収入が多くなります。水俣に統合されないのは残念であります、今回の選果場施設統合整備事業は水俣の

農業発展のための大きな事業と思いますので、御理解いただき、速やかに採択いただきたいと思いますので、本陳情の継続には異議がございます。

○議長（松本和幸君） 御異議がありますので、分割して採決します。

各常任委員会から申し出の案件中、産業建設委員会から申し出の陳第9号JAあしきた果樹選果場施設統合整備事業に伴う補助金に関する陳情については、同委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって陳第9号は、委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

○議長（松本和幸君） 次に、ただいま閉会中の継続審査に付することに決定しました陳第9号を除くその他の案件については、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成21年9月11日

総務文教常任委員長 平松辰弘

水俣市議会議長 松本和幸様

記

事件の番号	件名	理由
陳第4号	国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成21年9月11日

厚生常任委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 松本和幸様

記

事件の番号	件名	理由
議第93号	平成20年度水俣市病院事業会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第99号	平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第100号	平成20年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第101号	平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第102号	平成20年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
陳第1号	水俣病問題の全面解決をすすめる決議を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第2号	水俣病問題を深く審議していただくため各被害者団体からの意見聴取を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第5号	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案決議を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第6号	気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第7号	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案を求める意見書の採択を求める陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成21年9月11日

産業建設常任委員長 西田弘志

水俣市議会議長 松本和幸様

記

事件の番号	件名	理由
議第94号	平成20年度水俣市水道事業会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第103号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
陳第9号	J Aあしきた果樹選果場施設統合整備事業に伴う補助金に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第11号	水俣風力発電の建設反対を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第6号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情について	慎重審査を要するため
陳第3号	政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
	商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成21年9月10日

議会運営委員長 田中 功

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第19 議第104号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第20 議第105号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（松本和幸君） 日程第19、議第104号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第20、議第105号人権擁護委員候補者の推薦についての2件を一括して議題とします。

議第104号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成21年9月16日提出

水俣市長 宮本勝彬

住所 水俣市天神町1丁目5番1号
氏名 田中孝典
生年月日 昭和25年11月5日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

議第105号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成21年9月16日提出

水俣市長 宮本勝彬

住所 水俣市旭町1丁目2番22号
氏名 濱田智海
生年月日 昭和30年1月31日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議第104号及び議第105号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、田中孝典委員及び濱田智海委員の任期が本年12月31日をもって満了となりますが、引き続き推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

田中孝典委員及び濱田智海委員ともに、人格、識見ともにすぐれた方で、人権相談や人権啓発などに熱意を持って積極的に取り組まれており、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第104号及び議第105号について、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました本2件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第104号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

○議長（松本和幸君） 議第105号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

日程第21 議員派遣について

○議長（松本和幸君） 日程第21、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

第241回熊本県市議会議長会出席

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第160条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

派遣目的 熊本県市議会議長会に出席し、地方自治の確立と都市の興隆発展を図る。

派遣場所 天草市

派遣期間 平成21年10月8日(休)～9日(金) 2日間

派遣議員 淵上道昭議員

経 費 既決予算の中から支出

○議長（松本和幸君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成21年第4回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 松本和幸

署名議員 福田 齊

署名議員 平松辰弘

平成21年9月第4回水俣市議会定例会（8月28日～9月16日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第81号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成21年度水俣市一般会計 補正予算（第5号）	8月28日	総務文教	9月16日 承認	
議第82号	水俣市長の給与の減額に関する条例の制 定について	8月28日	総務文教	9月16日 原案可決	
議第83号	水俣市議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	8月28日	総務文教	9月16日 原案可決	
議第84号	水俣市特別職の職員で非常勤のもの報 酬及び費用弁償条例の一部を改正する条 例の制定について	8月28日	総務文教	9月16日 原案可決	
議第85号	水俣市障害者地域生活支援事業の負担金 に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	8月28日	厚生	9月16日 原案可決	
議第86号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正す る条例の制定について	8月28日	厚生	9月16日 原案可決	
議第87号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例 の制定について	8月28日	産業建設	9月16日 原案可決	
議第88号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第 6号）	8月28日	各委	9月16日 原案可決	
議第89号	平成21年度水俣市国民健康保険事業特別 会計補正予算（第2号）	8月28日	厚生	9月16日 原案可決	
議第90号	平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会 計補正予算（第2号）	8月28日	厚生	9月16日 原案可決	
議第91号	平成21年度水俣市介護保険特別会計補正 予算（第2号）	8月28日	厚生	9月16日 原案可決	
議第92号	平成21年度水俣市水道事業会計補正予算 （第1号）	8月28日	産業建設	9月16日 原案可決	
議第93号	平成20年度水俣市病院事業会計決算認定 について	8月28日	厚生	9月16日 継続審査	
議第94号	平成20年度水俣市水道事業会計決算認定 について	8月28日	産業建設	9月16日 継続審査	
議第95号	水俣市税条例の一部を改正する条例の一 部を改正する条例の制定について	9月10日	総務文教	9月16日 原案可決	
議第96号	平成21年度水俣市病院事業会計補正予算 （第2号）	9月10日	厚生	9月16日 原案可決	

議第97号	和解及び損害賠償の額の決定について	9月10日	厚生	9月16日 原案可決
議第98号	平成20年度水俣市一般会計決算認定について	9月10日	一般会計 決算特別	9月10日 継続審査
議第99号	平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月10日	厚生	9月16日 継続審査
議第100号	平成20年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	9月10日	厚生	9月16日 継続審査
議第101号	平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月10日	厚生	9月16日 継続審査
議第102号	平成20年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月10日	厚生	9月16日 継続審査
議第103号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月10日	産業建設	9月16日 継続審査
議第104号	人権擁護委員候補者の推薦について（田中孝典君）	9月16日	省略	9月16日 異議なし
議第105号	人権擁護委員候補者の推薦について（濱田智海君）	9月16日	省略	9月16日 異議なし

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第8号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月10日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月16日	総務文教	9月16日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	9月16日	厚生	9月16日 継続調査	
商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月16日	産業建設	9月16日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月16日	議会運営	9月16日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第8号	地域産木材利用拡大の陳情について	葦北郡津奈木町 大字小津奈木 2120-23 小崎 修市	産業建設	8月28日	9月16日 採 択
陳第9号	J Aあしきた果樹選果場施設統合 整備事業に伴う補助金に関する陳 情について	葦北郡芦北町 佐敷424 高峰 博美	産業建設	8月28日	9月16日 継続審査
陳第10号	御所浦港から水俣港間の旅客船運 航再開に関する陳情について	天草市御所浦町 御所浦2311-1 脇島 義純	総務文教	9月10日	9月16日 採 択
陳第11号	水俣風力発電の建設反対を求める 陳情について	水俣市石坂川 石飛326-132 道家 哲實	産業建設	9月10日	9月16日 継続審査

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第6号	「協同出資・協同経営で働く協同 組合法」(仮称)の速やかな制定 を国に求めることについての陳情 について	鹿児島県出水市 高尾野町柴引 3269-5 馬籠みどり	産業建設	平成20年 9月11日	9月16日 継続審査
陳第1号	水俣病問題の全面解決をすすめる 決議を求める陳情について	水俣市桜井町 2-2-28 中山 徹	厚 生	3月12日	9月16日 継続審査
陳第2号	水俣病問題を深く審議していただ くため各被害者団体からの意見聴 取を求める陳情について	水俣市山手町 1-4-6 光永ジツ子	厚 生	3月12日	9月16日 継続審査
陳第3号	政府と国会による「公共工事にお ける賃金等確保法」(仮称)の制定、 公共工事における建設労働者の適 正な労働条件の確保に関する意見 書の提出を求める陳情について	葦北郡津奈木町 岩城2123-40 坂口 正人	産業建設	3月12日	9月16日 継続審査
陳第4号	国民生活の「安心・安全」の確立 を求め、地方の切り捨てにつなが る安易な地方分権・道州制に反対 する意見書提出を求める陳情につ いて	熊本市二の丸 1-4 山田 浩志	総務文教	6月11日	9月16日 継続審査

陳第5号	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案決議を求める陳情について	水俣市桜井町 2-2-20 大石 利生	厚 生	6月11日	9月16日 継続審査
陳第6号	気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について	水俣市汐見町 2-3-3 野中 真理	厚 生	6月11日	9月16日 継続審査
陳第7号	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案を求める意見書の採択を求める陳情について	水俣市江添 1072-11 坂本 龍虹	厚 生	6月11日	9月16日 継続審査